

(議案第12号)

令和8年厚木市議会第2回会議（2月定例会議）

令和7年度

厚木市国民健康保険事業特別会計

補正予算（第2号）

議案第12号

令和7年度厚木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度の厚木市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ445,838千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,405,637千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月18日提出

厚木市長 山口 貴 裕

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 5 国庫支出金		0	60,808	60,808
	1 0 国庫補助金	0	60,808	60,808
2 5 県支出金		14,227,266	55,856	14,283,122
	1 0 県負担金・補助金	14,227,266	55,856	14,283,122
4 0 繰入金		2,118,361	259,673	2,378,034
	5 他会計繰入金	1,962,190	322,689	2,284,879
	1 0 基金繰入金	156,171	△63,016	93,155
4 5 繰越金		100,000	69,501	169,501
	5 繰越金	100,000	69,501	169,501
歳 入 合 計		20,959,799	445,838	21,405,637

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		585,154	△117,509	467,645
	5 総務管理費	380,061	△23,917	356,144
	1 0 徴収費	204,649	△93,592	111,057
1 0 保険給付費		13,976,096	80,000	14,056,096
	5 療養諸費	12,075,297	80,000	12,155,297
2 7 保健事業費		236,700	△18,510	218,190
	3 特定健康診査等事業費	144,164	△10,390	133,774
	5 保健事業費	92,536	△8,120	84,416
3 0 基金積立金		122,200	500,000	622,200
	5 基金積立金	122,200	500,000	622,200
4 0 諸支出金		18,116	1,857	19,973
	5 償還金及び還付加算金	18,116	1,857	19,973
歳 出 合 計		20,959,799	445,838	21,405,637

令和 7 年度

厚木市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第 2 号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額
5 国民健康保険料	4,430,254
15 国庫支出金	0
25 県支出金	14,227,266
35 財産収入	612
40 繰入金	2,118,361
45 繰越金	100,000
50 諸収入	83,306
歳入合計	20,959,799

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5 総務費	585,154	△117,509	467,645
10 保険給付費	13,976,096	80,000	14,056,096
22 国民健康保険事業費納付金	6,011,533		6,011,533
27 保健事業費	236,700	△18,510	218,190
30 基金積立金	122,200	500,000	622,200
40 諸支出金	18,116	1,857	19,973
45 予備費	10,000		10,000
歳出合計	20,959,799	445,838	21,405,637

(単位：千円・%)

補 正 額	計	構 成 率
	4, 4 3 0, 2 5 4	2 0. 7
6 0, 8 0 8	6 0, 8 0 8	0. 3
5 5, 8 5 6	1 4, 2 8 3, 1 2 2	6 6. 7
	6 1 2	0. 0
2 5 9, 6 7 3	2, 3 7 8, 0 3 4	1 1. 1
6 9, 5 0 1	1 6 9, 5 0 1	0. 8
	8 3, 3 0 6	0. 4
4 4 5, 8 3 8	2 1, 4 0 5, 6 3 7	1 0 0. 0

(単位：千円・%)

補 正 額 の 財 源 内 訳					構 成 率
特 定 財 源				一般財源	
国庫支出金	県支出金	市 債	そ の 他		
60,808				△178,317	2.2
	80,000				65.7
					28.1
	△15,918			△2,592	1.0
				500,000	2.9
				1,857	0.1
					0.0
60,808	64,082			320,948	100.0

2 歳 入

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金		0	60,808	60,808
	10	国庫補助金	0	60,808	60,808
		50 システム開発費等補助金	0	60,808	60,808
25	県支出金		14,227,266	55,856	14,283,122
	10	県負担金・補助金	14,227,266	55,856	14,283,122
		5 保険給付費等交付金	14,227,266	55,856	14,283,122
40	繰入金		2,118,361	259,673	2,378,034
	5	他会計繰入金	1,962,190	322,689	2,284,879
		5 一般会計繰入金	1,962,190	322,689	2,284,879
	10	基金繰入金	156,171	△63,016	93,155
		5 国民健康保険事業基金繰入金	156,171	△63,016	93,155
45	繰越金		100,000	69,501	169,501
	5	繰越金	100,000	69,501	169,501
		5 繰越金	100,000	69,501	169,501
歳 入 合 計			20,959,799	445,838	21,405,637

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 システム開発費等補助金	60,808	1 子ども・子育て支援事業費補助金	【国保年金課】 60,808
5 保険給付費等交付金（普通交付金）	80,000	1 保険給付費等交付金（普通交付金）増	【国保年金課】 80,000
10 保険給付費等交付金（特別交付金）	△24,144	1 保険者努力支援分減	【国保年金課】 △8,226
		2 特定健診等負担金減	【国保年金課】 △15,918
5 保険基盤安定繰入金	13,387	1 保険基盤安定繰入金増	【国保年金課】 13,387
10 職員給与費等繰入金	△178,317	1 職員給与費等繰入金減	【国保年金課】 △178,317
15 財政安定化支援事業繰入金	△12,381	1 財政安定化支援事業繰入金減	【国保年金課】 △12,381
20 その他一般会計繰入金	500,000	1 その他一般会計繰入金増	【国保年金課】 500,000
5 国民健康保険事業基金繰入金	△63,016	1 国民健康保険事業基金繰入金減	【国保年金課】 △63,016
5 繰越金	69,501	1 前年度繰越金増	【国保年金課】 69,501

1 5 国庫支出金 2 5 県支出金 4 0 繰入金 4 5 繰越金

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 総務費	585,154	△117,509	467,645		
5 総務管理費	380,061	△23,917	356,144		
5 一般管理費	378,355	△23,917	354,438	一般財源	△23,917
10 徴収費	204,649	△93,592	111,057		
5 賦課徴収費	204,649	△93,592	111,057	国庫支出金	60,808
				一般財源	△154,400
10 保険給付費	13,976,096	80,000	14,056,096		
5 療養諸費	12,075,297	80,000	12,155,297		
5 療養給付費	11,910,000	80,000	11,990,000	県支出金	80,000
27 保健事業費	236,700	△18,510	218,190		
3 特定健康診査等事業費	144,164	△10,390	133,774		
5 特定健康診査等事業費	144,164	△10,390	133,774	県支出金	△15,918
				一般財源	5,528
5 保健事業費	92,536	△8,120	84,416		
5 保健衛生普及費	92,536	△8,120	84,416	一般財源	△8,120

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
13 委託料	△23,917	1 給付事務費減	【国保年金課】 △796
		2 資格事務費減	【国保年金課】 △3,926
		3 国保事務費減	【国保年金課】 △19,195
13 委託料	△93,592	1 賦課事務費減	【国保年金課】 △93,592
19 負担金、補助及び交付金	80,000	1 療養給付費増	【国保年金課】 80,000
11 需用費	△300	1 特定健康診査事業費減	【国保年金課】 △7,860
12 役務費	△1,530	2 特定保健指導事業費減	【国保年金課】 △2,530
13 委託料	△8,000		
19 負担金、補助及び交付金	△560		
8 報償費	△200	1 データヘルス計画推進事業費減	【国保年金課】 △6,320
12 役務費	△2,050	2 人間ドック助成事業費減	【国保年金課】 △1,800
13 委託料	△4,000		

5 総務費 10 保険給付費 27 保健事業費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
		(保健衛生普及費)					
30	基金積立金		122,200	500,000	622,200		
	5	基金積立金	122,200	500,000	622,200		
		5 国民健康保険事業 基金積立金	122,200	500,000	622,200	一般財源	500,000
40	諸支出金		18,116	1,857	19,973		
	5	償還金及び還付加算 金	18,116	1,857	19,973		
		15 償還金	2	1,857	1,859	一般財源	1,857
歳 出 合 計			20,959,799	445,838	21,405,637		

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金、補助及び交付金	△1,870	
25 積立金	500,000	1 国民健康保険事業基金積立金増 …………… 【国保年金課】 500,000
23 償還金、利子及び割引料	1,857	1 国庫支出金等精算返納金増 …………… 【国保年金課】 1,857

2 7 保健事業費 3 0 基金積立金 4 0 諸支出金

(議案第13号)

令和8年厚木市議会第2回会議（2月定例会議）

令和7年度
厚木市介護保険事業特別会計
補正予算（第2号）

議案第13号

令和7年度厚木市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度の厚木市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ219,705千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,165,571千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月18日提出

厚木市長 山口 貴 裕

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 5 国庫支出金		3,461,471	△84,465	3,377,006
	5 国庫負担金	3,314,770	△103,531	3,211,239
	1 0 国庫補助金	146,701	19,066	165,767
2 0 支払基金交付金		5,067,932	△427,731	4,640,201
	5 支払基金交付金	5,067,932	△427,731	4,640,201
2 5 県支出金		2,693,047	△48,241	2,644,806
	5 県負担金	2,616,757	△48,241	2,568,516
4 0 繰入金		3,201,082	△290,326	2,910,756
	5 一般会計繰入金	2,795,082	△46,231	2,748,851
	1 0 基金繰入金	406,000	△244,095	161,905
4 5 繰越金		173,719	631,058	804,777
	5 繰越金	173,719	631,058	804,777
歳 入 合 計		19,385,276	△219,705	19,165,571

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 0 保険給付費		18,250,859	△300,000	17,950,859
	5 介護サービス等諸費	16,970,950	△300,000	16,670,950
1 8 地域支援事業費		583,568	0	583,568
	5 介護予防・日常生活支援総合事業費	518,310	0	518,310
3 0 諸支出金		97,784	80,295	178,079
	5 償還金及び還付加算金	5,005	89,892	94,897
	1 0 他会計繰出金	92,779	△9,597	83,182
歳 出 合 計		19,385,276	△219,705	19,165,571

令和 7 年度

厚木市介護保険事業特別会計

補正予算（第 2 号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額
5 保険料	4,783,722
15 国庫支出金	3,461,471
20 支払基金交付金	5,067,932
25 県支出金	2,693,047
30 財産収入	2,163
40 繰入金	3,201,082
45 繰越金	173,719
50 諸収入	2,140
歳入合計	19,385,276

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5 総務費	435,179		435,179
10 保険給付費	18,250,859	△300,000	17,950,859
18 地域支援事業費	583,568		583,568
25 基金積立金	7,886		7,886
30 諸支出金	97,784	80,295	178,079
35 予備費	10,000		10,000
歳出合計	19,385,276	△219,705	19,165,571

(単位：千円・%)

補 正 額	計	構 成 率
	4, 7 8 3, 7 2 2	2 5. 0
△ 8 4, 4 6 5	3, 3 7 7, 0 0 6	1 7. 6
△ 4 2 7, 7 3 1	4, 6 4 0, 2 0 1	2 4. 2
△ 4 8, 2 4 1	2, 6 4 4, 8 0 6	1 3. 8
	2, 1 6 3	0. 0
△ 2 9 0, 3 2 6	2, 9 1 0, 7 5 6	1 5. 2
6 3 1, 0 5 8	8 0 4, 7 7 7	4. 2
	2, 1 4 0	0. 0
△ 2 1 9, 7 0 5	1 9, 1 6 5, 5 7 1	1 0 0. 0

(単位：千円・%)

補 正 額 の 財 源 内 訳					構 成 率
特 定 財 源				一般財源	
国庫支出金	県支出金	市 債	そ の 他		
					2. 3
△103, 531	△48, 241		△427, 731	279, 503	93. 7
19, 066				△19, 066	3. 0
					0. 0
				80, 295	0. 9
					0. 1
△84, 465	△48, 241		△427, 731	340, 732	100. 0

2 歳 入

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金		3,461,471	△84,465	3,377,006
	5	国庫負担金	3,314,770	△103,531	3,211,239
		5 介護給付費負担金	3,314,770	△103,531	3,211,239
10	国庫補助金		146,701	19,066	165,767
	40	保険者機能強化推進交付金	20,000	19,066	39,066
20	支払基金交付金		5,067,932	△427,731	4,640,201
	5	支払基金交付金	5,067,932	△427,731	4,640,201
		5 介護給付費交付金	4,927,731	△427,731	4,500,000
25	県支出金		2,693,047	△48,241	2,644,806
	5	県負担金	2,616,757	△48,241	2,568,516
		5 介護給付費負担金	2,616,757	△48,241	2,568,516
40	繰入金		3,201,082	△290,326	2,910,756
	5	一般会計繰入金	2,795,082	△46,231	2,748,851
		5 介護給付費繰入金	2,281,357	△126,351	2,155,006
		7 地域支援事業費繰入金	82,134	△12,377	69,757
		9 低所得者保険料軽減繰入金	169,164	△4,554	164,610
	10	その他一般会計繰入金	262,427	97,051	359,478
10	基金繰入金		406,000	△244,095	161,905
		5 介護保険事業基金繰入金	406,000	△244,095	161,905

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 現年度分	△103,531	1 介護給付費負担金減	【介護福祉課】 △103,531
5 現年度分	19,066	1 保険者機能強化推進交付金増	【地域包括ケア推】 19,066
5 現年度分	△427,731	1 介護給付費交付金減	【介護福祉課】 △427,731
5 現年度分	△48,241	1 介護給付費負担金減	【介護福祉課】 △48,241
5 現年度分	△126,351	1 介護給付費繰入金減	【介護福祉課】 △126,351
5 現年度分	△12,377	1 地域支援事業費繰入金減	【地域包括ケア推】 △12,377
5 現年度分	△4,554	1 低所得者保険料軽減繰入金減	【介護福祉課】 △4,554
5 職員給与費等繰入金	116,554	1 職員給与費等繰入金増	【介護福祉課】 116,554
10 要介護認定等事務費繰入金	△19,503	1 要介護認定等事務費繰入金減	【介護福祉課】 △19,503
5 介護保険事業基金繰入金	△244,095	1 介護保険事業基金繰入金減	【介護福祉課】 △244,095

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
45	繰越金		173,719	631,058	804,777
	5	繰越金	173,719	631,058	804,777
		5 繰越金	173,719	631,058	804,777
歳 入 合 計			19,385,276	△219,705	19,165,571

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
5繰越金	631,058	1 前年度繰越金増 【介護福祉課】 631,058

4 5 繰越金

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
10 保険給付費	18,250,859	△300,000	17,950,859		
5 介護サービス等諸費	16,970,950	△300,000	16,670,950		
5 居宅介護サービス給付費	7,881,128	△300,000	7,581,128	国庫支出金	△103,531
				県支出金	△48,241
				そ の 他	△427,731
				一般財源	279,503
18 地域支援事業費	583,568	0	583,568		
5 介護予防・日常生活支援総合事業費	518,310	0	518,310		
5 介護予防・日常生活支援総合事業費	518,310	0	518,310	国庫支出金	19,066
				一般財源	△19,066
30 諸支出金	97,784	80,295	178,079		
5 償還金及び還付加算金	5,005	89,892	94,897		
10 償還金	1	89,892	89,893	一般財源	89,892
10 他会計繰出金	92,779	△9,597	83,182		
5 一般会計繰出金	92,779	△9,597	83,182	一般財源	△9,597
歳 出 合 計	19,385,276	△219,705	19,165,571		

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金、補助及び交付金	△300,000	1 居宅介護サービス給付費減 …………… 【介護福祉課】 △300,000
		財源更正
23 償還金、利子及び割引料	89,892	1 国庫支出金等精算返納金増 …………… 【介護福祉課 ほか】 89,892
28 繰出金	△9,597	1 一般会計繰出金減 …………… 【地域包括ケア推】 △9,597

1 0 保険給付費 1 8 地域支援事業費 3 0 諸支出金

(議案第14号)

令和8年厚木市議会第2回会議（2月定例会議）

令和7年度

厚木市病院事業会計補正予算（第3号）

議案第14号

令和7年度厚木市病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度の厚木市の病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度厚木市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 病院事業収益	12,738,000千円	268,701千円	13,006,701千円
第1項 医業収益	11,107,139千円	29,304千円	11,136,443千円
第2項 医業外収益	1,581,241千円	239,397千円	1,820,638千円
支 出			
第1款 病院事業費用	12,639,109千円	387,109千円	13,026,218千円
第1項 医業費用	12,257,694千円	387,109千円	12,644,803千円

（資本的収入の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,494,214千円」を「2,484,999千円」に、「2,493,298千円」を「2,484,083千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	823,000千円	9,215千円	832,215千円
第6項 基金繰入金	0千円	9,215千円	9,215千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第9条(1)中「6,565,000千円」を「6,812,109千円」に改める。

令和8年2月18日提出

厚木市長 山口 貴 裕

令和 7 年度
厚木市病院事業会計
補正予算（第 3 号）に関する説明書

令和 7 年度厚木市病院事業会計 補正予算実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業収益			12,738,000	268,701	13,006,701	
	1 医業収益		11,107,139	29,304	11,136,443	
		3 他会計負担金	758,820	29,304	788,124	一般会計負担金
	2 医業外収益		1,581,241	239,397	1,820,638	
		2 補助金	29,796	171,895	201,691	国・県補助金
		3 他会計負担金	917,812	34,203	952,015	一般会計負担金
		5 その他医業外収益	87,827	33,299	121,126	支援金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業費用			12,639,109	387,109	13,026,218	
	1 医業費用		12,257,694	387,109	12,644,803	
		1 給与費	6,565,000	247,109	6,812,109	給料ほか
		2 材料費	2,564,692	140,000	2,704,692	診療材料費

資本的收入

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的收入			823,000	9,215	832,215	
	6 基金繰入金		0	9,215	9,215	
		1 基金繰入金	0	9,215	9,215	退職手当基金

令和 7 年度厚木市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

1 業 務 活 動 に よ る キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー

当年度純利益	△ 22, 077
減価償却費	951, 218
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 195
賞与引当金の増減額 (△は減少)	19, 221
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	4, 721
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	157, 238
固定資産除却費	6, 962
長期前受金戻入額	△ 555, 538
その他	84, 584
受取利息及び受取配当金	△ 39, 888
支払利息	120, 615
未収金の増減額 (△は増加)	△ 240, 024
未払金の増減額 (△は減少)	171, 653
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1, 800
小計	660, 290
受取利息及び受取配当金	39, 888
利息の支払額	△ 120, 615
業務活動によるキャッシュ・フロー	579, 563

2 投 資 活 動 に よ る キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー

有形固定資産の取得による支出	△ 469, 841
有形固定資産の売却による収入	1
無形固定資産の取得による支出	△ 19, 598
貸付金による支出	△ 11, 280
貸付金の回収による収入	1
補助金による収入	5, 778
一般会計からの繰入金による収入	567, 198
基金積立による支出	△ 75, 824
基金取崩しによる収入	9, 215
投資活動によるキャッシュ・フロー	5, 650

3 財 務 活 動 に よ る キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	252, 800
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 835, 856
他会計借入金の返済による支出	△ 1, 970, 402
リース債務返済による支出	△ 185, 863
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2, 739, 321

資金増加額 (△は減少)	△ 2, 154, 108
資金期首残高	3, 389, 398
資金期末残高	1, 235, 290

補 正 予 算 給

1 総 括

区 分		職 員 数		給 与	
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料
損益勘定支弁職員	補正後	人 11	人 (196) 590	千円 223	千円 2,799,205
	補正前	11	(196) 590	223	2,759,116
	比 較	0	(0) 0	0	40,089

()内は、短時間勤務職員（再任用）及び一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する

手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	初 任 給 調 整 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補正後	千円 43,309	千円 51,206	千円 412,953	千円 61,903	千円 104,856	千円 411,820
	補正前	43,309	51,206	406,523	60,398	104,856	394,186
	比 較	0	0	6,430	1,505	0	17,634

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職 員 数		給 与	
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料
損益勘定支弁職員	補正後	人 11	人 (4) 530	千円 223	千円 2,118,520
	補正前	11	(4) 530	223	2,078,431
	比 較	0	(0) 0	0	40,089

()内は、短時間勤務職員（再任用）であり、外書きである。

手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	初 任 給 調 整 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補正後	千円 43,309	千円 35,123	千円 351,754	千円 61,903	千円 104,856	千円 391,060
	補正前	43,309	35,123	345,324	60,398	104,856	373,426
	比 較	0	0	6,430	1,505	0	17,634

2 給料及び手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	
給 料	千円 40,089	そ の 他 の 増 減 分	千円 40,089
手 当 等	207,020	そ の 他 の 増 減 分	207,020

与 費 明 細 書

費		法定福利費	合 計	備 考
手 当 等	計			
千円 3,056,449	千円 5,855,877	千円 956,232	千円 6,812,109	
2,849,429	5,608,768	956,232	6,565,000	
207,020	247,109	0	247,109	

職を占める職員に比し短い職員であり、外書きである。

時間外勤務手当	宿日直手当	管理職手当	期 末 勤 勉 当 手	退職給付費	児 童 手 当
千円 304,702	千円 89,728	千円 71,277	千円 1,182,239	千円 288,151	千円 34,305
304,702	89,728	71,277	1,182,239	106,700	34,305
0	0	0	0	181,451	0

費		法定福利費	合 計	備 考
手 当 等	計			
千円 2,657,500	千円 4,776,243	千円 799,715	千円 5,575,958	
2,450,480	4,529,134	799,715	5,328,849	
207,020	247,109	0	247,109	

時間外勤務手当	宿日直手当	管理職手当	期 末 勤 勉 当 手	退職給付費	児 童 手 当
千円 254,549	千円 31,634	千円 71,277	千円 996,839	千円 281,251	千円 33,945
254,549	31,634	71,277	996,839	99,800	33,945
0	0	0	0	181,451	0

説 明	備 考
退職者の減による給料の増	
人事院勧告の影響による退職給付費の増 退職者の減による手当等の増	

令和7年度厚木市病院事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

資産の部

(単位:千円)

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		2,980,808	
ロ 建物	14,173,782		
減価償却累計額	<u>△ 5,222,069</u>	8,951,713	
ハ 構築物	1,144,943		
減価償却累計額	<u>△ 151,393</u>	993,550	
ニ 機械備品	5,977,911		
減価償却累計額	<u>△ 4,831,705</u>	1,146,206	
ホ 車両	11,672		
減価償却累計額	<u>△ 5,468</u>	6,204	
ヘ リース資産	945,804		
減価償却累計額	<u>△ 424,456</u>	521,348	
有形固定資産合計			14,599,829

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権		1,448	
ロ ソフトウェア		<u>63,972</u>	
無形固定資産合計			65,420

(3) 投資その他の資産

イ 長期貸付金		36,839	
ロ 基金			
(イ) 退職手当基金	74,229		
(ロ) 病院整備基金	<u>3,527,305</u>		
基金合計		3,601,534	
ハ 長期前払消費税		<u>911,719</u>	
投資その他の資産合計			<u>4,550,092</u>
固定資産合計			19,215,341

2 流動資産

(1) 現金預金		1,235,290	
(2) 未収金		1,761,238	
(3) 貯蔵品		102,347	
(4) 貸倒引当金		<u>△ 1,500</u>	
流動資産合計			<u>3,097,375</u>
資産合計			<u><u>22,312,716</u></u>

負債の部

(単位:千円)

3	固定負債			
(1)	企業債	12,726,295		
(2)	リース債務	416,847		
(3)	引当金			
	イ修繕引当金	28,886		
	ロ退職給付引当金	965,898		
	引当金合計		994,784	
	固定負債合計			14,137,926
4	流動負債			
(1)	企業債	886,659		
(2)	他会計借入金	33,520		
(3)	リース債務	174,748		
(4)	未払金	990,393		
(5)	前受金	2,750		
(6)	預り金	12,331		
(7)	引当金			
	イ賞与引当金	355,747		
	ロ法定福利費引当金	82,063		
	引当金合計		437,810	
	流動負債合計			2,538,211
5	繰延収益			
(1)	長期前受金	6,328,335		
(2)	長期前受金収益化累計額	△ 4,826,554		
	繰延収益合計			1,501,781
	負債合計			18,177,918

資本の部

(単位:千円)

6	資本金			4,034,683
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
	イ受贈財産評価額	2,924,458		
	資本剰余金合計		2,924,458	
(2)	利益剰余金			
	イ減債積立金	62,000		
	ロ当年度未処理欠損金	2,886,343		
	利益剰余金合計		△ 2,824,343	
	剰余金合計			100,115
	資本合計			4,134,798
	負債資本合計			22,312,716

注記（令和7年度）

I 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 総平均法による原価法による。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法による。

主な耐用年数

建物 6～46年

構築物 35年

器械備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法による。なお、自己利用のソフトウェアについては利用可能期間（5年）に基づいている。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。なお、一般会計が負担すると見込まれる額を除く。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度に負担すべき支給見込額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に伴う法定福利費の支出に備えるため、当年度に負担すべき支出見込額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を計上している。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。なお、控除対象外消費税等については、当年度の費用として処理している。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、長期前払消費税勘定に計上し、20年間で均等償却を行っている。

II 予定貸借対照表

企業債の償還等に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債等のうち、他会計が負担すると見込まれる額は5,232,238千円である。

III セグメント情報

当院の事業は、単一セグメントであるため、記載を省略している。

IV リース契約により使用する固定資産

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

V その他

退職給付引当金の取崩しについて

当年度において、退職手当として130,913千円を支給するため、退職給付引当金101,609千円を使用する。なお、一般会計が負担する額29,304千円については、退職給付費から支出する。

令和 7 年度厚木市病院事業 収 益 の 収 入

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業収益	12,738,000	268,701	13,006,701
1 医業収益	11,107,139	29,304	11,136,443
3 他会計負担金	758,820	29,304	788,124
2 医業外収益	1,581,241	239,397	1,820,638
2 補助金	29,796	171,895	201,691
3 他会計負担金	917,812	34,203	952,015
5 その他医業外収益	87,827	33,299	121,126

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業費用	12,639,109	387,109	13,026,218
1 医業費用	12,257,694	387,109	12,644,803
1 給与費	6,565,000	247,109	6,812,109
2 材料費	2,564,692	140,000	2,704,692

資 本 の

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的收入	823,000	9,215	832,215
6 基金繰入金	0	9,215	9,215
1 基金繰入金	0	9,215	9,215

会計補正予算実施計画説明書 及 び 支 出

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
他会計負担金	29,304	退職手当分
国庫補助金	157,665	医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業
県補助金	14,230	生産性向上・職場環境整備等事業ほか
他会計負担金	34,203	
その他医業外収益	33,299	病院経営緊急支援金ほか

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
給料	40,089	
手当等	25,569	
退職給付費	181,451	
診療材料費	140,000	

収 入

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
基金繰入金	9,215	退職手当基金

(議案第15号)

令和8年厚木市議会第2回会議（2月定例会議）

令和7年度
厚木市公共下水道事業会計
補正予算（第4号）

議案第15号

令和7年度厚木市公共下水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和7年度の厚木市の公共下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度厚木市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第2号中「32,026,000m³」を「31,356,000m³」に、同条第3号中「87,700m³」を「85,900m³」に、同条第4号中「120,000千円」を「118,208千円」に、「80,000千円」を「66,297千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	6,465,001千円	△21,336千円	6,443,665千円
第1項 営業収益	3,871,834千円	△45,373千円	3,826,461千円
第2項 営業外収益	2,593,167千円	△13,963千円	2,579,204千円
第3項 特別利益	0千円	38,000千円	38,000千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	6,470,469千円	16,920千円	6,487,389千円
第1項 営業費用	6,216,008千円	△58,690千円	6,157,318千円
第2項 営業外費用	253,436千円	△7,610千円	245,826千円
第3項 特別損失	1,025千円	83,220千円	84,245千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「882,089千円」を「892,138千円」に、「113,488千円」を「120,905千円」に、「511,428千円」を「508,930千円」に、「257,173千円」を「262,303千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	2,252,436千円	△45,544千円	2,206,892千円
第1項 企業債	1,406,700千円	76,300千円	1,483,000千円

第2項	国庫補助金	431,000千円	△127,199千円	303,801千円
第5項	分担金及び負担金	37,873千円	9,982千円	47,855千円
第6項	他会計負担金	376,863千円	△4,627千円	372,236千円

支 出

第1款	資本的支出	3,134,525千円	△35,495千円	3,099,030千円
第1項	建設改良費	1,821,925千円	△35,495千円	1,786,430千円

(継続費の補正)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

補正前

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道第10（棚沢）処理分区未普及対策事業	160,000 ^{千円}	令和6年度	80,000 ^{千円}
				令和7年度	80,000
		公共下水道中津川右岸第2排水区浸水対策事業	170,000	令和6年度	50,000
				令和7年度	120,000

補正後

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道第10（棚沢）処理分区未普及対策事業	146,297 ^{千円}	令和6年度	80,000 ^{千円}
				令和7年度	66,297
		公共下水道中津川右岸第2排水区浸水対策事業	168,208	令和6年度	50,000
				令和7年度	118,208

(企業債の補正)

第6条 予算第7条に定めた起債の限度額及び利率を次のとおり補正する。

補正前

起債の目的	限度額	利率
公共下水道事業	1,283,300 ^{千円}	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
流域下水道事業	154,600	
計	1,437,900	

補正後

起債の目的	限度額	利率
公共下水道事業	1,359,600 ^{千円}	年8.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
流域下水道事業	154,600	
計	1,514,200	

令和8年2月18日提出

厚木市長 山口 貴 裕

令和 7 年度
厚木市公共下水道事業会計
補正予算（第 4 号）に関する説明書

令和7年度厚木市公共下水道事業会計補正予算（第4号）実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業収益			6,465,001	△ 21,336	6,443,665	
	1 営業収益		3,871,834	△ 45,373	3,826,461	
		1 下水道使用料	3,182,871	△ 26,000	3,156,871	
		2 雨水処理負担金	683,009	△ 19,373	663,636	一般会計負担金
	2 営業外収益		2,593,167	△ 13,963	2,579,204	
		1 受取利息及び配当金	1,000	3,000	4,000	
		2 他会計負担金	48,773	△ 2,000	46,773	一般会計負担金
		4 国庫補助金	53,262	△ 10,763	42,499	
		7 長期前受金戻入	2,489,579	△ 4,200	2,485,379	
	3 特別利益		0	38,000	38,000	
		3 その他特別利益	0	38,000	38,000	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道 事業費用			6,470,469	16,920	6,487,389	
	1 営業費用		6,216,008	△ 58,690	6,157,318	
		6 水質規制費	26,399	△ 4,000	22,399	
		8 総係費	201,363	△ 53,000	148,363	
		10 減価償却費	3,712,924	△ 8,650	3,704,274	
		11 資産減耗費	592	6,960	7,552	
	2 営業外 費用		253,436	△ 7,610	245,826	
		2 消費税及び地方 消費税	11,534	△ 7,833	3,701	
		3 雑支出	115	223	338	
	3 特別損失		1,025	83,220	84,245	
		5 その他特別損失	25	83,220	83,245	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的 収入			2,252,436	△ 45,544	2,206,892	
	1 企業債		1,406,700	76,300	1,483,000	
		1 企業債	1,406,700	76,300	1,483,000	
	2 国庫補助 金		431,000	△ 127,199	303,801	
		1 国庫補助金	431,000	△ 127,199	303,801	
	5 分担金及 び負担金		37,873	9,982	47,855	
		1 受益者負担金	1,758	2,590	4,348	
		2 受益者分担金	19,635	△ 1,260	18,375	
		3 工事負担金	16,480	8,652	25,132	
	6 他会計 負担金		376,863	△ 4,627	372,236	
		1 他会計負担金	376,863	△ 4,627	372,236	一般会計 負担金

支 出 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的 支出			3,134,525	△ 35,495	3,099,030	
	1 建設改良 費		1,821,925	△ 35,495	1,786,430	
		1 管渠建設費	1,089,845	△ 15,495	1,074,350	
		2 管渠改良費	452,080	△ 36,275	415,805	
		4 ポンプ場改良費	280,000	16,275	296,275	

令和 7 年度厚木市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和 7 年 4 月 1 日 から令和 8 年 3 月 31 日まで)

(単位 : 円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益 (△は損失)	△ 164,629,000
減価償却費	3,704,274,000
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	11,326,000
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,330,972
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	532,073
固定資産除却費	79,398,000
長期前受金戻入額	△ 2,523,379,000
資本的収支に係る控除対象外消費税額	△ 53,353,000
受取利息	△ 4,000,000
支払利息	241,787,000
未収金の増減額 (△は増加)	1,325,725
未払金の増減額 (△は減少)	△ 677,597,541
その他流動負債の増減額 (△は減少)	△ 700,500
その他固定負債の増減額 (△は減少)	△ 136,500
小計	617,178,229
利息の受取額	4,000,000
利息の支払額	△ 239,552,122
業務活動によるキャッシュ・フロー	381,626,107

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,940,977,000
無形固定資産の取得による支出	△ 154,984,000
建設改良に係る前払金の増減額 (△は増加)	95,790,000
国庫補助金による収入	424,801,000
負担金による収入	46,506,000
一般会計からの繰入金による収入	372,236,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,156,628,000

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,727,100,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,141,787,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	585,313,000

資金増減額 (△は減少額)	△ 189,688,893
資金期首残高	2,852,886,178
資金期末残高	2,663,197,285

継 続 費 に 関 す る

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年 度	補 正 区 分	年 割 額	左 の 財 源 内 訳		
						国県補助金	企業債	その他
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	公 共 下 水 道 第10（棚沢） 処 理 分 区 未普及対策事業	令 和 6年度		80,000	20,000	60,000	
			令 和 7年度	補正前	80,000	20,000	60,000	
				補正額	△ 13,703		△ 13,800	
				補正後	66,297	20,000	46,200	
			計	補正前	160,000	40,000	120,000	
				補正額	△ 13,703		△ 13,800	
				補正後	146,297	40,000	106,200	
		公 共 下 水 道 中 津 川 右 岸 第 2 排 水 区 浸水対策事業	令 和 6年度		50,000	20,000	30,000	
			令 和 7年度	補正前	120,000	40,000	80,000	
				補正額	△ 1,792	1,000	△ 2,800	
				補正後	118,208	41,000	77,200	
			計	補正前	170,000	60,000	110,000	
				補正額	△ 1,792	1,000	△ 2,800	
				補正後	168,208	61,000	107,200	

調 書 (補 正)

(単位：千円・%)

	令和5年度末 までの支払 義務発生額	令和6年度末 までの支払 義務発生額	令和7年度 支払義務 発生予定額	令和7年度末 までの 支払義務 発生予定額	令和8年度 以降の 支払義務 発生予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率
損益勘定 留保資金						0.0
			160,000	160,000		100.0
97			△ 13,703	△ 13,703		
97			146,297	146,297		
			160,000	160,000		100.0
97			△ 13,703	△ 13,703		
97			146,297	146,297		
						0.0
			170,000	170,000		100.0
8			△ 1,792	△ 1,792		
8			168,208	168,208		
			170,000	170,000		100.0
8			△ 1,792	△ 1,792		
8			168,208	168,208		

(財源更正)

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年 度	補 正 区 分	年 割 額	左 の 財 源 内 訳		
						国県補助金	企業債	その他
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	中 河 原 中継ポンプ場 自家発電設備 改 築 事 業	令 和 6 年度		20,000	10,000	8,900	1,030
			令 和 7 年度	補正前	280,000	120,000	143,500	16,480
				補正額	0	△ 84,000	75,300	8,652
				補正後	280,000	36,000	218,800	25,132
			令 和 8 年度	補正前	100,000	30,000	62,700	7,210
				補正額	0	10,000	△ 8,900	△ 1,030
				補正後	100,000	40,000	53,800	6,180
			計	補正前	400,000	160,000	215,100	24,720
				補正額	0	△ 74,000	66,400	7,622
				補正後	400,000	86,000	281,500	32,342
		公 共 下 水 道 恩 曾 川 左 岸 第 6 排 水 区 浸 水 対 策 事 業	令 和 7 年度	補正前	200,000	100,000	100,000	
				補正額	0	△ 23,199	23,100	
				補正後	200,000	76,801	123,100	
			令 和 8 年度	補正前	600,000	300,000	300,000	
				補正額				
				補正後	600,000	300,000	300,000	
			令 和 9 年度	補正前	250,000	50,000	200,000	
				補正額				
				補正後	250,000	50,000	200,000	
			計	補正前	1,050,000	450,000	600,000	
				補正額	0	△ 23,199	23,100	
				補正後	1,050,000	426,801	623,100	

(単位：千円・%)

	令和5年度末 までの支払 義務発生額	令和6年度末 までの支払 義務発生額	令和7年度 支払義務 発生予定額	令和7年度末 までの 支払義務 発生予定額	令和8年度 以降の 支払義務 発生予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率
損益勘定 留保資金						
70						0.0
20			300,000	300,000		75.0
48						
68			300,000	300,000		
90					100,000	25.0
△ 70						
20					100,000	
180			300,000	300,000	100,000	100.0
△ 22						
158			300,000	300,000	100,000	
			200,000	200,000		19.1
99						
99			200,000	200,000		
					600,000	57.1
					600,000	
					250,000	23.8
					250,000	
			200,000	200,000	850,000	100.0
99						
99			200,000	200,000	850,000	

令和7年度厚木市公共下水道事業予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		809,310,201	
ロ 建物	598,410,020		
減価償却累計額	<u>△ 196,707,110</u>	401,702,910	
ハ 構築物	92,572,989,768		
減価償却累計額	<u>△ 20,815,853,472</u>	71,757,136,296	
ニ 機械及び装置	900,932,650		
減価償却累計額	<u>△ 254,121,187</u>	646,811,463	
ホ 工具、器具及び備品	14,681,820		
減価償却累計額	<u>△ 9,054,673</u>	5,627,147	
ヘ 建設仮勘定		<u>712,153,038</u>	
有形固定資産合計			74,332,741,055

(2) 無形固定資産

イ ソフトウェア		6,755,355	
ロ 施設利用権		<u>2,953,355,781</u>	
無形固定資産合計			2,960,111,136

(3) 投資その他の資産

イ 出資金		7,830,000	
ロ 破産更生債権等	11,443,894		
破産更生債権等 貸倒引当金	<u>△ 11,443,894</u>	<u>0</u>	
投資その他の資産合計			<u>7,830,000</u>
固定資産合計			<u>77,300,682,191</u>

2 流動資産

(1) 現金及び預金

2,663,197,285

(2) 未収金

574,337,000

未収金貸倒引当金

△ 16,684,764 557,652,236

流動資産合計

3,220,849,521

資産合計

80,521,531,712

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良等の財源に
充てるための企業債

17,387,649,203

企業債合計

17,387,649,203

(2) その他固定負債

218,708

固定負債合計

17,387,867,911

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良等の財源に
充てるための企業債

1,098,933,000

企業債合計

1,098,933,000

(2) 未払金

473,043,000

(3) 前受金

137,000

(4) 未払費用

9,713,000

(5) 引当金

イ 賞与引当金

16,427,000

ロ 法定福利費引当金

3,320,000

引当金合計

19,747,000

流動負債合計

1,601,573,000

5 繰延収益

(1) 長期前受金

62,365,794,608

収益化累計額

△ 15,323,418,325

47,042,376,283

(2) 建設仮勘定長期前受金

180,147,735

繰延収益合計

47,222,524,018

負債合計

66,211,964,929

資本の部

6 資本金

12,635,343,193

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額

425,861,738

ロ 国庫補助金

96,600,000

資本剰余金合計

522,461,738

(2) 利益剰余金

イ 当年度未処分利益剰余金

1,151,761,852

利益剰余金合計

1,151,761,852

剰余金合計

1,674,223,590

資本合計

14,309,566,783

負債資本合計

80,521,531,712

注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

(ア) 減価償却の方法

定額法

(イ) 主な耐用年数

建物	15～50 年
構築物	10～50 年
機械及び装置	15～20 年
工具、器具及び備品	5～10 年

イ 無形固定資産

(ア) 減価償却の方法

定額法

(イ) 主な耐用年数

ソフトウェア	5 年
施設利用権	35 年

(2) 引当金の計上方法

ア 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全部について予算措置を行うこととなっているため、退職給付引当金は計上していない。

ウ 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給並びにそれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当年度末の負担に属する額（12 月から 3 月までの 4 か月分）を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜処理としている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書に関する注記

重要な非資金取引に関する事項

当年度、新たに取得する受贈資産の見込額として、資産及び負債に 583,248,000 円を計上している。

3 予定貸借対照表に関する注記

企業債の償還に係る他会計の負担

予定貸借対照表に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は12,398,386,012円である。

4 セグメント情報に関する注記

厚木市公共下水道事業会計は、公共下水道事業のみを運営しているため、報告セグメントは単一としており、記載を省略している。

5 その他の事項に関する注記

（1）預り金の返還

厚木市と厚木市公共下水道事業出納取扱金融機関等との間に締結した事務取扱契約の変更又は解除に伴い、令和7年度において、担保金の全額を返還した。

（2）賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

令和7年6月に、職員の期末手当及び勤勉手当並びにそれに伴う法定福利費を支出するため、賞与引当金12,550,993円及び法定福利費引当金2,461,587円を取り崩した。

（3）貸倒引当金の取崩し

令和7年度において、下水道使用料に係る債権の不納欠損処理を行うため、貸倒引当金4,069,000円を取り崩す予定である。

（4）会計年度をまたぐ補助金の収益化に関する事項

令和6年度に受け入れたクリーンエネルギー自動車導入促進補助金については、財産処分の制限期間として定められた4年間で収益化することとしており、当年度の公用車賃借料に対応した収益化見込額137,000円を営業外収益に、1年以内に収益化が見込まれる137,000円を流動負債に、1年を超えて収益化を行う218,708円を固定負債に、それぞれ計上している。

令和 7 年度厚木市公共下水道事業会計

収 益 の 収 入

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業収益	6,465,001	△ 21,336	6,443,665
1 営業収益	3,871,834	△ 45,373	3,826,461
1 下水道使用料	3,182,871	△ 26,000	3,156,871
2 雨水処理負担金	683,009	△ 19,373	663,636
2 営業外収益	2,593,167	△ 13,963	2,579,204
1 受取利息及び配当金	1,000	3,000	4,000
2 他会計負担金	48,773	△ 2,000	46,773
4 国庫補助金	53,262	△ 10,763	42,499
7 長期前受金戻入	2,489,579	△ 4,200	2,485,379
3 特別利益	0	38,000	38,000
3 その他特別利益	0	38,000	38,000

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用	6,470,469	16,920	6,487,389
1 営業費用	6,216,008	△ 58,690	6,157,318
6 水質規制費	26,399	△ 4,000	22,399
8 総係費	201,363	△ 53,000	148,363
10 減価償却費	3,712,924	△ 8,650	3,704,274
11 資産減耗費	592	6,960	7,552
2 営業外費用	253,436	△ 7,610	245,826
2 消費税及び地方消費税	11,534	△ 7,833	3,701
3 雑支出	115	223	338
3 特別損失	1,025	83,220	84,245
5 その他特別損失	25	83,220	83,245

補正予算（第４号）予算明細書

及 び 支 出

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
1 下水道使用料	△ 26,000	
1 雨水処理負担金	△ 19,373	一般会計負担金減
1 預金利息	3,000	
1 一般会計負担金	△ 2,000	
1 国庫補助金	△ 10,763	社会資本整備総合交付金減 △ 10,900 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 (令和７年度収益化分) 137
1 国庫補助金長期前受金戻入	△ 2,000	
8 受贈財産評価額長期前受金戻入	△ 2,200	
1 その他特別利益	38,000	特別損失に対応する長期前受金戻入

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
21 委託料	△ 4,000	
21 委託料	△ 53,000	
1 有形固定資産減価償却費	△ 7,150	
2 無形固定資産減価償却費	△ 1,500	
1 有形固定資産除却費	6,960	
1 消費税及び地方消費税	△ 7,833	
3 その他雑支出	223	
1 その他特別損失	83,220	有形固定資産除却損 71,846 下水道使用料破産更生債権貸倒引当金繰入額 11,374

資本的収入

収入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入	2, 252, 436	△ 45, 544	2, 206, 892
1 企業債	1, 406, 700	76, 300	1, 483, 000
1 企業債	1, 406, 700	76, 300	1, 483, 000
2 国庫補助金	431, 000	△ 127, 199	303, 801
1 国庫補助金	431, 000	△ 127, 199	303, 801
5 分担金及び負担金	37, 873	9, 982	47, 855
1 受益者負担金	1, 758	2, 590	4, 348
2 受益者分担金	19, 635	△ 1, 260	18, 375
3 工事負担金	16, 480	8, 652	25, 132
6 他会計負担金	376, 863	△ 4, 627	372, 236
1 他会計負担金	376, 863	△ 4, 627	372, 236

支出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出	3, 134, 525	△ 35, 495	3, 099, 030
1 建設改良費	1, 821, 925	△ 35, 495	1, 786, 430
1 管渠建設費	1, 089, 845	△ 15, 495	1, 074, 350
2 管渠改良費	452, 080	△ 36, 275	415, 805
4 ポンプ場改良費	280, 000	16, 275	296, 275

及 び 支 出

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 企業債（建設改良）	69,000	公共下水道事業債増 76,300 流域下水道事業債減 △ 7,300
2 企業債（準建設改良）	7,300	流域下水道事業債（大規模下水道管路特別重点調査事業）
1 国庫補助金	△ 127,199	社会資本整備総合交付金減
1 受益者負担金	2,590	
1 受益者分担金	△ 1,260	
2 ポンプ場工事負担金	8,652	
1 一般会計負担金	△ 4,627	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
23 工事請負費	△ 15,495	公共下水道第10（棚沢）処理分区未普及対策事業費（継続費）減 △ 13,703 公共下水道中津川右岸第2排水区浸水対策事業費（継続費）減 △ 1,792
23 工事請負費	△ 36,275	公共下水道厚木排水区長寿命化改築事業費減 △ 10,000 公共下水道長寿命化改築事業費減 △ 26,275
23 工事請負費	16,275	公共下水道長寿命化改築事業費

令和 8 年度

施政方針

厚 木 市

令和 8 年度の予算及び諸案件の御審議をお願いするに当たり、私の新年度の市政運営に臨む所信の一端を述べさせていただくとともに、主要な取組について御説明申し上げ、市民の皆様並びに議員の皆様の御理解を賜りたいと存じます。

昨年は、終戦から 80 年という節目の年を迎え、改めて平和の尊さや歴史の重みを心に刻むとともに、大阪・関西万博においては、最先端技術や各国の文化が披露されるなど、過去に学び、未来を展望する意義深い 1 年となりました。

本市におきましても、昨年 2 月 1 日に市制施行 70 周年を迎え、これまでの歩みを振り返ると同時に、未来へ向けた新たな歩みを踏み出す 1 年でもありました。

先人のたゆまぬ努力によって築かれてきた業績に、改めて敬意を表するとともに、あつぎへの愛着と誇りを深める機会とするため、多彩な記念事業を実施してまいりました。どの事業においても多くの市民の皆様に御参加いただき、記念すべき年を共に祝いし、絆を深めることができました。市民の皆様と深めた絆は、本市にとって貴重な財産であり、今後のまちづくりを進める上で大きな原動力となることを確信すると同時に、ここで築いた絆を一過性のものとせず、次の 10 年、20 年、そして 30 年後となる市制 100 周年へと確実に^{つな}繋ぎ、育てていかなければならないと強く決意したところでございます。

こうした思いの中、私は本年の市政運営に臨むに当たり、その決意を「^{つなぐ}繋」という一文字に込めました。

市民の皆様との強い^{つな}繋がりを築く。記念事業で育んだ市民の皆様との絆を^{つな}繋ぐ。未来へ向けてまちづくりを^{つな}繋ぐ。市民の皆様に情報を^{つな}繋ぐ。

この「^{つなぐ}繋」は、まちづくりのあらゆる分野に通じるものであり、市政の根幹を成す考え方でもあります。それぞれの立場や役割を尊重しながら、対話を重ね、力を結集することで、地域の力を高め、持続可能なまちづくりを着実に進めてまいります。

本市では、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間とする「第11次総合計画」を策定いたしました。

人口減少や超高齢社会の進展、大規模災害リスクの高まり、デジタル化の更なる進展など、私たちを取り巻く環境は急速かつ複雑に変化しています。こうした時代だからこそ、変化を恐れず、柔軟に対応していくことが、今、行政に強く求められております。

本計画に掲げた将来都市像は、「つながる未来都市－A－T－S－U－G－I－」であります。未来を切り開く－A－^{アンビシャス}Ambitious、共に創り育む－T－^{トゲザー}Together、安心と安全－S－^{セイフ}Safe、ほかにはない個性をいかす－U－^{ユニーク}Unique、自然と共生する－G－^{グリーン}Green、創造と発見を生み出す－I－^{インスパイア}Inspireの6つの目指す姿を重ね合わせ、先進技術と伝統、都市と自然、多様な市民が調和することで、新しい価値を創造し、市民がふるさと厚木に愛着と誇りを持てる、共に創る「共創のまち」を目指してまいります。

市民の皆様の思いが込められた将来都市像の実現に向け、「住みたいまち」、「育てたいまち」、「働きたいまち」を重点に置き、子育て・教育、福祉・健康・コミュニティ、安心・安全、都市整備・産業、環境、スポーツ・文化芸術・魅力の各分野において、計画的かつ着実に施策を展開してまいります。これらに係る各分野の施策を横断的に連携させ、あらゆる世代の皆様に、住みたい、住み続けたい、住んで良かった、働きたいと感じていただけるまちづくりを推進してまいります。

まちづくりとは、今日の便利さを追求するだけではなく、明日への責任を果たしていくことにほかなりません。私は、この思いを胸に、あつぎの未来の礎を築く市政を実現すべく、覚悟と責任をもって力強く取り組んでまいります。

こうした思いの中、令和8年度の当初予算につきましては、新たな総合計画にふさわしいまちづくりに向けた取組を柱として、編成を進めてまいりました。予算総額につきましては、一般会計1,261億円、特別会計を合わせた総額は1,993億円を超え、過去最大の予算規模となります。

それでは、令和8年度の主要な取組につきまして、「第11次総合計画」に定めるA-T-S-U-G-Iの6つのまちづくりの目標に沿って、御説明申し上げます。

1つ目のまちづくりの目標、「^{アンビシャス}Ambitious」では、子育て・教育の取組として、こどもたちが新しい時代の創り手となり、自分らしく成長できるまちを未来につなげるため、未来を切り開く創造力を育む環境づくりを推進してまいります。

私は就任以来、「子育て・教育で選ばれるまち」を目指し、市立小・中学校給食費の無償化などに取り組んでまいりました。

その上で、安心して出産し、子育てができる環境を整えることこそが子育て支援の出発点であるとの認識の下、出産・子育ての希望がかなう環境づくりに向け、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組んでまいります。

主な取組といたしましては、出産・子育てを望む夫婦への支援として、新たに不妊検査費及び不育症の治療費を助成するとともに、安心して出産

の準備ができるよう妊婦健康診査の補助回数を拡大してまいります。

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するため、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、全ての子育て家庭が柔軟に保育所や認定こども園等を利用できる「こども誰でも通園制度」を推進してまいります。

また、保育環境を支える保育士及び幼稚園教諭等の安定的な確保に向け、就労応援給付金を始めとした支援を実施し、保育・教育の担い手である人材の確保、定着及び離職防止を図ってまいります。

さらに、「架け橋期」と呼ばれる義務教育の開始前後の児童が、学校生活へ円滑になじみ、学びや生活の基盤を育むことができるよう、幼稚園、保育所、小学校の関係者と連携を図り、児童を組織的に支える体制を構築してまいります。

要支援・要保護児童とその保護者、特定妊婦等の不安や悩みに寄り添いながら、家事や子育て等を支援するため、訪問支援員を派遣し、養育環境の充実を図るとともに、虐待の未然防止等につなげてまいります。

子育て相談や育児をする方々の交流の場である子育て支援センターにつきましては、こどもの健やかな成長の原点である遊びを通じた学びや冒険・経験・体験ができる機能等を拡充するため、リニューアルに向けた準備を進めてまいります。

三田児童館及び三田放課後児童クラブにつきましては、施設の複合化を図り、一体的なこどもの居場所づくりに向け、移転先となる三田小学校のプール敷地の整備を進めてまいります。

次に、教育で選ばれるまちを目指し、安心・安全で快適な教育環境の整備に取り組むとともに、学校生活において、こどもが未来を切り拓く力を

育み、ウェルビーイングの向上を図るため、多様な体験・経験の機会を提供してまいります。

主な取組といたしましては、これまで整備を進めてきました市立小・中学校における特別教室及び体育館の冷暖房設備の設置を完了させ、児童・生徒が年間を通じて快適に学び、活動できる教育環境の充実を図ってまいります。

中学校2・3年生を対象に新たにAI英会話アプリを導入し、生徒が自信をもって自分の思いや考えを英語で伝えることができるよう、個別最適な学びを通して、主体的に英会話に取り組む学習活動の充実を図ってまいります。

また、こどもたちが主体的な学びを通し、自身の才能を開花させるきっかけをつかみ、将来への展望を持つことができるよう、質の高い探究的な学びを提供するため、市内の大学や企業と連携・協力し、中学生を対象に「あつぎ未来塾」を新たに開設してまいります。

インクルーシブ教育の推進につきましては、障がいのあるなしにかかわらず、支援を必要とする児童・生徒が適切な支援を受けることができるよう、市立小・中学校にインクルーシブ支援員等を配置し、支援体制の充実を図ってまいります。

また、学校生活への適応に課題を抱えた児童・生徒が悩み等を気軽に相談できるよう、こころスマイル支援員の配置回数を拡大するなど、不登校の未然防止及び登校支援に取り組んでまいります。

中学校部活動の地域展開につきましては、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境づくりを推進し、休日における学校部活動の地域展開を令和10年度までに段階的に実現するため、「市立中学校部活動地域展開推

進計画」を策定してまいります。

2つ目のまちづくりの目標、「^{ト ッ グ ザ ー}Together」では、福祉・健康・コミュニティの取組として、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちを未来につなげるため、安心して生き生きと暮らせるまちを共に創り、育む環境づくりを推進してまいります。

はじめに、市民の皆様が、いつまでも心身ともに健康で、生きがいを持ち、自分らしく暮らすことができるよう、医療・介護・福祉関係者を始め地域の皆様と協働し、地域包括ケア社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

主な取組といたしましては、市民の皆様の健康寿命の延伸に向け、誰もが健やかで生き生きと暮らせる地域社会の実現を図るため、新たに「(仮称)健康づくり推進条例」を制定するとともに、本市の健康増進に関する方向性を示す「第4次健康食育あつぎプラン」を策定してまいります。

高齢者の外出支援につきましては、神奈川中央交通株式会社が企画・販売している「かなちゃんパス」に対し大幅な助成を行い、社会参加の促進や生きがいづくりを支援してまいります。

市立病院につきましては、地域の基幹病院としての役割を果たし、市民の皆様に信頼される医療を提供するため、持続可能な健全経営に向け「第4次市立病院経営計画」を策定してまいります。

私が掲げてきた、愛着と誇りを持てるまちづくりを実現するためには、生き生きと暮らす市民の皆様と活力ある地域コミュニティの力が不可欠です。引き続き、地域活動の活性化に向けた支援を推進するとともに、市民の皆様が地域と関わりながら、生涯を通じた多様な学びに取り組むこ

とができる環境づくりを推進してまいります。

主な取組といたしましては、こどもから高齢者までのあらゆる世代が、いつまでも気軽に生涯学習に取り組むことができる環境づくりを推進するとともに、市民の皆様のウェルビーイングの向上を図るため、「第4次生涯学習推進計画」を策定してまいります。

自治会におけるDXの推進につきましては、地域コミュニティの核となる自治会を支援するため、本格運用を開始した電子回覧板をより多くの自治会に利用していただけるよう、積極的に周知・連携を図ってまいります。

また、地域コミュニティの活動拠点である公民館において、利便性の向上と避難所としての機能充実を図るため、トイレの洋式化に向けた改修を計画的に進めてまいります。

3つ目のまちづくりの目標、「^{セーフ}Safe」では、安心・安全の取組として、心穏やかに暮らせるまちを未来につなげるため、誰もが安心して安全に暮らすことができる環境づくりを推進してまいります。

私は、市民の皆様の命と暮らし、そして笑顔を守り抜くことが最大の使命だと認識しております。そのため、頻発化・激甚化する自然災害に備え、スピード感をもって防災対策に取り組んでまいります。

主な取組といたしましては、神奈川県が公表した地震被害想定調査の結果を踏まえ、市内の詳細な被害想定調査を実施し、防災・減災対策に的確に反映してまいります。

また、3D都市モデルを活用した火災延焼シミュレーションシステムを導入し、大規模火災、林野火災発生時の避難誘導や消防活動の支援体制の

構築、災害後の迅速な復旧・復興を目的とした復興まちづくり訓練に活用してまいります。

災害時の生活用水の確保及びトイレ対策につきましては、災害時に、市民の皆様が安心して避難生活を送ることができるよう、大規模災害による断水等に備え、指定避難所である市立小・中学校に防災井戸及び災害用水洗式マンホールトイレを整備してまいります。

また、災害時には、トイレの確保が生活の質を大きく左右することから、避難所のトイレの整備、携帯用トイレの備蓄を引き続き進めるとともに、家庭での携帯用トイレの備蓄が進むよう周知・啓発を図ってまいります。

避難所につきましては、避難所開設時の円滑な受入れと避難者数や要配慮者の早期把握に向け、指定避難所にモバイルルーターを整備し、市公式LINEを活用した避難所受入システムを導入してまいります。

消防・救急につきましては、本市の消防・防災拠点である厚木消防署本署の老朽化に対応するため、建て替えに向けた準備を進めてまいります。

また、円滑な救急業務と医療機関との連携強化に向け、救命救急において1分、1秒を削り出すため、新たに救急隊と医療機関がタブレット端末を用い、迅速に傷病者の情報共有を図る「救急DX・傷病者情報共有システム」を導入してまいります。

さらに、地域や家庭における防火・防災意識の高揚を図るため、少年消防クラブを発足し、地域の防災力の向上に取り組んでまいります。

市立病院の災害対応力の強化につきましては、災害拠点病院の機能維持に向け、大きな影響が懸念される富士山噴火の火山灰対策として、非常用発電機等を保護する防塵フィルターを設置してまいります。

次に、市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、市民

の皆様、事業者及び警察を始めとする関係団体と協働し、総合的な防犯活動に取り組んでまいります。

主な取組といたしましては、本年 11 月のセーフコミュニティの国際認証の満了に伴い、新たに「セーフシティあつぎ」として、独自の推進・評価体制を構築し、地域性に即した安心・安全なまちづくりを推進してまいります。

防犯対策につきましては、自治会等が設置する防犯カメラの補助を実施するほか、新たに住宅用防犯カメラの補助を行い、地域の防犯力の強化を図ってまいります。

本厚木駅周辺や厚木一番街の客引き行為等に対する不安感の解消に向け、居酒屋やカラオケ店等を指定営業の対象に拡大し、客引き行為の規制を強化するとともに、関係団体や厚木警察署と連携を図り、本厚木駅周辺の更なる環境浄化に取り組んでまいります。

4 つ目のまちづくりの目標、「^{ユニーク}Unique」では、都市整備・産業の取組として、活力にあふれ、機能性のある持続可能なまちを未来につなげるため、市民の皆様の利便性の向上とまちの活性化につながる、ほかにはない都市空間の整備により、新しい価値を生み出す環境づくりを推進してまいります。

本市は、広域的な道路ネットワークの要衝に位置し、5 つのインターチェンジを有するという、優れた交通利便性を備えています。こうした立地条件を背景に、先人たちが計画的な土地利用、企業誘致などを積み重ねてきたことにより、産業集積が進み、強固な産業基盤が形成されてきました。

今後も、これらの強みを最大限にいかし、産業の更なる集積を図るとと

もに、既存産業への支援を行い、持続的なまちの活力向上に取り組んでまいります。

主な取組といたしましては、新たな企業の立地に係る奨励措置を拡大するほか、市内企業の大規模な設備投資に対する奨励金の創設、企業の生産性向上や賃上げに向けた支援の拡大を図ってまいります。

また、資材価格等の高騰など、刻々と変化する社会情勢に対応し、更なる地域経済の活性化につなげるため、「第4次産業マスタープラン」を策定してまいります。

交通利便性をいかした産業拠点の形成を進めるため、山際地区、山際北部地区及び長谷南部地区における土地区画整理組合の設立に向け、地権者組織を支援するとともに、新たに片平地区を始めとした更なる産業用地の創出に向けた取組を推進してまいります。

まちのにぎわいの創出につきましては、本市での長期営業の促進や厚木の名店の創出に向け、10年以上継続して営業している店舗に対し、デジタル広告宣伝に係る経費を補助してまいります。

農業振興につきましては、農業経営の安定化を図り、新規就農者支援に取り組むとともに、市民朝市や夕焼け市の開催、農産物直売所等の支援を行い、地場農畜産物の消費拡大を図ってまいります。

また、鳥獣被害対策として、ツキノワグマ出没時の対応策の検討や野生鳥獣の効果的な被害対策を強化するとともに、捕獲した野生鳥獣を地域資源として有効活用し、ジビエ利用の拡大を図ってまいります。

次に、誰もが快適に移動でき、住み続けることができるまちづくりに向け、交通利便性や居住環境の充実、渋滞解消や生活インフラの立地促進に取り組み、コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の更なる充実を

図ってまいります。

主な取組といたしましては、本市における重要な都市インフラとなる厚木秦野道路について、国に未事業化区間を早期に事業化するよう要望するとともに、国の整備に先行し、市の中心部に集中する交通の分散に資する、（仮称）森の里インターチェンジへのアクセス道路である船子・飯山線や尼寺原幹線などの整備を進めてまいります。

コミュニティ交通につきましては、公共交通機関と連携を図り、荻野地区及び森の里地区のコミュニティ交通の運行を支援するとともに、公共交通不便地域へのコミュニティ交通導入に向け、地域の皆様と取組を進めてまいります。

次に、本厚木駅周辺の生まれ変わりににつきましては、市役所本庁舎の移転を大きな契機とし、人の流れを創出するまちづくりに取り組み、これからの厚木にふさわしい、新たなまちの顔となる本厚木駅周辺をデザインしてまいります。

主な取組といたしましては、本市の玄関口である本厚木駅北口と未来・図書館、市庁舎等で構成する複合施設「あつめき」や本庁舎跡地を面として捉え、快適な歩行空間や広場と建物が一体となった「歩いて楽しいまち」の実現を目指し、再開発準備組合とともに、にぎわいの創出に向けた取組を推進してまいります。

複合施設「あつめき」につきましては、あらゆる世代の居場所となる施設を目指し、令和9年度の開館に向け、引き続き建設工事を進めてまいります。

本庁舎の跡地につきましては、「（仮称）新たな交流拠点としての多目的アリーナ整備基本計画」を策定し、中心市街地のまちづくりや地域活性化

の核となる施設を検討してまいります。

次に、我が国が人口減少社会に突入している中、都市としての持続可能性を高めるため、多くの方に、住みたい、住み続けたい、住んで良かったと思っていただける、魅力あふれる、住みやすいまちづくりに取り組んでまいります。

主な取組といたしましては、北部地区公園の整備に向け、平常時には市民の皆様のコミュニティや憩いの場として、また、災害時には物資供給や集積の拠点として活用できるよう、計画的に準備を進めてまいります。

定住促進に向けた取組といたしましては、若年世帯の転出超過を抑制し、市内への定住人口の増加を図るため、住宅取得の補助対象を 40 歳代の子育て世帯まで拡大してまいります。

5 つ目のまちづくりの目標、「^{グリーン}Green」では、環境の取組として、都市と自然が調和するまちを未来につなげるため、豊かな自然と共生しながら快適で美しい環境づくりを推進してまいります。

本市の自然環境は、まちづくりを進める上で重要な資源であり、市民の皆様に高く評価されています。そうした中、ゼロカーボンシティを表明し、「ネイチャーポジティブ宣言」を行っている本市としましては、カーボンニュートラル、生物多様性の保全に向けた取組を更に充実させ、豊かな自然環境を未来につないでいきます。

主な取組といたしましては、気候変動、生物多様性の損失、美化衛生などの諸問題に対応するため、持続可能な循環共生型社会の構築に向け「第 6 次環境基本計画」を策定してまいります。

また、カーボンニュートラルロードマップの目標達成に向け、市内環境

団体と連携し、市民の皆様、事業者等が取り組むべき行動変容等について、周知・啓発を実施してまいります。

さらに、国の重点対策加速化事業を活用した太陽光パネルの設置に係る補助金が最終年を迎えることから、多くの市民の皆様や事業者等に御活用いただけるよう、より一層の周知に取り組んでまいります。

生物多様性の保全の推進につきましては、「あつぎこどもの森公園」を本市の豊かな自然環境を象徴するシンボルとするため、環境省が推進する自然共生サイトの認定を受けるとともに、希少種を始めとする動植物のモニタリング調査や侵略的外来種の駆除等に取り組んでまいります。

喫煙者のマナーの向上や非喫煙者と共存できる環境整備につきましては、路上喫煙禁止区域内の喫煙者に対する罰則を令和9年度から設けることを広く周知するとともに、喫煙者のマナーの向上に向け路上喫煙パトロールを強化してまいります。

なお、路上喫煙パトロール及び罰則の強化は、本厚木駅周辺の環境浄化につながることから、客引き行為等の規制強化と連携を図り一体的に取り組を進めてまいります。

6つ目のまちづくりの目標、「^{インスパイア}Inspire」では、スポーツ・文化芸術・魅力の取組として、自分らしく心豊かに暮らせるまちを未来につなげるため、住む人や訪れる人が新たな創造と発見が得られる環境づくりを推進してまいります。

私は、これまで、スポーツ・文化芸術・歴史の聖地づくりを掲げ、取組を進めてまいりました。

スポーツの聖地づくりにつきましては、生涯スポーツの推進や競技力の

向上、全国大会やトップレベル競技の招致、施設の整備などを総合的に進め、市民の皆様がスポーツに親しみ、シビックプライドを育む環境づくりに取り組んでまいります。

主な取組といたしましては、スポーツをする人、みる人、支える人、スポーツに関わる全ての人、一緒にスポーツの価値を享受できる地域社会の実現に向け、「第3次スポーツ推進計画」を策定してまいります。

また、新たに全国リーグの招致に向けた補助制度を創設するほか、全国大会等の招致に対する補助要件を見直し、全国規模のスポーツ大会やイベントを本市で開催しやすい環境を整え、「する」、「みる」スポーツの機会の拡大に取り組んでまいります。

スポーツ施設の整備につきましては、「スポーツの聖地づくり基本計画」に位置付けた既存施設の再整備などの方向性に基づき、誰もが気軽にスポーツの魅力に触れることができる環境整備を進めてまいります。

次に、文化芸術・歴史の聖地づくりににつきましては、本市の文化芸術・歴史を、市民の皆様と共に楽しみ、磨き、継承していく中で、郷土への誇りや人と人との絆を育むとともに、市民の皆様が様々な文化芸術・歴史の魅力に触れ、親しむことができる環境づくりを推進してまいります。

主な取組といたしましては、人・まち・自然が響き合うあつぎの文化芸術を創造するため、「第2次文化芸術振興計画 第2期基本計画」を策定してまいります。

また、友好都市糸満市がある沖縄県の国指定重要無形文化財「組踊^{くみおどり}」の公演を招致するほか、著名なアーティスト等による質の高い作品・演目の鑑賞を始めとした最高峰の文化芸術に触れる機会を創出してまいります。

次に、観光振興につきましては、社会情勢や環境の変化に迅速に対応し、

観光の魅力を磨き上げ、多くの方に「行ってみたい」、「また来てみたい」と感じていただけるよう、本市の魅力に触れる機会、体験していただく機会の創出に取り組んでまいります。

主な取組といたしましては、観光を取り巻く環境の変化への的確に対応した新しい観光戦略の構築を図るため、「第3次観光振興計画」を策定してまいります。

観光資源の充実につきましては、あつぎ温泉郷の活性化に向け、日帰り入浴に対応する施設改修費用を補助し、集客の促進や観光の魅力創出につなげてまいります。

最後に、6つのまちづくりの目標、A－Ambitious、T－Together、S－^{アンビシャス}Safe、U－^{ユニーク}Unique、G－^{グリーン}Green、I－^{インスパイア}Inspireを力強く推進していくためには、将来の人口動態や財政状況を見据え、社会経済情勢等に的確に対応した行財政運営を行わなければなりません。

その基本姿勢として、あらゆる環境の変化に柔軟に対応する体制を確立し、質の高い行政サービスの提供に向け、公共施設・インフラの総合的な管理の徹底、D Xの推進、多様な主体との連携、広域連携の推進に取り組んでまいります。

主な取組といたしましては、あらゆる分野において、創意工夫や柔軟な発想のもと、抜本的な改革に取り組むため、「第8次行政改革大綱」を策定してまいります。

デジタル化の推進につきましては、市民の皆様の利便性向上や業務効率の向上を目指し、新たに「D X推進計画」を策定してまいります。

窓口サービスにつきましては、新庁舎移転を見据えた総合窓口の整備に

向けて、一部手続きのワンストップ化を進めるとともに、「書かない窓口」対象手続の拡大を図るなど、更なる利便性の向上や窓口利用の待ち時間の短縮などに取り組んでまいります。

都市間連携の強化につきましては、広域的な課題解決や効果的な行政運営を推進するため、「県央やまなみ協議会」や「県央相模川サミット」などにおいて、更なる連携を図り、関係機関や地域間での協力体制を強化してまいります。

以上、令和8年度の市政運営に当たり、私の所信及びこれを実現するための主要な施策について、御説明申し上げます。

市制70周年という節目を迎える中で、市民の皆様の参加により、市の鳥「エナガ」を制定いたしました。

エナガは、小さな体でありながら、仲間と協力し合い、巣をつくり、子育てをする鳥として知られています。共に支え合い、役割を分かち合いながら困難を乗り越えていくその姿は、本市が目指す共創のまちの在り方、そのものです。

私は、市の鳥であるエナガを、共に創る「共創のまち」の1つの象徴として、市民の皆様と対話を重ね、共に考え、行動し、新しい価値を創造する中で、人と人、想いと施策を繋ぎ、共創の輪を着実に広げてまいります。

最後に、私が自身の思いを重ねている言葉があります。

それは、昨年、アジア人として初めて米国野球殿堂入りを果たされたイチローさんが、1票差で満票選出とはならなかった際に語った言葉です。

「不完全であるのはいい。生きていく上で、不完全だから進もうとする。」

今の状態に満足することなく、現状を真摯に受け止め、更なる高みを目指して改善を重ねながら、自らの力で未来を切り拓こうとする高い志を感じました。

まちづくりを進める上で、人口減少や超高齢社会の進展、社会・経済環境の変化など、直面する課題は少なくありません。しかし、だからこそ、私はもっと良くしたいと挑み続けることができる。高みを目指そうと思えるのです。

本年は、「第 11 次総合計画」の初年度として、これからの 10 年に向けて歩みを進めていく、重要な年でもあります。市民の皆様お一人お一人があつぎ愛を育み、「ふるさと厚木」を誇りに感じていただけるまち、さらには全国・全世界から憧れを抱かれる魅力あるまちとなるよう、私はその先頭に立ち、全身全霊で市政運営に取り組んでまいります。

市民の皆様並びに議員の皆様のより一層のお力添えを心からお願い申し上げます、令和 8 年度の施政方針といたします。

議案第16号

厚木市行政手続条例の一部を改正する条例について

厚木市行政手続条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月18日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

行政手続法の一部改正の趣旨にのっとり、聴聞の通知の方式に係る規定を改めるほか、
所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市行政手続条例の一部を改正する条例

厚木市行政手続条例（平成9年厚木市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該市長等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第15条第3項及び第4項（これらの規定を準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

新旧対照表

新	旧
(聴聞の通知の方式) 第15条 市長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(4) 略 2 略 3 市長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。 4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該市長等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u> (代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。 2～4 略 (続行期日の指定) 第22条 略 2 略 3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判	(聴聞の通知の方式) 第15条 市長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(4) 略 2 略 3 市長等は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u> (代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。 2～4 略 (続行期日の指定) 第22条 略 2 略 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しない

明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>当該措置を開始した日の翌日</u>)」と読み替えるものとする。 (聴聞に関する手続の準用) 第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「<u>第1項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>第28条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第4項後段</u>」と読み替えるものとする。	ときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>揭示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>揭示を始めた日から2週間を経過したとき</u>(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>揭示を始めた日の翌日</u>)」と読み替えるものとする。 (聴聞に関する手続の準用) 第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。

議案第17号

厚木市公告式条例の一部を改正する条例について

厚木市公告式条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月18日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

本市における条例の公布等の方法を、インターネットを利用する方法に変更するほか、
所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市公告式条例の一部を改正する条例

厚木市公告式条例（昭和30年厚木市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市役所の掲示場に掲示してこれを行う」を「インターネットを利用して行う」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認めるときは、これに代えて、市役所の掲示場に掲示して行うものとする。

第3条から第5条までを次のように改める。

（市長の定める規則の公布）

第3条 市長の定める規則（以下「市規則」という。）を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。

2 前条第2項の規定は、市規則に準用する。

（市長の定める規程の公表）

第4条 第2条第2項及び前条第1項の規定は、市長の定める規程（以下「市規程」という。）で公表を要するものに準用する。

（市長以外の市の機関の定める規則の公布等）

第5条 第2条第2項及び第3条第1項の規定は、議会の会議規則その他市長以外の市の機関（教育委員会を除く。以下同じ。）の定める規則で公布を要するもの及び規程で公表を要するものに準用する。この場合において、第2条第2項ただし書中「市長」とあるのは「市長以外の市の機関（教育委員会を除く。以下同じ。）」と、第3条第1項中「市長の」とあるのは「市長以外の市の機関の」と、「市長名」とあるのは「当該機関名」と読み替えるものとする。

第6条中「規則又は市長」を「市規則若しくは市規程又は市長」に、「当該」を「これらの」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の厚木市公告式条例の規定は、この条例の施行の日以後に公布し、又は公表する条例、市規則若しくは市規程又は市長以外の市の機関の定める規則若しくは規程について適用し、同日前に公布し、又は公表する条例、市規則若しくは市規程又は市長以外の市の機関の定める規則若しくは規程については、なお従前の例による。

（厚木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

3 厚木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年厚木市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「市役所の掲示場に掲示する」を削り、同条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

新旧対照表

※ 下線部分が変更部分

新	旧
(条例の公布) 第2条 略 2 条例の公布は、<u>インターネットを利用して行う。ただし、市長が必要と認めるときは、これに代えて、市役所の掲示場に掲示して行うものとする。</u> (市長の定める規則の公布) 第3条 <u>市長の定める規則(以下「市規則」という。)を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。</u> 2 <u>前条第2項の規定は、市規則に準用する。</u> (市長の定める規程の公表) 第4条 <u>第2条第2項及び前条第1項の規定は、市長の定める規程(以下「市規程」という。)で公表を要するものに準用する。</u> (市長以外の市の機関の定める規則の公布等) 第5条 <u>第2条第2項及び第3条第1項の規定は、議会の会議規則その他市長以外の市の機関(教育委員会を除く。以下同じ。)の定める規則で公布を要するもの及び規程で公表を要するものに準用する。この場合において、第2条第2項ただし書中「市長」とあるのは「市長以外の市の機関(教育委員会を除く。以下同じ。)」と、第3条第1項中「市長の」とあるのは「市長以外の市の機関の」と、「市長名」とあるのは「当該機関名」と読み替えるものとする。</u> (施行期日の特例) 第6条 <u>市規則若しくは市規程又は市長以外の市の機関の定める規則若しくは規程は、これらの規則又は規程をもって施行期日を定めることができる。</u> 厚木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（附則第3項関係） (公表の方法) 第7条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。	(条例の公布) 第2条 略 2 条例の公布は、<u>市役所の掲示場に掲示してこれを行う。</u> (規則の公布) 第3条 <u>前条の規定は、規則に準用する。</u> (規程の公表) 第4条 <u>規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。</u> 2 <u>第2条第2項の規定は、前項の規程に準用する。</u> (市長以外の市の機関の定める規則の公布等) 第5条 <u>第2条の規定は、議会の会議規則その他市長以外の市の機関(教育委員会を除く。以下同じ。)の定める規則で公布を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「市長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。</u> 2 <u>前条の規定は、市長以外の市の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。</u> (施行期日の特例) 第6条 <u>規則又は市長以外の市の機関の定める規則若しくは規程は、当該規則又は規程をもって施行期日を定めることができる。</u> 厚木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（附則第3項関係） (公表の方法) 第7条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。

(1) 厚木市公告式条例(昭和 30 年厚木市条例第 1 号) 第 2 条第 2 項に規定する方法 (2) 略 <u>(3)</u> 略	(1) 厚木市公告式条例(昭和 30 年厚木市条例第 1 号)第 2 条第 2 項に規定する<u>市役所の掲示場に掲示する方法</u> (2) 略 <u>(3)</u> <u>インターネットを利用して閲覧に供する方法</u> <u>(4)</u> 略

議案第18号

厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月18日提出

厚木市長 山 口 貴 裕

提案理由

職員の仕事と生活の両立支援の更なる拡充を図ることを目的に、子育て部分休暇を新設するため、本条例の一部を改正する。

厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和43年厚木市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加え、「同法」を「育児休業法」に改め、同条第4項中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改める。

第8条第2項中「及び組合休暇」を「、組合休暇及び子育て部分休暇」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第13条の2 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員を除く。以下この条において同じ。）が小学校就学の始期から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、子を養育するために次の各号のいずれかの時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

（1）1日につき2時間

（2）1年度につき77時間30分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間）

第14条の2第1項及び第4項中「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(厚木市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

2 厚木市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年厚木市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「又は介護休暇」を「、介護休暇」に改め、「休暇をいう。）」の次に「又は子育て部分休暇（当該職員がその小学校就学の始期から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

参考資料

新旧対照表

新	旧
(1週間の勤務時間) 第2条 略 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「<u>育児休業法</u>」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「<u>育児短時間勤務</u>」という。)の承認を受けた職員(<u>育児休業法</u>第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「<u>育児短時間勤務等の内容</u>」という。)に従い、任命権者が定める。 3 略 4 <u>育児休業法</u>第18条第1項又は厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年厚木市条例第1号)第4条の規定により採用された職員(以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で任命権者が定める。 (休暇の種類) 第8条 略 2 無給休暇は、介護休暇、介護時間、<u>組合休暇及び子育て部分休暇</u>とする。 (子育て部分休暇) 第13条の2 <u>子育て部分休暇は、職員(育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員を除く。以下この条において同じ。)</u>が小学校就学の始期から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4	(1週間の勤務時間) 第2条 略 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「<u>育児短時間勤務</u>」という。)の承認を受けた職員(<u>同法</u>第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「<u>育児短時間勤務等の内容</u>」という。)に従い、任命権者が定める。 3 略 4 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律</u>第18条第1項又は厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年厚木市条例第1号)第4条の規定により採用された職員(以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で任命権者が定める。 (休暇の種類) 第8条 略 2 無給休暇は、介護休暇、介護時間<u>及び組合休暇</u>とする。

第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。)を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、子を養育するために次の各号のいずれかの時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

(1) 1日につき2時間

(2) 1年度につき77時間30分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第14条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして市長の定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2及び3 略

4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして市長の定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めると

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第14条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。))のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして市長の定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2及び3 略

4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉

ころにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

厚木市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（附則第2項関係）

（給与の減額）

第5条 略

- 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。)、高齢者部分休業(当該職員が当該職員に係る定年退職日から5年を超えない範囲内において管理者が定める期間遡った日後の日で、当該職員の申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、介護休暇若しくは介護時間(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は子育て部分休暇(当該職員がその小学校就学の始期から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合

法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。))のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして市長の定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

厚木市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（附則第2項関係）

（給与の減額）

第5条 略

- 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。)、高齢者部分休業(当該職員が当該職員に係る定年退職日から5年を超えない範囲内において管理者が定める期間遡った日後の日で、当該職員の申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)又は介護休暇若しくは介護時間(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

<u>における休暇をいう。)</u>の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	

議案第19号

厚木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月18日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

一般職職員の給与について、今年度の人事院勧告に沿って改定するため、本条例の一部を改正する。

厚木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

厚木市職員の給与に関する条例（昭和32年厚木市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第3項第1号中「以下この号」を「第5項」に、「いう。）。」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「38,700円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第7項を同条第9項とし、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第8項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第3項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が55,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

新旧対照表

新	旧
(通勤手当)	(通勤手当)
第8条の2 略	第8条の2 略
2 略	2 略
3 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	3 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 第1項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(第5項において「運賃等相当額」という。)	(1) 第1項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。
(2) 第1項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、38,700円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額(短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)	(2) 第1項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) <u>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 3,500円</u> <u>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,800円</u> <u>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円</u> <u>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円</u> <u>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円</u> <u>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円</u> <u>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円</u> <u>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40</u>

(3) 第1項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額 4 <u>第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第8項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額</u> (2) <u>前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</u> 5 <u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第3項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が55,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u> 6 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通	キロメートル未満である職員 <u>22,800円</u> ケ <u>使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円</u> コ <u>使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円</u> サ <u>使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円</u> シ <u>使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円</u> ス <u>使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円</u> (3) 第1項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額<u>(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</u>、第1号に定める額又は前号に定める額 4 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通

勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)の規則で定める日に支給する。 <u>7</u> 略 <u>8</u> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。 <u>9</u> 略	勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。 <u>5</u> 略 <u>6</u> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。 <u>7</u> 略

議案第20号

厚木市市税条例の一部を改正する条例について

厚木市市税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月18日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、公示送達に係る規定を改めるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市市税条例の一部を改正する条例

厚木市市税条例（平成12年厚木市条例第22号）の一部を次のように改正する。
第5条を次のように改める。

（公示送達）

第5条 法第20条の2の規定による公示送達は、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を厚木市公告式条例（昭和30年厚木市条例第1号）第2条第2項ただし書に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。

第8条第1項中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第13条の2第1項各号列記以外の部分中「次のとおり」を「所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、神奈川県区域内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの」に改め、同項各号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日又は地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に規定する政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第13条の2第1項の改正規定及び附則第4項の規定は、令和9年1月1日から施行する。

（公示送達に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の厚木市市税条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。
- 3 施行日が令和8年4月1日前の場合には、施行日から同年3月31日までの間における新条例第5条の規定の適用については、同条中「第2条第2項ただし書」とあるのは、「第2条第2項」とする。

（個人の市民税に関する経過措置）

- 4 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における新条例第13条の2第1項の規定の適用については、同項中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金（同号に掲げる寄附金にあっては、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

新旧対照表

※ 下線部分が変更部分

新	旧
(公示送達) 第5条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、<u>公示事項が記載された書面を厚木市公告式条例(昭和30年厚木市条例第1号)第2条第2項ただし書に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u> (納税証明事項) 第8条 <u>施行規則第1条の9第2号に規定する</u>条例で定める事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により、軽自動車税の種別割を滞納している場合において、その旨とする。 2 略 (寄附金税額控除の対象とする寄附金) 第13条の2 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、<u>所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、神奈川県内の区域内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものとする。</u>	(公示送達) 第5条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>厚木市公告式条例(昭和30年厚木市条例第1号)第2条第2項に規定する市役所の掲示場に掲示して行うものとする。</u> (納税証明事項) 第8条 <u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の9第2号に規定する条例で定める事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により、軽自動車税の種別割を滞納している場合において、その旨とする。 2 略 (寄附金税額控除の対象とする寄附金) 第13条の2 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、<u>次のとおりとする。</u> (1) <u>所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、神奈川県内の区域内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの</u> (2) <u>所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭のうち、公益信託</u>

2 略	<u>ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第2条第1項の規定により神奈川県知事又は神奈川県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出したもの</u> 2 略

議案第21号

厚木市子ども育成条例の一部を改正する条例について

厚木市子ども育成条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月18日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

こども基本法の制定に伴い、こどもの権利保障に関する規定を設けるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市子ども育成条例の一部を改正する条例

厚木市子ども育成条例（平成24年厚木市条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

厚木市こども育成条例

第1条中「子ども」を「こども」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「子ども」を「こども」に改め、「取組は」の次に「、こども基本法（令和4年法律第77号）の趣旨を踏まえ」を加え、同条第3号中「子ども」を「こども」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「最も重要な」を「第一義的」に、「子ども」を「こども」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「子ども」を「こども」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) こどもは個人として尊重され、基本的人権が保障されるという認識の下に、こどもが自己の意見を表明する機会が確保され、その意見が尊重されるとともに、こどもにとって最善の利益が優先されるよう配慮すること。

第3条から第5条までを次のように改める。

（市の責務）

第3条 市は、市民、子育て関係機関（子育て支援に係る児童福祉施設、教育機関その他の関係機関及び団体をいう。以下同じ。）、事業者等と協働し、子育て環境の充実を図るための施策を推進するものとする。

- 2 市は、子育て環境の充実を図るための施策について、調査及び研究を行うとともに、その施策を推進するために必要な情報の提供その他の市民に対する広報及び啓発に努めるものとする。

（市民の役割）

第4条 市民は、市が実施する子育て環境の充実を図るための施策について関心と理解を深めるとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

（子育て関係機関の役割）

第5条 子育て関係機関は、地域における子育ての応援拠点として、その専門的な知識及び経験をいかし、子育て支援のための活動を行うよう努めるものとする。

- 2 子育て関係機関は、市が実施する子育て環境の充実を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

第17条を第18条とし、第16条を削り、第15条を第17条とし、同条の前に次の1条を加える。

（こども育成推進委員会）

第16条 市長は、市が実施する子育て環境の充実を図るための施策を審議するため、市民等で構成する厚木市こども育成推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

- 4 委員会は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づく合議制の機関を兼ねるものとする。
- 5 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 6 委員会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 7 委員会は、特別の事項を審議させるため、部会を置くことができる。
- 8 委員会は、規則で定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。
第14条を削る。
第13条（見出しを含む。）中「あつぎ子ども月間」を「あつぎこども月間」に改め、同条を第15条とする。
第12条（見出しを含む。）中「子ども」を「こども」に改め、同条を第14条とする。
第11条第2項中「子ども」を「こども」に改め、同条を第13条とする。
第10条を第12条とする。
第9条中「子ども」を「こども」に改め、同条を第11条とする。
第8条中「子ども」を「こども」に改め、同条を第10条とし、第7条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。
（こどもの意見の反映）
第8条 市長は、基本計画その他のこどもに関わる計画又は施策を策定するに当たっては、対象となるこどもの意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
第6条第2項中「厚木市子ども育成推進委員会」を「第16条に規定する厚木市こども育成推進委員会」に改め、同条を第7条とする。
第5条の次に次の1条を加える。
（事業者の役割）
第6条 事業者は、子育てを行う労働者の仕事と生活の調和を支援するための労働条件の整備その他の子育て支援に資する多様な雇用環境の整備に努めるものとする。
2 事業者は、こどもの多様な体験活動の機会の充実を図るため、職場見学の実施その他の子育てに関する様々な地域貢献活動に取り組むよう努めるものとする。

附 則 （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。
第1条第63号中「子ども育成推進委員会」を「こども育成推進委員会」に改

める。

別表63の項中「子ども育成推進委員会」を「こども育成推進委員会」に改める。

（厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和7年厚木市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表15の項から100の項までの改正規定中「子ども育成推進委員会の委員」を「こども育成推進委員会の委員」に改める。

新旧対照表

※ 下線部分が変更部分

新	旧
厚木市<u>こども</u>育成条例 (目的) 第1条 この条例は、本市の豊かな自然の中で、<u>こどもが元気で心豊かに成長するための取組</u>に関し、基本理念を定めるとともに、父母その他の保護者(以下「保護者」という。)も<u>こどもと共に成長できるよう応援することにより、本市の子育て環境の充実を図ることを目的とする。</u> (基本理念) 第2条 <u>こどもが元気で心豊かに成長するための取組は、こども基本法(令和4年法律第77号)の趣旨を踏まえ、次に掲げる基本理念にのっとり行うものとする。</u> (1) <u>こどもは個人として尊重され、基本的人権が保障されるという認識の下に、こどもが自己の意見を表明する機会が確保され、その意見が尊重されるとともに、こどもにとって最善の利益が優先されるよう配慮すること。</u> (2) <u>こどもが次代の社会を担うかけがえのない存在であり、こどもが本来持つ成長する力を伸ばし、その可能性の扉を開くことが重要であるという認識の下に、こどもが望ましい未来に向かい自己実現が図られるよう配慮すること。</u> (3) 保護者が子育てについて<u>第一義的責任</u>を有し、<u>こどもの人格を形成する上で、大きな役割を担う存在であるという認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義が理解され、子育てに伴う誇りと喜びがより深められるよう配慮すること。</u> (4) <u>こどもが元気で心豊かに成長することができ、保護者が子育てに伴う誇りと喜びを実感できる環境づくりには、関係者との連携及び協力が重要であるという認識の下に、地域社会がこども及びその家族を包み込む大きな家族となれるよう配慮すること。</u> (市の責務) 第3条 <u>市は、市民、子育て関係機関(子育て支援に係る児童福祉施設、教育機関その他の関係機関及び団体をいう。以下同じ。)、事業者等と協働し、子育て環境の充実を図るための施策を推進するものとする。</u>	厚木市<u>子ども</u>育成条例 (目的) 第1条 この条例は、本市の豊かな自然の中で、<u>子どもが元気で心豊かに成長するための取組</u>に関し、基本理念を定めるとともに、父母その他の保護者(以下「保護者」という。)も<u>子どもと共に成長できるよう応援することにより、本市の子育て環境の充実を図ることを目的とする。</u> (基本理念) 第2条 <u>子どもが元気で心豊かに成長するための取組は、次に掲げる基本理念にのっとり行うものとする。</u> (1) <u>子どもが次代の社会を担うかけがえのない存在であり、子どもが本来持つ成長する力を伸ばし、その可能性の扉を開くことが重要であるという認識の下に、子どもが望ましい未来に向かい自己実現が図られるよう配慮すること。</u> (2) 保護者が子育てについて<u>最も重要な責任</u>を有し、<u>子どもの人格を形成する上で、大きな役割を担う存在であるという認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義が理解され、子育てに伴う誇りと喜びがより深められるよう配慮すること。</u> (3) <u>子どもが元気で心豊かに成長することができ、保護者が子育てに伴う誇りと喜びを実感できる環境づくりには、関係者との連携及び協力が重要であるという認識の下に、地域社会が子ども及びその家族を包み込む大きな家族となれるよう配慮すること。</u> (子育て関係機関の役割) 第3条 <u>子育て関係機関(子育て支援に係る児童福祉施設、教育機関その他の関係機関及び団体をいう。以下同じ。)</u>は、<u>地域における子育ての応援拠点として、その専門的な知識及び経験をいかし、子育て支援のための活動を行</u>

- 2 市は、子育て環境の充実を図るための施策について、調査及び研究を行うとともに、その施策を推進するために必要な情報の提供その他の市民に対する広報及び啓発に努めるものとする。

(市民の役割)

- 第4条 市民は、市が実施する子育て環境の充実を図るための施策について関心と理解を深めるとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

(子育て関係機関の役割)

- 第5条 子育て関係機関は、地域における子育ての応援拠点として、その専門的な知識及び経験をいかし、子育て支援のための活動を行うよう努めるものとする。

- 2 子育て関係機関は、市が実施する子育て環境の充実を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

- 第6条 事業者は、子育てを行う労働者の仕事と生活の調和を支援するための労働条件の整備その他の子育て支援に資する多様な雇用環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、こどもの多様な体験活動の機会の充実を図るため、職場見学の実施その他の子育てに関する様々な地域貢献活動に取り組むよう努めるものとする。

(基本計画)

- 第7条 略

- 2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、第16条に規定する厚木市こども育成推進委員会の意見を聴かなければならない。

(こどもの意見の反映)

- 第8条 市長は、基本計画その他のこどもに関わる計画又は施策を策定するに当たっては、対象となるこどもの意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 第9条 略

(健康の確保及び増進)

- 第10条 市は、こども及び保護者の健康の確保

うよう努めるものとする。

- 2 子育て関係機関は、市が実施する子育て支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

- 第4条 事業者は、子育てを行う労働者の仕事と生活の調和を支援するための労働条件の整備その他の子育て支援に資する多様な雇用環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、子どもの多様な体験活動の機会の充実を図るため、職場見学の実施その他の子育てに関する様々な地域貢献活動に取り組むよう努めるものとする。

(市の責務)

- 第5条 市は、保護者、子育て関係機関、事業者等と協働し、子育て環境の充実を図るための施策を推進するものとする。

- 2 市は、子育て環境の充実を図るための施策について、調査及び研究を行うとともに、その施策を推進するために必要な情報の提供その他の市民に対する広報及び啓発に努めるものとする。

(基本計画)

- 第6条 略

- 2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、厚木市こども育成推進委員会の意見を聴かなければならない。

- 第7条 略

(健康の確保及び増進)

- 第8条 市は、子ども及び保護者の健康の確保及

及び増進を図るため、母子保健に関する事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(教育環境の充実)

第11条 市は、こどもが健やかに成長できる教育環境の充実を図るため、こどもの年齢及び心身の発達段階に応じた様々な学習の機会の提供、こどもの参加するスポーツ活動の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第12条 略

(子育てに適した環境の整備)

第13条 略

2 市は、地域の関係者と連携して、セーフコミュニティの推進によるこどもの事故、けが等の発生の予防その他のこどもが安全で安心して成長することができる環境を整備するものとする。

(こどもの健全育成)

第14条 市は、こどもの健全育成を推進するため、保護者に対しては家庭教育に関する学習機会の提供その他の必要な支援を行い、こどもに対しては多様な体験活動への参加及び地域社会との交流の機会を提供するものとする。

(あつぎ家庭の日及びあつぎこども月間)

第15条 市は、市民が家族の^{きずな}絆を大切にするため、あつぎ家庭の日を、子育てにおける地域社会が果たす役割の重要性について市民の関心及び理解を深めるため、あつぎこども月間を設ける。

2 あつぎ家庭の日は毎月の第3水曜日、あつぎこども月間は毎年5月とする。

3 市は、子育て関係機関及び事業者と連携し、あつぎ家庭の日及びあつぎこども月間の趣旨について普及及び啓発に努めるものとする。

び増進を図るため、母子保健に関する事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(教育環境の充実)

第9条 市は、子どもが健やかに成長できる教育環境の充実を図るため、子どもの年齢及び心身の発達段階に応じた様々な学習の機会の提供、子どもの参加するスポーツ活動の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第10条 略

(子育てに適した環境の整備)

第11条 略

2 市は、地域の関係者と連携して、セーフコミュニティの推進による子どもの事故、けが等の発生の予防その他の子どもが安全で安心して成長することができる環境を整備するものとする。

(子どもの健全育成)

第12条 市は、子どもの健全育成を推進するため、保護者に対しては家庭教育に関する学習機会の提供その他の必要な支援を行い、子どもに対しては多様な体験活動への参加及び地域社会との交流の機会を提供するものとする。

(あつぎ家庭の日及びあつぎ子ども月間)

第13条 市は、市民が家族の^{きずな}絆を大切にするため、あつぎ家庭の日を、子育てにおける地域社会が果たす役割の重要性について市民の関心及び理解を深めるため、あつぎ子ども月間を設ける。

2 あつぎ家庭の日は毎月の第3水曜日、あつぎ子ども月間は毎年5月とする。

3 市は、子育て関係機関及び事業者と連携し、あつぎ家庭の日及びあつぎ子ども月間の趣旨について普及及び啓発に努めるものとする。

(子ども育成推進委員会)

第14条 市長は、この条例の運用状況の点検及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事務の処理等を行うため、市民等で構成する厚木市子ども育成推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

4 委員会の組織及び運営について必要な事項

(こども育成推進委員会) <u>第16条 市長は、市が実施する子育て環境の充実を図るための施策を審議するため、市民等で構成する厚木市こども育成推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</u> <u>2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。</u> <u>3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。</u> <u>4 委員会は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づく合議制の機関を兼ねるものとする。</u> <u>5 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。</u> <u>6 委員会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</u> <u>7 委員会は、特別の事項を審議させるため、部会を置くことができる。</u> <u>8 委員会は、規則で定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。</u> <u>9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</u> <u>第17条 略</u> <u>第18条 略</u> 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第2項関係） (趣旨及び適用範囲) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定により、次に掲げる者に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。 (1)～(62) 略 (63) <u>こども育成推進委員会の委員</u> (64)～(101) 略	<u>は、規則で定める。</u> <u>第15条 略</u> (子ども・子育て支援法に基づく機関) <u>第16条 子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づく合議制の機関は、第14条第1項に規定する委員会とする。</u> <u>第17条 略</u> 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第2項関係） (趣旨及び適用範囲) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定により、次に掲げる者に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。 (1)～(62) 略 (63) <u>子ども育成推進委員会の委員</u> (64)～(101) 略

別表(第2条関係)

番号	職名	報酬額
略	略	略
6 3	<u>こども育成推進</u> <u>委員会の委員</u>	委員 長
		委員
略	略	略

備考 略

厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（附則第3項関係）

別表の15の項から100の項までを次のように改める。

略	略	略
6 3	<u>こども育成推進</u> <u>委員会の委員</u>	委員 長
		委員
略	略	略

別表(第2条関係)

番号	職名	報酬額
略	略	略
6 3	<u>子ども育成推進</u> <u>委員会の委員</u>	委員 長
		委員
略	略	略

備考 略

厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（附則第3項関係）

別表の15の項から100の項までを次のように改める。

略	略	略
6 3	<u>子ども育成推進</u> <u>委員会の委員</u>	委員 長
		委員
略	略	略

議案第 22 号

厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

厚木市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月18日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

国民健康保険法等の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金について定めるほか、
所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例

厚木市国民健康保険条例（昭和34年厚木市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第11条の2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第11条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- （1）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- （2）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- （3）世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- （4）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第11条の3第1号イ中「、高齢者医療確保法の規定による」を「及び」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第15条の7の2第1号及び第15条の8第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第15条の14の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第15条の15 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第19条及び第19条の3から第19条の5までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

（1）当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県

の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第19条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 当該年度における第25条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第15条の16 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第15条の17 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第15条の18 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第15条の15第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の52に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の30に相当する額を当該年度の初日における被保険者の数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第15条の15第1号イに掲げる額の見込額及び

同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、を当該年度の初日における被保険者の数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の18に相当する額を当該年度の初日における被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第15条の19 第15条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第18条第1項中「第15条の7の3」の次に「若しくは第15条の16」を加え、「第19条の3第1項(同条第3項)」を「若しくは同条第5項各号に定める額、第19条の3第1項(同条第3項又は第4項)」に改め、「第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第19条の3第4項第1号(同条第6項)」を「同条第5項(同条第7項又は第8項)」に、「第19条の4第1項各号(同条第3項又は第4項)」を「第19条の4第1項各号(同条第3項から第5項まで)」に、「若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項)」を「、同条第6項各号(同条第8項から第10項まで)」に、「の算定」を「若しくは第19条の5第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第15条の9」を「、第15条の9若しくは第15条の16」に改め、「次条第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第5項各号に定める額」を加え、「第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第19条の3第4項第1号」を「同条第5項」に、「若しくは同条第5項各号に定める額」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第19条の5第1項に定める額」に改める。

第19条第1項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、「第1号の1人当たり軽減額」を「第1項第1号の1人当たり軽減額」に、「第1号の1世帯当たり軽減額」を「第1項第1号の1世帯当たり軽減額」に改め、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に、「第2号の1人当たり軽減額」を「第1項第2号の1人当たり軽減額」に、「第2号の1世帯当たり軽減額」を「第1項第2号の1世帯当たり軽減額」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に、

「第3号の1人当たり軽減額」を「第1項第3号の1人当たり軽減額」に、「第3号の1世帯当たり軽減額」を「第1項第3号の1世帯当たり軽減額」に改め、同条第2項中「第1号の1人当たり軽減額、第1号の1世帯当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額、第2号の1世帯当たり軽減額、第3号の1人当たり軽減額及び第3号の1世帯当たり軽減額」を「第1項第1号の1人当たり軽減額、第1項第1号の1世帯当たり軽減額、第1項第2号の1人当たり軽減額、第1項第2号の1世帯当たり軽減額、第1項第3号の1人当たり軽減額及び第1項第3号の1世帯当たり軽減額」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第15条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額から当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額（以下「第5項第1号の1人当たり軽減額」という。）に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額（以下「第5項第1号の18歳以上の1人当たり軽減額」という。）に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及び当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額（以下「第5項第1号の1世帯当たり軽減額」という。）とを合算した額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額（以下「第5項第2号の1人当たり軽減額」という。）に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、当該年度

分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額（以下「第5項第2号の18歳以上の1人当たり軽減額」という。）に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及び当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額（以下「第5項第2号の1世帯当たり軽減額」という。）とを合算した額

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額（以下「第5項第3号の1人当たり軽減額」という。）に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額（以下「第5項第3号の18歳以上の1人当たり軽減額」という。）に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及び当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額（以下「第5項第3号の1世帯当たり軽減額」という。）とを合算した額

- 6 第15条の18第2項及び第3項の規定は、第5項第1号の1人当たり軽減額、第5項第1号18歳以上の1人当たり軽減額、第5項第1号の1世帯当たり軽減額、第5項第2号の1人当たり軽減額、第5項第2号18歳以上の1人当たり軽減額、第5項第2号の1世帯当たり軽減額、第5項第3号の1人当たり軽減額、第5項第3号18歳以上の1人当たり軽減額、第5項第3号の1世帯当たり軽減額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「第5項第1号の1人当たり軽減額、第5項第1号の18歳以上の1人当たり軽減額、第5項第1号の1世帯当たり軽減額、第5項第2号の1人当たり軽減額、第5項第2号の18歳以上の1人当たり軽減額、第5項第2号の1世帯当たり軽減額、第5項第3号の1人当たり軽減額、第5項第3号の18歳以上の1人当たり軽減額及び第5項第3号の1世帯当たり軽減額」と読み替えるものとする。

第19条の2中「及び」を「、第15条の7の4、第15条の10、第15条の17並びに」に改め、「前条第1項」の次に「（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」を加える。

第19条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「後期高齢者支援金等賦課額」との次に「、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、「、「第15条第2項」とあるのは「第15条の7の6第2項」と」を削り、「第15条第3項」とあるのは」の次に「、」を加え、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第15条の18」と、第2項中「第15条第3項」とあるのは、「第15条の18第3項」と読み替えるものとする。

第19条の3に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第5項各号」と、「第15条」とあるのは「第15条の18」と、第6項中「第15条第3項」とあるのは、「第15条の18第3項」と読み替えるものとする。

第19条の4第1項各号列記以外の部分中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「（第5項）を」（第6項）に、「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第8項前段中「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「第7項」に改め、同項後段中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「17万円」との次に「、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「26万円」との次に「、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「66万円」を「67万円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第15条の16」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、第2項中「第15条」とあるのは、「第15条の18」と読み替えるものとする。

第19条の4に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第15条の16」と、

「67万円」とあるのは「3万円」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第5項各号」と、第7項中「第15条」とあるのは、「第15条の18」と読み替えるものとする。

第19条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第19条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第15条の18の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第19条第5項、第19条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

- 2 第15条の18第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条の18第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

新旧対照表

※ 下線部分が変更部分

新	旧
(保険料の賦課額) 第11条の2 保険料の賦課額は、<u>次に掲げる額の合算額とする。</u> (1) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)</u> (2) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)</u> (3) <u>世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)</u>につき算定した介護納付金賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。) (4) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)</u> (基礎賦課総額) 第11条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第19条、第19条の3及び第19条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定により保険料を減免する場合については、第1号に掲	(保険料の賦課額) 第11条の2 保険料の賦課額は、<u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)</u>及び<u>後期高齢者支援金等賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)</u>並びに<u>介護納付金賦課被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)</u>につき算定した<u>介護納付金賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)</u>の合算額とする。 (基礎賦課総額) 第11条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第19条、第19条の3及び第19条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定により保険料を減免する場合については、第1号に掲

げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))及び病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ 略

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。))に係るものを除く。))及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ及びエ 略

(3) 略

げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ 略

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。))に係るものを除く。))及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。))の額

ウ及びエ 略

(3) 略

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の7の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第19条、第19条の3及び第19条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定により保険料を減免する場合については、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)の額

(2)及び(3) 略

(介護納付金賦課総額)

第15条の8 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条及び第19条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定により保険料を減免する場合については、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

(2)及び(3) 略

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第15条の15 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第19条及び第19条の3

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の7の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第19条、第19条の3及び第19条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定により保険料を減免する場合については、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)

(2)及び(3) 略

(介護納付金賦課総額)

第15条の8 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条及び第19条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定により保険料を減免する場合については、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

(2)及び(3) 略

から第19条の5までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第19条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第25条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第15条の16 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算

定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第15条の17 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第15条の18 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第15条の15第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。))の100分の52に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。))の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の30に相当する額を当該年度の初日における被保険者の数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第15条の15第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の初日における被保険者の数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の18に相当する額を当該年度の初日における被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第15条の19 第15条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第12条、第15条の7の3若しくは第15条の16の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。))若しくは第15条の9の額、次条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第19条の3第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額、同条第5項(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額、第19条の4第1項各号(同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額、同条第6項各号(同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額若しくは第19条の5第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第12条、第15条の7の3の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。))若しくは第15条の9の額、次条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額、第19条の3第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額、第19条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当するこ

定のいずれかに該当することにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条、第15条の7の3、第15条の9若しくは第15条の16の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第19条の3第1項に定める額、同条第5項に定める額、第19条の4第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第19条の5第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当することにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第15条の7に規定する額を超える場合には、同条に規定する額)とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35

とにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条、第15条の7の3若しくは第15条の9の額又は次条第1項各号に定める額、第19条の3第1項に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号に定める額、第19条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当することにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第15条の7に規定する額を超える場合には、同条に規定する額)とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金

条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号並びに第5項において「世帯主等」という。)のうち、給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号並びに第5項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分

額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち、給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均

の7を乗じて得た額(以下「第1項第1号の1人当たり軽減額」という。))に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額(以下「第1項第1号の1世帯当たり軽減額」という。))とを合算した額

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、31万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額(以下「第1項第2号の1人当たり軽減額」という。))に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額(以下「第1項第2号の1世帯当たり軽減額」という。))とを合算した額

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、57万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料

均割の保険料率に10分の7を乗じて得た額(以下「第1号の1人当たり軽減額」という。))に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額(以下「第1号の1世帯当たり軽減額」という。))とを合算した額

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、30万5,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額(以下「第2号の1人当たり軽減額」という。))に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額(以下「第2号の1世帯当たり軽減額」という。))とを合算した額

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、56万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料

率に10分の2を乗じて得た額(以下「第1項第3号の1人当たり軽減額」という。)に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額(以下「第1項第3号の1世帯当たり軽減額」という。)とを合算した額

- 2 第15条第2項及び第3項の規定は、第1項第1号の1人当たり軽減額、第1項第1号の1世帯当たり軽減額、第1項第2号の1人当たり軽減額、第1項第2号の1世帯当たり軽減額、第1項第3号の1人当たり軽減額及び第1項第3号の1世帯当たり軽減額の決定について準用する。

3及び4 略

- 5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第15条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額から当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)とする。

- (1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額(以下「第5項第1号の1人当たり軽減額」という。)に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額(以下「第5項第1号の18歳以上の1人当たり軽減額」という。)に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及び当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額(以下「第5項第1号の1世帯当たり軽減

率に10分の2を乗じて得た額(以下「第3号の1人当たり軽減額」という。)に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額(以下「第3号の1世帯当たり軽減額」という。)とを合算した額

- 2 第15条第2項及び第3項の規定は、第1号の1人当たり軽減額、第1号の1世帯当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額、第2号の1世帯当たり軽減額、第3号の1人当たり軽減額及び第3号の1世帯当たり軽減額の決定について準用する。

3及び4 略

額」という。)とを合算した額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、31万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額(以下「第5項第2号の1人当たり軽減額」という。)に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額(以下「第5項第2号の18歳以上の1人当たり軽減額」という。)に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及び当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額(以下「第5項第2号の1世帯当たり軽減額」という。)とを合算した額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、57万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 当該年度

分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額(以下「第5項第3号の1人当たり軽減額」という。))に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額(以下「第5項第3号の18歳以上の1人当たり軽減額」という。))に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及び当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額(以下「第5項第3号の1世帯当たり軽減額」という。))とを合算した額

- 6 第15条の18第2項及び第3項の規定は、第5項第1号の1人当たり軽減額、第5項第1号の18歳以上の1人当たり軽減額、第5項第1号の1世帯当たり軽減額、第5項第2号の1人当たり軽減額、第5項第2号の18歳以上の1人当たり軽減額、第5項第2号の1世帯当たり軽減額、第5項第3号の1人当たり軽減額、第5項第3号の18歳以上の1人当たり軽減額、第5項第3号の1世帯当たり軽減額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「第5項第1号の1人当たり軽減額、第5項第1号の18歳以上の1人当たり軽減額、第5項第1号の1世帯当たり軽減額、第5項第2号の1人当たり軽減額、第5項第2号の18歳以上の1人当たり軽減額、第5項第2号の1世帯当たり軽減額、第5項第3号の1人当たり軽減額、第5項第3号の18歳以上の1人当たり軽減額及び第5項第3号の1世帯当たり軽減額」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等に係る保険料の算定の特例)

- 第19条の2 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第13条第1項、第15条の7の4、第15条の10、第15条の17並びに前条第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。))及び同条第5項の規定の適用については、第13条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1

(特例対象被保険者等に係る保険料の算定の特例)

- 第19条の2 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第13条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第13条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分

項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額(同法)」とあるのは「所得の金額(地方税法)」とし、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、)」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「所得税法(昭和40年法律第33号)」とあるのは「所得税法」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合(第5項に掲げる場合を除く。)における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ10分の5を乗じて得た額(同条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする。

2及び3 略

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第15条の18」と、第2項中「第15条第3項」とあるのは、「第15条の18第3項」と読み替えるものとする。

5及び6 略

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、「第15条」とあるのは「第15条の7の6」と、前項中「第15条第3項」とあるのは、「第15条の7の6第3項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあ

るの30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額(同法)」とあるのは「所得の金額(地方税法)」とし、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、)」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「所得税法(昭和40年法律第33号)」とあるのは「所得税法」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合(第4項に掲げる場合を除く。)における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ10分の5を乗じて得た額(同条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする。

2及び3 略

4及び5 略

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは「第15条の7の6」と、「第15条第2項」とあるのは「第15条の7の6第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の7の6第3項」と読み替えるものとする。

るのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第5項各号」と、「第15条」とあるのは「第15条の18」と、第6項中「第15条第3項」とあるのは、「第15条の18第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合(第6項に掲げる場合を除く。)における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円)とする。

(1) 該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の3で定める場合には、出産の日。第21条の2第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の7の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第15条第2項」とあるのは、「第15条の7の6第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の9」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条第2項」とあるのは、「第15条の12第2項」と読み替えるものとする

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合(第5項に掲げる場合を除く。)における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)とする。

(1) 該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第21条の2第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の7の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第15条第2項」とあるのは、「第15条の7の6第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の9」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条第2項」とあるのは、「第15条の12第2項」と読み替えるものとする。

る。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第15条の16」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、第2項中「第15条」とあるのは、「第15条の18」と読み替えるものとする。

6 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円)とする。

(1)及び(2) 略

7 略

8 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の7の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、前項中「第15条第2項」とあるのは、「第15条の7の6第2項」と読み替えるものとする。

9 第6項及び第7項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の9」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項中「第15条第2項」とあるのは、「第15条の12第2項」と読み替えるものとする。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被

5 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)とする。

(1)及び(2) 略

6 略

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の7の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第15条第2項」とあるのは、「第15条の7の6第2項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の9」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第15条第2項」とあるのは、「第15条の12第2項」と読み替えるものとする。

保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第15条の16」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第5項各号」と、第7項中「第15条」とあるのは、「15条の18」と読み替えるものとする。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第19条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第15条の18の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額(第19条第5項、第19条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第15条の18第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条の18第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

議案第23号

厚木市介護保険条例の一部を改正する条例について

厚木市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月18日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料率の算定に関する合計所得の額の算定方法の特例を設けるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市介護保険条例の一部を改正する条例

厚木市介護保険条例（平成12年厚木市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

- 第9条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。
- 2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の

2 第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

- 第10条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保

険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第

1 項の規定の適用については、当該第 1 号被保険者が前項第 1 号に掲げる者に該当し、かつ、同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第 1 号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第 9 条及び第 10 条の規定により算定する保険料に係る第 10 条第 2 項の規定の適用については、同項ただし書中「期限内に提出できないことについてやむを得ない理由がある」とあるのは、「やむを得ない理由がある」とする。

参考資料

新旧対照表

新	旧
附 則 (令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例) <u>第9条 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。))に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。))のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。))の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。))の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。))の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。))」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。))」とする。</u>	

- 2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。
- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を

控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第10条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の

収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

議案第24号

厚木市営体育施設条例の一部を改正する条例について

厚木市営体育施設条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月18日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

厚木市営体育施設について、指定管理者が運営を行う施設に玉川野球場を加えるとともに、指定管理者の選定方法を公募によるものに改めるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市営体育施設条例の一部を改正する条例

厚木市営体育施設条例（昭和59年厚木市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第9条第1項中「スポーツの普及及び振興を目的として設立された市内に活動の本拠となる事務所を有する」を削り、同条第6項中「第8条」を「前条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第9条第6項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市営体育施設条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

新旧対照表

新	旧
(使用の許可) 第3条 次に掲げる体育施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1)及び(2) 略 2及び3 略 (指定管理者による管理等) 第9条 第3条第1項に掲げる体育施設以外の体育施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。 2～5 略 6 前各項に定めるもののほか、体育施設を指定管理者が管理する場合には、第3条第2項及び第3項、第4条第2項並びに第5条から前条までの規定を準用する。	(使用の許可) 第3条 次に掲げる体育施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 厚木市営玉川野球場 (2)及び(3) 略 2及び3 略 (指定管理者による管理等) 第9条 第3条第1項に掲げる体育施設以外の体育施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、<u>スポーツの普及及び振興を目的として設立された市内に活動の本拠となる事務所を有する法人</u>その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。 2～5 略 6 前各項に定めるもののほか、体育施設を指定管理者が管理する場合には、第3条第2項及び第3項、第4条第2項並びに第5条から第8条までの規定を準用する。

議案第25号

厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月18日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

駐車場法施行令の一部改正に伴い、駐車施設を附置すべき対象に共同住宅を加えるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部を改正する条例

厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例（昭和63年厚木市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（建築物の新築の場合の駐車施設の附置）

第4条 別表第1の(1)の項に掲げる面積が2,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、同表の(2)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(3)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（建築物の延べ面積（駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分の面積を含む。以下同じ。）が6,000平方メートルに満たない場合にあつては、当該合計した数値に同表の(4)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に設置しなければならない。

第4条の次に次の2条を加える。

（建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置）

第4条の2 特定用途（法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）に供する部分の床面積及び戸数（共同住宅の用途に限る。以下この条において同じ。）が、別表第2の(1)の項に掲げる床面積及び戸数を超える建築物を新築しようとする者は、同表の(2)の項に掲げる建築物の部分の床面積（共同住宅の用途にあつては、戸数）をそれぞれ同表の(3)の項に掲げる面積（共同住宅の用途にあつては、戸数）で除して得た数値を合計した数値（建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合にあつては、当該合計した数値に同表の(4)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数（10台を超える場合は10台）以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に設置しなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の位置、規模等から荷さばきのための駐車施設を設置することが著しく困難であると市長が認める場合においては、この限りでない。

2 前項の規定により設置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数は、前条の規定により設置しなければならない駐車施設の台数に含めることができる。

（建築物の新築の場合の自動二輪車のための駐車施設の附置）

第4条の3 特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積が、2,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、別表第3の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合にあつては、当該合計した数値に同表の(3)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する自動二輪車（道路交通法（昭和35

年法律第105号) 第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車のうち、側車付きのものを除いたものをいう。以下同じ。) のための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に設置しなければならない。

第5条を次のように改める。

(大規模な事務所の特例)

第5条 事務所の用途に供する部分の床面積が10,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者については、当該事務所の用途に供する部分の床面積のうち、10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の床面積にあつては0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の床面積にあつては0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積にあつては0.5をそれぞれ乗じて得た面積の合計に10,000平方メートルを加えた面積を当該事務所の用途に供する部分の床面積とみなして、前3条の規定を適用する。

第5条の次に次の1条を加える。

(大規模な共同住宅の特例)

第5条の2 共同住宅の用途に供する部分の戸数が400戸を超える建築物を新築しようとする者については、当該共同住宅の戸数のうち、400戸を超え800戸までの部分の戸数にあつては0.5を、800戸を超える部分の戸数にあつては0.25をそれぞれ乗じて得た戸数の合計に400戸を加えた戸数を当該共同住宅の戸数とみなして、第4条の2の規定を適用する。

第6条を次のように改める。

(建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置)

第6条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定用途に供する部分の床面積が増加することとなるものために法第20条の2に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において第4条から前条までの規定により設置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により設置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築若しくは用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に設置しなければならない。

第8条を次のように改める。

(駐車の用に供する部分の規模)

第8条 第4条、第5条又は第6条の規定により設置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第4条、第5条又は第6条の規定により設置しなければならない駐車施設の台数(以下この項において「附置義務台数」という。)に0.3を乗じて得た台数(小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上とし、かつ、そのうち少なくとも次の各号に掲げ

る場合の区分に応じ、当該各号に定める数については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上、はり下の高さ2.3メートル以上としなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(1) 附置義務台数が200以下の場合 当該台数に100分の2を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）

(2) 附置義務台数が200を超える場合 当該台数に100分の1を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）に2を加えた数

3 第4条の2又は第5条から第6条までの規定により設置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅3メートル以上、奥行き7.7メートル以上、はり下の高さ3.2メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものでなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

4 前項本文の規定にかかわらず、第4条の2又は第5条から第6条までの規定により設置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数に0.4を乗じて得た台数（小数点以下の端数があるときは、切り捨てるものとする。）に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上とすることができる。

5 第4条の3、第5条又は第6条の規定により設置しなければならない自動二輪車のための駐車施設のうち、自動二輪車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅1メートル以上、奥行2.3メートル以上とし、自動二輪車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

第8条の次に次の1条を加える。

（特殊の装置）

第8条の2 第4条、第4条の3、第5条又は第6条の規定により設置しなければならない駐車施設において特殊の装置を用いる場合は、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する特殊の装置として国土交通大臣が認定したものと同等の安全性を有するものとし、前条第1項、第2項及び第5項の規定は、適用しない。

第9条第1項中「又は敷地」を「若しくは敷地」に改め、「場合」の次に「又は交通の安全及び円滑化若しくは土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合」を加え、「200メートル以内」を「300メートル以内」に改め、同条第2項中「及び構造」を「、構造等」に改める。

第10条の見出しを「（設置の届出）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（廃止の届出）

第10条の2 第4条から第6条までの規定により駐車施設を設置した者は、当

該駐車施設を廃止したときは、10日以内に、市長に届け出なければならない。

第11条を次のように改める。

(適用除外)

第11条 次の各号のいずれかに該当する建築物については、第4条から第6条までの規定は、適用しない。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条に規定する仮設建築物

(2) 市長が特に駐車施設を必要としないと認めた建築物

2 新たに駐車場整備地区に指定された区域内において、当該地区に指定された日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、第4条から第6条までの規定にかかわらず、当該地区の指定前の例による。

第12条に次の1項を加える。

2 第8条の2の規定により特殊の装置を用いる駐車施設の所有者又は管理者は、当該特殊の装置の保守点検を定期的に行わなければならない。

第14条中「第4条、第5条、第6条」を「第4条から第6条まで」に、「当該違反」を「駐車施設の設置、原状回復その他当該違反」に改める。

第15条第1項中「10万円以下」を「50万円以下」に改め、同条第2項中「3万円以下」を「20万円以下」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第10条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。

第16条中「業務」の次に「又は財産」を加える。

別表を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

(1)	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積と特定用途以外の用途（以下「非特定用途」という。）に供する部分の床面積に2分の1を乗じて得たものとの合計			
(2)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所及び共同住宅を除く。）に供する部分	非特定用途に供する部分
(3)	300平方メートル	400平方メートル	400平方メートル	900平方メートル
(4)	$1 - \frac{2,000\text{平方メートル} \times (6,000\text{平方メートル} - \text{延べ面積})}{6,000\text{平方メートル} \times (1)\text{に掲げる面積} - 2,000\text{平方メートル} \times \text{延べ面積}}$			

備考 (1)の項に規定する部分及び(2)の項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含むものとする。

別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2（第4条の2関係）

(1)	2,000平方メートル				2,000平方メートルかつ50戸
(2)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び共同住宅を除く。)に供する部分	共同住宅の用途に供する部分
(3)	3,000平方メートル	5,000平方メートル	1,500平方メートル	4,000平方メートル	100戸
(4)	$1 - \frac{6,000\text{平方メートル} - \text{延べ面積}}{2 \times \text{延べ面積}}$				

備考 (2)の項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含むものとする。

別表第3（第4条の3関係）

(1)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗及び共同住宅を除く。）に供する部分
(2)	3,000平方メートル	8,000平方メートル
(3)	$1 - \frac{6,000\text{平方メートル} - \text{延べ面積}}{2 \times \text{延べ面積}}$	

備考 (1)の項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含むものとする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第15条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定及び同条に1項を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条から第6条までの規定は、施行日から起算して6月を経過した日（以下「適用日」という。）以後に建築物の新築、増築又は用途の変更（以下この項及び次項において「新築等」という。）の工事に着手した者について適用し、適用日前に建築物の新築等の工事に着手した者については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正前の厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例（以下この項において「改正前の条例」という。）の規定により駐車施設を設置した者（適用日に現に改正前の条例による駐車施設を設置する建築物の新築等に係る工事を行っている者を含む。）は、規則で定めるところにより市長に届け出たときは、改正後の条例の適用を受けることができる。
- 4 附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

参考資料

新旧対照表

※ 下線部分が変更部分

新	旧
(建築物の新築の場合の駐車施設の附置) 第4条 <u>別表第1の(1)の項に掲げる面積が2,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、同表の(2)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(3)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積(駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分の面積を含む。以下同じ。))が6,000平方メートルに満たない場合にあっては、当該合計した数値に同表の(4)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)</u>の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に設置しなければならない。 (建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置) 第4条の2 <u>特定用途(法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。))に供する部分の床面積及び戸数(共同住宅の用途に限る。以下この条において同じ。))が、別表第2の(1)の項に掲げる床面積及び戸数を超える建築物を新築しようとする者は、同表の(2)の項に掲げる建築物の部分の床面積(共同住宅の用途にあっては、戸数)をそれぞれ同表の(3)の項に掲げる面積(共同住宅の用途にあっては、戸数)で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合にあっては、当該合計した数値に同表の(4)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)</u>の台数(10台を超える場合は10台)以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に設置しなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の位置、規模等から荷さばきのための駐車施設を設置することが著しく困難であると市長が認める場合においては、この限りでない。 2 <u>前項の規定により設置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数は、前条の規定により設置しなければならない駐車施設の台数に含めることができる。</u>	(建築物を新築する場合の駐車施設の附置) 第4条 <u>法第20条第1項に規定する特定用途(以下「特定用途」という。))に供する部分(以下「特定部分」という。))の延べ面積が1,500平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、別表に定めるところにより算定した規模以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又はその敷地内に設置しなければならない。</u>

(建築物の新築の場合の自動二輪車のための駐車施設の附置)

第4条の3 特定用途(共同住宅を除く。)に供する部分の床面積が、2,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、別表第3の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合にあつては、当該合計した数値に同表の(3)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する自動二輪車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車のうち、側車付きのものを除いたものをいう。以下同じ。)のための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に設置しなければならない。

(大規模な事務所の特例)

第5条 事務所の用途に供する部分の床面積が10,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者については、当該事務所の用途に供する部分の床面積のうち、10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の床面積にあつては0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の床面積にあつては0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積にあつては0.5をそれぞれ乗じて得た面積の合計に10,000平方メートルを加えた面積を当該事務所の用途に供する部分の床面積とみなして、前3条の規定を適用する。

(大規模な共同住宅の特例)

第5条の2 共同住宅の用途に供する部分の戸数が400戸を超える建築物を新築しようとする者については、当該共同住宅の戸数のうち、400戸を超え800戸までの部分の戸数にあつては0.5を、800戸を超える部分の戸数にあつては0.25をそれぞれ乗じて得た戸数の合計に400戸を加えた戸数を当該共同住宅の戸数とみなして、第4条の2の規定を適用する。

(建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置)

第6条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定用途に供する部分の床面積が増加することとなるもののために法第20条の2に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替をしよう

(建築物を増築する場合の駐車施設の附置)

第5条 特定部分の延べ面積が1,500平方メートルを超える建築物について特定部分に係る増築をし、又は特定部分の延べ面積が1,500平方メートルを超えることとなる増築をしようとする者については、当該増築後の建築物(当該建築物にこの条例が施行された日又は当該建築物の敷地が駐車場整備地区として定められた日から起算して6月を経過した日(以下「適用日」という。)前に新築、増築又は用途の変更(以下「新築等」という。)に着手した特定部分があるときは当該部分を除く。)をすべて新築とみなして前条の規定を適用する。

(建築物の用途を変更する場合の駐車施設の附置)

第6条 特定部分の延べ面積が1,500平方メートルを超える建築物について用途の変更をし、又は特定部分の延べ面積が1,500平方メートルを超えることとなる用途の変更をしようとする者については、当該用途の変更後の建築物

とする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において第4条から前条までの規定により設置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により設置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築若しくは用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に設置しなければならない。

(駐車の用に供する部分の規模)

第8条 第4条、第5条又は第6条の規定により設置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第4条、第5条又は第6条の規定により設置しなければならない駐車施設の台数(以下この項において「附置義務台数」という。))に0.3を乗じて得た台数(小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。))に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上とし、かつ、そのうち少なくとも次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上、はり下の高さ2.3メートル以上としなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(1) 附置義務台数が200以下の場合 当該台数に100分の2を乗じて得た数(小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)

(2) 附置義務台数が200を超える場合 当該台数に100分の1を乗じて得た数(小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。))に2を加えた数

3 第4条の2又は第5条から第6条までの規定により設置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部

(当該建築物に適用日前に新築等に着手した特定部分があるときは、当該部分を除く。))をすべて新築とみなして第4条の規定を適用する。

(駐車施設の構造等)

第8条 第4条から第6条までの規定により設置する駐車施設は、駐車の用に供する部分が駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行き5メートル以上で、自動車が安全に駐車し、円滑に出入ることができるものとしなければならない。ただし、特殊の形態又は特殊の装置を用いる駐車施設で、市長が有効かつ安全に駐車できると認めたものについては、この限りでない。

分の規模は、幅3メートル以上、奥行き7.7メートル以上、はり下の高さ3.2メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものでなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- 4 前項本文の規定にかかわらず、第4条の2又は第5条から第6条までの規定により設置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数に0.4を乗じて得た台数(小数点以下の端数があるときは、切り捨てるものとする。)に係る自動車の駐車用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上とすることができる。

- 5 第4条の3、第5条又は第6条の規定により設置しなければならない自動二輪車のための駐車施設のうち、自動二輪車の駐車用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅1メートル以上、奥行2.3メートル以上とし、自動二輪車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(特殊の装置)

- 第8条の2 第4条、第4条の3、第5条又は第6条の規定により設置しなければならない駐車施設において特殊の装置を用いる場合は、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条に規定する特殊の装置として国土交通大臣が認定したものと同等の安全性を有するものとし、前条第1項、第2項及び第5項の規定は、適用しない。

(駐車施設の附置の特例)

- 第9条 第4条から第6条までの規定により駐車施設を設置しなければならない者が、当該建築物の構造若しくは敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合又は交通の安全及び円滑化若しくは土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合において、当該建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に設置したものとみなす。

- 2 前項の規定により駐車施設を設けようとする者は、駐車施設の位置、規模、構造等について、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更する場合も

(駐車施設の附置の特例)

- 第9条 第4条から第6条までの規定により駐車施設を設置しなければならない者が、当該建築物の構造又は敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合において、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に設置したものとみなす。

- 2 前項の規定により駐車施設を設けようとする者は、駐車施設の位置、規模及び構造について、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更する場合も

同様とする。 (設置の届出) 第10条 略 (廃止の届出) <u>第10条の2 第4条から第6条までの規定により駐車施設を設置した者は、当該駐車施設を廃止したときは、10日以内に、市長に届け出なければならない。</u> (適用除外) 第11条 <u>次の各号のいずれかに該当する建築物については、第4条から第6条までの規定は、適用しない。</u> (1) <u>建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条に規定する仮設建築物</u> (2) <u>市長が特に駐車施設を必要としないと認めた建築物</u> 2 <u>新たに駐車場整備地区に指定された区域内において、当該地区に指定された日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、第4条から第6条までの規定にかかわらず、当該地区の指定前の例による。</u> (駐車施設の管理) 第12条 略 2 <u>第8条の2の規定により特殊の装置を用いる駐車施設の所有者又は管理者は、当該特殊の装置の保守点検を定期的に行わなければならない。</u> (措置命令) 第14条 市長は、第4条から第6条まで、第8条又は第12条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、<u>駐車施設の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。</u> (罰則) 第15条 前条の規定に基づく市長の命令に従わなかった者は、<u>50万円以下の罰金に処する。</u> 2 第13条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、<u>20万円以下の罰金に処する。</u> 3 <u>第10条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処</u>	同様とする。 (届出) 第10条 略 (適用除外) 第11条 <u>次に掲げる者については、第4条から第6条までの規定は、適用しない。</u> (1) <u>建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条に規定する仮設建築物の新築等しようとする者</u> (2) <u>この条例の施行後新たに定められた駐車場整備地区において、当該地区に定められた日から起算して6月を経過した日前に建築物の新築等に着手しようとする者</u> (駐車施設の管理) 第12条 略 (措置命令) 第14条 市長は、第4条、第5条、第6条、第8条又は第12条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、<u>当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。</u> (罰則) 第15条 前条の規定に基づく市長の命令に従わなかった者は、<u>10万円以下の罰金に処する。</u> 2 第13条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、<u>3万円以下の罰金に処する。</u>

する。

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

別表第1(第4条関係)

(1)	特定用途(共同住宅を除く。)に供する部分の床面積と特定用途以外の用途(以下「非特定用途」という。)に供する部分の床面積に2分の1を乗じて得たものとの合計			
(2)	百貨店 その他の店舗 の用途 に供する部分	事務所の用途 に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、事務所及び共同住宅を除く。)に供する部分	非特定用途に供する部分
(3)	300 平方メートル	400 平方メートル	400 平方メートル	900 平方メートル
(4)	$1 - \frac{2,000 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積})}{6,000 \text{ 平方メートル} \times (1) \text{ に掲げる面積} - 2,000 \text{ 平方メートル} \times \text{延べ面積}}$			

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

別表(第4条関係)

特定用途の種類	特定部分の延べ面積	駐車施設の規模	
業務系用途	1,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以下の部分	延べ面積が1,500平方メートルを超える部分の面積について	250平方メートルまでごとに1台
	5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の部分	延べ面積が5,000平方メートルを超える部分の面積について	300平方メートルまでごとに1台
	10,000平方メートルを超える部分	延べ面積が10,000平方メートルを超える部分の面積について	350平方メートルまでごとに1台
商業系用途	1,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以下の部分	延べ面積が1,500平方メートルを超える部分の面積について	200平方メートルまでごとに1台
	5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の部分	延べ面積が5,000平方メートルを超える部分の面積について	250平方メートルまでごとに1台
	10,000平方メートルを超える部分	延べ面積が10,000平方メートルを超える部分の面積について	300平方メートルまでごとに1台

備考 (1)の項に規定する部分及び(2)の項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含むものとする。

備考

- 1 この表による駐車施設の規模は、特定部分の延べ面積のそれぞれの区分ごとに算定した台数の合計とする。
- 2 この表において、「業務系用途」とは特定用途のうち事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場をいい、「商業系用途」とは業務系用途以外の特定用途をいう。
- 3 この表の「特定部分の延べ面積」には、駐車施設の用途に供する部分の面積は算入しない。
- 4 業務系用途に供する部分及び商業系用途に供する部分を有する建築物(以下「混合用途建築物」という。)は、その全部(特定用途以外の用途に供する部分を除く。以下同じ。)を商業系用途に供する建築物とみなす。この場合においては、業務系用途に供する部分の面積に3分の2を乗じて得た面積と商業系用途に供する部分の面積との合計をその建築物の特定部分の延べ面積とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、混合用途建築物についてその全部を業務系用途に供する建築物とみなして算定した駐車施設の規模が同項の規定を適用して算定した規模を超える場合は、その建築物の全部を業務系用途に供する建築物とみなす。

別表第2(第4条の2関係)

(1)	2,000平方メートル				2,000平方メートルかつ50戸
(2)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び共同住宅を除く。)に供する部分	共同住宅の用途に供する部分
(3)	3,000平方メートル	5,000平方メートル	1,500平方メートル	4,000平方メートル	100戸
(4)	6,000平方メートルー延べ面積 1－ 2×延べ面積				

備考 (2)の項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含むものとする。

別表第3(第4条の3関係)

(1)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗及び共同住宅を除く。)に供する部分
(2)	3,000平方メートル	8,000平方メートル
(3)	6,000平方メートルー延べ面積 1－ 2×延べ面積	

備考 (1)の項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含むものとする。

議案第26号

厚木市立病院の診療費等に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市立病院の診療費等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月18日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

物価及び人件費の上昇に即した病院運営に向け、使用料及び手数料の規定を改めるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市立病院の診療費等に関する条例の一部を改正する条例

厚木市立病院の診療費等に関する条例（平成14年厚木市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

種別		金額	
		市内	市外
特別の療養環境の提供に係る病室使用料	特別室	1日につき 25,000円	1日につき 30,000円
	個室A	1日につき 12,000円	1日につき 15,000円
	個室B	1日につき 10,000円	1日につき 12,000円
	4人室	1日につき 3,000円	1日につき 3,600円
分べん介助料	管理者が定める病院の診療業務等の時間（以下「病院の診療業務等の時間」という。）において分べん介助を行った場合	80,000円 （多胎分べんの場合は、80,000円に、胎児の数から1を減じて得た数に40,000円を乗じて得た額を加算した額）	
	病院の診療業務等の時間以外の時間において分べん介助を行った場合	112,000円 （多胎分べんの場合は、112,000円に、胎児の数から1を減じて得た数に56,000円を乗じて得た額を加算した額）	

」

を

「

種別		金額
特別の療養環境の提供に係る病室使用料	特別室	1日につき 40,000円を超えない範囲内において管理者が定める額
	個室A	
	個室B	
	4人室	
分べん介助料		1児につき 148,000円を超えない範囲内において管理者が定める額

」

に改め、同表新生児介補料の項中「4,000円」を「7,000円を超えない範囲内において管理者が定める額」に改め、同表死体処置料の項中「3,000円」を「5,500円を超えない範囲内において管理者が定める額」に改め、同表非紹介患者の初診料（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第4号に規定する初診に際し徴収する使用料をいう。）の項中「平成18年厚生労働省告示第495号」の次に「。以下「療養告示」という。」を加え、「7,000円」を「1件につき 7,000円」に改め、同表紹介済患者の再診料（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第5号に規定する再診に際し徴収する使用料をいう。）の項中「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」を「療養告示」に、「3,000円」を「1件につき 3,000円」に改め、同項の次に次のように加える。

多焦点眼内レンズ支給選定療養費（療養告示第2条第11号に規定する多焦点眼内レンズ（以下「多焦点眼内レンズ」という。）の支給に際し徴収する使用料をいう。）	1件につき 水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの費用から診療報酬の算定方法による水晶体再建術において主に使用する眼内レンズ（その他のものに限る。）の費用を控除した額及び当該多焦点眼内レンズの支給に当たり必要となる検査（保険外併用療養費の支給の対象となる検査を除く。）の費用の額の合計額を基準として管理者が定める額

長期収載品選定療養費（療養告示第2条第15号に規定する後発医薬品のある先発医薬品（同号に規定する新医薬品等をいう。）であって別に厚生労働大臣が定めるものの処方等又は調剤（別に厚生労働大臣が定める場合を除く。）に際し徴収する使用料をいう。）	1件につき 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）第1の1の3の規定により算出した額

別表第1の備考を削る。

別表第2中

「

1通につき	2,000円
1通につき	5,000円
1通につき	3,000円
1通につき	1,500円
1通につき	5,000円
1通につき	3,000円

」

を

「

1通につき	7,000円を超えない範囲内において管理者が定める額

」

に改める。

附 則

- この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、別表第1非紹介患者の初診料（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第4号に規定する初診に際し徴収する使用料をいう。）の項及び紹介済患者の再診料（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第5号に規定する再診に際し徴収する使用料をいう。）の項の改正規定並びに同項の次に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の別表第1 特別の療養環境の提供に係る病室使用料の項から死体処置料の項までの規定及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料及び申請に係る手数料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び申請に係る手数料については、なお従前の例による。

新旧対照表

※ 下線部分が変更部分

新			旧			
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)			
種別		金額	種別		金額	
					市内	市外
特別 の療 養環 境の 提供 に係 る病 室使 用料	特別室	1日につき <u>40,000円を超えない範囲内において管理者が定める額</u>	特別 の療 養環 境の 提供 に係 る病 室使 用料	特別室	1日につ き <u>25,000円</u>	1日につ き <u>30,000円</u>
	個室A			個室A	1日につ き <u>12,000円</u>	1日につ き <u>15,000円</u>
	個室B			個室B	1日につ き <u>10,000円</u>	1日につ き <u>12,000円</u>
	4人室			4人室	1日につ き <u>3,000円</u>	1日につ き <u>3,600円</u>
分べん介助料		1児につき <u>148,000円を超えない範囲内において管理者が定める額</u>	分べ ん介 助料	管理者が定める病院の診療業務等の時間(以下「病院の診療業務等の時間」という。)において分べん介助を行った場合	<u>80,000円</u> (多胎分べんの場合は、80,000円に、胎児の数から1を減じて得た数に40,000円を乗じて得た額を加算した額)	
				病院の診療業務等の時間以外の時間において分べん介助を行った場合	<u>112,000円</u> (多胎分べんの場合は、112,000円に、胎児の数から1を減じて得た数に56,000円を乗じて得た額を加算した額)	
新生児介補料		1日につき <u>7,000円を超えない範囲内において管理者が定める額</u>	新生児介補料		1日につき <u>4,000円</u>	
死体処置料		1件につき <u>5,500円を超えない範囲内において管理者が定める額</u>	死体処置料		1件につき <u>3,000円</u>	

非紹介患者の初診料(厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号。以下「療養告示」という。)第2条第4号に規定する初診に際し徴収する使用料をいう。)	1件につき 7,000円	非紹介患者の初診料(厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第2条第4号に規定する初診に際し徴収する使用料をいう。)	7,000円
紹介済患者の再診料(療養告示第2条第5号に規定する再診に際し徴収する使用料をいう。)	1件につき 3,000円	紹介済患者の再診料(厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第5号に規定する再診に際し徴収する使用料をいう。)	3,000円
多焦点眼内レンズ支給選定療養費(療養告示第2条第11号に規定する多焦点眼内レンズ(以下「多焦点眼内レンズ」という。)の支給に際し徴収する使用料をいう。)	1件につき 水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの費用から診療報酬の算定方法による水晶体再建術において主に使用する眼内レンズ(その他のものに限る。)の費用を控除した額及び当該多焦点眼内レンズの支給に当たり必要となる検査(保険外併用療養費の支給の対象となる検査を除く。)の費用の額の合計額を基準として管理者が定める額		
長期収載品選定療養費(療養告示第2条第15号に規定する後発医薬品のある先発医薬品(同号に規定する新医薬品等をいう。)であって別に厚生労働大臣が定めるものの処方等又は調剤(別に厚生労働大臣が定める場合を除く。)に際し徴収する使用料をいう。)	1件につき 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等(平成18年厚生労働省告示第107号)第1の1の3の規定により算出した額		
略	略	略	略

備考 「市内」とは市内に居住し、通勤し、又は通学する者が使用する場合の使用料をい

別表第2(第2条関係)

種別	金額
普通診断書	<u>1通につき 7,000円を超えない範囲内において管理者が定める額</u>
特別診断書	
死亡診断書	
普通証明書	
特別証明書	
死体検案書	
略	略

い、「市外」とはそれ以外の者が使用する
場合の使用料をいう。

別表第2(第2条関係)

種別	金額
普通診断書	<u>1通につき 2,000円</u>
特別診断書	<u>1通につき 5,000円</u>
死亡診断書	<u>1通につき 3,000円</u>
普通証明書	<u>1通につき 1,500円</u>
特別証明書	<u>1通につき 5,000円</u>
死体検案書	<u>1通につき 3,000円</u>
略	略

令和 8 年 度

厚 木 市 一 般 会 計 予 算 書
及 び 予 算 に 関 す る 説 明 書

目 次

議案第27号 令和8年度厚木市一般会計予算	13
第1表 歳入歳出予算	14
第2表 継 続 費	19
第3表 債務負担行為	20
第4表 地 方 債	24
歳入歳出予算事項別明細書	
1 総 括	28
2 歳 入	
5 市 税	36
10 地方譲与税	38
15 利子割交付金	38
18 配当割交付金	40
21 株式等譲渡所得割交付金	40
23 法人事業税交付金	40
24 地方消費税交付金	40
27 ゴルフ場利用税交付金	40
33 地方特例交付金	40
35 地方交付税	40
40 交通安全対策特別交付金	40
45 分担金及び負担金	42
50 使用料及び手数料	42
55 国庫支出金	50
60 県支出金	64
65 財産収入	78
70 寄 附 金	82
75 繰 入 金	82
80 繰 越 金	84
85 諸 収 入	84
90 市 債	96

3	歳	出	
5	議	会	費 106
10	総	務	費 106
15	民	生	費 136
20	衛	生	費 166
25	労	働	費 180
30	農	林	水産業費 182
35	商	工	費 190
40	土	木	費 196
45	消	防	費 214
50	教	育	費 224
60	公	債	費 250
70	予	備	費 250
	給	与	費明細書 252
	継	続	費調書 264
	債	務	負担行為調書 270
	地	方	債調書 284
議案第28号	令	和	8年度厚木市公共用地取得事業特別会計予算 287
議案第29号	令	和	8年度厚木市後期高齢者医療事業特別会計予算 303
議案第30号	令	和	8年度厚木市国民健康保険事業特別会計予算 333
議案第31号	令	和	8年度厚木市介護保険事業特別会計予算 375
議案第32号	令	和	8年度厚木市学校給食事業特別会計予算 417
議案第33号	令	和	8年度厚木市病院事業会計予算 435
議案第34号	令	和	8年度厚木市公共下水道事業会計予算 479

総 括 表

(単位：千円、%)

会 計 名			本年度予算額	前年度予算額	比較増減	対前年度比
一 般 会 計			126, 100, 000	109, 100, 000	17, 000, 000	115. 6
特 別 会 計	公共用地取得事業		351, 564	553, 419	△ 201, 855	63. 5
		本 来 分	112, 996	113, 145	△ 149	99. 9
		用 地 国 債 分	238, 568	440, 274	△ 201, 706	54. 2
	後期高齢者医療事業		5, 030, 000	4, 488, 000	542, 000	112. 1
	国民健康保険事業		21, 694, 000	20, 953, 000	741, 000	103. 5
	介護保険事業		20, 040, 000	19, 372, 000	668, 000	103. 4
	学 校 給 食 事 業		1, 060, 967	891, 520	169, 447	119. 0
	計		48, 176, 531	46, 257, 939	1, 918, 592	104. 1
	公 営 企 業 会 計	病 院 事 業	15, 233, 000	14, 011, 000	1, 222, 000	108. 7
		公共下水道事業	9, 872, 000	9, 539, 000	333, 000	103. 5
		計	25, 105, 000	23, 550, 000	1, 555, 000	106. 6
合 計			199, 381, 531	178, 907, 939	20, 473, 592	111. 4

※公営企業会計は、支出予定額です。

令和 8 年 度 厚 木 市

会 計 名		当 初 予 算 額	補 正 額 及び現計	月 日
一 般 会 計		126,100,000	補 正 額 現 計	
特 別 会 計	公 共 用 地 取 得 事 業	351,564	補 正 額 現 計	
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	5,030,000	補 正 額 現 計	
	国 民 健 康 保 険 事 業	21,694,000	補 正 額 現 計	
	介 護 保 険 事 業	20,040,000	補 正 額 現 計	
	学 校 給 食 事 業	1,060,967	補 正 額 現 計	
	計	48,176,531	補 正 額 現 計	
	公 営 企 業 会 計	病 院 事 業	15,233,000	補 正 額 現 計
		公 共 下 水 道 事 業	9,872,000	補 正 額 現 計
		計	25,105,000	補 正 額 現 計
	合 計		199,381,531	補 正 額 現 計

令和 8 年度 厚 木 市 一 般 会 計

(歳 入)

款	当 初 予 算 額	補 正 額 及び現計	月 日
5 市 税	47,106,936 千円	補 正 額 現 計	千円
10 地 方 譲 与 税	533,412	補 正 額 現 計	
15 利 子 割 交 付 金	22,000	補 正 額 現 計	
18 配 当 割 交 付 金	431,500	補 正 額 現 計	
21 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	695,233	補 正 額 現 計	
23 法 人 事 業 税 交 付 金	1,035,000	補 正 額 現 計	
24 地 方 消 費 税 交 付 金	6,877,388	補 正 額 現 計	
27 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	138,000	補 正 額 現 計	
33 地 方 特 例 交 付 金	399,709	補 正 額 現 計	
35 地 方 交 付 税	30,000	補 正 額 現 計	
40 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	30,000	補 正 額 現 計	
45 分 担 金 及 び 負 担 金	408,114	補 正 額 現 計	
50 使 用 料 及 び 手 数 料	968,497	補 正 額 現 計	
55 国 庫 支 出 金	21,382,132	補 正 額 現 計	
60 県 支 出 金	6,896,978	補 正 額 現 計	
65 財 産 収 入	329,568	補 正 額 現 計	
70 寄 附 金	1,400,000	補 正 額 現 計	
75 繰 入 金	13,761,875	補 正 額 現 計	
80 繰 越 金	2,400,000	補 正 額 現 計	
85 諸 収 入	3,078,458	補 正 額 現 計	
90 市 債	18,175,200	補 正 額 現 計	
合 計	126,100,000	補 正 額 現 計	

歳入歳出予算現計表

[illegible]

(歳 出)

款	当 初 予 算 額	補 正 額 及び現計	月 日
5 議 会 費	454,466 ^{千円}	補 正 額 現 計	^{千円}
10 総 務 費	11,888,814	補 正 額 現 計	
15 民 生 費	45,855,244	補 正 額 現 計	
20 衛 生 費	11,779,802	補 正 額 現 計	
25 労 働 費	315,247	補 正 額 現 計	
30 農 林 水 産 業 費	723,681	補 正 額 現 計	
35 商 工 費	3,129,658	補 正 額 現 計	
40 土 木 費	29,764,128	補 正 額 現 計	
45 消 防 費	4,289,807	補 正 額 現 計	
50 教 育 費	11,843,736	補 正 額 現 計	
60 公 債 費	5,955,417	補 正 額 現 計	
70 予 備 費	100,000	補 正 額 現 計	
合 計	126,100,000	補 正 額 現 計	

令和 8 年度

厚 木 市 一 般 会 計 予 算

議案第27号

令和8年度厚木市一般会計予算

令和8年度の厚木市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ126,100,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月18日提出

厚木市長 山口 貴 裕

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
5 市税		47,106,936
	5 市民税	19,332,468
	1 0 固定資産税	22,530,528
	1 5 軽自動車税	542,346
	2 0 市たばこ税	2,046,400
	3 0 入湯税	2,987
	3 5 都市計画税	2,652,207
1 0 地方譲与税		533,412
	2 地方揮発油譲与税	102,000
	5 自動車重量譲与税	395,000
	2 0 森林環境譲与税	36,412
1 5 利子割交付金		22,000
	5 利子割交付金	22,000
1 8 配当割交付金		431,500
	5 配当割交付金	431,500
2 1 株式等譲渡所得割交付金		695,233
	5 株式等譲渡所得割交付金	695,233
2 3 法人事業税交付金		1,035,000
	5 法人事業税交付金	1,035,000
2 4 地方消費税交付金		6,877,388
	5 地方消費税交付金	6,877,388
2 7 ゴルフ場利用税交付金		138,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	138,000

(単位：千円)

款	項	金 額
3 3 地方特例交付金		399,709
	5 地方特例交付金	399,709
3 5 地方交付税		30,000
	5 地方交付税	30,000
4 0 交通安全対策特別交付金		30,000
	5 交通安全対策特別交付金	30,000
4 5 分担金及び負担金		408,114
	1 0 負担金	408,114
5 0 使用料及び手数料		968,497
	5 使用料	737,403
	1 0 手数料	231,094
5 5 国庫支出金		21,382,132
	5 国庫負担金	12,586,834
	1 0 国庫補助金	8,698,832
	1 5 委託金	96,466
6 0 県支出金		6,896,978
	5 県負担金	4,963,683
	1 0 県補助金	1,494,115
	1 5 委託金	439,180
6 5 財産収入		329,568
	5 財産運用収入	324,568
	1 0 財産売却収入	5,000
7 0 寄附金		1,400,000

(単位：千円)

款	項	金 額
	5 寄附金	1,400,000
7 5 繰入金		13,761,875
	3 他会計繰入金	92,456
	5 基金繰入金	13,669,419
8 0 繰越金		2,400,000
	5 繰越金	2,400,000
8 5 諸収入		3,078,458
	5 延滞金、加算金及び過料	27,003
	1 0 市預金利子	9,598
	1 5 貸付金元利収入	1,924,695
	2 5 雑入	1,117,162
9 0 市債		18,175,200
	5 市債	18,175,200
歳 入	合 計	126,100,000

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
5 議会費		454,466
	5 議会費	454,466
1 0 総務費		11,888,814
	5 総務管理費	7,979,436
	1 0 企画文化費	1,528,991
	1 5 徴税費	1,274,616
	2 0 戸籍住民基本台帳費	787,624
	2 5 選挙費	195,062
	3 0 統計調査費	53,540
	3 5 監査委員費	69,545
1 5 民生費		45,855,244
	5 社会福祉費	20,235,492
	1 0 児童福祉費	18,960,326
	1 5 生活保護費	6,659,168
	2 0 災害救助費	258
2 0 衛生費		11,779,802
	5 保健衛生費	6,755,515
	1 0 清掃費	5,024,287
2 5 労働費		315,247
	5 労働諸費	315,247
3 0 農林水産業費		723,681
	5 農業費	673,209
	1 0 林業費	50,472

(単位：千円)

款	項	金 額
3 5 商工費		3,129,658
	5 商工費	3,129,658
4 0 土木費		29,764,128
	5 土木管理費	1,268,623
	1 0 道路橋りょう費	3,490,174
	1 5 河川費	391,142
	2 0 都市計画費	24,314,278
	2 5 住宅費	299,911
4 5 消防費		4,289,807
	5 消防費	4,289,807
5 0 教育費		11,843,736
	5 教育総務費	2,553,887
	1 0 小学校費	5,423,781
	1 5 中学校費	1,454,990
	2 0 社会教育費	1,669,120
	2 5 保健体育費	741,958
6 0 公債費		5,955,417
	5 公債費	5,955,417
7 0 予備費		100,000
	5 予備費	100,000
歳 出 合 計		126,100,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
15 民生費	5 福祉会費	保健福祉センター 維持補修事業	千円 273,053	令和8年度	千円 0
				令和9年度	218,442
				令和10年度	54,611
		保健福祉センター 改修事業 (長寿命化)	882,695	令和8年度	0
				令和9年度	706,156
				令和10年度	176,539
	10 児童福祉費	プラネタリウム投影 機器等整備事業	283,800	令和8年度	0
				令和9年度	283,800
40 土木費	10 道路橋りょう費	道路交通環境 整備事業	100,000	令和8年度	40,000
				令和9年度	60,000
		歩道整備事業	150,000	令和8年度	50,000
				令和9年度	100,000
	20 都市計画費	複合施設周辺 整備事業 (その2)	90,000	令和8年度	45,000
				令和9年度	45,000
		運動公園 長寿命化事業	1,452,693	令和8年度	435,808
				令和9年度	1,016,885
50 教育費	5 小学校費	北小学校施設 整備事業	4,081,507	令和8年度	180,969
				令和9年度	1,914,114
				令和10年度	1,986,424

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設清掃・警備等業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	97,911 ^{千円}
廃棄物処理業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	8,619
自家用電気工作物保安業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和10年度	1,690
市議会会議録作成業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	1,693
コミュニケーションツール利用料 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和10年度	286
電子契約システム利用料 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和13年度	1,755
職員雇入時健康診断業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	88
ホームページ作成システム利用料 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和12年度	22,448
電子申請システム利用料 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和12年度	7,018
WEB-GISシステム利用料 (令和8年度分)	令和9年度	465
施設予約システムサービス利用料 (令和8年度分)	令和9年度	1,331
新庁舎ネットワークサービス等利用料 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和14年度	1,213,013
新庁舎自営光ファイバ回線敷設業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	181,500
神奈川情報セキュリティクラウド利用料 (その2) (令和8年度分)	令和9年度	18,385
グループウェアサービス等利用料 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和14年度	2,251,307
磁気テープ外部保管委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	66
基幹系情報システム等使用料(その2) (令和8年度分)	令和9年度～ 令和12年度	675,470
特定歴史公文書等保存等業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和13年度	40,722
本庁舎解体設計業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	11,380
複合施設等総合管理業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和11年度	1,980,000
複合施設等備品購入経費 (令和8年度分)	令和9年度	1,585,000
広報あつぎ配送業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	689
広報あつぎ等作成業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	7,535
七沢自然ふれあいセンター宿泊棟空調等 設備改修工事経費 (令和8年度分)	令和9年度	177,496
七沢自然ふれあいセンター寝具一式賃貸借料 (令和8年度分)	令和9年度	1,617
未来・図書館窓口等業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和14年度	2,550,787

事 項	期 間	限 度 額
軽自動車税等申告書等入力業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	1,617 ^{千円}
納税通知書作成等業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	21,338
特別徴収税額通知書作成等業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和10年度	14,747
エルタックス・国税連携ASPサービス使用料 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和11年度	8,938
厚木市戸籍総合システム利用料(その2) (令和8年度分)	令和9年度～ 令和10年度	4,964
総合窓口等業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和12年度	1,002,078
投票所器材配送回収業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	990
選挙公報新聞折込業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	963
ポスター掲示場設置撤去業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	7,865
開票所設営撤去業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	825
投票所事務従事者派遣業務経費 (令和8年度分)	令和9年度	2,286
期日前投票所事務従事者派遣業務経費 (令和8年度分)	令和9年度	3,541
期日前投票所養生業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	935
投票管理システム運用支援委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	6,050
健康スイミング事業運営業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	3,700
避難行動要支援者避難支援計画書の作成のお願い 封入封かん等業務委託経費(令和8年度分)	令和9年度	2,414
地域包括支援センター運営委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	35,418
第2層協議体設置委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	100
障害者介護給付費等審査会システム利用料 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和13年度	1,650
緊急通報システム事業業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	35
老人福祉センター寿荘トレーニング室管理運営 業務委託経費(令和8年度分)	令和9年度	517
保健福祉センター設備保守管理等業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	4,035
子育て日常生活支援業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	21,771
幼稚園送迎ステーション送迎等業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	17,948
子育て支援センター改修設計委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	50,000
こども家庭相談管理システム使用料 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和13年度	26,400

事 項	期 間	限 度 額
公共施設における食品廃棄物収集・運搬等 業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	7,092 ^{千円}
保 育 所 給 食 材 料 費 (令和8年度分)	令和9年度	単価に発注数量を乗じた額
相川保育所改修（機能回復）工事経費 (令和8年度分)	令和9年度	69,842
保育所職員細菌検査業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	185
がん検診等受診券作成及び封入封かん 業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	4,545
地域美化清掃業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	627
公共施設脱炭素化推進事業経費 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和29年度	P P A 事業によって設置する太陽光発電 設備から発電される電気量に単価を乗じた額
環境センタースtockヤード新築及び修理庫等 改修工事経費 (令和8年度分)	令和9年度	320,045
粗大ごみ等受入業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	10,459
ごみ収集車購入経費 (令和8年度分)	令和9年度	14,500
資源化センター選別処理等業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和11年度	429,780
食品廃棄物飼料化業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	3,588
事業系食品廃棄物資源化業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	15,766
国際園芸博覧会屋外出展事業負担金 (令和8年度分)	令和9年度	11,445
企業立地サポート事業奨励金 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和12年度	280,000
第63回あつぎ飯山桜まつり事業委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	2,000
道路維持補修作業車等賃借料 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和13年度	47,520
複合施設電話回線等引込負担金 (令和8年度分)	令和9年度	13,189
救急活動等酸素ボンベ充填業務経費 (令和8年度分)	令和9年度	109
救急活動用毛布等クリーニング業務経費 (令和8年度分)	令和9年度	53
119番多言語電話通訳業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	172
高機能消防指令センター長期保守管理 業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	36,751
傷病者情報共有システム導入・運用業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和10年度	15,355
高機能消防指令センター設備機器購入経費 (令和8年度分)	令和9年度	1,375,000
消防団第2分団第8部器具置場賃借料 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和18年度	64,290
小型動力ポンプ付積載車賃貸借料 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和16年度	21,588

事 項	期 間	限 度 額
指 令 車 賃 貸 借 料 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和17年度	38,556 ^{千円}
消 防 ポ ン プ 自 動 車 賃 貸 借 料 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和17年度	98,700
化 学 消 防 ポ ン プ 自 動 車 賃 貸 借 料 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和17年度	128,940
厚木消防署本署庁舎解体・新築設計委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	143,770
小 学 校 水 泳 指 導 等 業 務 委 託 経 費 (令和8年度分)	令和9年度	38,735
小 学 校 指 導 者 用 デ ジ タ ル 教 科 書 利 用 料 (令和8年度分)	令和9年度	4,737
新庁舎教育情報ネットワーク構築業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	5,500
単 独 調 理 場 殺 虫 殺 菌 業 務 委 託 経 費 (令和8年度分)	令和9年度	259
単独調理場排水処理施設保守点検業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	1,480
学校給食従事職員等細菌培養検査業務経費 (令和8年度分)	令和9年度	139
北 小 学 校 給 食 配 送 業 務 委 託 経 費 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和10年度	13,662
小 学 校 給 食 調 理 等 業 務 委 託 経 費 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和11年度	1,332,601
小中学校牛乳パック収集・運搬業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	873
栄養管理システム運用保守業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和13年度	6,530
南部学校給食センター排水処理施設維持管理 業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	84
中 学 校 特 別 教 室 冷 暖 房 設 備 賃 借 料 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和18年度	90,090
相川公民館改修（機能回復）工事経費 (令和8年度分)	令和9年度	80,903
図 書 館 新 聞 記 事 デ ー タ ベ ー ス 使 用 料 (令和8年度分)	令和9年度	88
図 書 等 搬 送 業 務 委 託 経 費 (令和8年度分)	令和9年度	951
未来・図書館業務システム構築業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	40,000
あつぎ郷土博物館環境調査業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	242
あつぎ郷土博物館恒温恒湿度空調設備 点検業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	314

第4表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
本 庁 舎 解 体 事 業	30,500 ^{千円}	普通貸借又は証券発行。 なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内。 ただし、財政上の都合により償還期限を短縮し、繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
七沢自然ふれあいセンター施設改修事業	30,900			
学習支援センター施設改修事業	141,800			
社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業	31,800			
児 童 館 整 備 事 業	79,500			
(仮 称) 未 来 館 整 備 事 業	425,800			
保 育 施 設 整 備 事 業	101,100			
放課後児童クラブ施設整備事業	47,400			
斎 場 施 設 整 備 事 業	267,800			
土 地 改 良 事 業	86,500			
アミューあつぎ維持管理事業	144,100			
道 路 新 設 改 良 事 業	2,872,400			
河 川 改 修 事 業	21,500			
中町第2－2地区周辺整備事業	9,808,400			
排 水 路 整 備 事 業	46,800			
公 園 整 備 事 業	997,000			
酒井土地区画整理推進事業	9,300			
市 営 住 宅 整 備 事 業	17,800			
消 防 施 設 整 備 事 業	137,100			
防 災 行 政 無 線 維 持 補 修 事 業	473,700			
防 災 対 策 事 業	43,100			
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業	40,000			
小 学 校 給 食 施 設 整 備 事 業	330,900			
小 学 校 整 備 事 業	1,690,900			
中 学 校 整 備 事 業	160,900			
公 民 館 改 修 事 業	21,900			
愛甲公民館駐車場整備事業	37,100			
体 育 施 設 整 備 事 業	79,200			
計	18,175,200			

令和 8 年 度

厚木市一般会計予算に関する説明書

令和 8 年度 厚木市一般会計

1 総 括
(歳 入)

款	本 年 度 予 算 額
5 市税	47,106,936
10 地方譲与税	533,412
15 利子割交付金	22,000
18 配当割交付金	431,500
21 株式等譲渡所得割交付金	695,233
23 法人事業税交付金	1,035,000
24 地方消費税交付金	6,877,388
27 ゴルフ場利用税交付金	138,000
33 地方特例交付金	399,709
35 地方交付税	30,000
40 交通安全対策特別交付金	30,000
45 分担金及び負担金	408,114
50 使用料及び手数料	968,497
55 国庫支出金	21,382,132
60 県支出金	6,896,978
65 財産収入	329,568
70 寄附金	1,400,000
75 繰入金	13,761,875
80 繰越金	2,400,000
85 諸収入	3,078,458
90 市債	18,175,200
環境性能割交付金	0
歳 入 合 計	126,100,000

歳入歳出予算事項別明細書

(単位：千円・%)

前年度予算額	比較	構成率
45,643,894	1,463,042	37.4
529,866	3,546	0.4
14,000	8,000	0.0
270,000	161,500	0.3
270,000	425,233	0.6
845,000	190,000	0.8
6,308,000	569,388	5.5
138,000	0	0.1
213,000	186,709	0.3
30,000	0	0.0
38,000	△8,000	0.0
386,888	21,226	0.3
1,257,520	△289,023	0.8
18,133,102	3,249,030	17.0
7,281,189	△384,211	5.5
278,730	50,838	0.3
1,300,000	100,000	1.1
9,154,712	4,607,163	10.9
2,400,000	0	1.9
4,765,999	△1,687,541	2.4
9,724,100	8,451,100	14.4
118,000	△118,000	0.0
109,100,000	17,000,000	100.0

(歳 出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
5 議会費	454,466	456,462	△1,996
1 0 総務費	11,888,814	11,810,016	78,798
1 5 民生費	45,855,244	43,528,002	2,327,242
2 0 衛生費	11,779,802	11,631,718	148,084
2 5 労働費	315,247	311,647	3,600
3 0 農林水産業費	723,681	727,316	△3,635
3 5 商工費	3,129,658	3,028,381	101,277
4 0 土木費	29,764,128	15,998,363	13,765,765
4 5 消防費	4,289,807	3,669,817	619,990
5 0 教育費	11,843,736	12,080,754	△237,018
6 0 公債費	5,955,417	5,757,524	197,893
7 0 予備費	100,000	100,000	0
歳 出 合 計	126,100,000	109,100,000	17,000,000

(単位：千円・%)

本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳					構 成 率
特 定 財 源				一般財源	
国庫支出金	県支出金	市 債	そ の 他		
				454,466	0.4
253,001	439,414	203,200	1,816,843	9,176,356	9.4
17,074,948	6,026,849	685,600	1,008,621	21,059,226	36.4
456,214	95,772	267,800	982,618	9,977,398	9.3
			200,000	115,247	0.2
25,000	77,295	86,500	554	534,332	0.6
	2,143	144,100	1,888,209	1,095,206	2.5
3,089,524	141,205	13,813,200	5,804,137	6,916,062	23.6
63,558	57,119	653,900	165,352	3,349,878	3.4
419,887	57,181	2,320,900	232,652	8,813,116	9.4
			57,648	5,897,769	4.7
				100,000	0.1
21,382,132	6,896,978	18,175,200	12,156,634	67,489,056	100.0

歳

入

2 歳 入

款	項	目	本 年 度	前 年 度	比 較
5	市税		47,106,936	45,643,894	1,463,042
	5	市民税	19,332,468	19,012,640	319,828
		5 個人	15,618,995	15,444,415	174,580
		10 法人	3,713,473	3,568,225	145,248
10	固定資産税		22,530,528	21,492,907	1,037,621
	5	固定資産税	22,447,528	21,405,907	1,041,621
	10	国有資産等所在市町村交付金	83,000	87,000	△4,000
15	軽自動車税		542,346	568,143	△25,797
	10	環境性能割	8,000	47,459	△39,459
	15	種別割	534,346	520,684	13,662

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 現年課税分	15,462,000	1 個人市民税現年課税分 ……………	【市民税課】 15,462,000
		均等割額 354,817千円 所得割額 15,107,183千円	
10 滞納繰越分	156,995	1 個人市民税滞納繰越分 ……………	【収納課】 156,995
5 現年課税分	3,704,000	1 法人市民税現年課税分 ……………	【市民税課】 3,704,000
		均等割額 1,019,000千円 法人税割額 2,685,000千円	
10 滞納繰越分	9,473	1 法人市民税滞納繰越分 ……………	【収納課】 9,473
5 現年課税分	22,390,709	1 固定資産税現年課税分 ……………	【資産税課】 22,390,709
		土地(税率1.4%) 8,608,179千円 家屋(税率1.4%) 9,922,801千円 償却資産(税率1.4%) 3,859,729千円	
10 滞納繰越分	56,819	1 固定資産税滞納繰越分 ……………	【収納課】 56,819
5 現年課税分	83,000	1 国有資産等所在市町村交付金 ……………	【資産税課】 83,000
		算定率1.4%	
5 環境性能割	8,000	1 環境性能割 ……………	【市民税課】 8,000
5 現年課税分	527,932	1 種別割現年課税分 ……………	【市民税課】 527,932
		原動機付自転車 35,062千円 (16,379台) 軽自動車 460,977千円 (52,153台) 小型特殊自動車 5,615千円 (1,813台) 小型二輪 26,278千円 (4,445台)	
10 滞納繰越分	6,414	1 種別割滞納繰越分 ……………	【収納課】 6,414

5 市税

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
20	市たばこ税	2,046,400	1,989,109	57,291
	5 市たばこ税	2,046,400	1,989,109	57,291
30	入湯税	2,987	2,603	384
	5 入湯税	2,987	2,603	384
35	都市計画税	2,652,207	2,578,492	73,715
	5 都市計画税	2,652,207	2,578,492	73,715
10	地方譲与税	533,412	529,866	3,546
	2 地方揮発油譲与税	102,000	124,000	△22,000
	5 地方揮発油譲与税	102,000	124,000	△22,000
	5 自動車重量譲与税	395,000	372,000	23,000
	5 自動車重量譲与税	395,000	372,000	23,000
20	森林環境譲与税	36,412	33,866	2,546
	5 森林環境譲与税	36,412	33,866	2,546
15	利子割交付金	22,000	14,000	8,000
	5 利子割交付金	22,000	14,000	8,000
	5 利子割交付金	22,000	14,000	8,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 現年課税分	2,046,399	1 市たばこ税現年課税分	【市民税課】 2,046,399
10 滞納繰越分	1	1 市たばこ税滞納繰越分	【収納課】 1
5 現年課税分	2,986	1 入湯税現年課税分	【市民税課】 2,986
		税率：入湯客一人1日につき 150円	
10 滞納繰越分	1	1 入湯税滞納繰越分	【収納課】 1
5 現年課税分	2,645,557	1 都市計画税現年課税分	【資産税課】 2,645,557
		土地(税率0.2%) 1,404,981千円 家屋(税率0.2%) 1,240,576千円	
10 滞納繰越分	6,650	1 都市計画税滞納繰越分	【収納課】 6,650
5 地方揮発油譲与税	102,000	1 地方揮発油譲与税	【財政課】 102,000
5 自動車重量譲与税	395,000	1 自動車重量譲与税	【財政課】 395,000
5 森林環境譲与税	36,412	1 森林環境譲与税	【財政課】 36,412
5 利子割交付金	22,000	1 利子割交付金	【財政課】 22,000

5 市税 1 0 地方譲与税 1 5 利子割交付金

款	項	目	本 年 度	前 年 度	比 較
18	配当割交付金		431,500	270,000	161,500
	5	配当割交付金	431,500	270,000	161,500
		5 配当割交付金	431,500	270,000	161,500
21	株式等譲渡所得割交付金		695,233	270,000	425,233
	5	株式等譲渡所得割交付金	695,233	270,000	425,233
		5 株式等譲渡所得割交付金	695,233	270,000	425,233
23	法人事業税交付金		1,035,000	845,000	190,000
	5	法人事業税交付金	1,035,000	845,000	190,000
		5 法人事業税交付金	1,035,000	845,000	190,000
24	地方消費税交付金		6,877,388	6,308,000	569,388
	5	地方消費税交付金	6,877,388	6,308,000	569,388
		5 地方消費税交付金	6,877,388	6,308,000	569,388
27	ゴルフ場利用税交付金		138,000	138,000	0
	5	ゴルフ場利用税交付金	138,000	138,000	0
		5 ゴルフ場利用税交付金	138,000	138,000	0
33	地方特例交付金		399,709	213,000	186,709
	5	地方特例交付金	399,709	213,000	186,709
		5 地方特例交付金	399,709	213,000	186,709
35	地方交付税		30,000	30,000	0
	5	地方交付税	30,000	30,000	0
		5 地方交付税	30,000	30,000	0
40	交通安全対策特別交付金		30,000	38,000	△8,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 配当割交付金	431,500	1 配当割交付金	【財政課】 431,500
5 株式等譲渡所得割交付金	695,233	1 株式等譲渡所得割交付金	【財政課】 695,233
5 法人事業税交付金	1,035,000	1 法人事業税交付金	【財政課】 1,035,000
5 地方消費税交付金	6,877,388	1 地方消費税交付金	【財政課】 6,877,388
5 ゴルフ場利用税交付金	138,000	1 ゴルフ場利用税交付金	【財政課】 138,000
5 地方特例交付金	399,709	1 地方特例交付金	【財政課】 399,709
5 地方交付税	30,000	1 特別交付税	【財政課】 30,000

1 8 配当割交付金 2 1 株式等譲渡所得割交付金 2 3 法人事業税交付金 2 4 地方消費税交付金
2 7 ゴルフ場利用税交付金 3 3 地方特例交付金 3 5 地方交付税 4 0 交通安全対策特別交付金

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
	5 交通安全対策特別交付金	30,000	38,000	△8,000
	5 交通安全対策特別交付金	30,000	38,000	△8,000
45	分担金及び負担金	408,114	386,888	21,226
	10 負担金	408,114	386,888	21,226
	15 民生費負担金	388,114	366,888	21,226
	40 土木費負担金	20,000	20,000	0
50	使用料及び手数料	968,497	1,257,520	△289,023
	5 使用料	737,403	729,052	8,351
	10 総務使用料	153,181	153,152	29
	15 民生使用料	123,544	125,149	△1,605

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 交通安全対策特別 交付金	30,000	1 交通安全対策特別交付金	【財政課】 30,000
5 社会福祉費負担金	2,673	1 老人措置費負担金	【福祉総合支援課】 2,673
10 児童福祉費負担金	385,441	1 民間保育所保育料	【保育課】 385,441
10 道路橋りょう費負 担金	20,000	1 路面復旧監督事務費負担金	【道路総務課】 20,000
5 総務管理使用料	1,887	1 行政財産使用料	【財産管理課】 1,887
10 企画文化使用料	151,294	1 自転車等駐車場使用料	【くらし交通安全】 117,846
		2 行政財産使用料	【生涯学習課 ほか】 554
		3 七沢自然ふれあいセンター使用料	【生涯学習課】 5,754
		4 学習支援センター使用料	【生涯学習課】 2,000
		5 市民交流プラザ使用料	【生涯学習課】 25,140
5 社会福祉使用料	4,433	1 保健福祉センター使用料	【健康医療課】 265
		2 行政財産使用料	【障がい福祉 ほか】 4,168
10 児童福祉使用料	119,111	1 行政財産使用料	【青少年課 ほか】 44

4 0 交通安全対策特別交付金 4 5 分担金及び負担金 5 0 使用料及び手数料

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
	(民生使用料)			
	20 衛生使用料	95,544	85,181	10,363
	35 商工使用料	5,091	5,091	0
	40 土木使用料	349,317	350,262	△945

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		2 プラネタリウム観覧料	【青少年課】 4,000
		3 コスモシアター使用料	【青少年課】 131
		4 サイエンスホール250使用料	【青少年課】 1,039
		5 子育て支援託児室使用料	【こども家庭セン】 4,913
		6 公立保育所保育料	【保育課】 44,310
		7 延長保育利用料	【保育課】 312
		8 放課後児童クラブ育成料	【こども育成課】 64,032
		9 放課後児童クラブ育成料（滞納繰越分）	【こども育成課】 330
5 保健衛生使用料	95,448	1 斎場使用料	【市民課】 95,010
		2 行政財産使用料	【市民課 ほか】 438
10 清掃使用料	96	1 行政財産使用料	【環境事業課 ほか】 96
5 商工使用料	5,091	1 アミューあつぎ地下駐車場使用料	【生涯学習課】 5,000
		2 行政財産使用料	【生涯学習課】 91
10 道路橋りょう使用料	178,000	1 道路占用料	【道路総務課】 178,000
15 河川使用料	3,763	1 河川使用料	【河川下水道総務】 211
		2 水路使用料	【河川下水道総務】 3,523
		3 行政財産使用料	【河川下水道総務】 29

50 使用料及び手数料

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
	(土木使用料)			
	45 消防使用料	196	196	0
	50 教育使用料	10,530	10,021	509

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
20 都市計画使用料	10,562	1 公園占用料	【公園緑地課】 5,499
		2 公園等使用料	【公園緑地課】 4,517
		3 行政財産使用料	【公園緑地課 ほか】 546
25 住宅使用料	156,992	1 市営住宅使用料	【住宅課】 152,791
		2 行政財産使用料	【住宅課】 248
		3 市営住宅使用料滞納繰越分	【住宅課】 3,953
5 消防使用料	196	1 行政財産使用料	【消防総務課 ほか】 196
10 小学校使用料	1,252	1 行政財産使用料	【学校施設課 ほか】 351
		2 小学校施設使用料	【学校施設課】 901
15 中学校使用料	806	1 行政財産使用料	【学校施設課 ほか】 205
		2 中学校施設使用料	【学校施設課】 601
20 社会教育使用料	143	1 行政財産使用料	【市民協働推 ほか】 143
25 保健体育使用料	8,329	1 厚木野球場使用料	【スポーツ魅力創】 514
		2 玉川野球場使用料	【スポーツ魅力創】 2,600
		3 厚木テニスコート使用料	【スポーツ魅力創】 2,196
		4 学校開放夜間照明施設使用料	【スポーツ魅力創】 2,698
		5 行政財産使用料	【スポーツ魅力創】 321

5 0 使用料及び手数料

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
	10 手数料	231,094	528,468	△297,374
	10 総務手数料	104,119	112,974	△8,855
	20 衛生手数料	98,999	392,505	△293,506

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 企画文化手数料	240	1 放置自転車移動保管料	【くらし交通安全】 240
15 徴税手数料	13,569	1 臨時運行許可手数料	【市民税課】 1,248
		2 諸証明手数料	【市民税課】 11,927
		3 閲覧手数料	【市民税課】 387
		4 複写手数料	【市民税課】 7
20 戸籍住民基本台帳 手数料	90,309	1 戸籍交付手数料	【市民課】 29,679
		2 諸証明交付手数料	【市民課】 60,120
		3 閲覧手数料	【市民課】 420
		4 住基ネット手数料	【市民課】 90
25 地縁団体手数料	1	1 認可地縁団体手数料	【市民協働推進課】 1
5 保健衛生手数料	7,418	1 犬の登録等事務手数料	【生活環境課】 7,400
		2 諸証明交付手数料	【市民課】 18
10 清掃手数料	91,581	1 し尿処理手数料	【生活環境課】 8,070
		2 し尿処理手数料（滞納繰越分）	【生活環境課】 94
		3 廃棄物処理手数料	【環境事業課】 83,180
		4 廃棄物処理手数料（滞納繰越分）	【環境事業課】 7

5 0 使用料及び手数料

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
	(衛生手数料)			
	30 農林手数料	110	113	△3
	40 土木手数料	25,066	19,876	5,190
	45 消防手数料	2,800	3,000	△200
55 国庫支出金		21,382,132	18,133,102	3,249,030
	5 国庫負担金	12,586,834	12,484,294	102,540
	15 民生費国庫負担金	12,579,814	12,472,054	107,760

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		5 一般廃棄物処理業許可申請手数料 ……………	【環境事業課】 230
5 農業手数料	110	1 諸証明手数料 ……………	【農業委員会 ほか】 109
		2 水路証明等手数料 ……………	【農業政策課】 1
5 土木手数料	3	1 地籍調査証明等手数料 ……………	【道路総務課】 3
10 道路橋りょう手数料	140	1 道路台帳証明等手数料 ……………	【道路総務課】 140
15 河川手数料	21	1 河川諸証明手数料 ……………	【河川下水道総務】 1
		2 水路諸証明手数料 ……………	【河川下水道総務】 20
20 都市計画手数料	24,901	1 屋外広告物手数料 ……………	【都市計画課】 8,512
		2 建築確認申請等手数料 ……………	【建築指導課】 9,983
		3 開発行為許可申請等手数料 ……………	【開発指導課】 6,400
		4 諸証明手数料 ……………	【都市計画課】 6
25 公園手数料	1	1 諸証明手数料 ……………	【公園緑地課】 1
5 消防手数料	2,800	1 危険物施設検査等手数料 ……………	【予防課】 2,800
5 社会福祉費負担金	3,764,337	1 特別障害者手当等負担金 ……………	【障がい福祉課】 61,100
		負担率 3/4	
		2 障害者医療費負担金 ……………	【障がい福祉課】 134,366
		負担率 1/2	

5 0 使用料及び手数料 5 5 国庫支出金

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		3 障害者自立支援給付費負担金 ……………	【障がい福祉課】 2,672,535 負担率 1/2
		4 障害児入所給付費等負担金 ……………	【障がい福祉課】 892,511 負担率 1/2
		5 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 ……	【福祉総合支援課】 3,825 負担率 3/4
10 児童福祉費負担金	3,930,206	1 母子生活支援施設等入所費負担金 ……………	【子育て給付課】 4,200 負担率 1/2
		2 児童扶養手当負担金 ……………	【子育て給付課】 295,261 負担率 1/3
		3 児童手当負担金 ……………	【子育て給付課】 3,626,980
		4 養育医療給付事業負担金 ……………	【子育て給付課】 3,765 負担率 1/2
15 生活保護費負担金	4,599,751	1 生活保護費負担金 ……………	【生活福祉課】 4,599,751 負担率 3/4
20 中国残留邦人等支援給付費負担金	11,232	1 中国残留邦人等支援給付費国庫負担金 ……	【生活福祉課】 11,232 負担率 3/4・10/10
70 保険基盤安定負担金	191,361	1 国民健康保険事業保険基盤安定負担金 ……	【国保年金課】 184,296 負担率 1/2
		2 国民健康保険未就学児均等割保険料負担金 …	【国保年金課】 6,198 負担率 1/2
		3 国民健康保険産前産後保険料負担金 ……	【国保年金課】 867 負担率 1/2

5 5 国庫支出金

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
	(民生費国庫負担金)			
	20 衛生費国庫負担金	7,020	12,240	△5,220
10	国庫補助金	8,698,832	5,482,144	3,216,688
	10 総務費国庫補助金	2,473,470	788,717	1,684,753
	15 民生費国庫補助金	4,302,083	3,977,727	324,356

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
80 低所得者保険料軽減負担金	82,927	1 低所得者介護保険料軽減負担金 ……………	【介護福祉課】 82,927
		負担率 1/2	
5 保健衛生費負担金	7,020	1 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金 ……………	【健康医療課】 7,020
		負担率 10/10	
5 総務管理費補助金	216,534	1 マイナンバーカード交付事務費補助金 ……………	【市民課】 216,075
		2 外国人受入環境整備交付金（運営） ……………	【市民協働推進課】 459
		補助率 1/2	
30 企画費補助金	2,256,936	1 都市構造再編集中支援事業補助金 ……………	【企画政策課】 2,256,936
		補助率 1/2	
5 社会福祉費補助金	412,064	1 地域生活支援事業費等補助金 ……………	【障がい福祉課】 109,411
		補助率 1/2	
		2 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金 ……	【こども家庭セン】 2,786
		補助率 1/2	
		3 成年後見制度利用促進体制整備補助金 ……………	【福祉総合支援課】 1,000
		補助率 1/2	
		4 困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金 ……………	【こども家庭セン】 6,341
		補助率 1/2	
		5 子ども・子育て支援事業費補助金 ……………	【国保年金課】 8,811
		補助率 10/10	
		6 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 ……………	【福祉総合支 ほか】 5,569
		補助率 1/2・10/10	
		7 重層的支援体制整備事業交付金 ……………	【地域包括ケア推】 278,146
10 児童福祉費補助金	3,881,947		

5 5 国庫支出金

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		1 乳児等のための支援給付交付金 ……………	【保育課】 4,965 補助率 3/4
		2 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金 …	【こども家庭セン】 4,602 補助率 2/3
		3 子ども・子育て支援交付金 ……………	【こども育成課】 189,187 補助率 1/3・1/2
		4 子どものための教育・保育給付交付金 ………	【こども育成課】 3,445,576 補助率 1/2
		5 子どものための教育・保育給付費補助金 ……	【こども育成課】 2,430 補助率 1/2
		6 保育対策総合支援事業費補助金 ……………	【保育課】 49,080 補助率 3/8・1/2・2/3
		7 就学前教育・保育施設整備交付金 ……………	【こども育成課】 106,703 補助率 1/2
		8 子育てのための施設等利用給付交付金 ………	【こども育成課】 65,787 補助率 1/2
		9 母子家庭等自立支援教育訓練給付事業補助金	【子育て給付課】 450 補助率 3/4
		10 母子家庭等高等職業訓練促進事業補助金 ……	【子育て給付課】 12,036 補助率 3/4
		11 母子・父子自立支援プログラム策定事業補助金	【子育て給付課】 200 補助率 10/10
		12 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業補助金	【子育て給付課】 150 補助率 3/4
		13 母子家庭等対策総合支援事業補助金 ……………	【こども家庭セン】 456 補助率 2/3

5 5 国庫支出金

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
	(民生費国庫補助金)			
	20 衛生費国庫補助金	422,832	300,635	122,197
	30 農林費国庫補助金	25,000	20,000	5,000
	40 土木費国庫補助金	964,492	257,917	706,575

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		14 こどもの居場所づくり支援体制強化事業費補助金 …………… 補助率 1/2	【こども家庭セン】 325
15 生活保護費補助金	8,072	1 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 …… 補助率 1/2・2/3・3/4	【生活福祉課】 8,072
5 保健衛生費補助金	422,832	1 循環型社会形成推進交付金 …………… 補助率 1/3	【生活環境課】 12,800
		2 感染症予防事業費等補助金 …………… 補助率 1/2・2/3	【健康医療課】 8,358
		3 母子保健衛生費国庫補助金 …………… 補助率 1/2	【こども家庭セン】 17,868
		4 妊婦のための支援給付交付金 …………… 補助率 10/10	【こども家庭セン】 135,000
		5 妊婦のための支援給付費補助金 …………… 補助率 1/2	【こども家庭セン】 5,185
		6 重点対策加速化事業交付金 ……………	【環境政策課】 243,621
5 農業費補助金	25,000	1 農地耕作条件改善事業費補助金 …………… 補助率 1/2	【農業政策課】 25,000
10 道路橋りょう費補助金	301,620	1 社会資本整備総合交付金（道路事業） …… 補助率 1/2	【道路維持課 ほか】 142,240
		2 社会資本整備総合交付金（狭あい道路整備等促進事業） …………… 補助率 1/2	【道路総務課】 21,000
		3 道路メンテナンス事業補助金 …………… 補助率 55/100	【道路維持課】 109,230

5 5 国庫支出金

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
	(土木費国庫補助金)			
	45 消防費国庫補助金	63,558	5,948	57,610
	50 教育費国庫補助金	20,620	24,493	△3,873

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		4 無電柱化推進計画事業補助金 ……………	【市街地整備 ほか】 29,150 補助率 55/100
20 都市計画費補助金	644,479	1 社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）	【公園緑地課】 579,866 補助率 1/2・1/3
		2 社会資本整備総合交付金（都市再開発支援事業）	【市街地整備課】 1,700 補助率 1/3
		3 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業費補助金	【都市計画課】 44,145 補助率 1/2
		4 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 ……	【都市計画課】 18,768
25 住宅費補助金	18,393	1 社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業） ……………	【建築指導課 ほか】 13,781
		2 住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金 ……	【建築指導課】 4,612 補助率 1/2
5 消防費補助金	63,558	1 消防団施設整備費補助金 ……………	【消防総務課】 6,020
		2 社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業） ……………	【危機管理課】 3,000 補助率 1/2
		3 特殊地下壕対策事業補助金 ……………	【危機管理課】 5,500 補助率 1/2
		4 社会資本整備総合交付金（都市防災推進事業）	【危機管理課】 49,038 補助率 1/2
5 教育総務費補助金	7,533	1 教育支援体制整備事業費補助金 ……………	【教育指導課】 7,533 補助率 1/3以内
10 小学校費補助金	4,734	1 要保護児童援助費補助金 ……………	【学務課】 159 補助率 1/2以内

5 5 国庫支出金

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
	(教育費国庫補助金)			
	75 地域住宅計画事業交付金	23,310	106,707	△83,397
	94 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	403,467	0	403,467
15	委託金	96,466	166,664	△70,198
10	総務費委託金	3,445	100,051	△96,606
15	民生費委託金	93,021	66,613	26,408

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		2 小学校特別支援教育就学奨励費補助金 ……	【学務課】 3,103 補助率 1/2以内
		3 小学校理科教育設備整備費等補助金 ……	【教育総務課】 1,472 補助率 1/2
15 中学校費補助金	3,920	1 要保護生徒援助費補助金 ……	【学務課】 438 補助率 1/2以内
		2 中学校特別支援教育就学奨励費補助金 ……	【学務課】 2,514 補助率 1/2以内
		3 中学校理科教育設備整備費等補助金 ……	【教育総務課】 968 補助率 1/2
20 社会教育費補助金	4,433	1 埋蔵文化財調査費補助金 ……	【文化魅力創造課】 4,433 補助率 1/2
5 地域住宅計画事業 交付金	23,310	1 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画事業）	【住宅課】 23,310 補助率 45/100
5 物価高騰対応重点 支援地方創生臨時 交付金	403,467	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 ……	【財政課】 403,467
5 総務管理費委託金	60	1 自衛官募集事務委託金 ……	【危機管理課】 60
20 戸籍住民基本台帳 費委託金	3,355	1 中長期在留者住居地届出等事務委託金 ……	【市民課】 3,355
25 選挙費委託金	30	1 在外選挙特別経費委託金 ……	【選挙管理委員会】 30
5 社会福祉費委託金	92,021	1 国民年金事務取扱費委託金 ……	【国保年金課】 80,151

5 5 国庫支出金

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
	(民生費委託金)			
60	県支出金	6,896,978	7,281,189	△384,211
	5 県負担金	4,963,683	4,710,704	252,979
	15 民生費県負担金	4,947,218	4,694,239	252,979

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		2 国民年金協力・連携事務取扱費委託金 ……	【国保年金課】 11,681
		3 遺族及留守家族等援護事務事業費委託金 ……	【生活福祉課】 189
10 児童福祉費委託金	1,000	1 特別児童扶養手当事務取扱交付金 ……	【子育て給付課】 1,000
5 社会福祉費負担金	1,878,324	1 行旅病人死亡人取扱費負担金 …… 負担率 10/10	【生活福祉課】 1,249
		2 民生委員児童委員関係負担金 ……	【地域包括ケア推】 20,472
		3 障害者自立支援給付費等負担金 …… 負担率 1/4	【障がい福祉課】 1,403,397
		4 障害児施設給付費等負担金 …… 負担率 1/4	【障がい福祉課】 446,255
		5 障害者医療費負担金 …… 負担率 1/4	【障がい福祉課】 54
		6 地域医療介護総合確保基金（介護分）補助金	【福祉総合支援課】 6,897
10 児童福祉費負担金	1,878,234	1 母子生活支援施設等入所費負担金 …… 負担率 1/4	【子育て給付課】 2,100
		2 児童手当負担金 ……	【子育て給付課】 425,299
		3 養育医療給付事業負担金 …… 負担率 1/4	【子育て給付課】 1,882
		4 子どものための教育・保育給付費県費負担金 負担率 1/4	【こども育成課】 1,415,234

5 5 国庫支出金 6 0 県支出金

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		5 子育てのための施設等利用給付県費負担金 ……	【こども育成課】 32,892
		負担率 1/4	
		6 乳児等のための支援給付県費負担金 ……………	【保育課】 827
		負担率 1/8	
15 生活保護費負担金	138,870	1 生活保護費負担金 ……………	【生活福祉課】 138,870
		負担率 1/4	
70 保険基盤安定負担金	1,010,327	1 後期高齢者医療保険基盤安定負担金 ……………	【国保年金課】 452,749
		負担率 3/4	
		2 国民健康保険事業保険基盤安定負担金 ……………	【国保年金課】 554,046
		負担率 1/4・3/4	
		3 国民健康保険未就学児均等割保険料負担金 ……	【国保年金課】 3,099
		負担率 1/4	
		4 国民健康保険産前産後保険料負担金 ……………	【国保年金課】 433
		負担率 1/4	
80 低所得者保険料軽減負担金	41,463	1 低所得者介護保険料軽減負担金 ……………	【介護福祉課】 41,463
		負担率 1/4	
5 県事務移譲交付金	16,465	1 県事務移譲交付金 ……………	【行政経営課】 16,465
5 総務管理費補助金	99	1 犯罪被害者等日常生活支援事業補助金 ……………	【くらし交通安全】 99
		補助率 1/3	
10 企画文化費補助金	90	1 地域日本語教育補助金 ……………	【市民協働推進課】 90
		補助率 1/2	
30 統計調査費補助金	124	1 市町村統計事務交付金 ……………	【行政総務課】 124
35 水源環境補助金	134,851	1 水源環境保全・再生市町村補助金 ……………	【河川下水道 ほか】 134,851

6 0 県支出金

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 社会福祉費補助金	422,633	1 厚生統計調査費交付金	【地域包括ケア推】 20
		2 市町村援護事務交付金	【地域包括ケア推】 93
		3 外国籍高齢者・障害者等福祉給付金助成事業補助金	【障がい福祉 ほか】 288
		補助率 1/2	
		4 高齢者在宅福祉事業費補助金	【健康医療課 ほか】 2,109
		5 在宅障害者福祉対策推進事業補助金	【障がい福祉課】 970
		補助率 1/2	
		6 重度障害者医療費給付補助事業補助金	【障がい福祉課】 169,568
		補助率 1/2	
		7 市町村事業推進交付金（青少年行政推進事業）	【青少年課】 700
		8 地域生活支援事業費等補助金	【障がい福祉課】 50,566
		補助率 1/4	
		9 身体障害児・者等実態調査費交付金	【障がい福祉課】 521
		補助率 10/10	
		10 市町村障害者福祉事業推進補助金	【障がい福祉課】 72,680
		補助率 1/2・10/10	
		11 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金 ...	【こども家庭セン】 1,393
		補助率 1/4	
		12 重層的支援体制整備事業交付金	【地域包括ケア推】 123,725
10 児童福祉費補助金	670,110	1 届出保育施設利用者支援事業補助金	【保育課】 81
		補助率 1/3	
		2 民間保育所運営費補助金	【保育課】 4,931
		補助率 1/2	

6 0 県支出金

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		3 ひとり親家庭等医療費助成事業補助金 ……………	【子育て給付課】 69,882
		補助率 1/2	
		4 小児医療費助成事業補助金 ……………	【子育て給付課】 172,000
		5 放課後子ども教室推進事業補助金 ……………	【こども育成課】 2,300
		補助率 2/3	
		6 保育緊急対策事業費補助金 ……………	【保育課】 10,493
		補助率 1/2・3/4	
		7 保育対策総合支援事業費補助金 ……………	【保育課】 36,205
		補助率 1/2・1/4・2/3・5/6	
		8 短時間保育士雇上事業費補助金 ……………	【保育課】 2,416
		補助率 1/4	
		9 保育所等紙おむつ処分事業費補助金 ……………	【保育課】 1,631
		補助率 1/2	
		10 子どものための教育・保育給付費補助金 ……	【こども育成課】 1,215
		補助率 1/4	
		11 手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金	【保育課】 15,817
		補助率 2/3	
		12 子ども・子育て支援交付金 ……………	【こども育成課】 182,471
		補助率 1/3・1/4	
		13 子どものための教育・保育給付費（施設型給付費等）補助金 ……………	【こども育成課】 168,304
		補助率 1/2	
		14 特定高等職業訓練促進給付金事業費補助金 …	【子育て給付課】 2,220
		補助率 10/10	
		15 ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料支援事業費補助金 ……………	【こども育成課】 144
		補助率 1/2	

60 県支出金

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
	20 衛生費県補助金	47,734	52,554	△4,820

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 保健衛生費補助金	47,734	1 健康事業費補助金 ……………	【健康医療課】 8,093
		補助率 2/3・10/10	
		2 小児救急医療対策費補助金 ……………	【健康医療課】 4,089
		補助率 1/2	
		3 救急医療機関外国籍県民対策費補助金 ………	【健康医療課】 50
		補助率 1/2	
		4 合併処理浄化槽整備費補助金 ……………	【生活環境課】 298
		補助率 1/3	
		5 里地里山保全等促進事業補助金 ……………	【環境政策課】 1,095
		6 骨髄ドナー支援事業費補助金 ……………	【健康医療課】 210
		補助率 1/2	
		7 産科医師等分娩手当補助金 ……………	【健康医療課】 5,333
		補助率 1/3	
		8 地域自殺対策強化交付金事業費補助金 ………	【健康医療課】 4,594
		補助率 1/2・2/3	
		9 風しん予防接種事業費補助金 ……………	【こども家庭セン】 440
		補助率 1/3	
		10 市町村障害者福祉事業推進補助金（障害者歯科 診療） ……………	【健康医療課】 8,400
		補助率 1/2	
		11 骨髄移植等予防接種再接種事業費補助金 ………	【こども家庭セン】 100
		補助率 1/2	
		12 「要介護・高齢者歯科」設置診療所施設・設備 整備費補助金 ……………	【健康医療課】 3,351
		補助率 3/4	

60 県支出金

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
	(衛生費県補助金)			
	30 農林費県補助金	77,095	75,652	1,443

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		13 市町村不妊治療費助成事業費補助金 ……………	【こども家庭セン】 5,000
		補助率 1/2	
		14 妊婦のための支援給付費補助金 ……………	【こども家庭セン】 2,592
		補助率 1/4	
		15 予防接種健康被害救済措置費補助金 ……………	【こども家庭セン】 187
		補助率 3/4	
		16 M E－B Y Oサミット神奈川普及啓発・広報活動推進事業費補助金 ……………	【健康医療課】 500
		17 若年がん患者在宅支援事業費補助金 ……………	【健康医療課】 66
		補助率 1/3	
		18 医療施設運営費等補助金 ……………	【健康医療課】 3,336
5 農業費補助金	75,488	1 農業委員会費交付金 ……………	【農業委員会事務】 3,221
		2 国有農地管理事務費交付金 ……………	【農業委員会事務】 154
		補助率 10/10	
		3 農地耕作条件改善事業費県費補助金 ……………	【農業政策課】 10,000
		補助率 1/5	
		4 農業人材力強化総合支援事業補助金 ……………	【農業政策課】 33,750
		5 市町村事業推進交付金（鳥獣保護管理対策事業）	【農業政策課】 12,300
		6 多面的機能支払事業補助金 ……………	【農業政策課】 2,585
		7 市町村事業推進交付金（農とみどりの整備事業）	【農業政策課】 10,000
		8 経営所得安定対策等推進事業費補助金 ……………	【農業政策課】 500

60 県支出金

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
	(農林費県補助金)			
	35 商工費県補助金	1,789	1,698	91
	40 土木費県補助金	20,431	0	20,431
	45 消防費県補助金	61,978	60,444	1,534
	50 教育費県補助金	57,181	649,860	△592,679
15	委託金	439,180	508,086	△68,906

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		9 環境保全型農業直接支払事業費補助金 ……	【農業政策課】 678
		補助率 1/4	
		10 農地利用最適化交付金 ……	【農業委員会事務】 2,300
10 林業費補助金	1,607	1 水源の森林づくり協力協約推進費補助金 ……	【農業政策課】 1,607
		補助率 8/10	
5 商工費補助金	1,789	1 消費者行政強化交付金 ……	【市民協働推進課】 1,789
		補助率 1/2・10/10	
15 土木費補助金	18,894	1 国土調査費補助金 ……	【道路総務課】 18,894
		補助率 3/4	
20 都市計画費補助金	1,537	1 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金	【建築指導課】 1,537
		補助率 1/6	
5 消防費補助金	61,978	1 神奈川縣市町村地域防災力強化事業費補助金	【警防課 ほか】 61,978
5 教育総務費補助金	47,523	1 コミュニティ・スクール推進体制構築事業費補助金 ……	【教育総務課】 154
		補助率 2/3	
		2 帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業費補助金 ……	【教育指導課】 18,828
		補助率 2/3以内	
		3 市町村立学校働き方改革加速化補助金 ……	【教育総務課】 28,541
15 中学校費補助金	2,560	1 部活動指導員配置促進事業費補助金 ……	【教育指導課】 2,560
		補助率 2/3以内	
20 社会教育費補助金	3,598	1 地域学校協働活動推進事業費補助金 ……	【市民協働推進課】 2,121
		補助率 2/3	
		2 指定文化財保存修理等補助金 ……	【文化魅力創造課】 1,477
25 保健体育費補助金	3,500	1 神奈川県子ども・子育て充実市町村提案事業費補助金 ……	【スポーツ魅力創】 3,500

60 県支出金

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
	10 総務費委託金	438,486	507,407	△68,921
	15 民生費委託金	340	341	△1
	35 商工費委託金	354	338	16
65 財産収入		329,568	278,730	50,838
	5 財産運用収入	324,568	273,730	50,838
	5 財産貸付収入	170,264	166,198	4,066
	10 利子及び配当金	154,304	107,532	46,772

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
15 徴税費委託金	369,039	1 県民税賦課徴収取扱費委託金	【収納課】 369,039
20 戸籍住民基本台帳 費委託金	180	1 人口動態調査費委託金	【市民課】 180
25 選挙費委託金	55,924	1 県議会議員・県知事選挙費委託金	【選挙管理委員会】 55,924
30 統計調査費委託金	13,343	1 基幹統計調査費委託金	【行政総務課】 13,343
5 社会福祉費委託金	340	1 人権啓発活動委託金	【市民協働推進課】 340
5 商工費委託金	354	1 首都圏自然歩道巡視等委託金	【商業観光課】 354
5 土地建物貸付収入	170,264	1 土地貸付収入	【財産管理課 ほか】 29,652
		2 建物貸付収入	【財産管理課 ほか】 14,915
		3 アミューあつぎ建物貸付収入	【商業観光課】 111,306
		4 旧情報プラザ建物貸付収入	【ＤＸ推進課】 7,631
		5 支援センター貸付収入	【福祉総合支援課】 6,206
		6 アミューあつぎ駐輪場土地貸付収入	【生涯学習課】 554
5 利子及び配当金	154,304	1 国際交流基金利子	【企画政策課】 598
		2 庁舎整備基金利子	【企画政策課】 16,313
		3 一般廃棄物処理施設建設基金利子	【環境事業課】 16,593

6 0 県支出金 6 5 財産収入

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
	(利子及び配当金)			

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		4 財政調整基金利子 【財政課】 86,380
		5 株式配当金 【財産管理課】 2,748
		6 社会福祉基金利子 【地域包括ケア推】 1,547
		7 住宅新築等資金借入金償還準備基金利子 【市民協働推進課】 66
		8 出産費用貸付基金利子 【こども家庭セン】 1
		9 松川サク工業振興基金利子 【産業振興課】 49
		10 みどりの基金利子 【公園緑地課】 1,229
		11 和田傳文学基金利子 【教育指導課】 17
		12 スポーツ振興基金利子 【スポーツ魅力創】 1
		13 文化芸術振興基金利子 【文化魅力創造課】 1
		14 S E L教育基金利子 【教育指導課】 65
		15 災害対策基金利子 【危機管理課】 74
		16 市民協働推進基金利子 【市民協働推進課】 8
		17 里地里山保全等促進基金利子 【環境政策課】 124
		18 久保奨学金基金利子 【教育総務課】 1,324
		19 歳計現金運用利子 【会計課】 2,199
		20 久保子どもの未来応援基金利子 【こども育成課】 647

6 5 財産収入

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
	(利子及び配当金)			
	10 財産売払収入	5,000	5,000	0
	5 不動産売払収入	5,000	5,000	0
	70 寄附金	1,400,000	1,300,000	100,000
	5 寄附金	1,400,000	1,300,000	100,000
	60 ふるさと納税等寄附金	1,400,000	1,300,000	100,000
	75 繰入金	13,761,875	9,154,712	4,607,163
	3 他会計繰入金	92,456	92,779	△323
	15 介護保険事業特別会計繰入金	92,456	92,779	△323
	5 基金繰入金	13,669,419	9,061,933	4,607,486
	5 国際交流基金繰入金	13,578	12,667	911
	15 財政調整基金繰入金	7,585,736	6,222,179	1,363,557
	18 庁舎整備基金繰入金	5,300,000	2,200,000	3,100,000
	25 社会福祉基金繰入金	127,424	115,879	11,545
	40 住宅新築等資金借入金償還準備基金繰入金	205	170	35
	46 里地里山保全等促進基金繰入金	2,800	3,050	△250
	50 松川サク工業振興基金繰入金	231	274	△43

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		21 学校施設整備基金利子	【教育総務課】 24,320
5 土地売却収入	5,000	1 市有地売却収入	【道路総務課】 5,000
5 ふるさと納税等寄附金	1,400,000	1 ふるさと納税寄附金	【財政課】 1,400,000
5 介護保険事業特別会計繰入金	92,456	1 介護保険事業特別会計繰入金	【地域包括ケア推】 92,456
5 国際交流基金繰入金	13,578	1 国際交流基金繰入金	【企画政策課】 13,578
5 財政調整基金繰入金	7,585,736	1 財政調整基金繰入金	【財政課】 6,460,000
		2 財政調整基金繰入金（ふるさと納税等分）	【財政課】 1,125,736
5 庁舎整備基金繰入金	5,300,000	1 庁舎整備基金繰入金	【企画政策課】 5,300,000
5 社会福祉基金繰入金	127,424	1 社会福祉基金繰入金	【地域包括ケア推】 127,424
5 住宅新築等資金借入金償還準備基金繰入金	205	1 住宅新築等資金借入金償還準備基金繰入金	【市民協働推進課】 205
5 里地里山保全等促進基金繰入金	2,800	1 里地里山保全等促進基金繰入金	【環境政策課】 2,800
5 松川サク工業振興基金繰入金	231	1 松川サク工業振興基金繰入金	【産業振興課】 231

6 5 財産収入 7 0 寄附金 7 5 繰入金

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
	60 みどりの基金繰入金	100,421	87,208	13,213
	65 和田傳文学基金繰入金	518	500	18
	68 S E L 教育基金繰入金	1,386	1,369	17
	69 久保奨学金基金繰入金	9,030	10,350	△1,320
	70 スポーツ振興基金繰入金	2,100	2,100	0
	73 市民協働推進基金繰入金	50	50	0
	76 久保子どもの未来応援基金繰入金	5,940	6,137	△197
	78 学校施設整備基金繰入金	120,000	0	120,000
	81 一般廃棄物処理施設建設基金繰入金	400,000	400,000	0
	80 繰越金	2,400,000	2,400,000	0
	5 繰越金	2,400,000	2,400,000	0
	5 繰越金	2,400,000	2,400,000	0
	85 諸収入	3,078,458	4,765,999	△1,687,541
	5 延滞金、加算金及び過料	27,003	38,003	△11,000
	5 延滞金	27,003	38,003	△11,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 みどりの基金繰入金	100,421	1 みどりの基金繰入金	【公園緑地課】 100,421
5 和田傳文学基金繰入金	518	1 和田傳文学基金繰入金	【教育指導課】 518
5 S E L教育基金繰入金	1,386	1 S E L教育基金繰入金	【教育指導課】 1,386
5 久保奨学金基金繰入金	9,030	1 久保奨学金基金繰入金	【教育総務課】 9,030
5 スポーツ振興基金繰入金	2,100	1 スポーツ振興基金繰入金	【スポーツ魅力創】 2,100
5 市民協働推進基金繰入金	50	1 市民協働推進基金繰入金	【市民協働推進課】 50
5 久保子どもの未来応援基金繰入金	5,940	1 久保子どもの未来応援基金繰入金	【こども育成課】 5,940
5 学校施設整備基金繰入金	120,000	1 学校施設整備基金繰入金	【教育総務課】 120,000
5 一般廃棄物処理施設建設基金繰入金	400,000	1 一般廃棄物処理施設建設基金繰入金	【環境事業課】 400,000
5 繰越金	2,400,000	1 前年度繰越金	【財政課】 2,400,000
5 延滞金	27,003	1 市税延滞金	【収納課】 27,000
		2 し尿処理手数料延滞金	【生活環境課】 1
		3 市営住宅使用料延滞金	【住宅課】 1
		4 放課後児童クラブ育成料延滞金	【こども育成課】 1

7 5 繰入金 8 0 繰越金 8 5 諸収入

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
10	市預金利子	9,598	4,645	4,953
	5 市預金利子	9,598	4,645	4,953
15	貸付金元利収入	1,924,695	2,131,475	△206,780
	15 民生貸付金元利収入	1,140	1,187	△47
	20 衛生貸付金元利収入	33,555	240,288	△206,733
	25 労働貸付金元利収入	200,000	200,000	0
	35 商工貸付金元利収入	1,690,000	1,690,000	0
25	雑入	1,117,162	2,591,876	△1,474,714
	5 滞納処分費	1	1	0
	10 弁償金	39	32	7
	15 雑入	1,117,122	2,591,843	△1,474,721

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 預金利子	9,598	1 歳計現金預金利子	【会計課】 9,598
5 社会福祉費貸付金 元利収入	1,140	1 緊急援護資金貸付金元金収入	【地域包括ケア推】 1,000
		2 地域改善事業生活資金貸付金元金収入	【市民協働推進課】 1
		3 地域改善事業住宅新築等資金貸付金元利収入	【市民協働推進課】 139
5 保健衛生費貸付金 元利収入	33,555	1 病院事業貸付金元利収入	【財政課】 33,555
5 労働諸費貸付金元 利収入	200,000	1 勤労者生活資金預託金元金収入	【産業振興課】 200,000
5 商工費貸付金元利 収入	1,690,000	1 中小企業融資制度預託金元金収入	【産業振興課】 1,690,000
5 滞納処分費	1	1 市税滞納処分費	【収納課】 1
5 弁償金	39	1 原動機付自転車等標識破損弁償金	【市民税課】 39
10 総務費雑入	122,506	1 平和事業参加者負担金	【地域包括ケア推】 300
		2 相続財産管理人予納金	【収納課】 5,000
		3 情報システム等利用負担金	【DX推進課】 26,956
		4 市刊行物売払収入（事後調定）	【行政総務課】 360
		5 職員定期健康診断負担金（市立病院分）	【職員課】 4,171
		6 ストレスチェック負担金（市立病院分）	【職員課】 225

8 5 諸収入

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		7 神奈川県市町村振興協会交付金	【財政課】 22,000
		8 公務災害補償事業費負担金（企業会計分） ...	【職員課】 100
		9 公共施設予約システム負担金	【D X推進課】 1,037
		10 リバーツイン厚木管理費分負担金	【財産管理課】 195
		11 あつぎ協働大学受講料	【生涯学習課】 1,066
		12 ふるさと納税事務費負担金（市立病院分） ...	【財政課】 42,784
		13 広告料収入	【広報シティ ほか】 9,502
		14 その他雑入	【職員課 ほか】 8,810
15 民生費雑入	281,162	1 後期高齢者健康診査事業補助金	【国保年金課】 151,120
		2 生活保護費返還金	【生活福祉課】 50,000
		3 保育所職員給食費負担金	【保育課】 9,923
		4 生活保護費返還金（繰越分）	【生活福祉課】 1,000
		5 保育所児童給食費	【保育課】 10,400
		6 保育所運営費管外受託児童分	【保育課】 7,434
		7 障害者医療費過払分還付金	【障がい福祉課】 10
		8 児童扶養手当返納金	【子育て給付課】 1,000

8 5 諸収入

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		9 成年後見申立手数料	【福祉総合支援課】 106
		10 位置情報検索サービス利用者負担金	【福祉総合支援課】 70
		11 幼稚園送迎ステーション利用負担金	【こども育成課】 552
		12 高齢者バス割引乗車券購入費助成事業取扱金	【福祉総合支援課】 1,209
		13 乳児等通園支援事業利用料	【保育課】 72
		14 一時預かり利用料	【保育課】 60
		15 青少年自然体験等負担金	【青少年課】 1,275
		16 地域活動支援センター他市町村利用者負担金	【障がい福祉課】 6,944
		17 広域連合後期高齢者保健事業補助金	【国保年金課 ほか】 8,889
		18 高額医療高額介護合算療養費還付金	【障がい福祉課】 4,000
		19 神奈川県後期高齢者医療広域連合受入金	【国保年金課】 16,455
		20 その他雑入	【職員課 ほか】 10,643
20 衛生費雑入	348,616	1 広域救急医療負担金	【健康医療課】 36,726
		2 食生活改善推進事業受講負担金	【健康医療課】 218
		3 清川村し尿等処理受入金	【生活環境課】 1,680
		4 一般廃棄物売払収入	【環境事業課】 50
		5 資源物売払収入	【環境事業課】 171,071
		6 厚木愛甲環境施設組合受入金	【環境事業課】 80,136

8 5 諸収入

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		7 清川村ごみ処理受入金	【環境事業課】 132
		8 (公財) 日本容器包装リサイクル協会拠出金	【環境事業課】 6,000
		9 事業系食品廃棄物資源化事業負担金	【環境事業課】 29,370
		10 健康ポイント事業協賛金	【健康医療課】 100
		11 広域連合後期高齢者保健事業補助金	【健康医療課】 239
		12 残骨灰売払収入	【市民課】 20,160
		13 その他雑入	【生活環境課 ほか】 2,734
30 農林費雑入	614	1 農業者年金業務委託料	【農業委員会事務】 240
		2 農地流動化奨励金返戻金	【農業政策課】 250
		3 森林づくり活動支援金	【農業政策課】 100
		4 森林づくり体験教室参加傷害保険料	【農業政策課】 3
		5 その他雑入	【職員課 ほか】 21
35 商工費雑入	82,876	1 消費生活相談事業負担金	【市民協働推進課】 460
		2 観光地入込観光客調査委託金	【商業観光課】 100
		3 厚木市中小企業信用保証料補助金過年度返還金	【産業振興課】 3,974
		4 あつぎ起業スクール受講料	【産業振興課】 240

8 5 諸収入

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		5 アミューあつぎ電気ガス水道料受入金 ……	【商業観光課 ほか】 78,087
		6 その他雑入 ……	【職員課】 15
40 土木費雑入	72,365	1 厚木バスセンター維持管理費受入金 ……	【道路維持課】 862
		2 愛甲石田駅北口広場維持管理費受入金 ……	【道路維持課】 488
		3 本厚木駅南北広場維持管理費受入金 ……	【道路維持課】 290
		4 あゆみ橋維持管理費受入金 ……	【道路維持課】 1,000
		5 都市計画図等売払収入 ……	【都市計画課】 48
		6 厚木中央公園地下駐車場指定管理受託納付金	【市街地整備課】 22,400
		7 厚木中央公園地下駐車場利用料金精算金 ……	【市街地整備課】 14,000
		8 資源物売払収入 ……	【道路維持課】 150
		9 コミュニティ交通受託納付金 ……	【都市計画課】 410
		10 猿ヶ島汚泥貯留地上部利用施設関連維持管理事業費負担金 ……	【河川下水道施設】 22,840
		11 その他雑入 ……	【区画整理課 ほか】 9,877
45 消防費雑入	169,365	1 感震ブレーカー購入者負担金 ……	【危機管理課】 500
		2 高速自動車道救急業務実施費用受入金 ……	【警防課】 1,521
		3 消防団員等公務災害補償金等受入金 ……	【消防総務課】 1,325
		4 消防団員退職報償金受入金 ……	【消防総務課】 8,573

8 5 諸収入

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
	(雑入)			
90 市債		18,175,200	9,724,100	8,451,100
	5 市債	18,175,200	9,724,100	8,451,100
	10 総務債	203,200	164,600	38,600

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		5 神奈川県消防学校派遣教官給与費受入金 ……	【消防総務課】 7,369
		6 消防広域化経費負担金 ……………	【消防総務課】 146,288
		7 消防救急無線の広域化・共同化事業費負担金	【指令課】 1,154
		8 防災ラジオ購入者負担金 ……………	【危機管理課】 1,020
		9 その他雑入 ……………	【消防総務課 ほか】 1,615
50 教育費雑入	39,618	1 シティプラザ廃棄物等処理費負担金 ……………	【青少年課】 45
		2 シティプラザ共用部分管理費負担金 ……………	【青少年課】 12,730
		3 学校給食費（教職員光熱水費相当負担分等）…	【学校給食課】 17,446
		4 スポーツ振興くじ助成金 ……………	【スポーツ魅力創】 2,000
		5 地域伝統芸能等保存事業助成金 ……………	【文化魅力創造課】 235
		6 広告料収入 ……………	【スポーツ魅力創】 1,000
		7 その他雑入 ……………	【教育総務課 ほか】 6,162
5 総務管理債	30,500	1 本庁舎解体事業債 ……………	【財産管理課】 30,500
10 企画文化債	172,700	1 七沢自然ふれあいセンター施設改修事業債 …	【生涯学習課】 30,900
		2 学習支援センター施設改修事業債 ……………	【生涯学習課】 141,800

8 5 諸収入 9 0 市債

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 社会福祉債	31,800	1 社会福祉施設整備事業債	【福祉総合支援課】 31,800
10 児童福祉債	653,800	1 児童館整備事業債	【青少年課】 79,500
		2 保育施設整備事業債	【保育課】 101,100
		3 (仮称) 未来館整備事業債	【中央図書館】 425,800
		4 放課後児童クラブ施設整備事業債	【こども育成課】 47,400
5 保健衛生債	267,800	1 斎場施設整備事業債	【市民課】 267,800
5 農業債	86,500	1 土地改良事業債	【農業政策課】 86,500
5 商工債	144,100	1 アミューあつぎ維持管理事業債	【生涯学習課】 144,100
10 道路橋りょう債	2,872,400	1 道路新設改良事業債	【交通混雑対 ほか】 2,872,400
15 河川債	21,500	1 河川改修事業債	【河川下水道施設】 21,500
20 都市計画債	10,861,500	1 中町第2－2地区周辺整備事業債	【市街地整備課】 9,808,400
		2 排水路整備事業債	【河川下水道施設】 46,800
		3 公園整備事業債	【公園緑地課】 997,000
		4 酒井土地区画整理推進事業債	【区画整理課】 9,300
25 住宅債	17,800	1 市営住宅整備事業債	【住宅課】 17,800
5 消防債	693,900	1 消防施設整備事業債	【消防総務課 ほか】 137,100
		2 防災行政無線維持補修事業債	【危機管理課】 473,700

90市債

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
	(消防債)			
	50 教育債	2,320,900	1,927,100	393,800
0 環境性能割交付金		0	118,000	△118,000
	0 環境性能割交付金	0	118,000	△118,000
	0 環境性能割交付金	0	118,000	△118,000
歳 入 合 計		126,100,000	109,100,000	17,000,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		3 防災対策事業債	【危機管理課】 43,100
		4 急傾斜地崩壊対策事業債	【危機管理課】 40,000
10 小学校債	2,021,800	1 小学校給食施設整備事業債	【学校給食課】 330,900
		2 小学校整備事業債	【学校施設課】 1,690,900
15 中学校債	160,900	1 中学校整備事業債	【学校施設課】 160,900
20 社会教育債	59,000	1 公民館改修事業債	【市民協働推進課】 21,900
		2 愛甲公民館駐車場整備事業債	【市民協働推進課】 37,100
25 保健体育債	79,200	1 体育施設整備事業債	【スポーツ魅 ほか】 79,200

9 0 市債 環境性能割交付金

歲

出

3 歳 出

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				区 分	金 額
5 議会費	454,466	456,462	△1,996		
5 議会費	454,466	456,462	△1,996		
5 議会費	454,466	456,462	△1,996	一般財源	454,466
10 総務費	11,888,814	11,810,016	78,798		
5 総務管理費	7,979,436	7,421,684	557,752		
5 一般管理費	5,683,782	4,820,296	863,486	そ の 他	1,519,992
				一般財源	4,163,790

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報酬	153,698	1 議員報酬等	【議会総務課】 262,362
2 給料	60,011	2 職員給与費	【職員課】 133,726
3 職員手当等	119,580	3 政務活動費補助金	【議会総務課】 20,160
4 共済費	62,799	4 議会運営事務費	【議会総務課】 38,218
8 報償費	339	(1) 友好交流事業費	4,100
9 旅費	6,640	(2) 議員クラブ補助金	336
10 交際費	900	(3) 議会事務経費	29,147
11 需用費	3,072	(4) タブレット端末運用事務費	4,635
12 役務費	996		
13 委託料	14,047		
14 使用料及び賃借料	10,567		
19 負担金、補助及び交付金	21,817		
1 報酬	339,087	1 職員給与費	【職員課】 3,468,562
2 給料	1,034,929	(1) 常勤特別職	80,647
3 職員手当等	1,538,967	(2) 一般職	2,778,721
4 共済費	543,854	(3) 会計年度任用職員給与費	609,194
8 報償費	296,902	2 法令遵守審査会運営費	【職員課】 62
9 旅費	12,849	3 特別職報酬等審議会運営費	【職員課】 202
10 交際費	1,000	4 秘書事務費	【秘書課】 4,348
11 需用費	7,857		

5 議会費 10 総務費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(一般管理費)					
	10 職員管理費	46,624	74,241	△27,617	そ の 他	4,406
					一般財源	42,218
	15 研修管理費	10,075	9,390	685	そ の 他	900

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 役務費	87,085	5 土木積算システム運営事業費 ……………	【契約検査課】 5,724
13 委託料	313,447	6 電子入札システム事業費 ……………	【契約検査課】 13,360
14 使用料及び賃借料	6,050	7 財政調整基金積立金 ……………	【財政課】 1,486,380
19 負担金、補助及び交付金	15,375	(1) 財政調整基金積立金	86,380
25 積立金	1,486,380	(2) 財政調整基金積立金（ふるさと納税等分）	1,400,000
		8 ふるさと納税推進事業費 ……………	【財政課】 688,206
		9 共通物品調達費 ……………	【行政総務課 ほか】 6,544
		10 一般管理事務経費 ……………	【行政総務課 ほか】 8,684
		11 公平委員会運営費 ……………	【行政総務課】 322
		12 行政総務事務経費 ……………	【行政総務課】 1,388
1 報酬	235	1 職員福利厚生事業費 ……………	【職員課】 3,321
5 災害補償費	300	2 公務災害補償事業費 ……………	【職員課】 1,264
8 報償費	2,109	3 職員健康管理事業費 ……………	【職員課】 18,828
9 旅費	90	4 職員厚生会交付金 ……………	【職員課】 8,500
11 需用費	4,417	5 職員事務経費 ……………	【職員課】 14,711
12 役務費	1,571		
13 委託料	28,939		
14 使用料及び賃借料	389		
19 負担金、補助及び交付金	8,574		
8 報償費	660	1 職員研修事業費 ……………	【職員課】 9,825

10 総務費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(研修管理費)				一般財源	9,175
	20 情報化推進費	1,493,812	1,843,085	△349,273	国庫支出金	4,600
					そ の 他	37,544
					一般財源	1,451,668
	25 文書管理費	56,184	64,357	△8,173	そ の 他	515
					一般財源	55,669

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
9 旅費	692	2 自主研究グループ助成交付金 ……………	【職員課】 250
11 需用費	259		
12 役務費	3,907		
14 使用料及び賃借料	267		
19 負担金、補助及び交付金	4,290		
9 旅費	172	1 地域情報化推進事業費 ……………	【D X推進課】 35,657
11 需用費	10,892	2 旧情報プラザ事業費 ……………	【D X推進課】 20,339
12 役務費	165,460	(1) 旧情報プラザ維持管理事業費	20,339
13 委託料	158,321		
14 使用料及び賃借料	1,139,145	3 行政情報化推進事業費 ……………	【D X推進課】 409,182
19 負担金、補助及び交付金	19,822	4 総合行政情報システム運営事業費 ………	【D X推進課】 85,763
		5 基幹系情報システム運営事業費 ……………	【D X推進課】 938,140
		6 情報政策事務経費 ……………	【D X推進課】 4,331
		7 D X推進計画策定事業費 ……………	【D X推進課】 400
1 報酬	821	1 文書管理事務費 ……………	【行政総務課】 22,362
8 報償費	110	2 浄書印刷事務費 ……………	【行政総務課】 17,522
9 旅費	229	3 情報公開・個人情報保護制度事業費 ………	【行政総務課】 944
11 需用費	14,865	4 郵送関係事務費 ……………	【行政総務課】 15,356
12 役務費	14,284		
13 委託料	18,649		
14 使用料及び賃借料	7,186		

10 総務費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(文書管理費)					
	30 財政管理費	12,152	7,493	4,659	一般財源	12,152
	35 会計管理費	24,690	23,452	1,238	一般財源	24,690
	40 財産管理費	652,057	579,310	72,747	国庫支出金	3,342
					市 債	30,500
					そ の 他	3,201
					一般財源	615,014

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金、補助及び交付金	40	
9 旅費	33	1 財政管理事務費 …………… 【財政課】 3,885
11 需用費	3,895	
12 役務費	1,732	2 新公会計制度推進事業費 …………… 【財政課】 3,540
13 委託料	6,332	3 キャッシュレス決済事務経費 …………… 【財政課】 4,727
14 使用料及び賃借料	120	
19 負担金、補助及び交付金	40	
9 旅費	20	1 会計管理事務費 …………… 【会計課】 24,690
11 需用費	99	
12 役務費	20,412	
13 委託料	3,520	
14 使用料及び賃借料	639	
9 旅費	34	1 財産維持管理事業費 …………… 【財産管理課 ほか】 21,420
11 需用費	84,191	2 財産維持補修事業費 …………… 【財産管理課】 7,150
12 役務費	48,508	3 庁舎維持管理事業費 …………… 【財産管理課】 476,028
13 委託料	192,696	4 庁舎資源再生事業費 …………… 【財産管理課 ほか】 8,757
14 使用料及び賃借料	318,035	5 庁舎維持補修事業費 …………… 【財産管理課】 28,340
16 原材料費	61	6 本庁舎解体事業費 …………… 【財産管理課】 30,850
17 公有財産購入費	110	7 車両維持管理事業費 …………… 【財産管理課】 53,422
18 備品購入費	100	8 あつめき開館事業費 …………… 【市街地整備課】 26,090
19 負担金、補助及び交付金	8,282	
27 公課費	40	

10 総務費

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
						区 分	金 額
	90 諸費	60	60	0	国庫支出金	60	
	10 企画文化費	1,528,991	1,983,305	△454,314			
	5 行政連絡費	87,694	148,308	△60,614	一般財源	87,694	
	10 交通安全対策費	195,212	198,532	△3,320	そ の 他	90,798	
					一般財源	104,414	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 需用費	60	1 自衛官募集事務費 …………… 【危機管理課】 60
8 報償費	232	1 市民対話事業費 …………… 【広報シティプロ】 40
9 旅費	100	2 広聴事業費 …………… 【広報シティプロ】 241
11 需用費	440	3 地区市民センター事業費 …………… 【市民協働推進課】 381
12 役務費	20,354	4 自治会活動事業費 …………… 【市民協働推進課】 67,376 (1) 自治会長研修視察補助金 2,200 (2) 自治会活動補助金 63,420 (3) 自治会連絡協議会補助金 948 (4) 自治会活動事務経費 808
19 負担金、補助及び交付金	66,568	5 広報紙等印刷物配布事業費 …………… 【市民協働推進課】 19,656
8 報償費	9,532	1 交通安全対策事業費 …………… 【くらし交通安全】 23,259 (1) 交通安全指導事業費 10,282 (2) 交通安全対策協議会補助金 7,033 (3) 交通安全指導員協議会補助金 1,205 (4) 交通安全の会連絡協議会補助金 1,100 (5) 交通安全協会負担金 1,000 (6) 「市内交通死亡事故」ゼロ対策事業費 2,639
9 旅費	26	2 放置自転車対策事業費 …………… 【くらし交通安全】 22,235
11 需用費	6,522	3 自転車安全促進事業費 …………… 【くらし交通安全】 8,423 (1) 自転車ヘルメット購入助成事業費 4,494 (2) 幼児2人同乗用自転車購入助成事業費 160 (3) 自転車ヘルメットインフルエンサー事業費 1,144 (4) 自転車交通安全講習会事業費 2,425 (5) サイクルレコーダー購入費補助金 200
12 役務費	1,631	
13 委託料	141,063	
14 使用料及び賃借料	15,681	
19 負担金、補助及び交付金	20,757	

10 総務費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(交通安全対策費)					
	15 表彰費	3,684	3,242	442	一般財源	3,684
	25 広報費	106,823	101,837	4,986	国庫支出金	130
					県支出金	65
					そ の 他	5,480
					一般財源	101,148
	30 企画費	145,994	374,448	△228,454	国庫支出金	24,950
					そ の 他	16,489
					一般財源	104,555

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		4 自転車等駐車場維持管理事業費 …………… 【くらし交通安全】 141,003
		5 交通安全事務経費 …………… 【くらし交通安全】 292
1 報酬	344	1 表彰事務費 …………… 【秘書課】 3,684
8 報償費	2,485	
11 需用費	547	
12 役務費	308	
8 報償費	450	1 デジタルサイネージ維持管理事業費 …… 【広報シティプロ】 14,440
9 旅費	164	2 広報事業費 …………… 【広報シティプロ】 48,070
11 需用費	4,886	3 魅力発信事業費 …………… 【広報シティプロ】 44,313
12 役務費	15,156	(1) 魅力発信事業費 26,088
13 委託料	74,797	(2) 映像メディア活用事業費 18,225
14 使用料及び賃借料	11,259	
19 負担金、補助及び交付金	111	
1 報酬	3,248	1 自治基本条例推進事業費 …………… 【市民協働推進課】 606
9 旅費	320	2 庁舎整備基金積立金 …………… 【企画政策課】 49,870
11 需用費	354	3 総合計画進行管理事業費 …………… 【企画政策課】 5,956
12 役務費	4,618	4 S D G s 推進事業費 …………… 【企画政策課】 7,500
13 委託料	86,798	5 交流の場創出事業費 …………… 【企画政策課】 10,775
19 負担金、補助及び交付金	786	6 行政改革推進事業費 …………… 【行政経営課】 1,673
25 積立金	49,870	

10 総務費

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
		7	高等学校定通教育振興会負担金 …………… 【企画政策課】 223 (1) 県央・県北地区高等学校定時制通信制教育振興会 負担金 188 (2) 神奈川県高等学校定通教育振興会負担金 35
		8	地下道活性化事業費 …………… 【企画政策課】 1,500
		9	まちづくり方針検討事業費 …………… 【企画政策課】 4,086
		10	公共施設最適化推進事業費 …………… 【行政経営課】 12,745 (1) 公共施設最適化基本計画改定事業費 12,268 (2) 公共施設最適化推進事業費 477
		11	新たな交流拠点としての多目的アリーナ整備・運営事業費 …………… 【行政経営課】 50,724
		12	企画事務経費 …………… 【企画政策課】 336
1	報酬	302	1 男女共同参画推進事業費 …………… 【市民協働推進課】 3,261 (1) 男女共同参画推進事業費 961 (2) 第5次男女共同参画計画策定事業費 2,300
9	旅費	2	
11	需用費	507	
12	役務費	150	
13	委託料	2,300	
1	報酬	455	1 コミュニティ推進事業費 …………… 【市民協働推進課】 17,851 (1) 地域づくり推進事業補助金 17,851
8	報償費	182	
9	旅費	12	2 地域集会施設建設費等補助事業費 …………… 【市民協働推進課】 11,913 (1) 地域集会施設建設費等補助金 11,913
11	需用費	1,930	
12	役務費	1,776	3 自治会支援事業費 …………… 【市民協働推進課】 10,791
13	委託料	7,362	

10 総務費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(コミュニティ推進費)					
	40 市民相談費	5,171	12,150	△6,979	国庫支出金	375
					一般財源	4,796
	45 市役所連絡所費	10,636	21,846	△11,210	一般財源	10,636
	50 文化会館費	257,804	257,174	630	そ の 他	93
					一般財源	257,711

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 使用料及び賃借料	5,120	4 市民活動推進事業費 …………… 【市民協働推進課】 6,248
19 負担金、補助及び交付金	42,002	(1) 市民活動サポート推進費 4,398 (2) 市民活動推進補助金 1,850
25 積立金	109	5 市民協働推進事業費 …………… 【市民協働推進課】 9,303
		6 市民協働推進基金積立金 …………… 【市民協働推進課】 109
		7 厚木市全国県人会連合会活動補助金 …… 【市民協働推進課】 1,540
		8 市民協働事務経費 …………… 【市民協働推進課】 1,193
8 報償費	4,138	1 市民相談事業費 …………… 【市民協働推進課】 5,099
9 旅費	7	2 法律援助事業補助金 …………… 【市民協働推進課】 72
11 需用費	46	
12 役務費	688	
14 使用料及び賃借料	196	
19 負担金、補助及び交付金	96	
9 旅費	5	1 連絡所維持管理事業費 …………… 【市民課】 9,062
11 需用費	2,379	2 連絡所運営事業費 …………… 【市民課】 1,574
12 役務費	304	
13 委託料	362	
14 使用料及び賃借料	3,564	
19 負担金、補助及び交付金	4,022	
11 需用費	603	1 文化会館維持管理事業費 …………… 【文化魅力創造課】 257,404
13 委託料	179,751	2 文化会館維持補修事業費 …………… 【文化魅力創造課】 400
14 使用料及び賃借料	8,330	

10 総務費

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
15 工事請負費	69,120	
1 報酬	303	1 多文化共生交流事業費 …………… 【市民協働推進課】 1,324
8 報償費	361	
9 旅費	3,545	2 国際交流推進事業費 …………… 【企画政策課】 14,176
11 需用費	394	(1) 海外友好都市等受入派遣事業費 13,576 (2) 国際交流事業補助金 600
12 役務費	372	3 あつぎ市民芸術文化祭開催事業費 …………… 【文化魅力創造課】 6,150
13 委託料	34,377	(1) 野外彫刻造形展開催事業費 430 (2) 市民文化祭開催事業費 2,220 (3) 市民芸術祭開催事業費 2,250 (4) あつぎミュージックフェスティバル開催事業補助金 1,250
14 使用料及び賃借料	402	
19 負担金、補助及び交付金	118,217	4 平和都市推進事業費 …………… 【地域包括ケア推】 2,902
		5 文化芸術振興事業費 …………… 【文化魅力創造課】 7,950 (1) 文化芸術発信強化事業費 7,850 (2) 全国大会等出場奨励事業費 100
		6 文化行政推進事業費 …………… 【文化魅力創造課】 116,040 (1) 文化推進事業補助金 20,000 (2) 文化振興財団補助金 93,817 (3) 厚木青少年音楽コンクール補助金 250 (4) 文化協会事業補助金 1,155 (5) 音楽協会事業補助金 495 (6) 文化芸術振興計画推進事業費 323
		7 国内交流推進事業費 …………… 【企画政策課】 7,651 (1) 国内友好都市受入派遣事業費 7,201 (2) 国内友好都市交流事業補助金 450
		8 文化芸術振興計画策定事業費 …………… 【文化魅力創造課】 1,668
		9 文化事務経費 …………… 【企画政策課 ほか】 110
1 報酬	303	

10 総務費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(生涯学習推進費)				一般財源	3,938
	58 学習支援センター費	161,465	31,507	129,958	市 債	141,800
					そ の 他	2,084
					一般財源	17,581
	59 七沢自然ふれあいセンター費	163,200	306,059	△142,859	市 債	30,900
					そ の 他	5,891
					一般財源	126,409
	60 防犯対策費	152,810	228,290	△75,480	県支出金	649
					そ の 他	32
					一般財源	152,129

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
	金 額		
8 報償費	520	1 生涯学習振興事業費	【生涯学習課】 2,289
9 旅費	10	(1) 輝き厚木塾開設事業費	1,149
11 需用費	48	(2) 生涯学習推進計画策定事業費	1,140
12 役務費	1,325	2 生涯学習推進会議事務費	【生涯学習課】 306
13 委託料	2,788	3 あつぎ協働大学開設事業費	【生涯学習課】 2,382
14 使用料及び賃借料	10	4 生涯学習事務経費	【生涯学習課】 27
9 旅費	2	1 学習支援センター費	【生涯学習課】 18,168
11 需用費	5,111	(1) 学習支援センター維持管理事業費	13,004
12 役務費	617	(2) 学習支援センター運営事業費	5,164
13 委託料	11,645	2 学習支援センター施設改修事業費（長寿命化）	【生涯学習課】 143,297
14 使用料及び賃借料	793		
15 工事請負費	143,297		
8 報償費	10	1 七沢自然ふれあいセンター維持管理事業費	【生涯学習課】 110,250
9 旅費	4	2 七沢自然ふれあいセンター維持補修事業費	【生涯学習課】 52,950
11 需用費	59,152		
12 役務費	1,194		
13 委託料	91,124		
14 使用料及び賃借料	11,680		
16 原材料費	25		
19 負担金、補助及び交付金	11		
8 報償費	79	1 防犯啓発事業費	【くらし交通安全】 1,115
9 旅費	66	2 防犯対策事業費	【くらし交通安全】 4,428
11 需用費	51,124		

10 総務費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(防犯対策費)					
	61 セーフコミュニティ費	4,383	10,098	△5,715	一般財源	4,383

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 役務費	1,667	(1) 街頭犯罪対策事業費 88 (2) 地域青パト推進事業補助金 4,340
13 委託料	76,913	3 安心・安全対策整備事業費 …………… 【くらし交通安全】 42,490
14 使用料及び賃借料	5,230	(1) 見守りシステム整備事業費 40,400 (2) 防犯カメラ設置促進事業補助金 2,090
15 工事請負費	5,665	
19 負担金、補助及び交付金	12,066	4 自主防犯対策支援事業補助金 …………… 【くらし交通安全】 2,000 5 見守りシステム維持管理事業費 …………… 【くらし交通安全】 8,290 6 防犯灯設置事業費 …………… 【くらし交通安全】 5,665 7 防犯協会交付金 …………… 【くらし交通安全】 800 8 防犯事務費 …………… 【くらし交通安全】 730 9 防犯活動事業費 …………… 【くらし交通安全】 3,127 10 防犯灯維持管理事業費 …………… 【くらし交通安全】 73,279 11 防犯灯維持補修事業費 …………… 【くらし交通安全】 2,475 12 本厚木駅周辺環境浄化対策事業費 …………… 【くらし交通安全】 6,226 13 防犯活動事故見舞金 …………… 【くらし交通安全】 15 14 次世代防犯活動促進事業費 …………… 【くらし交通安全】 194 15 犯罪被害者等支援事業費 …………… 【くらし交通安全】 1,976
1 報酬	153	1 セーフコミュニティ推進事業費 …………… 【くらし交通安全】 4,383
8 報償費	970	(1) セーフコミュニティ推進事業費 3,953

10 総務費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(セーフコミュニティ費)					
	62 市民交流プラザ費	8,931	53,367	△44,436	そ の 他	4,430
					一般財源	4,501
	15 徴税費	1,274,616	1,169,601	105,015		
	5 税務総務費	710,222	666,734	43,488	県支出金	254,130
					そ の 他	122
					一般財源	455,970
	10 賦課徴収費	564,394	502,867	61,527	県支出金	114,909
					そ の 他	18,656
					一般財源	430,829

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
9 旅費	78	(2) セーフシティあつぎ推進基本計画事業費	430
11 需用費	934		
12 役務費	28		
13 委託料	2,220		
9 旅費	10	1 市民交流プラザ運営事業費 ……………	【生涯学習課】 8,931
11 需用費	1,844		
12 役務費	490		
13 委託料	5,211		
14 使用料及び賃借料	1,216		
19 負担金、補助及び交付金	10		
23 償還金、利子及び割引料	150		
1 報酬	29,729	1 職員給与費 ……………	【職員課】 709,916
2 給料	297,982	(1) 職員給与費	668,340
3 職員手当等	267,748	(2) 会計年度任用職員給与費	41,576
4 共済費	112,594	2 固定資産評価審査委員会運営費 ……………	【市民税課】 176
8 報償費	24	3 納税貯蓄組合連合会補助金 ……………	【収納課】 130
9 旅費	1,999		
11 需用費	16		
19 負担金、補助及び交付金	130		
9 旅費	2,014	1 市民税課税事務費 ……………	【市民税課】 146,388
11 需用費	14,215	2 資産税課税事務費 ……………	【資産税課】 113,290
12 役務費	127,910		
13 委託料	183,370		

10 総務費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(賦課徴収費)					
	20 戸籍住民基本台帳費	787,624	806,500	△18,876		
	5 戸籍住民基本台帳費	784,491	803,397	△18,906	国庫支出金	219,430
					県支出金	180
					そ の 他	90,536
					一般財源	474,345
	10 住居表示費	3,133	3,103	30	一般財源	3,133
	25 選挙費	195,062	166,979	28,083		
	5 選挙管理委員会費	67,259	66,924	335	国庫支出金	30
					一般財源	67,229

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
14 使用料及び賃借料	15,765	3 市税徴収事務費	【収納課】 304,716
19 負担金、補助及び交付金	27,260		
23 償還金、利子及び割引料	193,860		
1 報酬	12,168	1 職員給与費	【職員課】 508,695
2 給料	222,039	(1) 職員給与費	292,550
3 職員手当等	189,289	(2) 会計年度任用職員給与費	216,145
4 共済費	83,943	2 戸籍住民基本台帳等事務費	【市民課】 220,737
9 旅費	1,301	3 中長期在留者住居地等事務費	【市民課】 69
11 需用費	11,552	4 社会保障・税番号制度事務費	【市民課】 23,669
12 役務費	7,391	5 コンビニ交付事務費	【市民課】 16,687
13 委託料	224,301	6 総合窓口整備事業費	【市民課】 14,634
14 使用料及び賃借料	27,166		
18 備品購入費	1,024		
19 負担金、補助及び交付金	4,317		
1 報酬	71	1 住居表示事業費	【開発指導課】 3,133
9 旅費	5	(1) 住居表示審議会運営費	71
11 需用費	236	(2) 住居表示推進事務費	5
13 委託料	2,821	(3) 住居表示維持管理事務費	3,057
1 報酬	2,018	1 職員給与費	【職員課】 64,704
2 給料	27,360	2 選挙管理委員会運営費	【選挙管理委員会】 2,086
3 職員手当等	26,972		
4 共済費	10,372		

10 総務費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(選挙管理委員会費)					
	10 選挙常時啓発費	1,298	1,439	△141	一般財源	1,298
	15 市長選挙費	70,581	0	70,581	一般財源	70,581
	35 県議会議員・県知事選挙費	55,924	0	55,924	県支出金	55,924

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
9 旅費	37	3 選挙管理委員会事務経費 …………… 【選挙管理委員会】 469
11 需用費	287	
14 使用料及び賃借料	118	
19 負担金、補助及び交付金	95	
8 報償費	265	1 選挙常時啓発事業費 …………… 【選挙管理委員会】 1,298
9 旅費	4	
11 需用費	616	
12 役務費	238	
14 使用料及び賃借料	175	
1 報酬	7,359	1 市長選挙執行費 …………… 【選挙管理委員会】 70,581
3 職員手当等	19,471	
8 報償費	295	
9 旅費	88	
11 需用費	7,230	
12 役務費	11,670	
13 委託料	16,478	
14 使用料及び賃借料	1,194	
19 負担金、補助及び交付金	6,796	
1 報酬	397	1 県議会議員・県知事選挙執行費 …………… 【選挙管理委員会】 55,924
2 給料	1,763	
3 職員手当等	4,132	
4 共済費	610	
8 報償費	215	
9 旅費	10	

10 総務費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(県議会議員・県知事選挙費)					
	0 参議院議員通常選挙費	0	98,616	△98,616		
	30 統計調査費	53,540	193,067	△139,527		
	5 統計調査総務費	40,197	48,568	△8,371	県支出金	124
					一般財源	40,073
	10 統計調査費	13,343	144,499	△131,156	県支出金	13,343
	35 監査委員費	69,545	68,880	665		

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 需用費	10,992	
12 役務費	13,462	
13 委託料	23,386	
14 使用料及び賃借料	187	
18 備品購入費	770	
1 報酬	87	1 職員給与費 【職員課】 39,912
2 給料	16,808	(1) 職員給与 39,814
3 職員手当等	16,714	(2) 会計年度任用職員給与費 98
4 共済費	6,292	2 統計調査員費 【行政総務課】 200
9 旅費	14	(1) 統計調査員協会補助金 200
11 需用費	41	3 統計調査総務経費 【行政総務課】 85
12 役務費	34	
14 使用料及び賃借料	6	
19 負担金、補助及び交付金	201	
1 報酬	10,612	1 委託統計調査費 【行政総務課】 13,343
3 職員手当等	504	
8 報償費	23	
9 旅費	430	
11 需用費	560	
12 役務費	1,214	

10 総務費

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
						区 分	金 額
	5	監査委員費	69,545	68,880	665	一般財源	69,545
15 民生費			45,855,244	43,528,002	2,327,242		
	5	社会福祉費	20,235,492	18,891,671	1,343,821		
	5	社会福祉総務費	6,726,238	6,278,506	447,732	国庫支出金	334,025
						県支出金	610,229
						そ の 他	81,377
						一般財源	5,700,607

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報酬	4,186	1 職員給与費	【職員課】 64,180
2 給料	28,712	2 監査委員費	【監査事務局】 4,629
3 職員手当等	25,097	3 監査事務経費	【監査事務局】 736
4 共済費	10,371		
9 旅費	457		
11 需用費	101		
13 委託料	133		
14 使用料及び賃借料	225		
19 負担金、補助及び交付金	263		
1 報酬	285,418	1 職員給与費	【職員課】 1,252,202
2 給料	402,215	(1) 職員給与費	864,024
3 職員手当等	385,202	(2) 会計年度任用職員給与費	388,178
4 共済費	169,641	2 社会福祉団体等助成事業費	【地域包括ケア推】 147,660
8 報償費	1,022	(1) 社会福祉協議会補助金	146,801
9 旅費	10,543	(2) 厚木地区保護司会補助金	405
		(3) 社会を明るくする運動事業費交付金	400
		(4) 厚木愛甲地区更生保護女性会補助金	54
11 需用費	3,484	3 福祉総合情報システム管理事業費	【地域包括ケア推】 264,222
12 役務費	3,214	(1) 福祉総合情報システム整備事業費	112,529
13 委託料	146,572	(2) 福祉総合情報システム維持管理事業費	151,693
14 使用料及び賃借料	161,588	4 介護保険事業特別会計繰出金	【介護福祉課】 3,085,599
19 負担金、補助及び交付金	160,543	5 国民健康保険事業特別会計繰出金	【国保年金課】 1,889,675
20 扶助費	20,522		
21 貸付金	1,000		

10 総務費 15 民生費

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
						区 分	金 額
	(社会福祉総務費)						

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
28 繰出金	4,975,274	6 行旅死亡人等取扱事業費 ……………	【生活福祉課】 10,983
		7 社会福祉大会開催事業費 ……………	【地域包括ケア推】 764
		8 戦没者追悼式開催事業費 ……………	【地域包括ケア推】 2,220
		9 健康スイミング事業費 ……………	【健康医療課】 3,909
		10 遺族援護事業費 ……………	【地域包括ケア推】 5,246
		(1) 遺族会運営費補助金	1,050
		(2) 地区追悼式交付金	480
		(3) 遺族援護事業経費	3,716
		11 被爆者援護事業費 ……………	【地域包括ケア推】 601
		(1) 被爆者の会補助金	81
		(2) 被爆者援護事業経費	520
		12 中国残留邦人等支援事業費 ……………	【生活福祉課】 159
		13 中国残留邦人等支援給付費支給事業費 ……	【生活福祉課】 14,264
		14 緊急援護資金貸付金 ……………	【地域包括ケア推】 1,000
		15 保健福祉審議会運営費 ……………	【地域包括ケア推】 604
		16 地域福祉推進事業費 ……………	【地域包括ケア推】 15,114
		(1) 地域福祉推進事業費	11,114
		(2) 地域福祉計画改定事業費	4,000
		17 福祉政策事務経費 ……………	【地域包括ケ ほか】 9,529
		18 重層的支援体制推進事業費 ……………	【福祉総合支援課】 6,287
		(1) 多機関協働による相談支援強化事業費	181

1 5 民生費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(社会福祉総務費)					
	10 民生委員費	48,253	49,444	△1,191	県支出金	20,472
					一般財源	27,781
	15 老人福祉費	569,420	568,411	1,009	国庫支出金	155,307
					県支出金	84,319
					そ の 他	119,600
					一般財源	210,194

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		(2) 参加支援事業費 5,166 (3) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業費 940 19 生活困窮者自立支援事業費 …………… 【福祉総合支援課】 16,200 (1) 自立相談支援事業費 180 (2) 住居確保給付金支給事業費 5,100 (3) 就労準備支援事業費 5,566 (4) 学習支援事業費 5,210 (5) 生活援護事業費 100 (6) 家計改善支援事業費 44
1 報酬	25,691	1 民生委員児童委員事業費 …………… 【地域包括ケア推】 48,253 (1) 民生委員推薦会運営費 758 (2) 民生委員児童委員協議会補助金 3,957 (3) 民生委員児童委員活動経費 43,538
8 報償費	18,301	
9 旅費	8	
11 需用費	90	
14 使用料及び賃借料	206	
19 負担金、補助及び交付金	3,957	
1 報酬	565	1 高齢者の尊厳保持支援事業費 …………… 【福祉総合支援課】 30,417 2 民間老人福祉施設整備借入償還金補助金 【介護福祉課】 8,318 3 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定事業費 …………… 【地域包括ケア推】 2,055 4 老人保護措置事業費 …………… 【福祉総合支援課】 22,913 5 在宅福祉推進事業費（在宅サービス事業） 【福祉総合支援課】 71,569 (1) 高齢者緊急一時保護事業費 100 (2) 日常生活用具給付等事業費 15,964 (3) ひとり暮らし高齢者等支援事業費 212 (4) 理髪、はり・きゅう・マッサージ助成事業費 51,415 (5) 家族等支援事業費 3,878
8 報償費	670	
9 旅費	40	
11 需用費	3,168	
12 役務費	4,646	
13 委託料	451,326	
14 使用料及び賃借料	5,595	
19 負担金、補助及び交付金	29,898	
20 扶助費	73,509	
23 償還金、利子及び割引料	3	

1 5 民生費

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		6 介護職人材確保支援事業費 …………… 【介護福祉課】 19,945 (1) 事業所説明会等実施事業費 3,000 (2) 介護職員キャリアアップ等支援事業補助金 14,300 (3) 介護職転入奨励助成金 1,800 (4) 介護職復職等奨励助成金 800 (5) 人材確保事務経費 45 7 包括的支援事業費 …………… 【地域包括ケア推】 399,904 (1) 地域包括支援センター運営事業費 398,266 (2) 生活支援体制整備事業費 1,638 8 地域支援推進事業費 …………… 【地域包括ケア推】 11,303 9 一般介護予防事業 …………… 【地域包括ケア推】 1,000 (1) 地域介護予防活動支援事業費 1,000 10 介護保険推進事業費 …………… 【地域包括ケア推】 450 (1) 介護保険事業協力補助金 450 11 介護保険特別対策事業費 …………… 【介護福祉課】 280 (1) 障害者利用者負担助成経費 50 (2) 社会福祉法人利用者負担助成金 230 12 地域密着型サービス等整備助成事業補助金 【介護福祉課】 消費税仕入控除税返還金 …………… 1 13 地域密着型サービス等開設準備経費補助金 【介護福祉課】 消費税仕入控除税返還金 …………… 1 14 地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金 【介護福祉課】 消費税仕入控除税返還金 …………… 1 15 外国籍高齢者・障害者等福祉給付金支給事業費 …………… 【福祉総合支援課】 120 16 高齢福祉事務経費 …………… 【福祉総合支援課】 1,143
1 報酬	3,158	1 療育支援事業費 …………… 【こども家庭セン】 3,401

1 5 民生費

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8 報償費	2,723	(1) 療育相談センター運営事業費 2,832 (2) 地域支援事業費 569
9 旅費	326	
11 需用費	3,602	2 児童発達支援事業費 …………… 【こども家庭セン】 79,260
12 役務費	26,741	
13 委託料	296,089	3 障害者自立支援給付等事業費 …………… 【障がい福祉課】 7,167,012
14 使用料及び賃借料	6,209	(1) 障害者計画相談等支援事業費 104,678 (2) 障害者居宅生活支援事業費 1,799,635 (3) 障害者施設入所支援事業費 539,303 (4) 障害者日中活動支援事業費 4,648,153 (5) 障害者補装具給付等事業費 60,285 (6) 高額障害福祉サービス事業費 3,971 (7) 障害者自立支援給付等事務費 10,987
18 備品購入費	1,537	
19 負担金、補助及び交付金	197,279	
20 扶助費	8,420,279	4 障害者自立支援医療給付事業費 …………… 【障がい福祉課】 255,363 5 障害者介護給付費等審査会運営事業費 …… 【障がい福祉課】 12,828 6 障害者地域生活支援事業費 …………… 【障がい福祉 ほか】 570,881 (1) 障害者相談支援事業費 198,729 (2) 成年後見等利用支援事業費 6,066 (3) 地域生活支援拠点機能強化補助金 500 (4) 障害者日常生活用具給付事業費 56,000 (5) 障害者移動支援事業費 35,000 (6) 障害者地域活動支援センター等事業費 71,179 (7) 障害者意思疎通支援事業費 6,796 (8) 障害者日中一時支援事業費 67,000 (9) 障害者理解促進事業費 1,473 (10) 障害者住宅設備等改善助成事業費 1,600 (11) 重度障害者緊急通報システム事業費 187 (12) 重度障害者理髪サービス事業費 611 (13) 重度身体障害者寝具乾燥消毒事業費 36 (14) 重度身体障害者家具転倒防止器具設置事業費 14 (15) 重度身体障害者入浴サービス事業費 18,380 (16) 身体障害者自動車改造等助成事業費 200 (17) 障害者福祉タクシー等助成事業費 61,488

1 5 民生費

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
						区 分	金 額
	(障害者福祉費)						

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
	金 額		
		(18) 障がい者福祉計画策定事業費	4,000
		(19) 障害者施設通所交通費助成事業費	16,485
		(20) 障害者グループホーム家賃助成事業費	24,870
		(21) 重度障害者訪問看護支援事業費	267
		7 障害者医療費助成事業費	【障がい福祉課】 451,810
		8 障害者福祉手当等給付事業費	【障がい福祉課】 269,230
		(1) 特別障害者手当等給付事業費	81,600
		(2) 障害者福祉手当給付事業費	185,254
		(3) 在宅重度障害者介護手当給付事業費	1,920
		(4) 外国籍障害者等福祉給付金支給事業費	456
		9 障害者団体等助成事業費	【障がい福祉課】 2,042
		(1) 身体障害者福祉協会補助金	1,450
		(2) 点訳赤十字奉仕団補助金	63
		(3) 録音赤十字奉仕団補助金	63
		(4) 誘導赤十字奉仕団補助金	63
		(5) 手話サークル「あゆの会」補助金	63
		(6) あつぎ文字通訳「道」補助金	50
		(7) 視覚障害者協会補助金	50
		(8) 聴覚障がい者協会補助金	50
		(9) 手をつなぐ育成会補助金	90
		(10) 自閉症児者親の会補助金	50
		(11) 精神保健福祉促進会「フレッシュ厚木」補助金	50
		10 神奈川県障害者スポーツ大会補助金	【障がい福祉課】 30
		11 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業費	【障がい福祉課】 340
		12 障害者地域生活サポート事業費	【障がい福祉課】 107,770
		13 障害福祉サービス開設準備・運営経費補助金	【障がい福祉課】 4,560
		14 障がい者就労施設等共同受注窓口事業費	【障がい福祉課】 500
		(1) 障がい者就労施設等共同受注窓口事業補助金	500

1 5 民生費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(障害者福祉費)					
	30 人権推進費	5,562	5,274	288	県支出金	340
					そ の 他	68
					一般財源	5,154
	35 国民年金費	83,989	62,699	21,290	国庫支出金	83,890
					そ の 他	99

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		15 障害者施策事務経費 【障がい福祉課】 6,616 16 障害福祉サービス等介護職人材確保支援事業費 【障がい福祉課】 12,500 (1) 障害福祉サービス等介護職員キャリアアップ等支援事業補助金 11,700 (2) 障害福祉サービス等介護職転入奨励助成金 400 (3) 障害福祉サービス等介護職復職等奨励助成金 400 17 学校等訪問看護支援事業費 【障がい福祉課】 13,800 (1) 医療的ケア児学校訪問看護支援事業費 12,600 (2) 医療的ケア児保育所等訪問看護支援事業費 1,200
1 報酬	1,187	1 人権啓発推進事業費 【市民協働推進課】 3,528 (1) 人権啓発推進事業費 1,728 (2) 人権啓発等事業補助金 1,800
8 報償費	6	
9 旅費	97	2 人権擁護事業費 【市民協働推進課】 1,425 (1) 人権擁護委員会補助金 235 (2) 人権擁護等事業経費 1,190
11 需用費	1,831	
12 役務費	12	
13 委託料	258	3 住宅新築等資金貸付管理事業費 【市民協働推進課】 609
19 負担金、補助及び交付金	2,171	
1 報酬	13,708	1 職員給与費 【職員課】 63,996 (1) 職員給与費 42,000 (2) 会計年度任用職員給与費 21,996
2 給料	19,500	
3 職員手当等	19,927	2 国民年金事業費 【国保年金課】 19,993
4 共済費	10,656	
9 旅費	215	

1 5 民生費

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 需用費	531	
12 役務費	90	
13 委託料	19,195	
14 使用料及び賃借料	167	
8 報償費	20,004	1 敬老事業費 …………… 【福祉総合支援課】 42,997
9 旅費	63	(1) 敬老祝品・祝金等給付事業費 23,767
11 需用費	44,178	(2) 敬老事業運営費交付金 878
12 役務費	18,692	(3) 敬老事業等推進事業費 18,352
13 委託料	76,193	2 高齢者外出支援事業費 …………… 【福祉総合支 ほか】 287,508
14 使用料及び賃借料	2,965	(1) 高齢者外出支援事業費 286,826
15 工事請負費	28,030	(2) 外出支援担い手育成事業費 682
16 原材料費	125	3 高齢者生きがい就労事業費 …………… 【福祉総合支援課】 46,746
19 負担金、補助及び交付金	57,120	(1) シルバー人材センター運営費補助金 46,746
20 扶助費	286,030	4 老人クラブ指導育成事業費 …………… 【健康医療課】 9,386
		(1) 老人クラブ連合会補助金 9,386
		5 エイジレス・ライフ応援事業費 …………… 【福祉総合支援課】 33,594
		(1) 老人保養施設等利用助成金 33,594
		6 老人憩の家維持管理事業費 …………… 【福祉総合支援課】 29,748
		7 老人憩の家維持補修事業費 …………… 【福祉総合支援課】 39,571
		8 老人憩の家改修事業費（長寿命化） …… 【福祉総合支援課】 32,175
		9 老人クラブ指導育成及び生きがい等推進事業費 …………… 【健康医療課】 4,053

15 民生費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(高齢者生きがい対)策費					
	50 老人福祉センター費	8,972	8,473	499	一般財源	8,972
	55 生きがいセンター費	9,580	23,010	△13,430	そ の 他	4,137
					一般財源	5,443
	60 保健福祉センター費	202,561	240,574	△38,013	そ の 他	4,471
					一般財源	198,090
	65 後期高齢者医療費	3,089,574	2,893,282	196,292	国庫支出金	8,811
					県支出金	452,749
					そ の 他	155,662
					一般財源	2,472,352
	10 児童福祉費	18,960,326	18,133,598	826,728		
	5 児童福祉総務費	5,005,784	4,530,415	475,369	国庫支出金	1,202,538
					県支出金	982,368
					市 債	47,400
					そ の 他	78,685
					一般財源	2,694,793

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		10 生きがい対策事務経費 …………… 【福祉総合支援課】 7,622
11 需用費	350	1 老人福祉センター維持管理事業費 …………… 【健康医療課】 8,576
12 役務費	126	2 老人福祉センター維持補修事業費 …………… 【健康医療課】 396
13 委託料	8,325	
14 使用料及び賃借料	171	
11 需用費	4,761	1 生きがいセンター維持管理事業費 …………… 【障がい福祉課】 5,236
12 役務費	10	2 生きがいセンター維持補修事業費 …………… 【障がい福祉課】 4,344
13 委託料	4,809	
11 需用費	65,279	1 保健福祉センター維持管理事業費 …………… 【健康医療課】 160,086
12 役務費	2,934	2 保健福祉センター運営事業費 …………… 【健康医療課】 1,168
13 委託料	132,971	3 保健福祉センター維持補修事業費 …………… 【健康医療課】 41,307
14 使用料及び賃借料	1,377	
19 負担金、補助及び交付金	2,186,125	1 後期高齢者医療事業費 …………… 【国保年金課】 3,089,574
28 繰出金	903,449	(1) 事務費負担金 88,914 (2) 定率市町村負担金 2,097,211 (3) 後期高齢者医療事業特別会計繰出金 903,449
1 報酬	426,483	1 職員給与費 …………… 【職員課】 1,121,038
2 給料	213,102	(1) 職員給与費 435,767 (2) 会計年度任用職員給与費 685,271
3 職員手当等	331,586	2 子ども医療費助成事業費 …………… 【子育て給付課】 999,451
4 共済費	136,558	3 養育医療給付事業費 …………… 【子育て給付課】 7,535
8 報償費	1,566	
9 旅費	15,108	

1 5 民生費

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
						区 分	金 額
	(児童福祉総務費)						

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 需用費	15,824	4 子育て支援事業費 …………… 【こども家庭セン】 38,156
12 役務費	38,234	(1) 子育て支援センター運営事業費 7,090
13 委託料	174,075	(2) ファミリー・サポート・センター事業費 1,753
14 使用料及び賃借料	3,787	(3) ほっとタイムサポーター事業費 550
15 工事請負費	39,352	(4) 子育て世帯訪問支援事業費 2,300
18 備品購入費	77	(5) 子育て支援託児サービス事業費 20,434
19 負担金、補助及び交付金	2,611,658	(6) 子育てショートステイ事業費 5,055
20 扶助費	997,727	(7) 子育てリフレッシュクーポン券配布事業費 189
25 積立金	647	(8) 子どものつながりの場づくり事業補助金 785
		5 子ども・子育て相談支援事業費 …………… 【こども家庭セン】 903
		(1) 地域子育て相談機関事業費 903
		6 放課後児童対策事業費 …………… 【こども育成課】 227,153
		(1) 放課後児童クラブ運営事業費 47,431
		(2) 地域児童クラブ育成支援事業補助金 109,911
		(3) 待機児童対策放課後児童クラブ施設運営費補助金 21,907
		(4) 三田放課後児童クラブ施設整備事業費 47,904
		7 放課後子ども教室推進事業費 …………… 【こども育成課】 1,991
		8 こども育成推進事業費 …………… 【こども育成課】 326
		(1) こども育成推進委員会運営事業費 326
		9 子ども・子育て支援新制度事業費 …………… 【こども育成課】 2,254,490
		(1) 子ども・子育て支援新制度給付金 2,074,216
		(2) 幼稚園型一時預かり事業補助金 57,882
		(3) 認定こども園一時預かり事業補助金 20,251
		(4) 認定こども園新制度補助金 34,450
		(5) 就園児実費徴収補助金 1,377
		(6) 認定こども園施設整備事業費補助金 56,594
		(7) 認定こども園保育体制強化事業補助金 9,720

1 5 民生費

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
		10	幼稚園等乳児等通園支援事業費 …………… 【こども育成課】 3,240 (1) 幼稚園等乳児等支援給付金 3,240
		11	企業の子育て支援事業費 …………… 【こども育成課】 29 (1) 企業の子育て支援推進事業費 29
		12	子育て日常生活支援事業費 …………… 【子育て給付課】 87,007
		13	幼稚園教諭確保助成事業費 …………… 【こども育成課】 30,650 (1) 幼稚園教諭奨学金返済助成金 800 (2) 幼稚園教諭転入奨励助成金 600 (3) 幼稚園教諭復職等奨励助成金 300 (4) 幼稚園教諭等雇用サポート事業補助金 13,950 (5) 幼稚園教諭等就労応援給付金 15,000
		14	私立幼稚園就園奨励事業費 …………… 【こども育成課】 200,036 (1) 厚木地区私立幼稚園協会研究・研修事業補助金 1,000 (2) 幼児教育支援事業補助金 89,700 (3) 幼稚園等施設等利用給付金 109,336
		15	認定こども園推進事業費 …………… 【こども育成課】 4,860 (1) 長時間預かり保育支援事業補助金 4,860
		16	幼稚園送迎ステーション事業費 …………… 【こども育成課】 16,879
		17	子育て支援推進事務費 …………… 【こども育成課】 816
		18	保育士確保対策事業費 …………… 【保育課】 2,683 (1) 保育士奨学金返済助成金 1,200 (2) 保育士転入奨励助成金 800 (3) 保育士復職等奨励助成金 500 (4) 保育士確保対策事務費 183

1 5 民生費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(児童福祉総務費)					
	10 児童措置費	10,673,384	10,685,120	△11,736	国庫支出金	6,334,743
					県支出金	1,496,987
					市 債	33,000
					そ の 他	385,473
					一般財源	2,423,181
	15 母子等福祉費	1,186,707	1,261,508	△74,801	国庫支出金	320,695

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		19 久保子どもの未来応援基金積立金 …………… 【こども育成課】 647 20 子育てリフレッシュ事業費 …………… 【こども家庭セン】 1,840 21 児童福祉総務事務経費 …………… 【子育て給付課】 5,481 22 幼保小連携推進事業費 …………… 【こども育成課】 510 23 子育て支援センターリニューアル事業費 【こども家庭セン】 63
9 旅費	24	1 保育施設整備充実事業費 …………… 【保育課】 103,459
11 需用費	813	(1) 民間保育所建設事業費補助金 103,459
12 役務費	17,603	
13 委託料	4,220,054	2 保育内容充実事業費 …………… 【保育課】 6,069,127
14 使用料及び賃借料	292	(1) 届出保育施設利用者支援事業補助金 162
19 負担金、補助及び交付金	1,909,500	(2) 私設保育施設入所児助成事業費 2,820
20 扶助費	4,525,098	(3) 施設等利用給付事業費 22,239
		(4) 民間保育所運営費補助金 684,903
		(5) 地域型保育施設運営費補助金 71,557
		(6) 入所児童保育委託費 4,237,605
		(7) 子ども・子育て支援制度地域型保育給付費 852,319
		(8) 保育士等就労応援給付金 164,210
		(9) 保育士等雇用サポート事業補助金 30,000
		(10) 民間保育所等乳児等支援給付費 3,312
		3 コミュニティ保育推進事業補助金 …………… 【こども家庭セン】 1,660
		4 認可保育所等入所事務経費 …………… 【保育課】 6,482
		5 児童手当支給事業費 …………… 【子育て給付課】 4,492,656
		(1) 児童手当支給経費 4,477,580
		(2) 児童手当事務経費 15,076
8 報償費	490	

1 5 民生費

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
						区 分	金 額
	(母子等福祉費)					県支出金	75,660
						一般財源	790,352
20	保育所費		1,280,987	1,238,002	42,985	国庫支出金	80
						県支出金	3,384
						市 債	68,100
						そ の 他	73,591
						一般財源	1,135,832

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
9 旅費	375	1 児童扶養手当給付事業費 …………… 【子育て給付課】 885,784
11 需用費	1,102	2 母子家庭等支援事業費 …………… 【子育て給付課】 123,106
12 役務費	4,110	(1) 母子等福祉手当給付事業費 42,270
13 委託料	5,500	(2) 母子家庭等家賃助成事業費 54,208
14 使用料及び賃借料	5,866	(3) 母子家庭等児童就学祝金給付事業費 7,559
18 備品購入費	396	(4) 自立支援教育訓練促進事業費 600
19 負担金、補助及び交付金	1,080	(5) 高等職業訓練促進事業費 18,269
20 扶助費	1,167,788	(6) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業費 200
		3 ひとり親家庭等医療費助成事業費 …………… 【子育て給付課】 154,581
		4 母子生活支援施設等入所事業費 …………… 【子育て給付課】 8,400
		5 児童虐待・女性支援対策事業費 …………… 【こども家庭セン】 14,825
		(1) 児童虐待対策事業費 13,066
		(2) 女性支援対策事業費 1,759
		6 母子等福祉事務経費 …………… 【子育て給付課】 11
1 報酬	111,702	1 職員給与費 …………… 【職員課】 1,046,182
2 給料	401,882	(1) 職員給与費 732,866
3 職員手当等	360,432	(2) 会計年度任用職員給与費 313,316
4 共済費	167,726	2 保育所維持管理事業費 …………… 【保育課】 71,073
8 報償費	104	3 保育所運営事業費 …………… 【保育課】 70,659
9 旅費	5,584	4 保育所維持補修事業費 …………… 【保育課】 11,112
11 需用費	68,517	5 保育所改修事業費（長寿命化） …………… 【保育課】 68,981
12 役務費	6,807	6 保育教材等購入事業費 …………… 【保育課】 3,129
13 委託料	47,477	
14 使用料及び賃借料	37,679	

1 5 民生費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(保育所費)					
	30 児童館費	177,719	325,921	△148,202	国庫支出金	1,500
					市 債	79,500
					そ の 他	33
					一般財源	96,686
	60 青少年対策費	39,077	43,850	△4,773	県支出金	700
					そ の 他	1,275
					一般財源	37,102

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
15 工事請負費	68,981	7 保育所事務経費	【保育課】 8,229
18 備品購入費	3,400		
19 負担金、補助及び交付金	696	8 一時預かり事業費	【保育課】 140
		9 乳児等通園支援事業費（公立分）	【保育課】 81
		10 保育所キャッシュレス決済事務経費	【保育課】 1,401
8 報償費	1,160	1 児童館整備事業費	【青少年課】 47,906
9 旅費	445	(1) (仮称) 三田児童館等複合施設整備事業費	47,906
11 需用費	24,340	2 児童館維持管理事業費	【青少年課】 54,611
12 役務費	9,049		
13 委託料	47,414	3 児童館運営事業費	【青少年課】 21,490
14 使用料及び賃借料	27,928	4 児童館維持補修事業費	【青少年課】 21,192
15 工事請負費	67,383	5 児童館改修事業費（長寿命化）	【青少年課】 32,520
1 報酬	300	1 青少年指導者育成事業費	【青少年課】 4,919
8 報償費	4,105	(1) 青少年指導員活動事業費	4,199
9 旅費	259	(2) ジュニアリーダー育成事業費	720
11 需用費	985	2 青少年問題協議会運営費	【青少年課】 515
13 委託料	13,262	3 青少年活動事業費	【青少年課】 3,469
14 使用料及び賃借料	695	(1) 青少年健全育成大会開催事業費	380
		(2) スポーツ・レクリエーション活動事業費	939
19 負担金、補助及び交付金	19,471	(3) 少年少女芸術等鑑賞会交付金	2,150
		4 地域青少年育成活動事業費	【青少年課】 880
		(1) 地域青少年活動事業交付金	880

15 民生費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(青少年対策費)					
	65 青少年施設費	596,668	48,782	547,886	国庫支出金	130,264
					市 債	425,800
					そ の 他	6,160
					一般財源	34,444
	15 生活保護費	6,659,168	6,502,475	156,693		
	5 生活保護総務費	487,168	448,475	38,693	国庫支出金	16,881
					そ の 他	80

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		5 はたちのつどい開催事業費 【青少年課】 4,500 6 青少年関係団体育成事業費 【青少年課】 15,852 (1) 青少年指導員連絡協議会補助金 246 (2) 青少年健全育成会連絡協議会補助金 350 (3) 青少年健全育成会補助金 9,923 (4) 子ども会育成連絡協議会補助金 700 (5) 子ども会育成補助金 2,340 (6) ジュニアリーダーズクラブ連絡協議会補助金 200 (7) ボーイ・ガールスカウト育成補助金 172 (8) 小学校区子ども会育成交付金 1,921 7 青少年自然文化体験研修事業費 【青少年課】 7,491 8 青少年事務費 【青少年課】 1,451
8 報償費	180	1 七沢弁天の森キャンプ場跡地維持管理事業費 【青少年課】 743
9 旅費	13	2 子ども科学館運営事業費 【青少年課】 2,679
11 需用費	3,260	3 プラネタリウム事業費 【青少年課】 15,543
12 役務費	169	4 子ども科学館維持補修事業費 【青少年課】 445
13 委託料	326,208	5 (仮称) 未来館整備事業費 【中央図書館】 577,258
14 使用料及び賃借料	6,272	(1) (仮称) 未来館整備事業費(継続費) 577,258
15 工事請負費	260,528	
19 負担金、補助及び交付金	38	
1 報酬	15,185	1 職員給与費 【職員課】 443,562
2 給料	188,417	(1) 職員給与費 421,915

1 5 民生費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(生活保護総務費)				一般財源	470,207
	10 扶助費	6,172,000	6,054,000	118,000	国庫支出金	4,591,103
					県支出金	138,870
					そ の 他	50,529
					一般財源	1,391,498
	20 災害救助費	258	258	0		
	5 災害救助費	258	258	0	一般財源	258
	20 衛生費	11,779,802	11,631,718	148,084		
	5 保健衛生費	6,755,515	5,728,614	1,026,901		
	5 保健衛生総務費	1,408,835	1,410,793	△1,958	国庫支出金	44,579
					県支出金	47,052
					そ の 他	57,197
					一般財源	1,260,007

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	169,103	(2) 会計年度任用職員給与費	21,647
4 共済費	71,780	2 生活保護適正実施安定運営事業費 ……………	【生活福祉課】 43,606
9 旅費	1,329		
11 需用費	4,598		
12 役務費	19,237		
13 委託料	1,096		
14 使用料及び賃借料	16,075		
19 負担金、補助及び交付金	348		
20 扶助費	6,172,000	1 生活保護費支給事業費 ……………	【生活福祉課】 6,172,000
9 旅費	3	1 災害見舞金支給等事業費 ……………	【地域包括ケア推】 258
20 扶助費	255		
1 報酬	84,325	1 職員給与費 ……………	【職員課】 462,757
2 給料	150,906	(1) 職員給与費	319,748
3 職員手当等	154,527	(2) 会計年度任用職員給与費	143,009
4 共済費	69,928	2 健康づくり事業費 ……………	【健康医療課】 5,255
8 報償費	1,381	(1) 食生活改善推進事業費	1,292
9 旅費	3,570	(2) 健康あつぎ推進事業費	539
		(3) 第4次健康食育あつぎプラン策定事業費	2,508
11 需用費	9,630	(4) 健康ポイント事業費	916

1 5 民生費 2 0 衛生費

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 役務費	26,926	3 健康増進事業費	【健康医療課】 668,791
13 委託料	664,539	(1) がん検診事業費	486,698
14 使用料及び賃借料	6,076	(2) 健康診査事業費	104,958
18 備品購入費	4,470	(3) 成人歯科健康診査事業費	62,092
19 負担金、補助及び交付金	232,557	(4) 成人眼科健康診査事業費	793
		(5) 骨粗しょう症検診事業費	1,586
		(6) 健康増進事業費	1,382
		(7) 自殺予防対策事業費	2,471
		(8) がん検診精度管理費補助金	1,080
		(9) がん患者医療用補整具購入等助成金	7,533
		(10) 若年がん患者在宅支援助成金	198
		4 救急医療事業費	【健康医療課】 150,030
		(1) 休日・夜間急患診療補助金	74,287
		(2) 病院群輪番制病院補助金	63,986
		(3) 休日歯科診療補助金	2,945
		(4) あつぎ健康相談ダイヤル24事業費	8,812
		5 産科医師等分娩手当補助金	【健康医療課】 5,333
		6 在宅医療推進事業費	【健康医療課】 2,603
		(1) 在宅歯科・口腔ケア推進事業費交付金	2,603
		7 看護職等人材確保支援事業費	【健康医療課】 19,300
		(1) 看護職・歯科衛生士等奨学金返済助成金	6,000
		(2) 看護職・歯科衛生士等転入奨励助成金	12,000
		(3) 看護職・歯科衛生士等復職等奨励助成金	1,000
		(4) 看護職人材確保事業交付金	300
		8 障がい者歯科診療補助金	【健康医療課】 37,753
		9 要介護・高齢者等歯科診療事業費	【健康医療課】 5,219
		(1) 要介護・高齢者等歯科診療補助金	5,219

20 衛生費

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
						区 分	金 額
		(保健衛生総務費)					
		10 予防費	1,419,009	1,556,219	△137,210	国庫支出金	158,714
						県支出金	12,676
						そ の 他	3
						一般財源	1,247,616

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		10 保健衛生事業費 【健康医療課】 22,633 (1) 食品衛生協会補助金 170 (2) 保健衛生行政協力費交付金 11,508 (3) メジカルセンター維持管理事業費 6,155 (4) 歯科保健センター維持管理事業費 4,800 11 救急医療機関外国籍市民対策費補助金 … 【健康医療課】 100 12 健康食育あつぎプラン推進事業費 …… 【健康医療課】 372 13 健康管理システム運営事業費 …… 【健康医療課】 25,235 14 健康保健事務費 …… 【健康医療課】 2,855 15 保健衛生事務費 …… 【健康医療課】 179 16 骨髄ドナー支援事業費 …… 【健康医療課】 420
1 報酬	250	1 母子保健衛生事業費 【こども家庭セン】 198,403
8 報償費	10,934	2 予防接種事業費 【健康医療課 ほか】 1,047,150 (1) 母子保健予防接種事業費 496,848 (2) 成人保健予防接種事業費 543,000 (3) 予防接種健康被害救済事業費 7,302
9 旅費	742	3 未病施策事業費 【健康医療課】 1,457
11 需用費	10,839	4 感染症対策事業費 【健康医療課】 1,004
12 役務費	6,854	5 周産期支援事業費 【こども家庭セン】 35,311 (1) 産前・産後サポート事業費 1,367 (2) 産後ケア事業費 19,144 (3) 妊娠応援助成金 14,800
13 委託料	1,213,046	
14 使用料及び賃借料	1,181	
19 負担金、補助及び交付金	135,687	
20 扶助費	32,456	
22 補償、補填及び賠償金	7,020	

20 衛生費

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		6 妊婦のための支援給付事業費 …………… 【こども家庭セン】 135,684
1 報酬	1,121	1 まち美化推進事業費 …………… 【生活環境課】 21,015
8 報償費	834	(1) まち美化推進事業費 10,935
9 旅費	65	(2) マナーアップ推進事業費 10,080
11 需用費	94,410	2 河川美化推進事業費 …………… 【河川下水道総務】 545
12 役務費	6,840	3 一般廃棄物処理施設建設基金積立金 …… 【環境事業課】 16,593
13 委託料	128,739	4 河川愛護事業費 …………… 【河川下水道総務】 2,463
14 使用料及び賃借料	1,059	5 環境基本計画改定事業費 …………… 【環境政策課】 3,366
18 備品購入費	572	6 生活環境対策事業費 …………… 【生活環境課】 5,000
19 負担金、補助及び交付金	298,614	(1) 生活環境対策事務経費 23
25 積立金	17,143	(2) 生活環境対策事業費 4,977
		7 動物愛護管理推進事業費 …………… 【生活環境課】 8,479
		(1) 動物愛護管理推進事業費 7,979
		(2) 公衆衛生推進事業補助金 500
		8 水道事業指導監督費 …………… 【生活環境課】 10
		9 環境審議会運営費 …………… 【環境政策課】 755
		10 環境教育等推進協議会運営費 …………… 【環境政策課】 122
		11 再生可能エネルギー機器維持管理事業費 【環境政策課】 1,723
		12 里地里山保全等促進事業費 …………… 【環境政策課】 8,348
		(1) 里地里山保全等促進事業費 6,348
		(2) 里地里山保全等促進計画改定事業費 2,000

20 衛生費

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
						区 分	金 額
		(環境衛生費)					
		20 斎場費	551,745	264,229	287,516	市 債	267,800
						そ の 他	116,597
						一般財源	167,348

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		13 里地里山保全等促進基金積立金 …………… 【環境政策課】 550 14 生物多様性あつぎ戦略推進事業費 …………… 【環境政策課】 7,193 (1) 生物多様性あつぎ戦略推進事業費 5,541 (2) 自然共生サイト推進事業費 1,652 15 環境政策事務経費 …………… 【環境政策課 ほか】 1,274 16 カーボンニュートラル推進補助金 …………… 【環境政策課】 234,971 (1) 住宅省エネ設備導入促進補助金 97,491 (2) 省エネ住宅導入促進補助金 7,500 (3) 事業所用省エネ設備導入促進補助金 122,980 (4) 電気自動車推進事業費補助金 7,000 17 カーボンニュートラル推進事業費 …………… 【環境政策課】 234,949 (1) カーボンニュートラル推進事業費 2,258 (2) 公共施設脱炭素化推進事業費 232,691 18 環境教育促進事業費 …………… 【環境政策課】 2,041
2 給料	28,499	1 職員給与費 …………… 【職員課】 57,732
3 職員手当等	20,797	(1) 職員給与 45,023 (2) 会計年度任用職員給与 12,709
4 共済費	8,436	2 斎場施設整備事業費 …………… 【市民課】 263,050
9 旅費	35	3 斎場維持管理事業費 …………… 【市民課】 90,772
11 需用費	363,071	4 斎場運営事業費 …………… 【市民課】 65,524
12 役務費	7,565	5 斎場維持補修事業費 …………… 【市民課】 74,667
13 委託料	116,837	
14 使用料及び賃借料	4,337	
16 原材料費	100	
19 負担金、補助及び交付金	2,068	

20 衛生費

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
						区 分	金 額
	25 公害対策費	95,592	113,111	△17,519	国庫支出金	12,800	
					県支出金	34,949	
					一般財源	47,843	
	35 病院費	2,730,937	2,033,830	697,107	一般財源	2,730,937	
	10 清掃費		5,024,287	5,903,104	△878,817		
5 清掃総務費	3,166,366	3,200,615	△34,249	そ の 他	552,021		
				一般財源	2,614,345		

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
9 旅費	25	1 臭気調査事業費	【生活環境課】 748
11 需用費	474	2 合併処理浄化槽普及促進事業費	【生活環境課】 51,544
12 役務費	102	(1) 合併処理浄化槽整備事業補助金	51,544
13 委託料	42,529	3 水質汚濁防止対策事業費	【生活環境課】 17,225
14 使用料及び賃借料	918	4 騒音調査事業費	【生活環境課】 4,860
19 負担金、補助及び交付金	51,544	5 公害事務経費	【生活環境課】 21,215
19 負担金、補助及び交付金	2,730,937	1 市立病院運営事業費	【経営管理課】 2,730,937
		(1) 病院事業会計負担金（収益的収支）	1,876,545
		(2) 病院事業会計負担金（収益的収支退職手当分）	2,009
		(3) 病院事業会計負担金（収益的収支利息分）	89,720
		(4) 病院事業会計負担金（資本的収支）	656,854
		(5) 病院事業会計負担金（災害対策分）	20,000
		(6) 病院事業会計負担金（ふるさと納税分）	85,809
1 報酬	3,430	1 職員給与費	【職員課】 160,464
2 給料	67,277	(1) 職員給与費	155,641
3 職員手当等	63,525	(2) 会計年度任用職員給与費	4,823
4 共済費	26,505	2 ごみ減量化・資源化推進事業費	【環境事業課】 1,709,960
8 報償費	69	(1) ごみ減量化・資源化推進事業費	1,499,173
9 旅費	196	(2) 一般廃棄物処理基本計画等策定事業費	8,500
11 需用費	11,178	(3) 生ごみ処理機購入補助金	3,000
		(4) 戸別収集モデル地区事業費	199,287

20 衛生費

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 役務費	225	3 厚木愛甲環境施設組合負担金 ……………	【環境事業課】 1,009,805
13 委託料	1,884,734	4 事業系ごみ対策事業費 ……………	【環境事業課】 115,063
14 使用料及び賃借料	1,918	(1) 事業系ごみ対策事業費	44
17 公有財産購入費	51,546	(2) 事業系ごみ資源化事業費	113,019
19 負担金、補助及び交付金	1,055,763	(3) 事業系生ごみ処理機設置補助金	2,000
		5 ふれあいプラザ維持管理事業費 ……………	【環境事業課】 171,074
1 報酬	10,072	1 職員給与費 ……………	【職員課】 920,293
2 給料	407,683	(1) 職員給与費	758,530
3 職員手当等	348,916	(2) 会計年度任用職員給与費	161,763
4 共済費	152,651	2 金田地区環境保全委員会交付金 ……………	【環境事業課】 1,550
8 報償費	30	3 環境センター維持管理事業費 ……………	【環境事業課】 184,050
9 旅費	1,130	4 環境センター維持補修事業費 ……………	【環境事業課】 5,792
11 需用費	218,122	5 不燃ごみ等資源化処理委託事業費 ……………	【環境事業課】 45,628
12 役務費	17,266	6 不法投棄防止対策事業費 ……………	【環境事業課】 6,503
13 委託料	445,918	7 集積所環境整備事業費 ……………	【環境事業課】 22,437
14 使用料及び賃借料	39,432	8 ごみ収集管理事業費 ……………	【環境事業課】 106,953
17 公有財産購入費	165	9 粗大ごみ収集管理システム運営事業費 ……	【環境事業課】 9,077
18 備品購入費	220	10 ごみ収集車等管理事業費 ……………	【環境事業課】 82,720
19 負担金、補助及び交付金	3,374	(1) ごみ収集車等管理事業費	64,789
23 償還金、利子及び割引料	10	(2) E V ごみ収集車管理事業費	17,931
27 公課費	2,320		

20 衛生費

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
						区 分	金 額		
		(廃棄物処理費)							
		15 し尿処理費	210,612	207,749	2,863	そ の 他	10,807		
						一般財源	199,805		
		25 労働費	315,247	311,647	3,600				
5 労働諸費	315,247	311,647	3,600						
				5 労働諸費	315,247	311,647	3,600	そ の 他	200,000
								一般財源	115,247

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		11 上古沢環境整備委員会交付金 ……………	【環境事業課】 600
		12 資源化センター維持管理事業費 ……………	【環境事業課】 231,005
		13 資源化センター維持補修事業費 ……………	【環境事業課】 28,671
		14 職員安全衛生事業費 ……………	【環境事業課】 1,130
		15 金田地区施設整備等補助金 ……………	【環境事業課】 900
11 需用費	48,657	1 し尿収集運搬業務委託事業費 ……………	【生活環境課】 100,800
12 役務費	528	2 上長谷地区衛生プラント環境保全委員会交 付金 ……………	【生活環境課】 1,000
13 委託料	160,426	3 衛生プラント維持管理事業費 ……………	【生活環境課】 79,988
19 負担金、補助及び交付金	1,000	4 衛生プラント維持補修事業費 ……………	【生活環境課】 19,421
23 償還金、利子及び割引料	1	5 し尿処理手数料徴収事務費 ……………	【生活環境課】 1,794
		6 公衆トイレ維持管理事業費 ……………	【生活環境課】 7,609
2 給料	9,501	1 職員給与費 ……………	【職員課】 23,043
3 職員手当等	9,998	2 勤労者貸付融資預託事業費 ……………	【産業振興課】 200,243
4 共済費	3,544	(1) 勤労者生活資金預託金	200,000
8 報償費	94	(2) 勤労者住宅資金利子補給金	243
9 旅費	53	3 中小企業勤労者助成事業費 ……………	【産業振興課】 45,500

20 衛生費 25 労働費

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
						区 分	金 額
	(労働諸費)						
30	農林水産業費		723,681	727,316	△3,635		
	5 農業費		673,209	655,284	17,925		
	5 農業委員会費		105,726	99,193	6,533	県支出金	5,675
						そ の 他	444
						一般財源	99,607

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 需用費	11	(1) (公財) 厚木市勤労者福祉サービスセンター補助金 41,000
12 役務費	502	(2) 中小企業退職金等共済掛金補助金 4,500
13 委託料	440	4 勤労者文化体育活動助成事業費 …………… 【産業振興課】 1,240
19 負担金、補助及び交付金	91,104	(1) 勤労者文化体育活動費補助金 510 (2) 働く者の祭典補助金 730
21 貸付金	200,000	5 就労対策事業費 …………… 【産業振興課】 44,488 (1) 勤労相談事業費 442 (2) 障害者雇用奨励交付金 7,676 (3) 高年齢者継続雇用奨励補助金 7,050 (4) 勤労者奨学金返済助成金 26,320 (5) 生産性向上・賃上げ応援補助金 2,000 (6) 人材確保支援事業費補助金 1,000 6 技能振興事業費 …………… 【産業振興課】 723 (1) 技能職団体連絡協議会補助金 300 (2) 湘北建築高等職業訓練校補助金 100 (3) 技能振興経費 323 7 勤労者支援事務経費 …………… 【産業振興課】 10
1 報酬	15,619	1 職員給与費 …………… 【職員課】 87,010
2 給料	35,106	(1) 職員給与費 82,665 (2) 会計年度任用職員給与費 4,345
3 職員手当等	35,094	2 農業委員会運営費 …………… 【農業委員会事務】 18,114
4 共済費	14,048	3 農地調査・農地基本台帳整備事業費 …… 【農業委員会事務】 30
8 報償費	47	4 国有農地管理事業費 …………… 【農業委員会事務】 154
9 旅費	463	5 農業者年金事業費 …………… 【農業委員会事務】 122
10 交際費	20	
11 需用費	810	

2 5 労働費 3 0 農林水産業費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(農業委員会費)					
	10 農業総務費	249,390	241,179	8,211	県支出金	33,750
					そ の 他	7
					一般財源	215,633
	15 農業振興費	94,038	84,291	9,747	県支出金	12,800
					一般財源	81,238

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 役務費	448	6 農業委員会事務経費 …………… 【農業委員会事務】 296
13 委託料	1,771	
14 使用料及び賃借料	845	
19 負担金、補助及び交付金	1,455	
1 報酬	303	1 職員給与費 …………… 【職員課】 193,458
2 給料	84,363	
3 職員手当等	77,555	2 農業担い手育成対策事業費 …………… 【農業政策課】 5,935 (1) 農業後継者育成対策事業交付金 635 (2) 都市農業対策経費 150 (3) 認定農業者確保・育成事業費 4,000 (4) 農福連携推進事業費 850 (5) 農業研修者受入農家等支援事業費 300
4 共済費	31,540	
9 旅費	148	
11 需用費	378	
13 委託料	150	
14 使用料及び賃借料	300	3 厚木市都市農業支援センター運営事業費 【農業政策課】 781
19 負担金、補助及び交付金	54,653	
1 報酬	182	4 耕作放棄地再生利用事業費 …………… 【農業政策課】 13,389 (1) 耕作放棄地再生利用事業費補助金 888 (2) 産地生産機械等導入事業費補助金 12,501
8 報償費	11,952	
9 旅費	17	5 新規就農者支援事業費 …………… 【農業政策課】 34,250
11 需用費	6,811	
12 役務費	208	6 農業施策事務経費 …………… 【農業政策課】 1,577
13 委託料	42,957	
19 負担金、補助及び交付金	31,911	1 農地有効利用促進事業費 …………… 【農業政策課】 11,952 (1) 農地流動化奨励金 11,952
		2 農業経営基盤強化促進事業費 …………… 【農業政策課】 11,301 (1) 農業経営基盤強化促進事業補助金 11,301
		3 鳥獣等被害対策事業費 …………… 【農業政策課】 42,319 (1) 鳥獣等被害対策事業補助金 2,000 (2) 鳥獣保護管理対策事業費 34,357

30 農林水産業費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(農業振興費)					
	20 園芸振興費	14,687	13,983	704	県支出金	678
					一般財源	14,009

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		(3) ヤマビル対策事業費	3,792
		(4) 農作物鳥獣害防護対策事業補助金	1,500
		(5) 有害鳥獣防除団体育成交付金	300
		(6) ジビエ振興事業費	370
		4 獣害防護柵維持管理事業費	【農業政策課】 12,114
		5 地産地消推進事業費	【農業政策課】 4,840
		(1) 農産物直売所推進事業交付金	390
		(2) 市民朝市開催事業費	2,000
		(3) 夕焼け市開催事業費	550
		(4) 農業まつり事業補助金	1,800
		(5) 農畜産物等移動販売車運行事業費補助金	100
		6 農産物ブランド化推進事業費	【農業政策課】 6,000
		(1) 農産物ブランド化推進事業交付金	6,000
		7 鳥獣等共生推進事業費	【農業政策課】 212
		8 水稻防除対策事業費	【農業政策課】 2,200
		(1) 水稻共同防除推進事業補助金	2,200
		9 農業経営安定対策事業費	【農業政策課】 3,100
		(1) 施設園芸加温燃料支援事業補助金	3,100
19 負担金、補助及び交付金	14,687	1 園芸振興対策事業費	【農業政策課】 10,283
		(1) 園芸協会運営費補助金	405
		(2) 花き振興対策事業補助金	1,368
		(3) 花き消費拡大推進事業交付金	2,365
		(4) 野菜振興対策事業補助金	4,796
		(5) 農業環境対策事業補助金	1,349
		2 環境保全型農業総合推進事業費	【農業政策課】 904
		(1) 環境保全型農業推進事業補助金	904

30 農林水産業費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(園芸振興費)					
	25 畜産業費	10,607	12,429	△1,822	一般財源	10,607
	30 土地改良総務費	12,244	10,721	1,523	県支出金	2,585
					一般財源	9,659
	35 土地改良事業費	186,517	193,488	△6,971	国庫支出金	25,000
					県支出金	20,000
					市 債	86,500
					一般財源	55,017
	10 林業費	50,472	72,032	△21,560		
	5 林業振興費	50,472	72,032	△21,560	県支出金	1,807
					そ の 他	103
					一般財源	48,562

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		3 国際園芸博覧会出展事業費 …………… 【農業政策課】 3,500
19 負担金、補助及び交付金	10,607	1 畜産経営支援対策事業費 …………… 【農業政策課】 10,607 (1) 畜産会運営費補助金 207 (2) 畜産環境対策事業交付金 500 (3) 畜産振興対策事業補助金 9,900
19 負担金、補助及び交付金	12,244	1 土地改良区負担金 …………… 【農業政策課】 8,447 (1) 相模川西部土地改良区負担金 3,481 (2) 入之藪土地改良区負担金 1,360 (3) 県土地改良事業団体連合会負担金 630 (4) 中津川左岸土地改良区負担金 2,670 (5) 相模川右岸土地改良区負担金 306 2 農業用水揚水施設電気料金補助金 …………… 【農業政策課】 350 3 多面的機能支払事業補助金 …………… 【農業政策課】 3,447
9 旅費	68	1 道水路等維持補修事業費 …………… 【農業政策課】 66,206
11 需用費	30,314	2 農業基盤整備事業費 …………… 【農業政策課】 114,881
12 役務費	1,750	3 土地改良事業費 …………… 【農業政策課】 1,398
13 委託料	17,500	(1) 土地改良施設情報整備事業負担金 1,398
14 使用料及び賃借料	255	
15 工事請負費	131,000	4 県営かんがい排水事業（相模川右岸幹線改修工事）負担金 …………… 【農業政策課】 4,032
16 原材料費	150	
19 負担金、補助及び交付金	5,480	
8 報償費	10	1 林業振興事業費 …………… 【農業政策課】 16,402
9 旅費	30	(1) 枝打促進事業補助金 1,193
11 需用費	2,360	(2) 除間伐促進事業補助金 1,950 (3) 搬出促進事業費補助金 13,259

30 農林水産業費

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
						区 分	金 額
	(林業振興費)						
35	商工費	3,129,658	3,028,381	101,277			
	5 商工費	3,129,658	3,028,381	101,277			
	5 商工総務費	241,257	204,597	36,660	そ の 他	15	
					一般財源	241,242	
	10 商工振興費	2,698,626	2,579,536	119,090	市 債	144,100	
					そ の 他	1,888,093	
					一般財源	666,433	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 役務費	457	2 森林再生事業費	【農業政策課】 773
13 委託料	22,060	(1) 森林づくりボランティア協会交付金	270
14 使用料及び賃借料	11	(2) 森林づくり実技等体験事業費	281
		(3) 地域水源林整備事業費	222
15 工事請負費	7,500	3 ナラ枯れ対策事業費	【農業政策課】 4,400
19 負担金、補助及び交付金	18,044	4 間伐材利用促進事業費	【農業政策課】 13,510
		5 林道維持管理事業費	【農業政策課】 10,520
		6 林業振興事務経費	【農業政策課】 4,867
1 報酬	2,474	1 職員給与費	【職員課】 241,257
2 給料	103,114	(1) 職員給与費	237,439
3 職員手当等	96,944	(2) 会計年度任用職員給与費	3,818
4 共済費	38,725		
1 報酬	974	1 商業活動振興事業費	【商業観光課】 19,695
8 報償費	310	(1) 商店会連合会振興費補助金	7,900
9 旅費	103	(2) 子育てパスポートA Y U C O運営事業費	761
11 需用費	271,928	(3) 商店街等プレミアム商品券支援事業補助金	7,926
		(4) 販売促進・P R 事業補助金	3,108
12 役務費	1,768	2 商工業振興事業費	【産業振興課】 16,000
13 委託料	341,532	(1) 商工業振興事業補助金	2,000
14 使用料及び賃借料	832	(2) 中小企業相談所事業補助金	14,000
19 負担金、補助及び交付金	391,179	3 中小企業イノベーション支援事業費	【産業振興課】 37,900

30 農林水産業費 35 商工費

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
						区 分	金 額
	(商工振興費)						

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
21 貸付金	1,690,000	(1) 中小企業設備投資促進事業補助金 30,000 (2) 特許等出願支援補助金 400 (3) 中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金 7,500 4 松川サク工業振興基金事業費 …………… 【産業振興課】 430 5 産業振興推進事業費 …………… 【産業振興課】 1,728 6 産業マスタープラン策定事業費 …………… 【産業振興課】 4,000 7 中小企業事業資金融資事業費 …………… 【産業振興課】 1,790,000 (1) 中小企業融資制度預託金 1,690,000 (2) 中小企業融資事業補助金 100,000 8 ビジネスチャレンジャー支援事業費 …… 【産業振興課】 2,500 (1) あつぎ起業スクール開催事業費 2,500 9 中小企業活性化推進事業費 …………… 【産業振興課】 8,770 (1) 中小企業活性化事業費 1,070 (2) 見本市等出展事業補助金 7,700 10 市街地商業活性化事業費 …………… 【商業観光課】 50,117 (1) 中心市街地商店街空店舗対策事業補助金 15,654 (2) にぎわい爆発あつぎ国際大道芸開催事業費 11,700 (3) にぎわいまちの魅力創造事業費 10,263 (4) まちなか活性化事業補助金 3,500 (5) 大規模小売店舗ネットワーク事業補助金 500 (6) あつぎウィンターフェスティバル開催事業補助金 7,000 (7) 商業店舗デジタル広告補助金 1,500 11 商業事務経費 …………… 【商業観光課】 20 12 商業振興事業費 …………… 【商業観光課】 9,817 (1) 商店街共同施設補助金 9,817

3 5 商工費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(商工振興費)					
	15 観光費	177,435	215,727	△38,292	県支出金	354
					そ の 他	101
					一般財源	176,980

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		13 商店街 L E D 化促進事業費 ……………	【商業観光課】 1,000
		(1) 商店街 L E D 化事業補助金	1,000
		14 企業立地サポート事業費 ……………	【産業振興課】 166,319
		(1) 企業立地促進事務費	3,126
		(2) 企業立地サポート事業奨励金	163,193
		15 ロボット産業推進事業費 ……………	【産業振興課】 3,040
		(1) ロボット普及促進事業費	1,540
		(2) ロボット関連産業促進補助金	1,500
		16 アミューあつぎ運営管理事業費 ……………	【生涯学習課 ほか】 433,510
		(1) アミューあつぎ運営事業費	30,020
		(2) アミューあつぎ維持管理事業費	400,490
		(3) アミューあつぎ維持補修事業費	3,000
		17 アミューあつぎ改修事業費（中長期保全）	【生涯学習課】 153,780
1 報酬	505	1 観光行事推進事業費 ……………	【商業観光課】 99,600
8 報償費	15	(1) あつぎ鮎まつり開催事業費	95,000
9 旅費	240	(2) あつぎ飯山桜まつり開催事業費	3,500
		(3) 地域観光まつり事業補助金	1,100
11 需用費	4,564	2 観光プロモーション事業費 ……………	【商業観光課】 3,284
12 役務費	3,431	(1) 観光プロモーション事業費	1,360
13 委託料	121,248	(2) マスコットキャラクター事業費	372
		(3) 食ブランド推進事業費	1,552
14 使用料及び賃借料	6,270	3 観光地受入環境整備事業費 ……………	【商業観光課】 6,600
19 負担金、補助及び交付金	41,162	(1) 受入環境整備事業補助金	400
		(2) インバウンド推進事業費	1,200
		(3) 温泉施設整備事業補助金	5,000
		4 観光施設維持管理事業費 ……………	【商業観光課】 17,895

3.5 商工費

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
						区 分	金 額
		(観光費)					
		20 消費者保護対策費	12,340	28,521	△16,181	県支出金	1,789
						一般財源	10,551
		40 土木費	29,764,128	15,998,363	13,765,765		
	5 土木管理費	1,268,623	1,231,958	36,665			
	5 土木総務費	1,241,209	1,228,811	12,398	市 債	56,400	
					そ の 他	200,940	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		5 観光施設維持補修事業費 【商業観光課】 1,756 6 観光案内事業費 【商業観光課】 7,554 7 観光協会補助金 【商業観光課】 32,820 8 観光振興条例推進事業費 【商業観光課】 444 9 観光資源活性化事業費 【商業観光課】 2,477 (1) 花の里創出事業費 477 (2) 地域活性化推進事業補助金 500 (3) 観光地の魅力づくり促進事業費 1,500 10 観光事務経費 【商業観光課】 1,005 (1) 観光事務経費 675 (2) 魅力あふれる観光地形成事業費 330 11 観光振興計画策定事業費 【商業観光課】 4,000
8 報償費	972	1 消費生活相談・消費者意識啓発事業費 … 【市民協働推進課】 295
9 旅費	76	(1) 消費生活相談事業費 9 (2) 消費者意識啓発事業費 286
11 需用費	3,385	2 計量検査事業費 【市民協働推進課】 3,392
12 役務費	549	3 消費者行政推進事業費 【市民協働推進課】 4,014
13 委託料	3,640	4 消費生活センター運営事業費 【市民協働推進課】 4,639
14 使用料及び賃借料	3,603	
19 負担金、補助及び交付金	115	
1 報酬	2,656	1 職員給与費 【職員課】 359,894
2 給料	159,976	(1) 職員給与費 356,330

3 5 商工費 4 0 土木費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(土木総務費)				一般財源	983,869
	10 国土調査費	27,414	3,147	24,267	県支出金	18,894
					そ の 他	10
					一般財源	8,510
	10 道路橋りょう費	3,490,174	3,136,239	353,935		
	5 道路橋りょう総務費	612,010	570,857	41,153	国庫支出金	21,000
					市 債	116,200
					そ の 他	61
					一般財源	474,749

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	139,460	(2) 会計年度任用職員給与費 3,564
4 共済費	57,640	2 道路施設維持管理事業費 【道路維持課】 727,166
9 旅費	247	3 道路台帳事業費 【道路総務課】 54,574
11 需用費	107,228	4 道路境界管理事業費 【道路総務課】 86,011
12 役務費	16,564	5 土木総務事務経費 【道路総務課 ほか】 13,564
13 委託料	675,962	
14 使用料及び賃借料	15,006	
15 工事請負費	60,000	
17 公有財産購入費	2,000	
19 負担金、補助及び交付金	4,470	
9 旅費	67	1 国土調査事業費 【道路総務課】 27,414
13 委託料	27,192	
19 負担金、補助及び交付金	155	
2 給料	192,309	1 職員給与費 【職員課】 435,266
3 職員手当等	173,788	(1) 職員給与費 423,870 (2) 会計年度任用職員給与費 11,396
4 共済費	69,169	2 急傾斜地崩壊対策事業費 【危機管理課】 40,015
9 旅費	191	3 道路用地取得事業費（後退分、未登記分） 【道路総務課】 134,370
11 需用費	718	4 国県道等整備促進事務費 【道路総務課】 326
12 役務費	35	5 高規格道路整備促進事務費 【道路総務課】 329
13 委託料	30,000	6 道路整備事務経費 【道路整備課 ほか】 1,704
14 使用料及び賃借料	516	
17 公有財産購入費	86,629	
19 負担金、補助及び交付金	40,655	

40 土木費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(道路橋りょう総務費)					
	10 道路新設改良費	1,397,066	1,257,090	139,976	国庫支出金	23,540
					市 債	1,344,100
					一般財源	29,426
	15 道路維持費	814,998	781,792	33,206	国庫支出金	100,000
					市 債	332,600
					そ の 他	150
					一般財源	382,248
	25 橋りょう維持費	227,100	152,000	75,100	国庫支出金	107,305

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 補償、補填及び賠償金	18,000	
9 旅費	17	1 道路交通環境整備事業費 …………… 【交通混雑対策課】 246,000
11 需用費	130	(1) 道路交通環境整備事業費 206,000
12 役務費	1,148	(2) 道路交通環境整備事業費（継続費） 40,000
13 委託料	313,471	2 幹線市道新設改良事業費 …………… 【交通混雑対策課】 25,000
15 工事請負費	651,000	(1) 金田妻田線道路改良事業費 10,000
17 公有財産購入費	205,800	(2) 白根才戸線道路改良事業費 15,000
22 補償、補填及び賠償金	225,500	3 生活道路整備事業費 …………… 【道路整備課】 510,500
		4 交通混雑対策推進事業費 …………… 【交通混雑対策課】 118,000
		5 自転車走行空間整備事業費 …………… 【交通混雑対策課】 22,000
		6 道路整備用地取得事業費 …………… 【道路整備課】 475,566
9 旅費	210	1 道路里親制度事業費 …………… 【道路維持課】 4,700
11 需用費	16,350	2 道路維持補修事業費 …………… 【道路維持課】 804,998
12 役務費	1,445	3 私道整備助成金 …………… 【道路維持課】 5,300
13 委託料	22,000	
14 使用料及び賃借料	24,915	
15 工事請負費	722,000	
16 原材料費	20,900	
18 備品購入費	1,355	
19 負担金、補助及び交付金	5,573	
27 公課費	250	
13 委託料	77,100	1 橋りょう長寿命化事業費 …………… 【道路維持課】 227,100

40 土木費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(橋りょう維持費)				市 債	64,600
					一般財源	55,195
	30 交通安全施設整備費	439,000	374,500	64,500	国庫支出金	34,925
					市 債	224,600
					一般財源	179,475
	15 河川費	391,142	396,384	△5,242		
	5 河川総務費	117,325	113,115	4,210	一般財源	117,325
	10 河川事業費	273,817	283,269	△9,452	県支出金	100,000
					市 債	21,500
					そ の 他	3,785
					一般財源	148,532

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
15 工事請負費	150,000	
11 需用費	500	1 歩道整備事業費 …………… 【交通混雑対策課】 202,000
13 委託料	37,500	(1) 歩道整備事業費 152,000 (2) 歩道整備事業費（継続費） 50,000
15 工事請負費	393,000	2 交通安全施設事業費 …………… 【道路維持課】 112,500
18 備品購入費	8,000	3 道路付属施設長寿命化事業費 …………… 【道路維持課】 84,500
		4 通学路安全対策事業費 …………… 【道路維持課】 40,000
2 給料	42,064	1 職員給与費 …………… 【職員課】 94,602
3 職員手当等	37,145	2 河川事務経費 …………… 【河川下水道総務】 22,723
4 共済費	15,393	
9 旅費	31	
11 需用費	1,790	
13 委託料	20,640	
19 負担金、補助及び交付金	262	
9 旅費	20	1 河川学習事業費 …………… 【河川下水道総務】 128
11 需用費	5,570	2 普通河川改修事業費 …………… 【河川下水道施設】 23,000
12 役務費	5,090	3 河川維持管理事業費 …………… 【河川下水道施設】 120,764
13 委託料	218,235	4 河川維持補修事業費 …………… 【河川下水道施設】 20,000
14 使用料及び賃借料	82	
15 工事請負費	43,000	
17 公有財産購入費	578	

40 土木費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(河川事業費)					
	20 都市計画費	24,314,278	10,734,050	13,580,228		
	5 都市計画総務費	2,603,722	2,148,437	455,285	国庫支出金	67,375
					県支出金	16,465
					そ の 他	45,588
					一般財源	2,474,294

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	1,242	5 水源環境保全・再生事業費 ……………	【河川下水道施設】 100,000
		6 水路敷管理事業費 ……………	【河川下水道総務】 9,925
1 報酬	6,922	1 職員給与費 ……………	【職員課】 906,163
2 給料	390,349	(1) 職員給与費	885,745
3 職員手当等	363,719	(2) 会計年度任用職員給与費	20,418
4 共済費	145,698	2 公共下水道事業会計負担金 ……………	【河川下水道総務】 1,278,586
8 報償費	60	3 公共用地取得事業特別会計繰出金 ……………	【道路総務課 ほか】 106,187
9 旅費	487	4 都市計画基本図作成事業費 ……………	【都市計画課】 62,400
11 需用費	71,911	5 都市計画審議会運営費 ……………	【都市計画課】 484
12 役務費	1,311	6 屋外広告物事業費 ……………	【都市計画課】 47
13 委託料	162,560	7 まちづくり推進事務費 ……………	【都市計画課】 182
14 使用料及び賃借料	14,787	8 厚木中央公園地下駐車場維持管理事業費	【市街地整備課】 36,491
19 負担金、補助及び交付金	1,339,731	9 厚木中央公園地下駐車場改修事業費（長寿 命化） ……………	【市街地整備課】 43,400
28 繰出金	106,187	10 都市空間情報デジタル基盤活用事業費 …	【都市計画課】 34,000
		11 コンパクト・プラス・ネットワーク推進事 業費 ……………	【都市計画課】 47,325
		(1) 居住誘導区域（がけ地近接等危険住宅）移転事業 補助金	8,925
		(2) 生活利便施設立地促進事業補助金	28,400
		(3) 公共交通利便性向上事業費	10,000

40 土木費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(都市計画総務費)					
	10 市街地再開発事業費	17,880,254	6,694,978	11,185,276	国庫支出金	2,118,272
					市 債	9,808,400
					そ の 他	5,300,000
					一般財源	653,582

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		12 都市計画事務経費 …………… 【都市計画課】 25,454 13 景観形成推進事業費 …………… 【都市計画課】 41 14 交通政策事務経費 …………… 【都市計画課】 443 15 都市サイン維持管理事業費 …………… 【都市計画課】 212 16 地域公共交通対策事業費 …………… 【都市計画課】 19,500 (1) ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業補助金 1,400 (2) バス利用環境改善事業補助金 5,200 (3) モビリティ・マネジメント事業費 400 (4) 連節バス運行システム導入事業補助金 12,500 17 コミュニティ交通推進事業費 …………… 【都市計画課】 22,807 (1) コミュニティ交通運行事業費 12,654 (2) コミュニティ交通運行管理事業補助金 4,500 (3) コミュニティ交通導入検討事業費 5,653 18 次世代モビリティシステム検討事業費 …… 【都市計画課】 20,000 (1) モビリティサービス共創事業費 20,000
9 旅費	452	1 複合施設整備事業費 …………… 【市街地整備課】 17,786,101 (1) 複合施設整備推進事務事業費 25,308 (2) 複合施設建設事業費（継続費） 17,715,793 (3) 複合施設周辺整備事業費（その2）（継続費） 45,000
11 需用費	5,467	
12 役務費	2,510	
13 委託料	163,433	2 愛甲石田駅周辺整備事業費 …………… 【市街地整備課】 5,030
14 使用料及び賃借料	993	
15 工事請負費	17,661,460	3 本厚木駅北口周辺整備事業費 …………… 【市街地整備課】 50,674 (1) 本厚木駅北口周辺整備事業費 50,400
19 負担金、補助及び交付金	590	

40 土木費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(市街地再開発事業費)					
	15 土地区画整理費	75,005	55,736	19,269	市 債	9,300
					一般財源	65,705
	20 都市下水路費	110,651	110,251	400	市 債	46,800
					一般財源	63,851
	25 公園緑地費	1,792,013	467,550	1,324,463	国庫支出金	362,500
					市 債	750,200
					そ の 他	110,323
					一般財源	568,990

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 補償、補填及び賠償金	7,676	(2) 本厚木駅北口地区市街地再開発組合設立促進事業補助金 274
28 繰出金	37,673	4 市街地整備推進事務経費 …………… 【市街地整備課】 776 5 公共用地取得事業特別会計繰出金 …………… 【市街地整備課】 37,673
9 旅費	68	1 土地区画整理推進事業費 …………… 【区画整理課】 61,550
11 需用費	120	(1) 土地区画整理推進事業費 3,500 (2) 山際土地区画整理推進事業費 9,350
13 委託料	64,700	(3) 山際北部土地区画整理推進事業費 9,000 (4) 長谷南部土地区画整理推進事業費 10,500
15 工事請負費	10,000	(5) 片平土地区画整理推進事業費 29,200
19 負担金、補助及び交付金	117	2 酒井土地区画整理推進事業費 …………… 【区画整理課】 10,000 (1) 酒井土地区画整理関連道水路整備事業費 10,000 3 土地区画整理事務経費 …………… 【区画整理課】 3,455
11 需用費	586	1 排水路整備事業費 …………… 【河川下水道施設】 50,000
12 役務費	886	2 排水路維持管理事業費 …………… 【河川下水道施設】 30,651
13 委託料	44,500	3 排水路維持補修事業費 …………… 【河川下水道施設】 30,000
15 工事請負費	64,000	
19 負担金、補助及び交付金	679	
1 報酬	162	1 公園緑地整備事業費 …………… 【公園緑地課】 231,120
8 報償費	396	2 花未来事業費 …………… 【公園緑地課】 9,208
9 旅費	182	3 緑を豊かにする事業費 …………… 【公園緑地課】 6,930 (1) 緑のまつり開催事業費 6,930
11 需用費	47,150	4 緑地保全事業費 …………… 【公園緑地課】 10,213
12 役務費	42,156	
13 委託料	357,596	
14 使用料及び賃借料	14,499	

40 土木費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(公園緑地費)					
	30 街路事業費	793,378	520,078	273,300	市 債	773,900
					一般財源	19,478
	35 建築指導費	46,546	31,480	15,066	国庫支出金	13,931
					県支出金	5,846
					そ の 他	12,315

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
15 工事請負費	230,000	5 みどりの基金活用事業費	【公園緑地課】 1,229
16 原材料費	7,153	6 北部地区公園整備事業費	【公園緑地課】 1,153,828
17 公有財産購入費	930,000	7 公園緑地維持管理事業費	【公園緑地課】 268,656
18 備品購入費	500	8 みどりの育成事業費	【公園緑地課】 81,000
19 負担金、補助及び交付金	10,861	9 公園緑地維持補修事業費	【公園緑地課】 27,000
22 補償、補填及び賠償金	150,000	10 緑化推進事業費	【公園緑地課】 162 (1) 緑を豊かにする審議会運営費 162
25 積立金	1,229	11 内陸工業団地緑地帯維持管理事業費補助金	【公園緑地課】 1,100
27 公課費	129	12 公園緑地事務経費	【公園緑地課】 1,567
9 旅費	11	1 街路整備事業費	【交通混雑対策課】 693,100 (1) 厚木環状2号線街路整備事業費 53,000 (2) 厚木環状3号線街路整備事業費 173,100 (3) 本厚木下津古久線街路整備事業費 371,000 (4) 尼寺原幹線街路整備事業費 30,000 (5) 船子飯山線街路整備事業費 45,000 (6) 中町北停車場線街路整備事業費 6,000 (7) 上今泉岡津古久線街路整備事業費 15,000
11 需用費	230	2 街路用地取得事業費	【道路整備課】 100,278
12 役務費	1,587		
13 委託料	177,000		
14 使用料及び賃借料	5,050		
15 工事請負費	495,000		
17 公有財産購入費	42,000		
19 負担金、補助及び交付金	20,000		
22 補償、補填及び賠償金	52,500		
1 報酬	279	1 建築審査会運営費	【都市計画課】 446
8 報償費	80	2 木造住宅耐震改修促進事業費補助金	【建築指導課】 21,027
9 旅費	216		

40 土木費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(建築指導費)				一般財源	14,454
	40 開発指導費	4,519	3,367	1,152	そ の 他	4,245
					一般財源	274
	45 運動公園費	801,528	533,787	267,741	国庫支出金	217,366
					市 債	215,900
					そ の 他	6
					一般財源	368,256
	50 ぼうさいの丘公園費	206,662	168,386	38,276	市 債	30,900
					そ の 他	2,860
					一般財源	172,902

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
11 需用費	481	3 建築指導事務経費	【建築指導課】 13,635
12 役務費	1,089	4 マンション耐震事業費補助金	【建築指導課】 230
13 委託料	10,709	5 沿道建築物耐震促進事業費補助金	【建築指導課】 9,224
14 使用料及び賃借料	3,866	6 建築確認台帳等電子化事業費	【建築指導課】 1,984
19 負担金、補助及び交付金	29,826		
1 報酬	562	1 旅館等建築審議会運営費	【開発指導課】 102
8 報償費	90	2 開発紛争調整実施事務費	【都市計画課】 172
9 旅費	76	3 開発指導事務費	【開発指導課】 939
11 需用費	533	4 開発審査会運営費	【都市計画課】 419
12 役務費	198	5 開発許可事務費	【開発指導課】 2,887
13 委託料	2,900		
19 負担金、補助及び交付金	160		
11 需用費	39,019	1 運動公園長寿命化事業費	【公園緑地課】 474,827
12 役務費	1,200	(1) 運動公園長寿命化事業費	39,019
13 委託料	308,488	(2) 運動公園長寿命化事業費（継続費）	435,808
14 使用料及び賃借料	16,289	2 運動公園維持管理事業費	【公園緑地課】 326,701
15 工事請負費	434,732	(1) 運動公園維持管理事業費	324,901
19 負担金、補助及び交付金	1,800	(2) あつぎこどもの森公園自然環境保全事業補助金	1,800
11 需用費	41,000	1 ぼうさいの丘公園維持管理事業費	【公園緑地課】 173,662
12 役務費	87	2 ぼうさいの丘公園維持補修事業費	【公園緑地課】 33,000
13 委託料	145,000		
14 使用料及び賃借料	20,575		

40 土木費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	25 住宅費	299,911	499,732	△199,821		
	5 住宅管理費	299,911	499,732	△199,821	国庫支出金	23,310
					市 債	17,800
					そ の 他	123,854
					一般財源	134,947
45 消防費		4,289,807	3,669,817	619,990		
	5 消防費	4,289,807	3,669,817	619,990		

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	723	1 職員給与費 …………… 【職員課】 85,891
2 給料	38,097	(1) 職員給与費 78,723
3 職員手当等	33,871	(2) 会計年度任用職員給与費 7,168
4 共済費	13,923	2 住宅運営審議会運営費 …………… 【住宅課】 303
8 報償費	614	3 市営住宅維持管理事業費 …………… 【住宅課】 34,816
9 旅費	101	4 市営住宅維持補修事業費 …………… 【住宅課】 53,900
11 需用費	51,553	5 市営住宅施設改修事業費（長寿命化） …… 【住宅課】 28,510
12 役務費	9,355	6 空き家等対策事業費 …………… 【住宅課】 774
13 委託料	61,692	7 空き家等対策推進事業費 …………… 【住宅課】 16,013
14 使用料及び賃借料	1,814	(1) 空き家等対策推進事業費 6,013
19 負担金、補助及び交付金	88,168	(2) 空き家等対策推進事業費補助金 10,000
		8 住宅政策推進事業費 …………… 【住宅課】 930
		(1) 賃貸住宅保証制度補助金 132
		(2) あんしん賃貸住宅支援事業費 180
		(3) マンション管理推進事業費 618
		9 定住促進住宅取得等支援事業費 …………… 【住宅課】 78,000
		(1) 親元近居・同居住宅取得等支援事業補助金 20,000
		(2) 定住促進子育て世帯住宅取得支援事業補助金 58,000
		10 住宅政策事務経費 …………… 【住宅課】 774

40 土木費 45 消防費

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
						区 分	金 額
	5	常備消防費	3,007,930	2,920,034	87,896	そ の 他	142,247
						一般財源	2,865,683

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報酬	2,594	1 職員給与費	【職員課】 2,730,879
2 給料	1,153,804	(1) 職員給与費	2,727,014
3 職員手当等	1,131,638	(2) 会計年度任用職員給与費	3,865
4 共済費	443,076	2 消防資器材整備事業費	【管理課】 20,711
8 報償費	524	3 防火意識啓発事業費	【予防課】 3,619
9 旅費	1,347	(1) 火災予防啓発事業費	1,627
11 需用費	112,070	(2) 少年消防クラブ運営事業費	1,992
12 役務費	26,820	4 消防審議会運営費	【消防総務課】 243
13 委託料	88,920	5 消防署活動事業費	【管理課】 30,504
14 使用料及び賃借料	16,997	6 警防事業費	【警防課】 5,814
16 原材料費	178	(1) 出初め式開催事業費	1,282
18 備品購入費	17,130	(2) 警防事務経費	2,136
19 負担金、補助及び交付金	12,823	(3) 緊急消防援助隊活動事業費	2,396
27 公課費	9	7 消防活動用ドローン導入事業費	【警防課】 724
		8 通信指令関係事業費	【指令課】 51,205
		9 消防救急無線の広域化・共同化事業費 ...	【指令課】 3,190
		10 消防庁舎維持管理事業費	【消防総務課】 44,170
		11 消防庁舎維持補修事業費	【消防総務課】 21,279
		12 職員研修事業費	【消防総務課】 8,612
		13 厚木市防火安全協会補助金	【予防課】 140

4 5 消防費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(常備消防費)					
	10 非常備消防費	112,380	123,915	△11,535	国庫支出金	6,020
					県支出金	4,434
					そ の 他	10,998
					一般財源	90,928
	15 消防施設費	393,036	370,987	22,049	県支出金	33,848
					市 債	137,100
					そ の 他	10,513
					一般財源	211,575

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		14 救急推進事業費 【救急救命課】 46,968 (1) 応急手当普及啓発活動事業費 2,892 (2) 救急高度化事業費 7,155 (3) 自動体外式除細動器（ＡＥＤ）設置事業費 7,381 (4) 救急ＤＸ推進事業費 29,540 15 消防総務事務経費 【消防総務課】 37,117 16 火災予防デジタル機器整備事業費 【予防課】 2,755
1 報酬	50,748	1 消防団活性化事業費 【消防総務課】 18,423
5 災害補償費	1,300	2 消防団防火意識啓発事業費 【予防課】 3,826 (1) 消防団火災予防経費 3,826
8 報償費	8,870	3 消防団警防活動事業費 【警防課 ほか】 14,559
9 旅費	5	4 消防団運営事業費 【消防総務課】 72,360
10 交際費	60	5 消防団運営交付金 【消防総務課】 2,284
11 需用費	26,777	6 消防団通信指令関係事業費 【指令課】 818
12 役務費	1,412	7 古式消防保存会活動交付金 【消防総務課】 110
13 委託料	450	
14 使用料及び賃借料	8	
18 備品購入費	3,952	
19 負担金、補助及び交付金	18,798	
11 需用費	82,151	1 消防団施設整備事業費 【消防総務課】 44,637
12 役務費	6,047	2 消防車両整備事業費 【警防課】 149,213 (1) 小型動力ポンプ付積載車整備事業費 37,689 (2) 広報車等整備事業費 3,900 (3) 消防ポンプ自動車整備事業費 9,343 (4) 水槽付消防ポンプ自動車整備事業費 14,155
13 委託料	82,137	
14 使用料及び賃借料	150,641	
18 備品購入費	60,900	
19 負担金、補助及び交付金	8,314	

4 5 消防費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(消防施設費)					
	20 水防費	2,686	2,426	260	一般財源	2,686
	25 災害対策費	773,775	252,455	521,320	国庫支出金	57,538
					県支出金	18,837
					市 債	516,800
					そ の 他	1,594

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
27 公課費	2,846	(5) 化学消防ポンプ自動車整備事業費 7,746 (6) 救助工作車整備事業費 14,429 (7) 高規格救急自動車整備事業費 60,961 (8) E V 消防車両整備事業費 990 3 消防車両維持管理事業費 【管理課】 66,464 4 消防団消防車両維持管理事業費 【管理課】 11,766 5 消防水利標識等設置事業費 【警防課】 3,073 6 消火栓設置・維持管理負担金 【警防課】 8,241 7 消防水利整備経費 【警防課】 10,139 8 消防団施設維持管理事業費 【消防総務課】 5,109 9 消防団施設維持補修事業費 【消防総務課】 12,257 10 消防庁舎整備事業費 【消防総務課】 72,809 (1) 厚木消防署本署庁舎整備事業費 72,809 11 消防庁舎改修事業費（長寿命化） 【消防総務課】 9,328
1 報酬	2,474	1 水防活動事業費 【消防総務課】 2,686
11 需用費	140	
16 原材料費	72	
1 報酬	240	1 防災行政無線維持管理事業費 【危機管理課】 19,006 2 防災行政無線維持補修事業費 【危機管理課】 19,657
8 報償費	100	
9 旅費	205	
11 需用費	50,707	

4 5 消防費

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 役務費	15,337	3 地域防災力強化事業費	【危機管理課】 5,288
13 委託料	536,282	(1) 自主防災隊育成・強化事業費	1,115
14 使用料及び賃借料	38,266	(2) 自主防災隊連絡協議会補助金	500
15 工事請負費	109,076	(3) 防災アドバイザー養成事業費	3,673
16 原材料費	99	4 避難所機能強化事業費	【危機管理課】 102,105
18 備品購入費	8,364	(1) 避難所運営委員会運営費交付金	1,680
19 負担金、補助及び交付金	15,025	(2) 避難所運営強化事業費	2,289
		(3) 民間避難所開設補助金	50
		(4) 要配慮者等宿泊施設利用補助金	10
		(5) 防災井戸等整備事業費	98,076
25 積立金	74	5 災害対策事業費	【危機管理課】 82,843
		(1) 災害対策事業費	18,482
		(2) 危険ブロック塀等防災工事補助金	6,000
		(3) 防災備蓄品整備事業費	37,551
		(4) 防災情報システム事業費	9,689
		(5) 起震車維持管理事業費	11,121
		6 風水害等対策事業費	【危機管理課】 1,500
		(1) 浸水防止対策事業補助金	1,500
		7 総合防災訓練等事業費	【危機管理課】 1,658
		8 災害情報収集伝達強化事業費	【危機管理課】 9,339
		(1) 災害情報収集伝達システム運用事業費	9,339
		9 防災行政無線更新整備事業費	【危機管理課】 470,151
		10 急傾斜地安全対策事業費	【危機管理課】 4,000
		(1) 急傾斜地安全対策工事補助金	4,000
		11 防災ラジオ整備事業費	【危機管理課】 20,802
		12 災害対策基金積立金	【危機管理課】 74

4 5 消防費

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
						区 分	金 額
	(災害対策費)						
50	教育費		11,843,736	12,080,754	△237,018		
	5 教育総務費		2,553,887	2,866,903	△313,016		
	5 教育委員会費		6,658	6,720	△62	一般財源	6,658
	10 事務局費		1,965,266	1,853,566	111,700	国庫支出金	406,800
						県支出金	24,094
						そ の 他	24,919
						一般財源	1,509,453

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		13 防災事務経費	【危機管理課】 638
		14 被災者支援システム運用事業費	【危機管理課】 3,344
		15 感震ブレーカー整備事業費	【危機管理課】 3,017
		16 特殊地下壕対策事業費	【危機管理課】 11,000
		17 地震被害想定調査事業費	【危機管理課】 19,353
1 報酬	5,333	1 教育委員会運営費	【教育総務課】 6,395
8 報償費	125		
9 旅費	166	2 教育委員会表彰事業費	【教育総務課】 263
10 交際費	350		
11 需用費	159		
12 役務費	525		
1 報酬	400,955	1 職員給与費	【職員課】 1,450,262
2 給料	442,260	(1) 常勤特別職	15,991
3 職員手当等	444,252	(2) 一般職	804,933
		(3) 会計年度任用職員給与費	629,338
4 共済費	153,594	2 事務局運営費	【教育総務課 ほか】 4,703
8 報償費	190		
9 旅費	16,822	3 コミュニティ・スクール推進事業費	【教育総務課】 6,712
11 需用費	2,442		
12 役務費	14,605	4 スクールアシスタント事業費	【学校施設課】 14,000

4 5 消防費 5 0 教育費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(事務局費)					
	15 教育指導費	572,517	877,651	△305,134	県支出金	25,493
					そ の 他	12,340
					一般財源	534,684

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
13 委託料	17,101	5 教育振興基本計画進管理事業費 ……	【教育総務課】 163
14 使用料及び賃借料	5,798	6 小中学校適正規模等推進事業費 ……	【教育総務課】 587
19 負担金、補助及び交付金	220	(1) 小中学校通学区区域再編成委員会運営費	587
20 扶助費	39,062	7 小中学校学校施設最適化推進事業費 ……	【学校施設課】 400
25 積立金	24,320	8 小中学校プール施設最適化推進事業費 …	【教育総務課】 16,834
28 繰出金	403,645	9 学校施設整備基金積立金 ……	【教育総務課】 24,320
		10 小中学校働き方改革推進事業費 ……	【教育総務課】 4,275
		11 学校給食費無償化対応繰出金 ……	【学校給食課】 403,645
		(1) 学校給食事業特別会計繰出金	334,445
		(2) 学校給食事業特別会計繰出金（就学援助分）	50,738
		(3) 学校給食事業特別会計繰出金（地場農産物分）	18,462
		12 小中学校学校給食費相当額助成事業費 …	【学校給食課】 39,365
1 報酬	45,051	1 インクルーシブ教育推進事業費 ……	【教育指導課】 1,786
8 報償費	34,926	(1) インクルーシブ教育推進事業費	166
9 旅費	1,650	(2) 特別支援教育推進事業費	1,620
11 需用費	36,710	2 英語教育推進事業費 ……	【教育指導課】 61,350
12 役務費	15,986	(1) 英語教育推進事業費	54,770
13 委託料	74,083	(2) A I 英会話アプリ活用事業費	6,580
14 使用料及び賃借料	338,619	3 教育活動推進事業費 ……	【教育指導課】 11,379
19 負担金、補助及び交付金	24,103	(1) 教育活動推進事業費	10,719
		(2) 睡眠教育推進事業費	660

50教育費

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
25 積立金	1,389	4 学校保健事業費（一般）	【学務課】 49,900
		(1) 学校医等報酬	43,881
		(2) 学校事故審査委員会運営費	120
		(3) 就学時健康診断経費	1,854
		(4) 学校事故見舞金	500
		(5) 学校保健事務費	3,545
		5 こどもアート展事業費	【教育指導課】 319
		6 外国籍児童・生徒等支援事業費	【教育指導課】 28,257
		(1) 外国籍児童・生徒等支援事業費	25,914
		(2) 日本語指導プレクラス運営事業費	2,343
		7 教育図書等配付事業費	【学務課】 14,244
		(1) 教科書等配付事業費	7,074
		(2) 学籍等諸票配付事業費	7,170
		8 小中一貫教育推進事業費	【教育指導課】 115
		9 教職員人事経費	【教職員課】 1,115
		10 厚木・愛甲教職員厚生会交付金	【教職員課】 3,660
		11 教職員健康管理経費	【教職員課】 11,235
		12 児童・生徒登下校等安全推進事業費	【学務課】 8,480
		13 和田傳文学基金事業費	【教育指導課】 995
		14 学校支援プロジェクト推進事業費	【教育指導課】 3
		15 教育ネットワークシステム事業費	【教育研究所】 360,782
		16 学校司書配置事業費	【教育指導課】 85

50教育費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(教育指導費)					
	20 教育研究所費	3,889	8,141	△4,252	一般財源	3,889
	30 青少年教育相談センター費	5,557	120,825	△115,268	県支出金	496
					一般財源	5,061

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		17 教育指導事務経費	【教育指導課】 259
		18 学務事業費	【学務課】 6,548
		19 S E L教育基金事業費	【教育指導課】 1,386
		20 S E L教育基金積立金	【教育指導課】 65
		21 久保奨学金基金事業費	【教育総務課】 9,230
		22 久保奨学金基金積立金	【教育総務課】 1,324
8 報償費	660	1 教育調査研究事業費	【教育研究所】 2,477
9 旅費	38	(1) 教育調査研究部会運営費	270
11 需用費	2,638	(2) 教育資料提供事業費	2,207
12 役務費	312	2 先生のための研修事業費	【教育研究所】 1,055
14 使用料及び賃借料	221	3 教育研究所運営事業費	【教育研究所】 357
19 負担金、補助及び交付金	20		
1 報酬	80	1 青少年非行防止活動事業費	【青少年教育相談】 2,618
8 報償費	3,750	2 青少年教育相談事業費	【青少年教育相談】 765
9 旅費	400	3 登校支援推進事業費	【青少年教育相談】 1,178
11 需用費	1,095	4 青少年教育相談センター運営協議会運営費	【青少年教育相談】 80
12 役務費	26	5 教育支援教室運営事業費	【青少年教育相談】 631
14 使用料及び賃借料	206	6 青少年教育相談センター事務経費	【青少年教育相談】 285

50 教育費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	10 小学校費	5,423,781	4,411,341	1,012,440		
	5 学校管理費	3,440,634	2,149,927	1,290,707	市 債	1,690,900
					そ の 他	122,657
					一般財源	1,627,077
	10 学校保健給食費	1,435,884	1,041,436	394,448	国庫支出金	12
					市 債	257,700
そ の 他					10,373	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給料	2,195	1 職員給与費	【職員課】 4,053
3 職員手当等	1,270	2 冷暖房設備設置事業費（小学校）	【学校施設課】 142,992
4 共済費	588	(1) 小学校特別教室冷暖房設備設置事業費	49,418
11 需用費	474,999	(2) 小学校体育館冷暖房設備設置事業費	93,574
12 役務費	73,253		
13 委託料	226,410	3 小学校校舎・体育館改修事業費（長寿命化）	【学校施設課】 23,450
14 使用料及び賃借料	923,966	4 校庭整備事業費（小学校）	【学校施設課】 9,141
15 工事請負費	1,719,594	(1) 小学校校庭整備事業費	9,141
18 備品購入費	14,778	5 小学校校舎等改修事業費	【学校施設課】 37,882
19 負担金、補助及び交付金	3,581	6 小学校運営事業費	【教育総務課】 374,008
		7 小学校維持管理事業費	【学校施設課】 65,421
		8 小学校維持補修事業費	【学校施設課】 205,542
		9 校舎等整備事業費（小学校）	【学校施設課】 2,578,145
		(1) 依知南小学校施設整備事業費	215,684
		(2) 依知南小学校施設整備事業費（継続費）	559,483
		(3) 緑ヶ丘小学校施設整備事業費	264,943
		(4) 緑ヶ丘小学校施設整備事業費（継続費）	999,168
		(5) 北小学校施設整備事業費	357,898
		(6) 北小学校施設整備事業費（継続費）	180,969
1 報酬	4,579	1 職員給与費	【職員課】 302,827
2 給料	138,656	(1) 職員給与費	249,083
3 職員手当等	112,262	(2) 会計年度任用職員給与費	53,744

50教育費

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
4 共済費	46,999	2 学校保健事業費（小学校）	【学務課】 33,461
8 報償費	50	(1) 健康診断事業費	8,106
9 旅費	502	(2) 保健室整備運営費	14,085
11 需用費	77,763	(3) 要保護及び準要保護児童医療費等経費	844
12 役務費	26,837	(4) 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金 負担金	9,204
13 委託料	617,688	(5) 児童安全経費	1,222
14 使用料及び賃借料	7,579	3 小学校学校給食事業費	【学校給食課】 839,215
15 工事請負費	260,381	(1) 小学校給食施設維持補修事業費	8,285
18 備品購入費	132,359	(2) 単独調理場維持管理事業費	191,659
19 負担金、補助及び交付金	9,282	(3) 単独調理場維持補修事業費	31,312
20 扶助費	844	(4) 単独調理場運営事業費	571,557
23 償還金、利子及び割引料	103	(5) 小学校給食事業費	27,562
9 旅費	72	(6) 小学校給食調理経費	8,840
11 需用費	33,021	4 学校給食施設改修事業費（長寿命化） ...	【学校給食課】 260,381
12 役務費	4,341	1 教材等支援事業費（小学校）	【教育総務課】 27,327
13 委託料	52,864	(1) 小学校教材等支援事業費	27,327
14 使用料及び賃借料	24,248	2 教育研修・活動支援事業費（小学校） ...	【教育指導課】 18,488
18 備品購入費	4,328	(1) 特色ある学校づくり交付金	18,488
19 負担金、補助及び交付金	18,488	3 小学校就学支援事業費	【学務課】 73,340
20 扶助費	72,773	(1) 要保護及び準要保護児童就学援助事業費	66,068
		(2) 小学校特別支援学級等就学奨励事業費	7,272
		4 小学校児童支援推進事業費	【教職員課】 72
		5 小学校理科教育設備整備等事業費	【教育総務課】 2,944

50教育費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(教育振興費)					
	20 学校給食センター費	337,128	249,456	87,672	市 債	73,200
					そ の 他	2,201
					一般財源	261,727
	15 中学校費	1,454,990	2,094,536	△639,546		
	5 学校管理費	693,968	977,307	△283,339	市 債	160,900
					そ の 他	996
					一般財源	532,072
	10 学校保健給食費	39,469	51,641	△12,172	国庫支出金	12

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		6 小学校特別支援学級設備整備事業費 …… 【教育総務課】 5,198
		7 小学校情報教育機器維持管理事業費 …… 【教育研究所】 82,766
1 報酬	270	1 南部学校給食センター費 …………… 【学校給食課】 337,128
9 旅費	24	(1) 南部学校給食センター維持管理事業費 39,482
11 需用費	120,665	(2) 南部学校給食センター運営事業費 205,927
12 役務費	19,784	(3) 南部学校給食センター維持補修事業費 90,867
13 委託料	196,224	(4) 学校給食センター運営委員会運営費 270
14 使用料及び賃借料	161	(5) 南部学校給食センター事務費 582
2 給料	6,810	1 職員給与費 …………… 【職員課】 13,602
3 職員手当等	4,686	
4 共済費	2,106	2 冷暖房設備設置事業費（中学校） …… 【学校施設課】 116,189
9 旅費	7	(1) 中学校特別教室冷暖房設備設置事業費 63,881
11 需用費	242,044	(2) 中学校体育館冷暖房設備設置事業費 52,308
12 役務費	41,103	
13 委託料	104,959	3 中学校校舎・体育館改修事業費（長寿命化） 【学校施設課】 196,753
14 使用料及び賃借料	128,812	4 中学校運営事業費 …………… 【教育総務課】 160,094
15 工事請負費	146,165	5 中学校維持管理事業費 …………… 【学校施設課】 44,323
18 備品購入費	15,258	6 中学校維持補修事業費 …………… 【学校施設課 ほか】 161,100
19 負担金、補助及び交付金	1,928	
22 補償、補填及び賠償金	90	7 中学校夜間学級運営負担金 …………… 【教育指導課】 1,907
9 旅費	5	1 学校保健事業費（中学校） …………… 【学務課】 22,924

50教育費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(学校保健給食費)				そ の 他	3,145
					一般財源	36,312
15	教育振興費	164,661	535,340	△370,679	国庫支出金	3,908
					一般財源	160,753

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 需用費	6,277	(1) 健康診断事業費 7,175
12 役務費	4,288	(2) 保健室整備運営費 8,992
13 委託料	19,477	(3) 要保護及び準要保護生徒医療費等経費 994
14 使用料及び賃借料	2,653	(4) 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金負担金 5,100
18 備品購入費	528	(5) 生徒安全経費 663
19 負担金、補助及び交付金	5,138	2 中学校学校給食事業費 …………… 【学校給食課】
20 扶助費	994	(1) 中学校給食事業費 16,545
23 償還金、利子及び割引料	109	(2) 中学校給食調理経費 12,064
1 報酬	142	(2) 中学校給食調理経費 4,481
8 報償費	7,980	1 教材等支援事業費（中学校） …………… 【教育総務課】
9 旅費	358	(1) 中学校教材等支援事業費 16,263
11 需用費	16,741	2 教育研修・活動支援事業費（中学校） …… 【教育指導課】
12 役務費	2,452	(1) 特色ある学校づくり交付金 12,132
13 委託料	27,768	3 中学校就学支援事業費 …………… 【学務課】
14 使用料及び賃借料	29,034	(1) 要保護及び準要保護生徒就学援助事業費 58,660
18 備品購入費	3,265	(2) 中学校特別支援学級就学奨励事業費 53,531
19 負担金、補助及び交付金	18,605	(2) 中学校特別支援学級就学奨励事業費 5,129
20 扶助費	58,316	4 中学校部活動地域展開事業費 …………… 【教育指導課】
		5 部活動等支援事業費 …………… 【教育指導課】
		(1) 部活動指導協力者配置事業費 14,628
		(2) 部活動指導員配置事業費 7,800
		(3) 部活動振興交付金 355
		(4) 関東・全国大会等派遣費補助金 3,373
		6 中学校理科教育設備整備等事業費 …………… 【教育総務課】
		7 中学校特別支援学級設備整備事業費 …… 【教育総務課】
		3,110

50教育費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(教育振興費)					
	20 学校給食センター費	556,892	530,248	26,644	そ の 他	2,818
					一般財源	554,074
	20 社会教育費	1,669,120	1,830,378	△161,258		
	5 社会教育総務費	364,880	313,536	51,344	県支出金	2,121
					そ の 他	126
					一般財源	362,633

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		8 中学校情報教育機器維持管理事業費 ……	【教育研究所】 57,185
		9 あつぎ未来塾事業費 ……………	【教育指導課】 400
9 旅費	20	1 北部学校給食センター費 ……………	【学校給食課】 556,892
11 需用費	82,040	(1) 北部学校給食センター維持管理事業費	82,061
12 役務費	877	(2) 北部学校給食センター運営事業費	474,246
13 委託料	425,785	(3) 北部学校給食センター事務費	585
14 使用料及び賃借料	109		
17 公有財産購入費	48,061		
1 報酬	46,831	1 職員給与費 ……………	【職員課】 350,212
2 給料	138,057	(1) 職員給与費	257,984
3 職員手当等	115,176	(2) 会計年度任用職員給与費	92,228
4 共済費	49,792	2 人権教育・啓発推進事業費 ……………	【教育総務課】 732
8 報償費	3,312	3 家庭教育支援事業費 ……………	【市民協働推進課】 2,060
9 旅費	1,709	(1) 家庭教育学級交付金	1,800
11 需用費	1,970	(2) 家庭教育情報提供事業費	260
12 役務費	189	4 地域子ども教室推進事業費 ……………	【市民協働推進課】 2,959
13 委託料	1,851	(1) 地域子ども教室運営事業交付金	2,959
14 使用料及び賃借料	312	5 地域学校協働活動事業費 ……………	【市民協働推進課】 3,651
19 負担金、補助及び交付金	5,681	6 厚木ユネスコ協会育成補助金 ……………	【教育総務課】 70
		7 社会教育集会所維持管理事業費 ……………	【市民協働推進課】 3,051
		8 社会教育委員会議運営費 ……………	【市民協働推進課】 1,338

50教育費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(社会教育総務費)					
	20 公民館費	710,284	906,324	△196,040	市 債	59,000
					そ の 他	1,990
					一般財源	649,294
	25 図書館費	306,489	283,523	22,966	そ の 他	270
					一般財源	306,219

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		9 P T A支援事業費 【教育総務課】 620 (1) 市立小中学校P T A連絡協議会支援事業補助金 620
		10 社会教育事務経費 【市民協働推進課】 187
1 報酬	22,011	1 職員給与費 【職員課】 344,952
2 給料	150,286	2 公民館活動事業費 【市民協働推進課】 24,360
3 職員手当等	138,514	3 公民館維持管理事業費 【市民協働推進課】 128,762
4 共済費	56,152	4 公民館運営事業費 【市民協働推進課】 99,098
9 旅費	135	5 公民館維持補修事業費 【市民協働推進課】 56,988
11 需用費	96,278	6 公民館改修事業費（長寿命化） 【市民協働推進課】 18,890
12 役務費	7,954	7 公民館トイレ改修事業費 【市民協働推進課】 24,902
13 委託料	156,602	8 公共用地取得事業特別会計繰出金 【市民協働推進課】 12,332
14 使用料及び賃借料	11,270	
15 工事請負費	39,666	1 中央図書館運営事業費 【中央図書館】 220,177
18 備品購入費	1,990	(1) 中央図書館運営事業費 156,472
19 負担金、補助及び交付金	16,994	(2) 資料整備事業費 35,407
22 補償、補填及び賠償金	100	(3) 情報機器整備事業費 28,298
28 繰出金	12,332	2 図書館協議会運営費 【中央図書館】 183
1 報酬	183	
8 報償費	876	
9 旅費	90	
11 需用費	14,455	
12 役務費	1,050	

50教育費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(図書館費)					
	55 シティプラザ公共施設維持管理費	147,459	142,528	4,931	そ の 他	13,208
					一般財源	134,251
	60 文化財保護費	140,008	184,467	△44,459	国庫支出金	4,433
					県支出金	1,477
					そ の 他	1,132
					一般財源	132,966

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
13 委託料	224,434	3 大学図書館・公民館図書室等ネットワーク事業費	【中央図書館】 5,837
14 使用料及び賃借料	29,327	4 図書館整備事業費	【中央図書館】 68,759
18 備品購入費	36,000	5 子ども読書活動推進事業費	【中央図書館】 3,445 (1) ブックススタート事業費 411 (2) 子ども読書活動推進事業費 3,034
19 負担金、補助及び交付金	74	6 電子図書館事業費	【中央図書館】 8,088
11 需用費	54,818	1 シティプラザ維持管理事業費	【青少年課】 144,459
12 役務費	1,856	2 シティプラザ維持補修事業費	【青少年課】 3,000
13 委託料	90,100		
14 使用料及び賃借料	679		
19 負担金、補助及び交付金	6		
1 報酬	981	1 あつぎ郷土博物館活動推進事業費	【文化魅力創造課】 16,603 (1) あつぎ郷土博物館活動推進事業費 2,920 (2) あつぎ郷土博物館特別展示事業費 13,683
8 報償費	7,680	2 市史編さん事業費	【文化魅力創造課】 10,179
9 旅費	390	3 文化財事業費	【文化魅力創造課】 1,013
11 需用費	17,712	4 埋蔵文化財事業費	【文化魅力創造課】 45,204
12 役務費	4,089	5 遺跡・史跡公園事業費	【文化魅力創造課】 7,547
13 委託料	84,341	6 郷土芸能事業費	【文化魅力創造課】 3,748 (1) 郷土芸能事業費 3,424 (2) 無形民俗文化財総合調査事業費 324
14 使用料及び賃借料	21,944		
19 負担金、補助及び交付金	2,871		

50教育費

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		7 文化財保護保存補助金等交付事業費 …… 【文化魅力創造課】 2,537 (1) 指定無形民俗文化財育成補助金 540 (2) 指定文化財保存修理等補助金 36 (3) 市指定文化財保存管理奨励交付金 1,065 (4) 郷土芸能伝承補助金 270 (5) 郷土芸能振興支援事業交付金 626 8 あつぎ郷土博物館事業費 …………… 【文化魅力創造課】 53,177 (1) あつぎ郷土博物館維持管理事業費 28,326 (2) あつぎ郷土博物館運営事業費 16,929 (3) 古民家岸邸運営事業費 7,922
1 報酬	3,391	1 職員給与費 …………… 【職員課】 166,095
2 給料	71,817	(1) 職員給与費 141,409
3 職員手当等	68,197	(2) 会計年度任用職員給与費 24,686
4 共済費	26,081	2 市民スポーツ推進事業費 …………… 【スポーツ魅力創】 27,742
8 報償費	1,812	(1) 市民スポーツ活動推進事業費 388
9 旅費	427	(2) スポーツ推進事業補助金 17,467
11 需用費	1,174	(3) あつぎスポーツアカデミー推進事業補助金 4,780
12 役務費	1,030	(4) 市民体力向上推進事業費 1,807
13 委託料	10,312	(5) スポーツ推進計画改定事業費 3,300
14 使用料及び賃借料	1,460	3 社会体育指導者養成事業費 …………… 【スポーツ魅力創】 4,490
19 負担金、補助及び交付金	98,065	4 競技力向上支援事業費 …………… 【スポーツ魅力創】 1,840 (1) 競技団体選手強化事業交付金 40 (2) 全国大会等出場奨励事業費 1,800
		5 スポーツ推進審議会運営費 …………… 【スポーツ魅力創】 444
		6 体育大会開催事業費 …………… 【スポーツ魅力創】 5,980
		7 体育大会選手派遣事業費 …………… 【スポーツ魅力創】 435

50教育費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(保健体育総務費)					
	10 体育施設費	458,192	599,257	△141,065	県支出金	3,500
					市 債	79,200
					そ の 他	32,309
					一般財源	343,183

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		8 体育団体育成事業費 …………… 【スポーツ魅力創】 71,672 (1) スポーツ協会補助金 70,994 (2) レクリエーション協会補助金 296 (3) スポーツ少年団連絡協議会補助金 252 (4) 地区スポーツ振興会長連絡協議会補助金 130 9 スポーツの聖地づくり推進事業費 ……… 【スポーツ魅力創】 3,940 (1) 全国スポーツ大会等開催補助金 800 (2) スポーツ合宿誘致事業補助金 2,240 (3) スポーツ全国リーグ等招致補助金 900 10 スポーツ交流事業費 …………… 【スポーツ魅力創】 390 11 スポーツ振興事務経費 …………… 【スポーツ魅力創】 738
8 報償費	2,054	1 学校体育施設開放事業費 …………… 【スポーツ魅力創】 198
9 旅費	23	2 学校体育施設開放維持補修事業費 ……… 【スポーツ魅力創】
11 需用費	37,966	1,572
12 役務費	13,228	3 体育施設維持管理事業費 …………… 【スポーツ魅力創】 58,218
13 委託料	262,444	4 体育施設維持補修事業費 …………… 【スポーツ魅力創】 12,708
14 使用料及び賃借料	10,726	5 及川球技場維持管理事業費 …………… 【スポーツ魅力創】 33,742
15 工事請負費	74,400	6 及川球技場維持補修事業費 …………… 【スポーツ魅力創】 5,280
16 原材料費	2,505	7 南毛利スポーツセンター維持管理事業費 【スポーツ魅力創】 50,960
18 備品購入費	1,305	8 南毛利スポーツセンター維持補修事業費 【スポーツ魅力創】 1,463
19 負担金、補助及び交付金	53,541	9 南毛利スポーツセンター改修事業費 ……… 【スポーツ魅力創】 70,400 (1) 南毛利スポーツセンター改修事業費(継続費) 70,400

50教育費

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
						区 分	金 額
	(体育施設費)						
60	公債費	5,955,417	5,757,524	197,893			
	5 公債費	5,955,417	5,757,524	197,893			
	5 元金	5,072,241	5,109,791	△37,550	そ の 他	57,636	
					一般財源	5,014,605	
	10 利子	883,176	647,733	235,443	そ の 他	12	
					一般財源	883,164	
70	予備費	100,000	100,000	0			
	5 予備費	100,000	100,000	0			
	5 予備費	100,000	100,000	0	一般財源	100,000	
歳 出 合 計			126,100,000	109,100,000	17,000,000		

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		10 猿ヶ島スポーツセンター維持管理事業費	【スポーツ魅力創】 27,746
		11 猿ヶ島スポーツセンター維持補修事業費	【スポーツ魅力創】 1,287
		12 玉川野球場維持管理事業費	【スポーツ魅力創】 15,451
		13 玉川野球場維持補修事業費	【スポーツ魅力創】 5,720
		14 東町スポーツセンター維持管理事業費 ...	【スポーツ魅力創】 129,135
		15 東町スポーツセンター維持補修事業費 ...	【スポーツ魅力創】 5,500
		16 体育施設事務経費	【スポーツ魅力創】 136
		17 スポーツの聖地づくり環境整備推進事業費	【スポーツ魅力創】 10,780
		(1) スポーツ環境整備推進事業費	10,780
		18 猿ヶ島汚泥貯留地上部利用施設関連維持管理事業費	【河川下水道施設】 27,896
23 償還金、利子及び割引料	5,072,241	1 市債元金償還金	【財政課 ほか】 5,072,241
23 償還金、利子及び割引料	883,176	1 市債利子	【財政課 ほか】 875,176
		2 一時借入金利子	【財政課】 8,000
		1 予備費	【財政課】 100,000

5 0 教育費 6 0 公債費 7 0 予備費

給 与 費

1 特別職

区 分		職 員 数	給 与		
			報 酬	給 料	期末手当 (年間支給率)
本 年 度	長 等	4 ^人	千円	千円 38,688	18,726 ^{千円} (4.4月分)
	議 員	28	153,698		67,627 (4.4月分)
	そ の 他	2,867	221,239		
	計	2,899	374,937	38,688	86,353
前 年 度	長 等	4		38,688	18,513 (4.35月分)
	議 員	28	153,701		66,858 (4.35月分)
	そ の 他	4,128	311,620		
	計	4,160	465,321	38,688	85,371
比 較	長 等	0		0	213
	議 員	0	△ 3		769
	そ の 他	△ 1,261	△ 90,381		
	計	△ 1,261	△ 90,384	0	982

2 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
本 年 度	(1,680) ^人 1,570	千円 1,790,458	千円 6,689,161	千円 6,930,631
前 年 度	(1,705) 1,552	1,657,190	6,468,653	6,476,376
比 較	(△ 25) 18	133,268	220,508	454,255

()内は、短時間勤務職員（再任用）及び一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特殊勤務手当
	本 年 度	千円 208,000	千円 169,852	千円 1,175,997	千円 172,000	千円 17,048
	前 年 度	200,000	138,067	1,139,492	180,000	17,000
	比 較	8,000	31,785	36,505	△ 8,000	48

明 細 書

費			共 済 費	合 計	備 考
地 域 手 当	その他の手当	計			
千円 3,870	千円 25,204	千円 86,488	千円 10,150	千円 96,638	
		221,325	41,037	262,362	
		221,239		221,239	
3,870	25,204	529,052	51,187	580,239	
3,870	9,891	70,962	10,082	81,044	
		220,559	44,364	264,923	
		311,620		311,620	
3,870	9,891	603,141	54,446	657,587	
0	15,313	15,526	68	15,594	
		766	△ 3,327	△ 2,561	
		△ 90,381		△ 90,381	
0	15,313	△ 74,089	△ 3,259	△ 77,348	

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
千円 15,410,250	千円 2,761,597	千円 18,171,847	
14,602,219	2,684,710	17,286,929	
808,031	76,887	884,918	

める職員に比し短い職員であり、外書きである。

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期末勤勉手当	退 職 手 当	児 童 手 当
千円 472,516	千円 265,000	千円 3,865,458	千円 444,000	千円 140,760
455,500	265,000	3,731,697	209,000	140,620
17,016	0	133,761	235,000	140

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
本 年 度	(75) 人 1,438	千円	6,216,383 千円	6,152,660 千円
前 年 度	(112) 1,427		6,023,062	5,770,625
比 較	(△ 37) 11		193,321	382,035

()内は、短時間勤務職員（再任用）であり、外書きである。

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特殊勤務手当
	本 年 度	千円 208,000	千円 145,228	千円 1,101,399	千円 172,000	千円 17,000
	前 年 度	200,000	115,000	1,069,222	180,000	17,000
	比 較	8,000	30,228	32,177	△ 8,000	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
本 年 度	(1,605) 人 132	千円 1,790,458	千円 472,778	千円 777,971
前 年 度	(1,593) 125	1,657,190	445,591	705,751
比 較	(12) 7	133,268	27,187	72,220

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特殊勤務手当
	本 年 度	千円	千円 24,624	千円 74,598	千円	千円 48
	前 年 度		23,067	70,270		
	比 較		1,557	4,328		48

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
12,369,043 ^{千円}	2,389,806 ^{千円}	14,758,849 ^{千円}	
11,793,687	2,360,114	14,153,801	
575,356	29,692	605,048	

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当
443,079 ^{千円}	265,000 ^{千円}	3,226,094 ^{千円}	435,000 ^{千円}	139,860 ^{千円}
425,668	265,000	3,159,015	200,000	139,720
17,411	0	67,079	235,000	140

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
3,041,207 ^{千円}	371,791 ^{千円}	3,412,998 ^{千円}	
2,808,532	324,596	3,133,128	
232,675	47,195	279,870	

外書きである。

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当
29,437 ^{千円}	^{千円}	639,364 ^{千円}	9,000 ^{千円}	900 ^{千円}
29,832		572,682	9,000	900
△ 395		66,682	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
給 料	千円 220,508	給与改定に伴う増減分	千円 212,819
		昇給に伴う増加分	64,687
		その他の増減分	△ 56,998
職 員 手 当 等	454,255	制度改正に伴う増減分	254,862
		その他の増減分	199,393

説 明	備 考
前年度給与改定に伴う増額分	給与改定の状況 前年度 { 給料改定率 3.29% 給与改定実施時期 令和7年4月1日
	平均昇給率 1.0%
定数その他の異動分	会計年度任用職員以外の職員数の異動状況 (現に在職する職員数) (その他) (計) 本 年 度 1,413 人 25 人 1,438 人 前 年 度 1,411 人 16 人 1,427 人 比 較 2 人 9 人 11 人 ※短時間勤務職員（再任用）数を除く。
前年度給与改定等に伴う増減分	千円 扶 養 手 当 9,840 通 勤 手 当 32,363 地 域 手 当 39,063 住 居 手 当 △ 8,460 時間外勤務手当 14,986 期 末 勤 勉 手 当 167,070
	本年度 千円 前年度 千円 比 較 千円 扶 養 手 当 198,160 200,000 △ 1,840 通 勤 手 当 137,489 138,067 △ 578 地 域 手 当 1,136,934 1,139,492 △ 2,558 住 居 手 当 180,460 180,000 460 特 殊 勤 務 手 当 17,048 17,000 48 時 間 外 勤 務 手 当 457,530 455,500 2,030 管 理 職 手 当 265,000 265,000 0 期 末 勤 勉 手 当 3,698,388 3,731,697 △ 33,309 退 職 手 当 444,000 209,000 235,000 児 童 手 当 140,760 140,620 140 計 6,675,769 6,476,376 199,393

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職 (1)	行 政 職 (2)	消 防 職
令和8年 1月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	346,216	370,642	345,473
	平 均 給 与 月 額 (円)	476,805	515,332	527,768
	平 均 年 齢 (歳)	42歳1月	55歳4月	39歳8月
令和7年 1月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	336,114	361,101	334,342
	平 均 給 与 月 額 (円)	459,853	508,491	514,157
	平 均 年 齢 (歳)	42歳3月	54歳6月	39歳8月

イ 初任給

区 分	行 政 職 (1)	行 政 職 (2)	消 防 職	国 の 制 度
				行 政 職 (1)
高 校 卒	213,100 ^円	200,300 ^円	235,100 ^円	200,300 ^円
大 学 卒	242,000		271,600	232,000

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職 (1)			行 政 職 (2)			消 防 職		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
令和 8 年 1 月 1 日現在	1級	(29) 46	(40.3) 4.3	1級	(18)	(100.0)	1級	(5) 13	(31.3) 4.9
	2級	(32) 299	(44.4) 28.0	2級	(18)	(100.0)	2級	(11) 86	(68.7) 32.2
	3級	(11) 132	(15.3) 12.3	3級	1	1.3	3級	45	16.8
	4級	128	12.0	4級	16	21.1	4級	29	10.9
	5級	344	32.2	5級	59	77.6	5級	71	26.6
	6級	88	8.2				6級	19	7.1
	7級	11	1.0				7級	3	1.1
	8級	21	2.0				8級	1	0.4
	計	(72) 1,069	(100.0) 100.0	計	(18) 76	(100.0) 100.0	計	(16) 267	(100.0) 100.0
令和 7 年 1 月 1 日現在	1級	(23) 57	(31.1) 5.3	1級	(25)	(100.0)	1級	(5) 12	(35.7) 4.6
	2級	(38) 281	(51.3) 26.3	2級	(25)	(100.0)	2級	(9) 85	(64.3) 32.3
	3級	(13) 109	(17.6) 10.2	3級	1	1.2	3級	43	16.4
	4級	145	13.6	4級	26	32.1	4級	29	11.0
	5級	357	33.4	5級	54	66.7	5級	71	27.0
	6級	87	8.2				6級	18	6.8
	7級	11	1.0				7級	4	1.5
	8級	21	2.0				8級	1	0.4
	計	(74) 1,068	(100.0) 100.0	計	(25) 81	(100.0) 100.0	計	(14) 263	(100.0) 100.0

()内は、短時間勤務職員（再任用）であり、外書きである。

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
行 政 職 (1)	主事補・技師補	主 事 ・ 技 師	主 任	係 長 ・ 主 査	主幹・副主幹
消 防 職	消 防 士	消 防 副 士 長	主任・消防士長	係 長 ・ 主 査 小 隊 長	主 幹 ・ 副 主 幹 中 隊 長 ・ 小 隊 長
区 分	6 級	7 級	8 級		
行 政 職 (1)	課長・担当課長 課 長 代 理	次長・担当次長 参 事	理 事 ・ 部 長 担 当 部 長		
消 防 職	副 署 長 ・ 課 長 分 署 長 ・ 担 当 課 長 課 長 代 理	次 長 ・ 署 長 参 事	消 防 長		

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
行 政 職 (2)	技能員・業務員	技能員・業務員	技能員・業務員	業 務 主 任	業 務 主 査

エ 昇 給

区 分			合 計	代 表 的 な 職 種		
				行政職 (1)	行政職(2)	消 防 職
本 年 度	職 員 数 (A) (人)		1,437	1,090	79	268
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)		1,342	1,014	65	263
	号給数別内訳	2 号 給 (人)	162	114	30	18
		3 号 給 (人)	38	25	0	13
		4 号 給 (人)	1,142	875	35	232
	比 率 (B)／(A) (%)		93.39	93.03	82.28	98.13
前 年 度	職 員 数 (A) (人)		1,426	1,080	79	267
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)		1,358	1,019	73	266
	号給数別内訳	2 号 給 (人)	160	103	35	22
		3 号 給 (人)	41	32	0	9
		4 号 給 (人)	1,157	884	38	235
	比 率 (B)／(A) (%)		95.23	94.35	92.41	99.63

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の等級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.45) 4.65	有	
前 年 度	(1.2) 2.3	(1.2) 2.3	(2.4) 4.6	有	
国 の 制 度	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.45) 4.65	有	

()内は、再任用職員の支給率である。

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20 年 勤続の者 (月分)	25 年 勤続の者 (月分)	35 年 勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の 加 算 等 措 置	備 考
支給率等	定年 24.586875 早期 26.3655	33.27075	47.709	47.709	定 年 前 早期退職 特例措置 (20%を上限 として加算)、 調整額	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定 年 前 早期退職 特例措置 (45%を上限 として加算)、 調整額	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	全 域
支 給 率 (%)	16
支 給 対 象 職 員 数 (人)	1,438
国の指定基準に基づく支給率 (%)	16

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種		
		行政職(1)	行政職(2)	消 防 職
給料総額に対する比率 (%)	0.31	0.06	0.45	1.27
支給対象職員の比率 (%) (令和8年1月1日現在)	21.10	3.84	67.11	77.15
代表的な特殊勤務手当の名称	社会福祉手当、環境衛生手当、救急業務等手当			

ケ その他の手当

区 分			厚 木 市	国
扶 養 手 当	配 偶 者		支給しない	支給しない
	配 偶 者 以 外 の 扶 養 親 族	子	14,000 円	13,000 円
		父 母 等	行政職(1)7級以下相当の職員 7,500円 行政職(1)8級相当の職員 3,500円	行政職(1)7級以下相当の職員 6,500円 行政職(1)8級相当の職員 3,500円
	15歳に達する日後の最初の 4月1日から22歳に達する日 以 後 の 最 初 の 3 月 31 日 ま で の 間 に あ る 子		1 人につき5,000円を加算	1 人につき5,000円を加算
住 居 手 当			27,000円を限度	28,000円を限度
通 勤 手 当			55,000円を限度 (片道2km未満を除く。)	150,000円を限度 (片道2km未満を除く。)

継続費についての令和6年度末までの支出
額の見込み及び令和8年度以降の支出予定

款	項	事業名	全 体 計 画				
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳		
					特 定 財 源		
					国県支出金	市 債	そ の 他
15 民 生 費	5 社 会 福 祉 費	保 健 福 祉 センター維持補修事業	令和8年度				
			令和9年度	218,442		216,200	
			令和10年度	54,611		54,000	
			計	273,053		270,200	
		保 健 福 祉 センター改修事業（長寿命化）	令和8年度				
			令和9年度	706,156		699,000	
			令和10年度	176,539		174,700	
			計	882,695		873,700	
	10 児 童 福 祉 費	（仮称）未来館整備事業	令和5年度	5,255	2,627	2,500	
			令和6年度	77,245	3,928	55,500	
			令和7年度				
			令和8年度	577,258	130,264	425,800	
			令和9年度	595,356		558,100	
			計	1,255,114	136,819	1,041,900	
		プラネタリウム投影機器等整備事業	令和8年度				
			令和9年度	283,800		266,000	
			計	283,800		266,000	
		道路交通環境整備事業	令和8年度	40,000	14,300	25,400	
			令和9年度	60,000	24,200	35,400	
			計	100,000	38,500	60,800	
		歩道整備事業	令和8年度	50,000		49,500	
			令和9年度	100,000		99,000	
			計	150,000		148,500	
40 土 木 費	10 道 路 橋 りょう費	道路交通環境整備事業	令和8年度	40,000	14,300	25,400	
			令和9年度	60,000	24,200	35,400	
			計	100,000	38,500	60,800	
		歩道整備事業	令和8年度	50,000		49,500	
			令和9年度	100,000		99,000	
			計	150,000		148,500	

額、令和7年度末までの支出額又は支出
額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位：千円・%)

	令和6年度末 までの支出額	令和7年度末 までの支出 (見込)額	令和8年度 支出予定額	令和8年度末 までの 支出予定額	令和9年度 以降 支出予定額	継続費の総 額に対する 進捗率
一般財源						
						0.0
2,242					218,442	80.0
611					54,611	20.0
2,853					273,053	100.0
						0.0
7,156					706,156	80.0
1,839					176,539	20.0
8,995					882,695	100.0
128	5,255	5,255		5,255		0.4
17,817	77,245	77,245		77,245		6.2
						0.0
21,194			577,258	577,258		46.0
37,256					595,356	47.4
76,395	82,500	82,500	577,258	659,758	595,356	100.0
						0.0
17,800					283,800	100.0
17,800					283,800	100.0
300			40,000	40,000		40.0
400					60,000	60.0
700			40,000	40,000	60,000	100.0
500			50,000	50,000		33.3
1,000					100,000	66.7
1,500			50,000	50,000	100,000	100.0

款	項	事業名	全 体 計 画				
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳		
					特 定 財 源		
					国県支出金	市 債	そ の 他
(土木費)	20 都 市 費 計 画 費	複 合 施 設 事 業 建 設 事 業	令和 5年度	1,529,036	167,023	723,000	600,000
			令和 6年度	930,209	268,715	636,900	
			令和 7年度	6,526,699	277,600	3,796,000	2,200,000
			令和 8年度	17,715,793	2,101,722	9,779,600	5,300,000
			令和 9年度	4,877,974		363,700	4,490,000
			計	31,579,711	2,815,060	15,299,200	12,590,000
		複 合 施 設 周 辺 整 備 事 業 (そ の 2)	令和 8年度	45,000	14,850	28,800	
			令和 9年度	45,000	12,650	30,800	
			計	90,000	27,500	59,600	
		運 動 公 園 長 寿 命 化 事 業	令和 8年度	435,808	217,366	196,400	
			令和 9年度	1,016,885	507,188	458,200	
			計	1,452,693	724,554	654,600	
50 教 育 費	10 小 学 校 費	依 知 南 小 学 校 施 設 整 備 事 業	令和 7年度	531,965		498,600	
			令和 8年度	559,483		523,700	
			令和 9年度	2,418,873		2,124,000	
			令和 10年度	64,322		51,900	
			計	3,574,643		3,198,200	
		緑ヶ丘小 学 校 施 設 整 備 事 業	令和 7年度	323,899	5,439	298,000	
			令和 8年度	999,168		932,500	
			令和 9年度	2,786,204		2,416,800	
			令和 10年度	43,619		26,000	
			計	4,152,890	5,439	3,673,300	
		北 小 学 校 施 設 整 備 事 業	令和 8年度	180,969		171,600	
			令和 9年度	1,914,114		1,865,200	
			令和 10年度	1,986,424		1,862,400	
			計	4,081,507		3,899,200	

(単位：千円・%)

	令和6年度末 までの支出額	令和7年度末 までの支出 (見込)額	令和8年度 支出予定額	令和8年度末 までの 支出予定額	令和9年度 以降 支出予定額	継続費の総 額に対する 進捗率
一般財源						
39,013	112,715	112,715		112,715		0.4
24,594	1,449,953	1,449,953		1,449,953		4.6
253,099		7,423,276		7,423,276		23.5
534,471			17,715,793	17,715,793		56.1
24,274					4,877,974	15.4
875,451	1,562,668	8,985,944	17,715,793	26,701,737	4,877,974	100.0
1,350			45,000	45,000		50.0
1,550					45,000	50.0
2,900			45,000	45,000	45,000	100.0
22,042			435,808	435,808		30.0
51,498					1,016,885	70.0
73,540			435,808	435,808	1,016,885	100.0
33,365		531,965		531,965		14.9
35,783			559,483	559,483		15.6
294,873					2,418,873	67.7
12,422					64,322	1.8
376,443		531,965	559,483	1,091,448	2,483,195	100.0
20,460		323,899		323,899		7.8
66,668			999,168	999,168		24.1
369,404					2,786,204	67.1
17,619					43,619	1.0
474,151		323,899	999,168	1,323,067	2,829,823	100.0
9,369			180,969	180,969		4.4
48,914					1,914,114	46.9
124,024					1,986,424	48.7
182,307			180,969	180,969	3,900,538	100.0

款	項	事業名	全 体 計 画				
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳		
					特 定 財 源		
					国県支出金	市 債	そ の 他
(教育費)	25 保 健 体 育 費	南 毛 利 ス ポ ー ツ セ ン タ ー 改 修 事 業	令和 7年度	105,600		105,600	
			令和 8年度	70,400		70,400	
			計	176,000		176,000	

(単位：千円・%)

	令和6年度末 までの支出額	令和7年度末 までの支出 (見込)額	令和8年度 支出予定額	令和8年度末 までの 支出予定額	令和9年度 以降 の支出予定額	継続費の総 額に対する 進捗率
一般財源		105,600		105,600		60.0
			70,400	70,400		40.0
		105,600	70,400	176,000		100.0

債務負担行為で令和9年度以降にわた
支出額又は支出額の見込み及び令和8

事 項	限 度 額
街 路 灯 (L E D 照 明) 賃 借 料 (平成30年度分)	387,504 ^{千円}
消 防 団 第 4 分 団 第 3 部 器 具 置 場 賃 借 料 (平成30年度分)	39,234
文 化 財 収 蔵 施 設 賃 借 料 (平成30年度分)	160,000
公 園 灯 L E D 賃 借 料 (令和元年度分)	136,300
消 防 団 第 4 分 団 第 2 部 器 具 置 場 賃 借 料 (令和元年度分)	57,834
ふ れ あ い プ ラ ザ 再 整 備 事 業 経 費 (令和2年度分)	4,554,427千円に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額
消 防 団 第 7 分 団 第 3 部 器 具 置 場 賃 借 料 (令和2年度分)	49,000
(仮称)厚木市学校給食センター整備運営事業経費 (令和2年度分)	9,540,300千円に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加算した金額
消 防 団 第 7 分 団 第 2 部 器 具 置 場 賃 借 料 (令和3年度分)	45,430
文 化 会 館 指 定 管 理 料 (令和4年度分)	326,200
文 化 会 館 改 修 事 業 経 費 (令和4年度分)	5,409,373千円に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額
小 鮎 保 育 所 賃 借 料 (令和4年度分)	316,756
粗 大 ご み 収 集 管 理 シ ス テ ム 賃 借 料 (令和4年度分)	33,984
資 源 化 セ ン タ ー 空 調 機 賃 借 料 (令和4年度分)	21,208
ふ れ あ い プ ラ ザ 再 整 備 事 業 経 費 (その2) (令和4年度分)	42,951千円に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額
ふ れ あ い プ ラ ザ 再 整 備 事 業 経 費 (その3) (令和4年度分)	84,209千円に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額
生 活 利 便 施 設 立 地 促 進 事 業 補 助 金 (令和4年度分)	121,000
生 活 利 便 施 設 立 地 促 進 事 業 補 助 金 (その2) (令和4年度分)	21,000
消 防 団 第 2 分 団 第 1 部 器 具 置 場 賃 借 料 (令和4年度分)	44,840
小 学 校 特 別 教 室 冷 暖 房 設 備 賃 借 料 (令和4年度分)	167,670
東 町 ス ポ ー ツ セ ン タ ー ト レ ー ニ ン グ 機 器 賃 借 料 (令和4年度分)	6,772
神 奈 川 情 報 セ キ ュ リ テ ィ ク ラ ウ ド 利 用 料 (令和5年度分)	202,066
例 規 シ ス テ ム 等 管 理 運 用 等 委 託 経 費 (令和5年度分)	9,282
厚 木 市 営 自 転 車 等 駐 車 場 指 定 管 理 料 (令和5年度分)	566,700
窓 口 等 業 務 委 託 経 費 (令和5年度分)	560,664
市 民 窓 口 支 援 シ ス テ ム 運 用 保 守 業 務 委 託 経 費 (令和5年度分)	55,200
厚 木 市 戸 籍 総 合 シ ス テ ム 利 用 料 (令和5年度分)	55,020
電 解 水 生 成 装 置 使 用 料 (令和5年度分)	3,770
斎 場 予 約 シ ス テ ム サ ー ビ ス 利 用 料 (令和5年度分)	7,089
資 源 化 セ ン タ ー ス プ レ ー 缶 等 処 理 装 置 賃 借 料 (令和5年度分)	13,728
企 業 立 地 元 気 ア ッ プ サ ポ ー ト 事 業 奨 励 金 (令和5年度分)	160,000
道 路 維 持 補 修 作 業 車 等 賃 借 料 (令和5年度分)	11,491

るものについての令和7年度末までの
年度以降の支出予定額等に関する調書

令和7年度末までの支出（見込）額		令和8年度以降の支出予定額		左の財源内訳
期 間	金 額	期 間	金 額	
令和元年度～ 令和7年度	69,602 ^{千円}	令和8年度～ 令和10年度	317,902 ^{千円}	一般財源等
令和元年度～ 令和7年度	25,094	令和8年度～ 令和10年度	14,140	〃
令和元年度～ 令和7年度	104,873	令和8年度～ 令和10年度	55,127	〃
令和2年度～ 令和7年度	54,820	令和8年度～ 令和11年度	81,480	〃
令和2年度～ 令和7年度	34,940	令和8年度～ 令和11年度	22,894	〃
令和3年度～ 令和7年度	3,081,323	令和8年度～ 令和20年度	限度額から前年度末までの支 出（見込）額を控除した額	〃
令和3年度～ 令和7年度	24,618	令和8年度～ 令和12年度	24,382	〃
令和3年度～ 令和7年度	3,997,327	令和8年度～ 令和19年度	限度額から前年度末までの支 出（見込）額を控除した額	〃
令和4年度～ 令和7年度	18,375	令和8年度～ 令和13年度	27,055	〃
令和5年度～ 令和7年度	214,641	令和8年度～ 令和9年度	111,559	〃
令和5年度～ 令和7年度	4,610,625	令和8年度～ 令和16年度	限度額から前年度末までの支 出（見込）額を控除した額	〃
令和5年度～ 令和7年度	72,500	令和8年度～ 令和14年度	244,256	〃
令和5年度～ 令和7年度	21,464	令和8年度～ 令和9年度	12,520	〃
令和5年度～ 令和7年度	7,105	令和8年度～ 令和11年度	14,103	〃
令和5年度～ 令和7年度	37,881	令和8年度～ 令和20年度	限度額から前年度末までの支 出（見込）額を控除した額	〃
令和5年度～ 令和7年度	22,582	令和8年度～ 令和21年度	限度額から前年度末までの支 出（見込）額を控除した額	〃
令和5年度～ 令和7年度	72,600	令和8年度～ 令和9年度	48,400	〃
令和5年度～ 令和7年度	12,600	令和8年度～ 令和9年度	8,400	〃
令和5年度～ 令和7年度	13,623	令和8年度～ 令和14年度	31,217	〃
令和5年度～ 令和7年度	44,273	令和8年度～ 令和14年度	123,397	〃
令和5年度～ 令和7年度	3,877	令和8年度～ 令和9年度	2,895	〃
令和6年度～ 令和7年度	100,776	令和8年度～ 令和9年度	101,290	〃
令和6年度～ 令和7年度	3,344	令和8年度～ 令和10年度	5,938	〃
令和6年度～ 令和7年度	226,680	令和8年度～ 令和10年度	340,020	〃
令和6年度～ 令和7年度	320,628	令和8年度～ 令和9年度	240,036	〃
令和6年度～ 令和7年度	16,494	令和8年度～ 令和10年度	38,706	〃
令和6年度～ 令和7年度	21,992	令和8年度～ 令和10年度	33,028	〃
令和6年度～ 令和7年度	1,739	令和8年度～ 令和10年度	2,031	〃
令和6年度～ 令和7年度	3,168	令和8年度～ 令和10年度	3,921	〃
令和6年度～ 令和7年度	5,861	令和8年度～ 令和10年度	7,867	〃
令和6年度～ 令和7年度	40,000	令和8年度～ 令和9年度	120,000	〃
令和6年度～ 令和7年度	4,330	令和8年度～ 令和10年度	7,161	〃

事 項	限 度 額
農 業 用 昭 和 用 水 利 用 負 担 金 (令和5年度分)	16,188 ^{千円}
土砂災害用重機・重機等運搬車賃借料 (令和5年度分)	16,641
消防団第8分団第6部器具置場賃借料 (令和5年度分)	53,800
小型動力ポンプ付積載車賃借料 (令和5年度分)	42,480
水槽付消防ポンプ自動車賃借料 (令和5年度分)	73,920
災害対策車賃借料 (令和5年度分)	4,882
小学校特別教室冷暖房設備賃借料 (令和5年度分)	252,561
依知南小学校仮設校舎賃借料 (令和5年度分)	701,522
緑ヶ丘小学校仮設校舎賃借料 (令和5年度分)	989,340
上荻野小学校給食調理場空調設備賃借料 (令和5年度分)	27,456
マイクロフィルム保存等業務委託経費 (令和6年度分)	2,738
文書保存等業務委託経費 (令和6年度分)	55,801
文化会館維持管理・運営モニタリング業務委託経費 (令和6年度分)	12,595
固定資産評価システム利用料 (令和6年度分)	22,952
戸籍証明コンビニ交付運用業務委託経費 (令和6年度分)	14,784
児童発達支援センター業務委託経費 (令和6年度分)	363,000
あつぎ市民交流プラザ託児室他一時預かり業務委託経費 (令和6年度分)	78,408
あつぎ健康相談ダイヤル24事業業務委託経費 (令和6年度分)	33,800
公共施設脱炭素化推進事業経費 (令和6年度分)	2,401,659
企業立地サポート事業奨励金 (令和6年度分)	135,500
道路維持補修作業車等賃借料 (令和6年度分)	76,692
ぼうさいの丘公園非常用発電機賃借料 (令和6年度分)	167,550
消防団第5分団第3部器具置場賃借料 (令和6年度分)	50,298
小型動力ポンプ付積載車賃借料 (令和6年度分)	42,480
救助工作車賃借料 (令和6年度分)	145,200
災害対策車賃借料 (令和6年度分)	5,325
教育情報ネットワークシステム利用料 (令和6年度分)	1,120,020
校務支援システム利用料 (令和6年度分)	230,020
拠点ネットワーク運用設備利用料 (令和6年度分)	135,942
小中学校特別教室冷暖房設備賃借料 (令和6年度分)	369,808
小中学校体育館冷暖房設備賃借料 (令和6年度分)	498,000
南部学校給食センター配送業務委託経費 (令和6年度分)	116,856

令和7年度末までの支出（見込）額		令和8年度以降の支出予定額		左の財源内訳
期 間	金 額	期 間	金 額	
令和6年度～ 令和7年度	8,094 ^{千円}	令和8年度～ 令和9年度	8,094 ^{千円}	一般財源等
令和6年度～ 令和7年度	3,156	令和8年度～ 令和15年度	13,485	〃
令和6年度～ 令和7年度	10,846	令和8年度～ 令和15年度	42,954	〃
令和6年度～ 令和7年度	8,514	令和8年度～ 令和15年度	33,966	〃
令和6年度～ 令和7年度	11,063	令和8年度～ 令和16年度	62,857	〃
令和6年度～ 令和7年度	906	令和8年度～ 令和15年度	3,976	〃
令和6年度～ 令和7年度	44,088	令和8年度～ 令和15年度	208,473	〃
令和6年度～ 令和7年度	232,876	令和8年度～ 令和10年度	468,646	〃
令和6年度～ 令和7年度	195,228	令和8年度～ 令和10年度	794,112	〃
令和6年度～ 令和7年度	5,492	令和8年度～ 令和15年度	21,964	〃
令和7年度	288	令和8年度～ 令和11年度	2,450	〃
令和7年度	8,781	令和8年度～ 令和11年度	47,020	〃
令和7年度	3,011	令和8年度～ 令和11年度	9,584	〃
令和7年度	6,983	令和8年度～ 令和10年度	15,969	〃
令和7年度	3,696	令和8年度～ 令和10年度	11,088	〃
令和7年度	72,600	令和8年度～ 令和11年度	290,400	〃
令和7年度	19,440	令和8年度～ 令和9年度	58,968	〃
令和7年度	8,712	令和8年度～ 令和9年度	25,088	〃
令和7年度	107,028	令和8年度～ 令和27年度	2,294,631	〃
令和7年度	20,000	令和8年度～ 令和10年度	115,500	〃
令和7年度	7,270	令和8年度～ 令和17年度	69,422	〃
令和7年度	4,521	令和8年度～ 令和17年度	163,029	〃
令和7年度	5,056	令和8年度～ 令和16年度	45,242	〃
令和7年度	4,226	令和8年度～ 令和16年度	38,254	〃
令和7年度	4,810	令和8年度～ 令和17年度	140,390	〃
令和7年度	538	令和8年度～ 令和16年度	4,787	〃
令和7年度	164,268	令和8年度～ 令和12年度	955,752	〃
令和7年度	4,712	令和8年度～ 令和12年度	225,308	〃
令和7年度	2,167	令和8年度～ 令和12年度	133,775	〃
令和7年度	35,250	令和8年度～ 令和16年度	334,558	〃
令和7年度	41,625	令和8年度～ 令和16年度	456,375	〃
令和7年度	31,255	令和8年度～ 令和9年度	85,601	〃

事 項	限 度 額
荻野運動公園指定管理料（令和6年度分）	1,541,868 千円
小学校給食調理等業務委託経費（令和6年度分）	265,571
自家用電気工作物保安業務委託経費（令和7年度分）	69,788
議場システム機器購入経費（令和7年度分）	270,000
ふるさと納税推進業務委託経費（令和7年度分）	寄附金額に6.5%を乗じた額に消費税及び地方消費税を加算した額
内部系情報システム利用料（令和7年度分）	960,531
ガバメントクラウドネットワーク環境構築業務委託経費（令和7年度分）	35,554
基幹系情報システム等使用料（令和7年度分）	2,486,944
滞納管理システム使用料（令和7年度分）	188,100
文化会館維持管理・運営モニタリング業務委託経費（その2）（令和7年度分）	319千円に物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額
七沢自然ふれあいセンター施設運営業務委託経費（令和7年度分）	196,395
特別徴収税額通知書作成等業務委託経費（令和7年度分）	12,895
家屋評価システム利用料（令和7年度分）	9,653
マイナンバーカードセンター賃借料（令和7年度分）	14,577
福祉総合情報システムサービス利用料（令和7年度分）	625,746
標準準拠版生活保護システムクラウドサービス利用料（令和7年度分）	47,778
児童クラブシステムサービス利用料（令和7年度分）	13,105
南毛利保育所給食調理業務委託経費（令和7年度分）	60,000
市民参加型生き物調査業務委託経費（令和7年度分）	5,000
プラスチック製容器包装中間処理業務委託経費（令和7年度分）	250,906
粗大ごみ収集管理システムキャッシュレス決済サービス等利用料（令和7年度分）	1,179
資源化センター空調機賃借料（令和7年度分）	15,918
企業立地サポート事業奨励金（令和7年度分）	95,000
アミューあつぎ不動産賃貸借及び運営管理業務委託経費（令和7年度分）	1,377,899
厚木バイパス線無電柱化整備予備設計委託経費（令和7年度分）	17,000
道路維持補修作業車等賃借料（令和7年度分）	58,564
庁内GIS・都市計画支援システム等サービス使用料（令和7年度分）	30,200
複合施設移転マネジメント業務委託経費（令和7年度分）	186,039
荻野運動公園スポーツトラクター賃借料（令和7年度分）	4,600
NET119緊急通報システム使用料（令和7年度分）	3,300
映像伝送システム使用料（令和7年度分）	2,112
消防団第7分団第9部器具置場賃借料（令和7年度分）	64,290

令和7年度末までの支出（見込）額		令和8年度以降の支出予定額		左の財源内訳
期 間	金 額	期 間	金 額	
令和7年度	307,412 ^{千円}	令和8年度～ 令和11年度	1,234,456 ^{千円}	一般財源等
令和7年度	72,028	令和8年度～ 令和9年度	193,543	〃
		令和8年度～ 令和9年度	69,788	〃
		令和8年度～ 令和9年度	270,000	〃
		令和8年度～ 令和11年度	寄附金額に6.5%を乗じた額に消費税 及び地方消費税を加算した額	〃
		令和8年度～ 令和13年度	960,531	〃
		令和8年度～ 令和12年度	35,554	〃
		令和8年度～ 令和12年度	2,486,944	〃
		令和8年度～ 令和12年度	188,100	〃
		令和8年度～ 令和11年度	319千円に物価変動による増減額並びに消費 税及び地方消費税を加算した額	〃
		令和8年度～ 令和12年度	196,395	〃
		令和8年度～ 令和9年度	12,895	〃
		令和8年度～ 令和12年度	9,653	〃
		令和8年度～ 令和9年度	14,577	〃
		令和8年度～ 令和12年度	625,746	〃
		令和8年度～ 令和12年度	47,778	〃
		令和8年度～ 令和12年度	13,105	〃
		令和8年度～ 令和9年度	60,000	〃
		令和8年度～ 令和9年度	5,000	〃
		令和8年度～ 令和10年度	250,906	〃
		令和8年度～ 令和9年度	1,179	〃
		令和8年度～ 令和13年度	15,918	〃
		令和8年度～ 令和11年度	95,000	〃
		令和8年度～ 令和12年度	1,377,899	〃
		令和8年度～ 令和9年度	17,000	〃
		令和8年度～ 令和12年度	58,564	〃
		令和8年度～ 令和12年度	30,200	〃
		令和8年度～ 令和9年度	186,039	〃
		令和8年度～ 令和12年度	4,600	〃
		令和8年度～ 令和9年度	3,300	〃
		令和8年度～ 令和9年度	2,112	〃
		令和8年度～ 令和17年度	64,290	〃

事 項	限 度 額
小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車 賃 借 料 (令和7年度分)	36,000 ^{千円}
消 防 ポ ン プ 自 動 車 賃 借 料 (令和7年度分)	61,800
防 災 行 政 無 線 更 新 整 備 事 業 経 費 (令和7年度分)	1,758,250
外 国 語 指 導 助 手 派 遣 業 務 委 託 経 費 (令和7年度分)	179,955
A I 型 デ ジ タ ル ド リ ル 利 用 料 (令和7年度分)	48,400
学 籍 ・ 就 学 援 助 シ ス テ ム 利 用 料 (令和7年度分)	20,560
中 学 校 特 別 教 室 冷 暖 房 設 備 賃 借 料 (令和7年度分)	424,710
小 中 学 校 体 育 館 冷 暖 房 設 備 賃 借 料 (令和7年度分)	702,920
小 中 学 校 体 育 館 冷 暖 房 設 備 賃 借 料 (その2) (令和7年度分)	804,960
緑ヶ丘小学校仮設校舎賃借料 (その2) (令和7年度分)	4,368
北 小 学 校 仮 設 校 舎 賃 借 料 (令和7年度分)	1,159,026
小 学 校 給 食 調 理 等 業 務 委 託 経 費 (令和7年度分)	513,741
依 知 南 小 学 校 給 食 配 送 業 務 委 託 経 費 (令和7年度分)	11,286
学 校 給 食 費 管 理 シ ス テ ム 使 用 料 (令和7年度分)	32,819
第 2 期 G I G A ス ク ー ル 端 末 展 開 ・ 運 用 保 守 業 務 委 託 経 費 (令和7年度分)	145,200
南 部 学 校 給 食 セ ン タ ー 調 理 等 業 務 委 託 経 費 (令和7年度分)	354,980
依 知 北 公 民 館 エ レ ベ ー タ ー 更 新 事 業 経 費 (令和7年度分)	19,800
厚 木 市 複 合 施 設 図 書 館 書 架 等 調 達 業 務 委 託 経 費 (令和7年度分)	537,361
あ つ ぎ 郷 土 博 物 館 音 声 ガ イ ド シ ス テ ム 使 用 料 (令和7年度分)	792
施 設 清 掃 ・ 警 備 等 業 務 委 託 経 費 (令和8年度分)	97,911
廃 棄 物 処 理 業 務 委 託 経 費 (令和8年度分)	8,619
自 家 用 電 気 工 作 物 保 安 業 務 委 託 経 費 (令和8年度分)	1,690
市 議 会 会 議 録 作 成 業 務 委 託 経 費 (令和8年度分)	1,693
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ツ ー ル 利 用 料 (令和8年度分)	286
電 子 契 約 シ ス テ ム 利 用 料 (令和8年度分)	1,755
職 員 雇 入 時 健 康 診 断 業 務 委 託 経 費 (令和8年度分)	88
ホ ー ム ペ ー ジ 作 成 シ ス テ ム 利 用 料 (令和8年度分)	22,448
電 子 申 請 シ ス テ ム 利 用 料 (令和8年度分)	7,018
W E B - G I S シ ス テ ム 利 用 料 (令和8年度分)	465
施 設 予 約 シ ス テ ム サ ー ビ ス 利 用 料 (令和8年度分)	1,331
新 庁 舎 ネ ッ ト ワ ー ク サ ー ビ ス 等 利 用 料 (令和8年度分)	1,213,013
新 庁 舎 自 営 光 ファイバ回線敷設業務委託経費 (令和8年度分)	181,500

令和 7 年度末までの支出（見込） 額		令和 8 年度以降の支出予定額		左の財源内訳
期 間	金 額	期 間	金 額	
	千円	令和 8 年度～ 令和18年度	36,000 千円	一般財源等
		令和 8 年度～ 令和19年度	61,800	〃
		令和 8 年度～ 令和10年度	1,758,250	〃
		令和 8 年度～ 令和10年度	179,955	〃
		令和 8 年度～ 令和11年度	48,400	〃
		令和 8 年度～ 令和12年度	20,560	〃
		令和 8 年度～ 令和17年度	424,710	〃
		令和 8 年度～ 令和17年度	702,920	〃
		令和 8 年度～ 令和18年度	804,960	〃
		令和 8 年度～ 令和10年度	4,368	〃
		令和 8 年度～ 令和11年度	1,159,026	〃
		令和 8 年度～ 令和10年度	513,741	〃
		令和 8 年度～ 令和 9 年度	11,286	〃
		令和 8 年度～ 令和12年度	32,819	〃
		令和 8 年度～ 令和12年度	145,200	〃
		令和 8 年度～ 令和10年度	354,980	〃
		令和 8 年度～ 令和 9 年度	19,800	〃
		令和 8 年度～ 令和 9 年度	537,361	〃
		令和 8 年度～ 令和 9 年度	792	〃
		令和 9 年度	97,911	〃
		令和 9 年度	8,619	〃
		令和 9 年度～ 令和10年度	1,690	〃
		令和 9 年度	1,693	〃
		令和 9 年度～ 令和10年度	286	〃
		令和 9 年度～ 令和13年度	1,755	〃
		令和 9 年度	88	〃
		令和 9 年度～ 令和12年度	22,448	〃
		令和 9 年度～ 令和12年度	7,018	〃
		令和 9 年度	465	〃
		令和 9 年度	1,331	〃
		令和 9 年度～ 令和14年度	1,213,013	〃
		令和 9 年度	181,500	〃

事 項	限 度 額
神奈川情報セキュリティクラウド利用料（その２）（令和８年度分）	18,385 ^{千円}
グループウェアサービス等利用料（令和８年度分）	2,251,307
磁気テープ外部保管委託経費（令和８年度分）	66
基幹系情報システム等使用料（その２）（令和８年度分）	675,470
特定歴史公文書等保存等業務委託経費（令和８年度分）	40,722
本庁舎解体設計業務委託経費（令和８年度分）	11,380
複合施設等総合管理業務委託経費（令和８年度分）	1,980,000
複合施設等備品購入経費（令和８年度分）	1,585,000
広報あつぎ配送業務委託経費（令和８年度分）	689
広報あつぎ等作成業務委託経費（令和８年度分）	7,535
七沢自然ふれあいセンター宿泊棟空調等設備改修工事経費（令和８年度分）	177,496
七沢自然ふれあいセンター寝具一式賃貸借料（令和８年度分）	1,617
未来・図書館窓口等業務委託経費（令和８年度分）	2,550,787
軽自動車税等申告書等入力業務委託経費（令和８年度分）	1,617
納税通知書作成等業務委託経費（令和８年度分）	21,338
特別徴収税額通知書作成等業務委託経費（令和８年度分）	14,747
エルタックス・国税連携ＡＳＰサービス使用料（令和８年度分）	8,938
厚木市戸籍総合システム利用料（その２）（令和８年度分）	4,964
総合窓口等業務委託経費（令和８年度分）	1,002,078
投票所器材配送回収業務委託経費（令和８年度分）	990
選挙公報新聞折込業務委託経費（令和８年度分）	963
ポスター掲示場設置撤去業務委託経費（令和８年度分）	7,865
開票所設営撤去業務委託経費（令和８年度分）	825
投票所事務従事者派遣業務経費（令和８年度分）	2,286
期日前投票所事務従事者派遣業務経費（令和８年度分）	3,541
期日前投票所養生業務委託経費（令和８年度分）	935
投票管理システム運用支援委託経費（令和８年度分）	6,050
健康スイミング事業運営業務委託経費（令和８年度分）	3,700
避難行動要支援者避難支援計画書の作成のお願い封入封かん等業務委託経費（令和８年度分）	2,414
地域包括支援センター運営委託経費（令和８年度分）	35,418
第２層協議体設置委託経費（令和８年度分）	100
障害者介護給付費等審査会システム利用料（令和８年度分）	1,650

令和 7 年度末までの支出（見込）額		令和 8 年度以降の支出予定額		左の財源内訳
期 間	金 額	期 間	金 額	
	千円	令和 9 年度	18,385 千円	一般財源等
		令和 9 年度～ 令和14年度	2,251,307	〃
		令和 9 年度	66	〃
		令和 9 年度～ 令和12年度	675,470	〃
		令和 9 年度～ 令和13年度	40,722	〃
		令和 9 年度	11,380	〃
		令和 9 年度～ 令和11年度	1,980,000	〃
		令和 9 年度	1,585,000	〃
		令和 9 年度	689	〃
		令和 9 年度	7,535	〃
		令和 9 年度	177,496	〃
		令和 9 年度	1,617	〃
		令和 9 年度～ 令和14年度	2,550,787	〃
		令和 9 年度	1,617	〃
		令和 9 年度	21,338	〃
		令和 9 年度～ 令和10年度	14,747	〃
		令和 9 年度～ 令和11年度	8,938	〃
		令和 9 年度～ 令和10年度	4,964	〃
		令和 9 年度～ 令和12年度	1,002,078	〃
		令和 9 年度	990	〃
		令和 9 年度	963	〃
		令和 9 年度	7,865	〃
		令和 9 年度	825	〃
		令和 9 年度	2,286	〃
		令和 9 年度	3,541	〃
		令和 9 年度	935	〃
		令和 9 年度	6,050	〃
		令和 9 年度	3,700	〃
		令和 9 年度	2,414	〃
		令和 9 年度	35,418	〃
		令和 9 年度	100	〃
		令和 9 年度～ 令和13年度	1,650	〃

事 項	限 度 額
緊急通報システム事業業務委託経費（令和８年度分）	35 千円
老人福祉センター寿荘トレーニング室 管理運営業務委託経費（令和８年度分）	517
保健福祉センター設備保守管理等業務委託経費（令和８年度分）	4,035
子育て日常生活支援業務委託経費（令和８年度分）	21,771
幼稚園送迎ステーション送迎等業務委託経費（令和８年度分）	17,948
子育て支援センター改修設計委託経費（令和８年度分）	50,000
こども家庭相談管理システム使用料（令和８年度分）	26,400
公共施設における食品廃棄物収集・運搬等業務委託経費（令和８年度分）	7,092
保 育 所 給 食 材 料 費（令和８年度分）	単価に発注数量を乗じた額
相川保育所改修（機能回復）工事経費（令和８年度分）	69,842
保育所職員細菌検査業務委託経費（令和８年度分）	185
がん検診等受診券作成及び封入封かん業務委託経費（令和８年度分）	4,545
地 域 美 化 清 掃 業 務 委 託 経 費（令和８年度分）	627
公 共 施 設 脱 炭 素 化 推 進 事 業 経 費（令和８年度分）	P P A 事業によって設置する太陽光発電 設備から発電される電気量に単価を乗じた額
環境センターストックヤード新築及び 修理庫等改修工事経費（令和８年度分）	320,045
粗大ごみ等受入業務委託経費（令和８年度分）	10,459
ごみ収集車購入経費（令和８年度分）	14,500
資源化センター選別処理等業務委託経費（令和８年度分）	429,780
食品廃棄物飼料化業務委託経費（令和８年度分）	3,588
事業系食品廃棄物資源化業務委託経費（令和８年度分）	15,766
国際園芸博覧会屋外出展事業負担金（令和８年度分）	11,445
企業立地サポート事業奨励金（令和８年度分）	280,000
第63回あつぎ飯山桜まつり事業委託経費（令和８年度分）	2,000
道路維持補修作業車等賃借料（令和８年度分）	47,520
複合施設電話回線等引込負担金（令和８年度分）	13,189
救急活動等酸素ボンベ充填業務経費（令和８年度分）	109
救急活動用毛布等クリーニング業務経費（令和８年度分）	53
1 1 9 番多言語電話通訳業務委託経費（令和８年度分）	172
高機能消防指令センター長期保守管理業務委託経費（令和８年度分）	36,751
傷病者情報共有システム導入・運用業務委託経費（令和８年度分）	15,355
高機能消防指令センター設備機器購入経費（令和８年度分）	1,375,000
消防団第２分団第８部器具置場賃借料（令和８年度分）	64,290

令和 7 年度末までの支出（見込）額		令和 8 年度以降の支出予定額		左の財源内訳
期 間	金 額	期 間	金 額	
	千円	令和 9 年度	35 千円	一般財源等
		令和 9 年度	517	〃
		令和 9 年度	4,035	〃
		令和 9 年度	21,771	〃
		令和 9 年度	17,948	〃
		令和 9 年度	50,000	〃
		令和 9 年度～ 令和13年度	26,400	〃
		令和 9 年度	7,092	〃
		令和 9 年度	単価に発注数量を乗じた額	〃
		令和 9 年度	69,842	〃
		令和 9 年度	185	〃
		令和 9 年度	4,545	〃
		令和 9 年度	627	〃
		令和 9 年度～ 令和29年度	PPA事業によって設置する太陽光発電 設備から発電される電気量に単価を乗じた額	〃
		令和 9 年度	320,045	〃
		令和 9 年度	10,459	〃
		令和 9 年度	14,500	〃
		令和 9 年度～ 令和11年度	429,780	〃
		令和 9 年度	3,588	〃
		令和 9 年度	15,766	〃
		令和 9 年度	11,445	〃
		令和 9 年度～ 令和12年度	280,000	〃
		令和 9 年度	2,000	〃
		令和 9 年度～ 令和13年度	47,520	〃
		令和 9 年度	13,189	〃
		令和 9 年度	109	〃
		令和 9 年度	53	〃
		令和 9 年度	172	〃
		令和 9 年度	36,751	〃
		令和 9 年度～ 令和10年度	15,355	〃
		令和 9 年度	1,375,000	〃
		令和 9 年度～ 令和18年度	64,290	〃

事 項	限 度 額
小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車 賃 貸 借 料 (令和8年度分)	21,588
指 令 車 賃 貸 借 料 (令和8年度分)	38,556
消 防 ポ ン プ 自 動 車 賃 貸 借 料 (令和8年度分)	98,700
化 学 消 防 ポ ン プ 自 動 車 賃 貸 借 料 (令和8年度分)	128,940
厚木消防署本署庁舎解体・新築設計委託経費 (令和8年度分)	143,770
小 学 校 水 泳 指 導 等 業 務 委 託 経 費 (令和8年度分)	38,735
小学校指導者用デジタル教科書利用料 (令和8年度分)	4,737
新庁舎教育情報ネットワーク構築業務委託経費 (令和8年度分)	5,500
単 独 調 理 場 殺 虫 殺 菌 業 務 委 託 経 費 (令和8年度分)	259
単独調理場排水処理施設保守点検業務委託経費 (令和8年度分)	1,480
学校給食従事職員等細菌培養検査業務経費 (令和8年度分)	139
北 小 学 校 給 食 配 送 業 務 委 託 経 費 (令和8年度分)	13,662
小 学 校 給 食 調 理 等 業 務 委 託 経 費 (令和8年度分)	1,332,601
小中学校牛乳パック収集・運搬業務委託経費 (令和8年度分)	873
栄養管理システム運用保守業務委託経費 (令和8年度分)	6,530
南 部 学 校 給 食 セ ン タ ー 排 水 処 理 施 設 維 持 管 理 業 務 委 託 経 費 (令和8年度分)	84
中 学 校 特 別 教 室 冷 暖 房 設 備 賃 借 料 (令和8年度分)	90,090
相川公民館改修(機能回復)工事経費 (令和8年度分)	80,903
図 書 館 新 聞 記 事 デ ー タ ベ ー ス 使 用 料 (令和8年度分)	88
図 書 等 搬 送 業 務 委 託 経 費 (令和8年度分)	951
未来・図書館業務システム構築業務委託経費 (令和8年度分)	40,000
あつぎ郷土博物館環境調査業務委託経費 (令和8年度分)	242
あつぎ郷土博物館恒温恒湿度空調 設 備 点 検 業 務 委 託 経 費 (令和8年度分)	314

令和 7 年度末までの支出（見込）額		令和 8 年度以降の支出予定額		左の財源内訳
期 間	金 額	期 間	金 額	
		令和 9 年度～ 令和16年度	21,588	一般財源等
		令和 9 年度～ 令和17年度	38,556	〃
		令和 9 年度～ 令和17年度	98,700	〃
		令和 9 年度～ 令和17年度	128,940	〃
		令和 9 年度	143,770	〃
		令和 9 年度	38,735	〃
		令和 9 年度	4,737	〃
		令和 9 年度	5,500	〃
		令和 9 年度	259	〃
		令和 9 年度	1,480	〃
		令和 9 年度	139	〃
		令和 9 年度～ 令和10年度	13,662	〃
		令和 9 年度～ 令和11年度	1,332,601	〃
		令和 9 年度	873	〃
		令和 9 年度～ 令和13年度	6,530	〃
		令和 9 年度	84	〃
		令和 9 年度～ 令和18年度	90,090	〃
		令和 9 年度	80,903	〃
		令和 9 年度	88	〃
		令和 9 年度	951	〃
		令和 9 年度	40,000	〃
		令和 9 年度	242	〃
		令和 9 年度	314	〃

地方債の令和6年度末における現在高並びに
令和7年度末及び令和8年度末における
現在高の見込みに関する調書

区 分	令和6年度末 現 在 高	令和7年度末 現在高見込額	令和8年度中増減見込額		令和8年度末 現在高見込額
			令和8年度中 起債見込額	令和8年度中 元金償還 見込額	
1 普 通 債	千円 63,935,364	千円 72,305,954	千円 18,175,200	千円 3,957,212	千円 86,523,942
(1) 総 務	5,089,659	5,200,116	203,200	40,508	5,362,808
(2) 民 生	1,153,489	1,179,783	685,600	92,644	1,772,739
(3) 衛 生	3,005,978	3,344,374	267,800	115,002	3,497,172
(4) 農 林	678,745	713,622	86,500	60,425	739,697
(5) 商 工	1,015,562	1,027,167	144,100	80,641	1,090,626
(6) 土 木	39,443,595	44,864,595	13,755,400	2,503,083	56,116,912
(7) 公 営 住 宅	1,354,275	1,357,073	17,800	105,128	1,269,745
(8) 消 防	1,992,001	1,986,058	693,900	140,282	2,539,676
(9) 教 育	10,202,060	12,633,166	2,320,900	819,499	14,134,567
2 減 税 補 て ん 債	64,803	24,920		24,920	0
3 臨 時 財 政 対 策 債	3,325,860	2,589,258		636,381	1,952,877
4 減 収 補 て ん 債	652,335	526,476		128,122	398,354
5 調 整 債	5,257,965	7,566,328		325,606	7,240,722
合 計	73,236,327	83,012,936	18,175,200	5,072,241	96,115,895

令和 8 年度

厚木市公共用地取得事業
特 別 会 計 予 算

議案第28号

令和8年度厚木市公共用地取得事業特別会計予算

令和8年度の厚木市の公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ351,564千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年2月18日提出

厚木市長 山口 貴 裕

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
5 財産収入		174,371
	5 財産売却収入	174,371
10 繰入金		156,193
	5 他会計繰入金	156,193
15 市債		21,000
	5 市債	21,000
歳入	合計	351,564

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
5 公債費		328,090
	5 公債費	328,090
10 公共用地先行取得事業費		23,474
	5 公共用地先行取得事業費	23,474
歳出	合計	351,564

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
厚木環状2号線用地 取得事業	千円 21,000	普通貸借又は 証券発行。 なお、起債の 全部又は一部 を翌年度へ繰 り越して借り 入れることが できる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政府資金等について、 利率の見直しを行っ た後においては、当 該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を 含め10年以内。 ただし、財政上の都合に より償還期限を短縮し、 繰上償還し、又は低利債 に借り換えることができ る。
計	21,000			

令和 8 年度

厚木市公共用地取得事業
特別会計予算に関する説明書

令和 8 年度 厚木市公共用地取得事業特別会計

1 総括 (歳入)

款	本年度予算額
5 財産収入	174,371
10 繰入金	156,193
15 市債	21,000
歳入合計	351,564

(歳出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
5 公債費	328,090	529,945	△201,855
10 公共用地先行取得事業費	23,474	23,474	0
歳出合計	351,564	553,419	△201,855

歳入歳出予算事項別明細書

(単位：千円・%)

前年度予算額	比較	構成率
413,965	△239,594	49.6
118,454	37,739	44.4
21,000	0	6.0
553,419	△201,855	100.0

(単位：千円・%)

本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳					構 成 率
特 定 財 源				一般財源	
国庫支出金	県支出金	市 債	そ の 他		
				328,090	93.3
		21,000		2,474	6.7
		21,000		330,564	100.0

2 歳 入

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較
5 財産収入	174,371	413,965	△239,594
5 財産売却収入	174,371	413,965	△239,594
5 不動産売却収入	174,371	413,965	△239,594
10 繰入金	156,193	118,454	37,739
5 他会計繰入金	156,193	118,454	37,739
5 一般会計繰入金	156,193	118,454	37,739
15 市債	21,000	21,000	0
5 市債	21,000	21,000	0
5 公共用地先行取得事業債	21,000	21,000	0
歳 入 合 計	351,564	553,419	△201,855

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
5 土地売却収入	174,371	1 市有地売却収入 【道路総務課】 174,371
5 一般会計繰入金	156,193	1 一般会計繰入金 【道路総務課 ほか】 156,193
5 公共用地先行取得 事業債	21,000	1 厚木環状2号線用地取得事業債 【道路整備課】 21,000

5 財産収入 10 繰入金 15 市債

3 歳 出

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				区 分	金 額
5 公債費	328,090	529,945	△201,855		
5 公債費	328,090	529,945	△201,855		
5 元金	326,669	527,913	△201,244	一般財源	326,669
10 利子	1,421	2,032	△611	一般財源	1,421
10 公共用地先行取得事業費	23,474	23,474	0		
5 公共用地先行取得事業費	23,474	23,474	0		
5 公共用地先行取得事業費	23,474	23,474	0	市 債	21,000
				一般財源	2,474
歳 出 合 計	351,564	553,419	△201,855		

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
23 償還金、利子及び割引料	326,669	1 市債元金償還金 ……………【道路総務課 ほか】 326,669 (1) 市債元金償還金 88,977 (2) 市債元金償還金（用地国債） 237,692
23 償還金、利子及び割引料	1,421	1 市債利子 ……………【道路総務課 ほか】 1,421 (1) 市債利子 545 (2) 市債利子（用地国債） 876
19 負担金、補助及び交付金	23,474	1 公共用地取得事業費 ……………【道路整備課】 23,474

5 公債費 10 公共用地先行取得事業費

地方債の令和6年度末における現在高並びに
令和7年度末及び令和8年度末における
現在高の見込みに関する調書

区 分	令和6年度末 現 在 高	令和7年度末 現在高見込額	令和8年度中増減見込額		令和8年度末 現在高見込額
			令和8年度中 起債見込額	令和8年度中 元金償還 見込額	
公共用地取得事業	千円 316,076	千円 227,130	千円 21,000	千円 88,977	千円 159,153
厚木秦野道路用地 取得事業 (用地国債)	781,517	366,682		237,692	128,990
合 計	1,097,593	593,812	21,000	326,669	288,143

令和 8 年 度

厚木市後期高齢者医療事業
特 別 会 計 予 算

議案第 29 号

令和 8 年度厚木市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 8 年度の厚木市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,030,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 8 年 2 月 18 日提出

厚木市長 山 口 貴 裕

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
5 後期高齢者医療保険料		4,112,463
	5 後期高齢者医療保険料	4,112,463
8 財産収入		91
	5 財産運用収入	91
10 繰入金		903,449
	5 一般会計繰入金	903,449
15 繰越金		3,500
	5 繰越金	3,500
20 諸収入		10,497
	5 延滞金、加算金及び過料	350
	10 償還金及び還付加算金	9,650
	15 市預金利子	395
	20 雑入	102
歳入合計		5,030,000

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
5 総務費		127,359
	5 総務管理費	84,631
	1 0 徴収費	42,728
1 0 後期高齢者医療広域連合納付金		4,716,480
	5 後期高齢者医療広域連合納付金	4,716,480
1 5 諸支出金		9,650
	5 償還金及び還付加算金	9,650
2 0 保健事業費		173,011
	5 保健事業費	173,011
2 5 予備費		3,500
	5 予備費	3,500
歳 出	合 計	5,030,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
総合窓口等業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和12年度	千円 95,472
保険料納入通知書等作成・印字・製本及び 封入封かん業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	6,632
がん検診受診券等作成及び封入封かん業務 委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	1,294

令和 8 年 度

厚木市後期高齢者医療事業
特別会計予算に関する説明書

令和 8 年度 厚木市後期高齢者医療事業特別会計

1 総括 (歳入)

款	本年度予算額
5 後期高齢者医療保険料	4, 1 1 2, 4 6 3
8 財産収入	9 1
1 0 繰入金	9 0 3, 4 4 9
1 5 繰越金	3, 5 0 0
2 0 諸収入	1 0, 4 9 7
歳 入 合 計	5, 0 3 0, 0 0 0

(歳出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
5 総務費	127,359	181,158	△53,799
1 0 後期高齢者医療広域連合納付金	4,716,480	4,122,785	593,695
1 5 諸支出金	9,650	8,150	1,500
2 0 保健事業費	173,011	172,407	604
2 5 予備費	3,500	3,500	0
歳 出 合 計	5,030,000	4,488,000	542,000

歳入歳出予算事項別明細書

(単位：千円・%)

前年度予算額	比較	構成率
3,623,869	488,594	81.7
88	3	0.0
851,750	51,699	18.0
3,500	0	0.1
8,793	1,704	0.2
4,488,000	542,000	100.0

(単位：千円・%)

本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳					構 成 率
特 定 財 源				一般財源	
国庫支出金	県支出金	市 債	そ の 他		
			102	127,257	2.5
			4,716,480		93.8
			9,650		0.2
			173,011		3.4
				3,500	0.1
			4,899,243	130,757	100.0

2 歳 入

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較
5 後期高齢者医療保険料	4,112,463	3,623,869	488,594
5 後期高齢者医療保険料	4,112,463	3,623,869	488,594
5 後期高齢者医療保険料	4,112,463	3,623,869	488,594
8 財産収入	91	88	3
5 財産運用収入	91	88	3
5 利子及び配当金	91	88	3
10 繰入金	903,449	851,750	51,699
5 一般会計繰入金	903,449	851,750	51,699
5 事務費繰入金	126,771	180,798	△54,027
10 保険基盤安定繰入金	603,667	498,566	105,101
15 健康診査等事業費繰入金	173,011	172,386	625
15 繰越金	3,500	3,500	0
5 繰越金	3,500	3,500	0
5 繰越金	3,500	3,500	0
20 諸収入	10,497	8,793	1,704
5 延滞金、加算金及び過料	350	350	0
5 延滞金	350	350	0
10 償還金及び還付加算金	9,650	8,150	1,500
5 保険料還付金	9,500	8,000	1,500

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 現年度分保険料	4,099,444	1 現年度分保険料	【国保年金課】 4,099,444
10 滞納繰越分保険料	13,019	1 滞納繰越分保険料	【国保年金課】 13,019
5 利子及び配当金	91	1 歳計現金運用利子	【国保年金課】 91
5 事務費繰入金	126,771	1 事務費繰入金	【国保年金課】 126,771
10 保険基盤安定繰入金	603,667	1 保険基盤安定繰入金	【国保年金課】 603,667
5 健康診査等事業費繰入金	173,011	1 健康診査事業費繰入金	【国保年金課】 155,551
		2 人間ドック助成事業費繰入金	【国保年金課】 17,460
5 繰越金	3,500	1 前年度繰越金	【国保年金課】 3,500
5 延滞金	350	1 延滞金	【国保年金課】 350
5 保険料還付金	9,500		

5 後期高齢者医療保険料 8 財産収入 10 繰入金 15 繰越金 20 諸収入

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
	(保険料還付金)			
	10 還付加算金	150	150	0
	15 市預金利子	395	189	206
	5 市預金利子	395	189	206
	20 雑入	102	104	△2
	5 雑入	102	104	△2
歳 入 合 計		5,030,000	4,488,000	542,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		1 保険料還付金	【国保年金課】 9,500
5 還付加算金	150	1 還付加算金	【国保年金課】 150
5 預金利子	395	1 歳計現金預金利子	【国保年金課】 395
5 雑入	102	1 雇用保険料受入金等	【国保年金課】 102

2 0 諸収入

3 歳 出

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				区 分	金 額
5 総務費	127,359	181,158	△53,799		
5 総務管理費	84,631	77,739	6,892		
5 一般管理費	84,631	77,739	6,892	そ の 他	102
				一般財源	84,529
10 徴収費	42,728	103,419	△60,691		
5 徴収費	42,728	103,419	△60,691	一般財源	42,728
10 後期高齢者医療広域連 合納付金	4,716,480	4,122,785	593,695		
5 後期高齢者医療広域 連合納付金	4,716,480	4,122,785	593,695		
5 後期高齢者医療広 域連合納付金	4,716,480	4,122,785	593,695	そ の 他	4,716,480
15 諸支出金	9,650	8,150	1,500		
5 償還金及び還付加算 金	9,650	8,150	1,500		

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	12,889	1 職員給与費 【職員課】 75,576
2 給料	24,528	(1) 職員給与費 53,297
3 職員手当等	24,576	(2) 会計年度任用職員給与費 22,279
4 共済費	12,539	2 一般事務費 【国保年金課】 9,055
9 旅費	1,062	
11 需用費	357	
12 役務費	1,555	
13 委託料	6,875	
14 使用料及び賃借料	250	
9 旅費	11	1 徴収事務費 【国保年金課】 42,728
11 需用費	1,627	
12 役務費	14,003	
13 委託料	27,045	
19 負担金、補助及び交付金	42	
19 負担金、補助及び交付金	4,716,480	1 後期高齢者医療広域連合納付金 【国保年金課】 4,716,480

5 総務費 10 後期高齢者医療広域連合納付金 15 諸支出金

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
						区 分	金 額
		5 保険料還付金	9,500	8,000	1,500	そ の 他	9,500
		10 保険料還付加算金	150	150	0	そ の 他	150
		20 保健事業費	173,011	172,407	604		
		5 保健事業費	173,011	172,407	604		
		5 健康診査等事業費	173,011	172,407	604	そ の 他	173,011
		25 予備費	3,500	3,500	0		
		5 予備費	3,500	3,500	0		
		5 予備費	3,500	3,500	0	一般財源	3,500
		歳 出 合 計	5,030,000	4,488,000	542,000		

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
23 償還金、利子及び割引料	9,500	1 過年度保険料還付金	【国保年金課】 9,500
23 償還金、利子及び割引料	150	1 保険料還付加算金	【国保年金課】 150
11 需用費	1,033	1 健康診査事業費	【国保年金課】 155,551
12 役務費	7,481	2 人間ドック助成事業費	【国保年金課】 17,460
13 委託料	147,037		
19 負担金、補助及び交付金	17,460		
		1 予備費	【国保年金課】 3,500

1 5 諸支出金 2 0 保健事業費 2 5 予備費

給 与 費

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
本 年 度	(6) 人 6	千円 12,889	千円 24,528	千円 24,576
前 年 度	(6) 6	12,071	27,713	26,084
比 較	(0) 0	818	△ 3,185	△ 1,508

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時間外勤務手当
	本 年 度	千円 564	千円 580	千円 4,151	千円 840	千円 987
	前 年 度	420	1,014	4,453	1,030	1,335
	比 較	144	△ 434	△ 302	△ 190	△ 348

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
本 年 度	人 6	千円	千円 24,528	千円 19,581
前 年 度	6		27,713	21,456
比 較	0		△ 3,185	△ 1,875

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時間外勤務手当
	本 年 度	千円 564	千円 580	千円 4,151	千円 840	千円 987
	前 年 度	420	1,014	4,453	1,030	1,335
	比 較	144	△ 434	△ 302	△ 190	△ 348

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
本 年 度	(6) 人	千円 12,889	千円	千円 4,995
前 年 度	(6)	12,071		4,628
比 較	(0)	818		367

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時間外勤務手当
	本 年 度	千円	千円	千円	千円	千円
	前 年 度					
	比 較					

明 細 書

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
61,993 ^{千円}	12,539 ^{千円}	74,532 ^{千円}	
65,868	13,144	79,012	
△ 3,875	△ 605	△ 4,480	

外書きである。

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
768 ^{千円}	16,566 ^{千円}	120 ^{千円}
0	17,472	360
768	△ 906	△ 240

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
44,109 ^{千円}	9,188 ^{千円}	53,297 ^{千円}	
49,169	10,108	59,277	
△ 5,060	△ 920	△ 5,980	

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
768 ^{千円}	11,571 ^{千円}	120 ^{千円}
0	12,844	360
768	△ 1,273	△ 240

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
17,884 ^{千円}	3,351 ^{千円}	21,235 ^{千円}	
16,699	3,036	19,735	
1,185	315	1,500	

外書きである。

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
^{千円}	4,995 ^{千円}	^{千円}
	4,628	
	367	

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
給 料	千円 △ 3,185	給与改定に伴う増減分	千円 912
		昇給に伴う増加分	277
		その他の増減分	△ 4,374
職 員 手 当 等	△ 1,508	制度改正に伴う増減分	1,181
		その他の増減分	△ 2,689

説 明	備 考		
前年度給与改定に伴う増額分	給与改定の状況 前年度 { 給料改定率 3.29% 給与改定実施時期 令和7年4月1日		
	平均昇給率 1.0%		
定数その他の異動分	会計年度任用職員以外の職員数の異動状況 (現に在職する職員数) (その他) (計) 本 年 度 6 人 0 人 6 人 前 年 度 7 人 △ 1 人 6 人 比 較 △ 1 人 1 人 0 人		
前年度給与改定等に伴う増減分	千円 扶 養 手 当 21 通 勤 手 当 238 地 域 手 当 150 住 居 手 当 △ 48 時間外勤務手当 44 期 末 勤 勉 手 当 776		
本年度 千円 前年度 千円 比 較 千円 扶 養 手 当 543 420 123 通 勤 手 当 342 1,014 △ 672 地 域 手 当 4,001 4,453 △ 452 住 居 手 当 888 1,030 △ 142 時 間 外 勤 務 手 当 943 1,335 △ 392 管 理 職 手 当 768 0 768 期 末 勤 勉 手 当 15,790 17,472 △ 1,682 児 童 手 当 120 360 △ 240 計 23,395 26,084 △ 2,689			

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職 (1)
令和8年1月1日現在	平均給料月額 (円)	320,400
	平均給与月額 (円)	419,820
	平均年齢 (歳)	35歳9月
令和7年1月1日現在	平均給料月額 (円)	314,029
	平均給与月額 (円)	380,399
	平均年齢 (歳)	39歳5月

イ 初任給

区 分	行 政 職 (1)	国 の 制 度
		行 政 職 (1)
高 校 卒	213,100 ^円	200,300 ^円
大 学 卒	242,000	232,000

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職 (1)		
	級	職 員 数	構 成 比
令和8年1月1日現在	1 級	1 ^人	16.7 [%]
	2 級	2	33.3
	3 級		
	4 級	2	33.3
	5 級	1	16.7
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	計	6	100.0
令和7年1月1日現在	1 級	1	14.3
	2 級	2	28.5
	3 級	1	14.3
	4 級	2	28.6
	5 級	1	14.3
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	計	7	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
行政職(1)	主事補・技師補	主事・技師	主任	係長・主査	主幹・副主幹
	6 級	7 級	8 級		
	課長・担当課長 課長代理	次長・担当次長 参事	理事・部長 担当部長		

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段 階、職務の 級等による 加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	2.325	2.325	4.65	有	
前 年 度	2.3	2.3	4.6	有	
国 の 制 度	2.325	2.325	4.65	有	

オ 地域手当

支 給 対 象 地 域	全 域
支 給 率 (%)	16
支 給 対 象 職 員 数 (人)	6
国の指定基準に基づく支給率 (%)	16

カ その他の手当

区 分			厚 木 市	国
扶 養 手 当	配 偶 者		支給しない	支給しない
	配 偶 者 以 外 の 扶 養 親 族	子	14,000 円	13,000 円
		父 母 等	行政職(1)7級以下相当の職員 7,500円 行政職(1)8級相当の職員 3,500円	行政職(1)7級以下相当の職員 6,500 円 行政職(1)8級相当の職員 3,500 円
	15歳に達する日後の最初の 4月1日から22歳に達する日 以後の最初の3月31日 までの間にある子		1人につき5,000円を加算	1人につき5,000円を加算
住 居 手 当			27,000円を限度	28,000円を限度
通 勤 手 当			55,000円を限度 (片道2km未満を除く。)	150,000円を限度 (片道2km未満を除く。)

債務負担行為で令和9年度以降にわた
支出額又は支出額の見込み及び令和8

事 項	限 度 額
総 合 窓 口 等 業 務 委 託 経 費 (令和8年度分)	95,472
保険料納入通知書等作成・印字・製本及び 封入封かん業務委託経費 (令和8年度分)	6,632
がん検診受診券等作成及び封入封かん 業務委託経費 (令和8年度分)	1,294

るものについての令和7年度末までの
年度以降の支出予定額等に関する調書

令和7年度末までの 支出（見込）額		令和8年度以降の 支出予定額		左の財源内訳
期 間	金 額	期 間	金 額	
	千円	令和9年度～ 令和12年度	95,472 千円	一般財源
		令和9年度	6,632	一般財源
		令和9年度	1,294	一般財源等

令和 8 年 度

厚木市国民健康保険事業
特 別 会 計 予 算

議案第30号

令和8年度厚木市国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度の厚木市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,694,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月18日提出

厚木市長 山口 貴 裕

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
5 国民健康保険料		4,523,411
	5 国民健康保険料	4,523,411
1 5 国庫支出金		36,872
	1 0 国庫補助金	36,872
2 5 県支出金		14,637,708
	1 0 県負担金・補助金	14,637,708
3 5 財産収入		1,062
	5 財産運用収入	1,062
4 0 繰入金		2,331,758
	5 他会計繰入金	1,889,675
	1 0 基金繰入金	442,083
4 5 繰越金		100,000
	5 繰越金	100,000
5 0 諸収入		63,189
	5 延滞金、加算金及び過料	24,000
	1 0 市預金利子	1,843
	1 5 雑入	37,346
歳入	合 計	21,694,000

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
5 総務費		495,653
	5 総務管理費	393,733
	1 0 徴収費	101,356
	1 5 運営協議会費	564
1 0 保険給付費		14,423,286
	5 療養諸費	12,413,805
	1 0 高額療養費	1,921,000
	1 6 移送費	200
	1 8 出産育児諸費	72,531
	2 0 葬祭諸費	15,750
2 2 国民健康保険事業費納付金		6,323,978
	5 医療給付費分	4,135,630
	1 0 後期高齢者支援金等分	1,505,557
	1 5 介護納付金分	532,265
	2 0 子ども・子育て支援金分	150,526
2 7 保健事業費		241,229
	3 特定健康診査等事業費	156,638
	5 保健事業費	84,591
3 0 基金積立金		181,768
	5 基金積立金	181,768
4 0 諸支出金		18,086
	5 償還金及び還付加算金	18,086
4 5 予備費		10,000

(単位：千円)

款	項	金 額
	5 予備費	10,000
歳 出	合 計	21,694,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険資格確認書及び資格情報のお知らせ 封入封かん等業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	千円 8,051
総 合 窓 口 等 業 務 委 託 経 費 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和12年度	238,608
保険料納入通知書等作成・印字・製本及び 封入封かん業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	6,997
がん検診受診券等作成及び封入封かん業務 委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	1,059
特 定 保 健 指 導 業 務 委 託 経 費 (令和8年度分)	令和9年度	3,287

令和 8 年度

厚木市国民健康保険事業
特別会計予算に関する説明書

令和 8 年度 厚木市国民健康保険事業特別会計

1 総括 (歳入)

款	本年度予算額
5 国民健康保険料	4,523,411
15 国庫支出金	36,872
25 県支出金	14,637,708
35 財産収入	1,062
40 繰入金	2,331,758
45 繰越金	100,000
50 諸収入	63,189
歳入合計	21,694,000

(歳出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
5 総務費	495,653	579,529	△83,876
10 保険給付費	14,423,286	13,976,096	447,190
22 国民健康保険事業費納付金	6,323,978	6,011,533	312,445
27 保健事業費	241,229	235,526	5,703
30 基金積立金	181,768	122,200	59,568
40 諸支出金	18,086	18,116	△30
45 予備費	10,000	10,000	0
歳出合計	21,694,000	20,953,000	741,000

歳入歳出予算事項別明細書

(単位：千円・%)

前年度予算額	比較	構成率
4,430,254	93,157	20.8
0	36,872	0.2
14,227,266	410,442	67.5
612	450	0.0
2,111,562	220,196	10.7
100,000	0	0.5
83,306	△20,117	0.3
20,953,000	741,000	100.0

(単位：千円・%)

本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳					構 成 率
特 定 財 源				一般財源	
国庫支出金	県支出金	市 債	そ の 他		
36,872			26	458,755	2.3
	14,334,115			89,171	66.5
				6,323,978	29.2
	38,212		17,288	185,729	1.1
			640	181,128	0.8
				18,086	0.1
				10,000	0.0
36,872	14,372,327		17,954	7,266,847	100.0

2 歳 入

款	項	目	本 年 度	前 年 度	比 較
5	国民健康保険料		4,523,411	4,430,254	93,157
	5	国民健康保険料	4,523,411	4,430,254	93,157
		5 国民健康保険料	4,523,411	4,430,254	93,157
15	国庫支出金		36,872	0	36,872
	10	国庫補助金	36,872	0	36,872
		50 システム開発費等補助金	36,872	0	36,872
25	県支出金		14,637,708	14,227,266	410,442
	10	県負担金・補助金	14,637,708	14,227,266	410,442
		5 保険給付費等交付金	14,637,708	14,227,266	410,442

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 医療給付費分現年分	2,839,788	1 医療給付費分現年分	【国保年金課】 2,839,788
6 後期高齢者支援金分現年分	972,984	1 後期高齢者支援金分現年分	【国保年金課】 972,984
7 介護納付金分現年分	376,127	1 介護納付金分現年分	【国保年金課】 376,127
8 子ども・子育て支援金分現年分	108,342	1 子ども・子育て支援金分現年分	【国保年金課】 108,342
10 医療給付費分滞納繰越分	149,026	1 医療給付費分滞納繰越分	【国保年金課】 149,026
11 後期高齢者支援金分滞納繰越分	51,438	1 後期高齢者支援金分滞納繰越分	【国保年金課】 51,438
12 介護納付金分滞納繰越分	25,706	1 介護納付金分滞納繰越分	【国保年金課】 25,706
5 システム開発費等補助金	36,872	1 子ども・子育て支援事業費補助金	【国保年金課】 36,872
5 保険給付費等交付金（普通交付金）	14,334,115	1 保険給付費等交付金（普通交付金）	【国保年金課】 14,334,115
10 保険給付費等交付金（特別交付金）	303,593	1 保険者努力支援分	【国保年金課】 50,000
		2 特別調整交付金分（市町村向け）	【国保年金課】 70,000
		3 都道府県繰入金（2号分）	【国保年金課】 145,381
		4 特定健診等負担金	【国保年金課】 38,212

5 国民健康保険料 1 5 国庫支出金 2 5 県支出金

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較
35 財産収入	1,062	612	450
5 財産運用収入	1,062	612	450
5 利子及び配当金	1,062	612	450
40 繰入金	2,331,758	2,111,562	220,196
5 他会計繰入金	1,889,675	1,955,391	△65,716
5 一般会計繰入金	1,889,675	1,955,391	△65,716
10 基金繰入金	442,083	156,171	285,912
5 国民健康保険事業基金繰入金	442,083	156,171	285,912
45 繰越金	100,000	100,000	0
5 繰越金	100,000	100,000	0
5 繰越金	100,000	100,000	0
50 諸収入	63,189	83,306	△20,117
5 延滞金、加算金及び過料	24,000	25,000	△1,000
5 延滞金	24,000	25,000	△1,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 利子及び配当金	1,062	1 国民健康保険事業基金利子	【国保年金課】 640
		2 歳計現金運用利子	【国保年金課】 422
5 保険基盤安定繰入金	984,454	1 保険基盤安定繰入金	【国保年金課】 984,454
7 未就学児均等割保険料繰入金	12,396	1 未就学児均等割保険料繰入金	【国保年金課】 12,396
8 産前産後保険料繰入金	1,735	1 産前産後保険料繰入金	【国保年金課】 1,735
10 職員給与費等繰入金	462,773	1 職員給与費等繰入金	【国保年金課】 462,773
15 財政安定化支援事業繰入金	37,000	1 財政安定化支援事業繰入金	【国保年金課】 37,000
20 その他一般会計繰入金	391,317	1 その他一般会計繰入金	【国保年金課】 391,317
5 国民健康保険事業基金繰入金	442,083	1 国民健康保険事業基金繰入金	【国保年金課】 442,083
5 繰越金	100,000	1 前年度繰越金	【国保年金課】 100,000
5 延滞金	24,000	1 保険料延滞金	【国保年金課】 24,000

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
	10 市預金利子	1,843	964	879
	5 市預金利子	1,843	964	879
	15 雑入	37,346	57,342	△19,996
	5 第三者納付金	10,000	20,000	△10,000
	15 返納金	10,000	20,000	△10,000
	25 雑入	17,346	17,342	4
歳 入 合 計		21,694,000	20,953,000	741,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 預金利子	1,843	1 歳計現金預金利子	【国保年金課】 1,843
5 第三者納付金	10,000	1 損害賠償請求権の代位取得に基づく収入金 ...	【国保年金課】 10,000
5 返納金	10,000	1 返納金	【国保年金課】 10,000
5 雑入	17,346	1 雇用保険料受入金等	【国保年金課】 139
		2 指定公費負担医療立替交付金	【国保年金課】 1
		3 広域連合委託事業費交付金	【国保年金課】 17,175
		4 国民健康保険事業費納付金精算金	【国保年金課】 1
		5 その他雑入	【国保年金課】 30

5 0 諸収入

3 歳 出

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				区 分	金 額
5 総務費	495,653	579,529	△83,876		
5 総務管理費	393,733	374,607	19,126		
5 一般管理費	391,266	372,901	18,365	そ の 他	26
				一般財源	391,240
10 連合会負担金	2,467	1,706	761	一般財源	2,467
10 徴収費	101,356	204,478	△103,122		
5 賦課徴収費	101,356	204,478	△103,122	国庫支出金	36,872
				一般財源	64,484
15 運営協議会費	564	444	120		
5 運営協議会費	564	444	120	一般財源	564

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	4,356	1 職員給与費 【職員課】 235,833
2 給料	105,477	(1) 職員給与費 229,165
3 職員手当等	83,911	(2) 会計年度任用職員給与費 6,668
4 共済費	42,047	2 共同処理経費 【国保年金課】 28,500
9 旅費	116	3 給付事務費 【国保年金課】 7,050
11 需用費	3,345	4 資格事務費 【国保年金課】 82,927
12 役務費	42,523	5 国保事務費 【国保年金課】 36,956
13 委託料	106,606	
14 使用料及び賃借料	757	
19 負担金、補助及び交付金	2,128	
19 負担金、補助及び交付金	2,467	1 国民健康保険団体連合会負担金 【国保年金課】 2,467
9 旅費	8	1 賦課事務費 【国保年金課】 61,640
11 需用費	5,540	2 徴収事務費 【国保年金課】 39,716
12 役務費	32,212	
13 委託料	63,554	
19 負担金、補助及び交付金	42	
1 報酬	560	1 国民健康保険運営協議会運営費 【国保年金課】 564
9 旅費	2	
11 需用費	2	

5 総務費

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				区 分	金 額
10 保険給付費	14,423,286	13,976,096	447,190		
5 療養諸費	12,413,805	12,075,297	338,508		
5 療養給付費	12,242,000	11,910,000	332,000	県支出金	12,242,000
15 療養費	128,000	122,000	6,000	県支出金	128,000
25 審査支払手数料	43,805	43,297	508	県支出金	42,915
				一般財源	890
10 高額療養費	1,921,000	1,804,800	116,200		
5 高額療養費	1,918,000	1,802,000	116,000	県支出金	1,918,000
15 高額介護合算療養費	3,000	2,800	200	県支出金	3,000
16 移送費	200	200	0		
5 移送費	200	200	0	県支出金	200
18 出産育児諸費	72,531	80,034	△7,503		
5 出産育児一時金	72,500	80,000	△7,500	一般財源	72,500
15 支払手数料	31	34	△3	一般財源	31
20 葬祭諸費	15,750	15,500	250		
5 葬祭費	15,750	15,500	250	一般財源	15,750
0 傷病手当諸費	0	265	△265		
0 傷病手当金	0	265	△265		
22 国民健康保険事業費納付金	6,323,978	6,011,533	312,445		

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金、補助及び交付金	12,242,000	1 療養給付費 【国保年金課】 12,242,000
19 負担金、補助及び交付金	128,000	1 療養費 【国保年金課】 128,000
12 役務費	43,805	1 審査・支払事務手数料 【国保年金課】 43,805
19 負担金、補助及び交付金	1,918,000	1 高額療養費 【国保年金課】 1,918,000
19 負担金、補助及び交付金	3,000	1 高額介護合算療養費 【国保年金課】 3,000
19 負担金、補助及び交付金	200	1 移送費 【国保年金課】 200
19 負担金、補助及び交付金	72,500	1 出産育児一時金 【国保年金課】 72,500
12 役務費	31	1 支払手数料 【国保年金課】 31
19 負担金、補助及び交付金	15,750	1 葬祭費 【国保年金課】 15,750

1 0 保険給付費 2 2 国民健康保険事業費納付金

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	5 医療給付費分	4,135,630	3,972,405	163,225		
	5 医療給付費分	4,135,630	3,972,405	163,225	一般財源	4,135,630
	10 後期高齢者支援金等分	1,505,557	1,514,774	△9,217		
	5 後期高齢者支援金等分	1,505,557	1,514,774	△9,217	一般財源	1,505,557
	15 介護納付金分	532,265	524,354	7,911		
	5 介護納付金分	532,265	524,354	7,911	一般財源	532,265
	20 子ども・子育て支援金分	150,526	0	150,526		
	5 子ども・子育て支援金分	150,526	0	150,526	一般財源	150,526
	27 保健事業費	241,229	235,526	5,703		
	3 特定健康診査等事業費	156,638	143,483	13,155		
	5 特定健康診査等事業費	156,638	143,483	13,155	県支出金	38,212
					そ の 他	12,888
					一般財源	105,538

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	4,135,630	1 医療給付費分	【国保年金課】 4,135,630
19 負担金、補助及び交付金	1,505,557	1 後期高齢者支援金等分	【国保年金課】 1,505,557
19 負担金、補助及び交付金	532,265	1 介護納付金分	【国保年金課】 532,265
19 負担金、補助及び交付金	150,526	1 子ども・子育て支援金分	【国保年金課】 150,526
1 報酬	14,908	1 職員給与費	【職員課】 42,516
2 給料	8,727	(1) 職員給与費	12,285
3 職員手当等	11,485	(2) 会計年度任用職員給与費	30,231
4 共済費	6,892	2 特定健康診査事業費	【国保年金課】 102,513
9 旅費	519	3 特定保健指導事業費	【国保年金課】 11,609
11 需用費	1,166		
12 役務費	9,815		
13 委託料	102,366		
14 使用料及び賃借料	33		
19 負担金、補助及び交付金	727		

2 2 国民健康保険事業費納付金 2 7 保健事業費

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8 報償費	515	1 医療費通知事務費 …………… 【国保年金課】 5,494
9 旅費	23	2 データヘルス計画推進事業費 …………… 【国保年金課】 49,554
11 需用費	1,016	3 人間ドック助成事業費 …………… 【国保年金課】 29,543
12 役務費	8,144	
13 委託料	45,492	
14 使用料及び賃借料	11	
19 負担金、補助及び交付金	29,380	
27 公課費	10	
25 積立金	181,768	1 国民健康保険事業基金積立金 …………… 【国保年金課】 181,768
23 償還金、利子及び割引料	18,000	1 過年度分保険料過誤納還付金 …………… 【国保年金課】 18,000
23 償還金、利子及び割引料	2	1 国庫支出金等精算返納金 …………… 【国保年金課】 1
		2 保険給付費等交付金償還金 …………… 【国保年金課】 1
23 償還金、利子及び割引料	84	1 保険料過誤納還付加算金 …………… 【国保年金課】 84

2 7 保健事業費 3 0 基金積立金 4 0 諸支出金 4 5 予備費

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
						区 分	金 額
		5 予備費	10,000	10,000	0	一般財源	10,000
歳 出 合 計			21,694,000	20,953,000	741,000		

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		1 予備費 【国保年金課】 10,000

4 5 予備費

給 与 費

1 特 別 職

区 分		職 員 数	給 与		
			報 酬	給 料	期末手当 (年間支給率)
本 年 度	長 等				
	議 員				
	そ の 他	11	560		
	計	11	560		
前 年 度	長 等				
	議 員				
	そ の 他	11	440		
	計	11	440		
比 較	長 等				
	議 員				
	そ の 他	0	120		
	計	0	120		

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分		職 員 数	給 与		
			報 酬	給 料	職 員 手 当 等
本 年 度		(8) 人 23	19,264	114,204	95,396
前 年 度		(8) 人 25	18,407	112,805	92,777
比 較		(0) 人 △ 2	857	1,399	2,619

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員に比し短い職員であり、

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時間外勤務手当
	本 年 度	1,885	1,846	19,059	1,320	6,373
	前 年 度	1,272	1,680	18,766	1,119	6,996
	比 較	613	166	293	201	△ 623

明 細 書

費			共 済 費	合 計	備 考
地 域 手 当	その他の手当	計			
千円	千円	千円	千円	千円	
		560		560	
		560		560	
		440		440	
		440		440	
		120		120	
		120		120	

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
千円	千円	千円	
228,864	48,939	277,803	
223,989	47,345	271,334	
4,875	1,594	6,469	

外書きである。

管 理 職 手 当	期末勤勉手当	児 童 手 当
千円	千円	千円
3,204	60,869	840
3,204	59,140	600
0	1,729	240

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
本 年 度	22 ^人	千円	111,300 ^{千円}	86,808 ^{千円}
前 年 度	24		110,058	84,760
比 較	△ 2		1,242	2,048

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時間外勤務手当
	本 年 度	千円 1,885	千円 1,661	千円 18,594	千円 1,320	千円 6,351
	前 年 度	1,272	1,495	18,326	1,119	6,974
	比 較	613	166	268	201	△ 623

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
本 年 度	(8) ^人 1	千円 19,264	千円 2,904	千円 8,588
前 年 度	(8) 1	18,407	2,747	8,017
比 較	(0) 0	857	157	571

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時間外勤務手当
	本 年 度	千円	千円 185	千円 465	千円	千円 22
	前 年 度		185	440		22
	比 較		0	25		0

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
千円 198,108	千円 43,342	千円 241,450	
194,818	42,552	237,370	
3,290	790	4,080	

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
千円 3,204	千円 52,953	千円 840
3,204	51,770	600
0	1,183	240

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
千円 30,756	千円 5,597	千円 36,353	
29,171	4,793	33,964	
1,585	804	2,389	

外書きである。

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
千円	千円	千円
	7,916	
	7,370	
	546	

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
給 料	千円 1,399	給与改定に伴う増減分	千円 3,711
		昇給に伴う増加分	1,128
		その他の増減分	△ 3,440
職 員 手 当 等	2,619	制度改正に伴う増減分	3,886
		その他の増減分	△ 1,267

説 明	備 考		
前年度給与改定に伴う増額分	給与改定の状況 前年度 { 給料改定率 3.29% 給与改定実施時期 令和7年4月1日		
	平均昇給率 1.0%		
定数その他の異動分	会計年度任用職員以外の職員数の異動状況 (現に在職する職員数) (その他) (計) 本 年 度 22 人 0 人 22 人 前 年 度 24 人 0 人 24 人 比 較 △ 2 人 0 人 △ 2 人		
前年度給与改定等に伴う増減分	千円 扶 養 手 当 63 通 勤 手 当 394 地 域 手 当 627 住 居 手 当 △ 53 時間外勤務手当 230 期 末 勤 勉 手 当 2,625		
本年度 千円 前年度 千円 比 較 千円 扶 養 手 当 1,822 1,272 550 通 勤 手 当 1,452 1,680 △ 228 地 域 手 当 18,432 18,766 △ 334 住 居 手 当 1,373 1,119 254 時 間 外 勤 務 手 当 6,143 6,996 △ 853 管 理 職 手 当 3,204 3,204 0 期 末 勤 勉 手 当 58,244 59,140 △ 896 児 童 手 当 840 600 240 計 91,510 92,777 △ 1,267			

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職 (1)
令和8年1月1日現在	平均給料月額 (円)	342,509
	平均給与月額 (円)	454,687
	平均年齢 (歳)	42歳11月
令和7年1月1日現在	平均給料月額 (円)	324,268
	平均給与月額 (円)	416,005
	平均年齢 (歳)	41歳0月

イ 初任給

区 分	行 政 職 (1)	国 の 制 度
		行 政 職 (1)
高 校 卒	213,100 ^円	200,300 ^円
大 学 卒	242,000	232,000

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職 (1)		
	級	職 員 数	構 成 比
令和 8 年 1 月 1 日現在	1 級	人	%
	2 級	5	22.7
	3 級	5	22.7
	4 級	2	9.1
	5 級	9	40.9
	6 級	1	4.6
	7 級		
	8 級		
	計	22	100.0
令和 7 年 1 月 1 日現在	1 級		
	2 級	6	26.1
	3 級	5	21.7
	4 級	2	8.7
	5 級	9	39.1
	6 級	1	4.4
	7 級		
	8 級		
	計	23	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
行 政 職 (1)	主事補・技師補	主 事 ・ 技 師	主 任	係 長 ・ 主 査	主幹・副主幹
	6 級	7 級	8 級		
	課長・担当課長 課 長 代 理	次長・担当次長 参 事	理 事 ・ 部 長 担 当 部 長		

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務等級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	2.325	2.325	4.65	有	
前 年 度	2.3	2.3	4.6	有	
国 の 制 度	2.325	2.325	4.65	有	

オ 地域手当

支 給 対 象 地 域	全 域
支 給 率 (%)	16
支 給 対 象 職 員 数 (人)	22
国の指定基準に基づく支給率 (%)	16

カ その他の手当

区 分			厚 木 市	国
扶 養 手 当	配 偶 者		支給しない	支給しない
	配 偶 者 以 外 の 扶 養 親 族	子	14, 000 円	13, 000 円
		父 母 等	行政職(1)7級以下相当の職員 7, 500円 行政職(1)8級相当の職員 3, 500円	行政職(1)7級以下相当の職員 6, 500 円 行政職(1)8級相当の職員 3, 500 円
	15歳に達する日後の最初の 4月1日から22歳に達する日 以後の最初の3月31日 までの間にある子		1人につき5, 000円を加算	1人につき5, 000円を加算
住 居 手 当			27, 000円を限度	28, 000円を限度
通 勤 手 当			55, 000円を限度 (片道2km未満を除く。)	150, 000円を限度 (片道2km未満を除く。)

債務負担行為で令和9年度以降にわた
支出額又は支出額の見込み及び令和8

事 項	限 度 額
窓 口 等 業 務 委 託 経 費 (令和5年度分)	188,676
国民健康保険資格確認書及び資格情報のお知らせ封入封かん等業務委託経費 (令和8年度分)	8,051
総 合 窓 口 等 業 務 委 託 経 費 (令和8年度分)	238,608
保険料納入通知書等作成・印字・製本及び封入封かん業務委託経費 (令和8年度分)	6,997
がん検診受診券等作成及び封入封かん業務委託経費 (令和8年度分)	1,059
特 定 保 健 指 導 業 務 委 託 経 費 (令和8年度分)	3,287

るものについての令和7年度末までの
年度以降の支出予定額等に関する調書

令和7年度末までの 支出（見込）額		令和8年度以降の 支出予定額		左の財源内訳
期 間	金 額	期 間	金 額	
令和6年度～ 令和7年度	109,956	令和8年度～ 令和9年度	78,720	一般財源
		令和9年度	8,051	〃
		令和9年度～ 令和12年度	238,608	〃
		令和9年度	6,997	〃
		令和9年度	1,059	一般財源等
		令和9年度	3,287	〃

令和 8 年 度

厚 木 市 介 護 保 険 事 業
特 別 会 計 予 算

議案第31号

令和8年度厚木市介護保険事業特別会計予算

令和8年度の厚木市の介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,040,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月18日提出

厚木市長 山口 貴 裕

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
5 保険料		4,878,049
	5 介護保険料	4,878,049
1 5 国庫支出金		3,565,007
	5 国庫負担金	3,410,325
	1 0 国庫補助金	154,682
2 0 支払基金交付金		5,220,390
	5 支払基金交付金	5,220,390
2 5 県支出金		2,781,282
	5 県負担金	2,700,674
	7 県補助金	80,608
3 0 財産収入		12,994
	5 財産運用収入	12,994
4 0 繰入金		3,535,599
	5 一般会計繰入金	3,085,599
	1 0 基金繰入金	450,000
4 5 繰越金		42,968
	5 繰越金	42,968
5 0 諸収入		3,711
	5 延滞金、加算金及び過料	196
	1 0 市預金利子	1,705
	2 0 雑入	1,810
歳入合計		20,040,000

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
5 総務費		509,558
	5 総務管理費	334,157
	1 0 徴収費	28,373
	1 5 介護認定審査会費	144,453
	2 0 趣旨普及費	2,575
1 0 保険給付費		18,803,079
	5 介護サービス等諸費	17,480,145
	1 0 介護予防サービス等諸費	408,054
	1 5 その他諸費	16,466
	2 0 高額介護サービス等費	580,930
	3 0 特定入所者介護サービス等費	317,484
1 8 地域支援事業費		601,739
	5 介護予防・日常生活支援総合事業	526,435
	1 0 包括的支援事業・任意事業費	75,304
2 5 基金積立金		15,663
	5 基金積立金	15,663
3 0 諸支出金		99,961
	5 償還金及び還付加算金	7,505
	1 0 他会計繰出金	92,456
3 5 予備費		10,000
	5 予備費	10,000
歳 出	合 計	20,040,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険担当窓口等業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	千円 23,828
保険料納入通知書等作成・印字・製本及び 封入封かん業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	7,403
オンライン介護認定審査会システム利用料 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和13年度	4,706
要介護認定調査員支援システム利用料 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和13年度	10,725
地域ケア会議開催委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	50
緊急通報システム事業業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度	559

令和 8 年度

厚 木 市 介 護 保 険 事 業
特別会計予算に関する説明書

令和 8 年度 厚木市介護保険事業特別会計

1 総括 (歳入)

款	本年度予算額
5 保険料	4,878,049
15 国庫支出金	3,565,007
20 支払基金交付金	5,220,390
25 県支出金	2,781,282
30 財産収入	12,994
40 繰入金	3,535,599
45 繰越金	42,968
50 諸収入	3,711
歳入合計	20,040,000

(歳出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
5 総務費	509,558	427,744	81,814
10 保険給付費	18,803,079	18,250,859	552,220
18 地域支援事業費	601,739	577,727	24,012
25 基金積立金	15,663	7,886	7,777
30 諸支出金	99,961	97,784	2,177
35 予備費	10,000	10,000	0
歳出合計	20,040,000	19,372,000	668,000

歳入歳出予算事項別明細書

(単位：千円・%)

前年度予算額	比較	構成率
4,783,722	94,327	24.3
3,461,471	103,536	17.8
5,067,932	152,458	26.1
2,693,047	88,235	13.9
2,163	10,831	0.1
3,187,806	347,793	17.6
173,719	△130,751	0.2
2,140	1,571	0.0
19,372,000	668,000	100.0

(単位：千円・%)

本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳					構 成 率
特 定 財 源				一般財源	
国庫支出金	県支出金	市 債	そ の 他		
889	555		1,463	506,651	2.5
3,410,326	2,700,674		5,076,831	7,615,248	93.8
153,792	80,053		143,635	224,259	3.0
			12,603	3,060	0.1
			270	99,691	0.5
				10,000	0.1
3,565,007	2,781,282		5,234,802	8,458,909	100.0

2 歳 入

款	項	目	本 年 度	前 年 度	比 較
5	保険料		4,878,049	4,783,722	94,327
	5	介護保険料	4,878,049	4,783,722	94,327
		5 第 1 号被保険者保険料	4,878,049	4,783,722	94,327
15	国庫支出金		3,565,007	3,461,471	103,536
	5	国庫負担金	3,410,325	3,314,770	95,555
		5 介護給付費負担金	3,410,325	3,314,770	95,555
	10	国庫補助金	154,682	146,701	7,981
		5 調整交付金	1	1	0
		10 地域支援事業交付金	134,681	126,700	7,981
		40 保険者機能強化推進交付金	20,000	20,000	0
20	支払基金交付金		5,220,390	5,067,932	152,458
	5	支払基金交付金	5,220,390	5,067,932	152,458
		5 介護給付費交付金	5,076,831	4,927,731	149,100
		10 地域支援事業支援交付金	143,559	140,201	3,358
25	県支出金		2,781,282	2,693,047	88,235
	5	県負担金	2,700,674	2,616,757	83,917
		5 介護給付費負担金	2,700,674	2,616,757	83,917
	7	県補助金	80,608	76,290	4,318

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 現年度分特別徴収保険料	4,417,826	1 第1号被保険者特別徴収保険料	【介護福祉課】 4,417,826
10 現年度分普通徴収保険料	441,782	1 第1号被保険者普通徴収保険料	【介護福祉課】 441,782
15 滞納繰越分普通徴収保険料	18,441	1 滞納繰越分第1号被保険者保険料	【介護福祉課】 18,441
5 現年度分	3,410,325	1 介護給付費負担金	【介護福祉課】 3,410,325
5 現年度分	1	1 普通調整交付金	【介護福祉課】 1
5 現年度分	134,681	1 地域支援事業交付金	【地域包括ケア推】 134,681
5 現年度分	20,000	1 保険者機能強化推進交付金	【地域包括ケア推】 20,000
5 現年度分	5,076,831	1 介護給付費交付金	【介護福祉課】 5,076,831
5 現年度分	143,559	1 地域支援事業支援交付金	【地域包括ケア推】 143,559
5 現年度分	2,700,674	1 介護給付費負担金	【介護福祉課】 2,700,674

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
	5 地域支援事業交付金	80,608	76,290	4,318
30	財産収入	12,994	2,163	10,831
	5 財産運用収入	12,994	2,163	10,831
	5 利子及び配当金	12,994	2,163	10,831
40	繰入金	3,535,599	3,187,806	347,793
	5 一般会計繰入金	3,085,599	2,781,806	303,793
	5 介護給付費繰入金	2,350,384	2,281,357	69,027
	7 地域支援事業費繰入金	80,638	76,293	4,345
	9 低所得者保険料軽減繰入金	165,853	169,164	△3,311
	10 その他一般会計繰入金	488,724	254,992	233,732
	10 基金繰入金	450,000	406,000	44,000
	5 介護保険事業基金繰入金	450,000	406,000	44,000
45	繰越金	42,968	173,719	△130,751
	5 繰越金	42,968	173,719	△130,751
	5 繰越金	42,968	173,719	△130,751
50	諸収入	3,711	2,140	1,571
	5 延滞金、加算金及び過料	196	625	△429
	5 第1号被保険者延滞金	196	625	△429

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 現年度分	80,608	1 地域支援事業交付金	【地域包括ケア推】 80,608
5 利子及び配当金	12,994	1 介護保険事業基金利子	【介護福祉課】 12,603
		2 歳計現金運用利子	【介護福祉課】 391
5 現年度分	2,350,384	1 介護給付費繰入金	【介護福祉課】 2,350,384
5 現年度分	80,638	1 地域支援事業費繰入金	【地域包括ケア推】 80,638
5 現年度分	165,853	1 低所得者保険料軽減繰入金	【介護福祉課】 165,853
5 職員給与費等繰入金	297,057	1 職員給与費等繰入金	【介護福祉課 ほか】 297,057
10 要介護認定等事務費繰入金	191,667	1 要介護認定等事務費繰入金	【介護福祉課】 191,667
5 介護保険事業基金繰入金	450,000	1 介護保険事業基金繰入金	【介護福祉課】 450,000
5 繰越金	42,968	1 前年度繰越金	【介護福祉課】 42,968
5 第1号被保険者延滞金	196	1 第1号被保険者保険料延滞金	【介護福祉課】 196

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
	10 市預金利子	1,705	818	887
	5 市預金利子	1,705	818	887
	20 雑入	1,810	697	1,113
	5 第三者納付金	1	1	0
	15 雑入	1,809	696	1,113
歳 入 合 計		20,040,000	19,372,000	668,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 預金利子	1,705	1 歳計現金預金利子	【介護福祉課】 1,705
5 第三者納付金	1	1 損害賠償請求権の代位取得に基づく収入金 ...	【介護福祉課】 1
5 雑入	1,809	1 雇用保険料受入金等	【介護福祉課 ほか】 263
		2 在宅医療・介護連携推進事業負担金	【地域包括ケア推】 1,064
		3 総合事業利用者負担金	【地域包括ケア推】 482

5 0 諸収入

3 歳 出

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				区 分	金 額
5 総務費	509,558	427,744	81,814		
5 総務管理費	334,157	235,997	98,160		
5 一般管理費	334,157	235,997	98,160	国庫支出金	889
				県支出金	555
				そ の 他	1,463
				一般財源	331,250
10 徴収費	28,373	29,070	△697		
5 賦課徴収費	28,373	29,070	△697	一般財源	28,373
15 介護認定審査会費	144,453	158,940	△14,487		
5 介護認定審査会費	30,013	19,418	10,595	一般財源	30,013
10 認定調査等費	114,440	139,522	△25,082	一般財源	114,440

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	36,609	1 職員給与費 【職員課】 236,134
2 給料	76,372	(1) 職員給与費 171,842
3 職員手当等	81,590	(2) 会計年度任用職員給与費 64,292
4 共済費	40,343	2 保険者共同処理経費 【介護福祉課】 2,067
9 旅費	1,272	3 給付事務費 【介護福祉課】 8,366
11 需用費	2,681	4 資格事務費 【介護福祉課】 4,103
12 役務費	14,253	5 介護予防事務経費 【地域包括ケア推】 2,957
13 委託料	77,697	6 介護保険事務経費 【介護福祉課】 80,530
14 使用料及び賃借料	1,340	
19 負担金、補助及び交付金	2,000	
11 需用費	1,492	1 賦課徴収等事務費 【介護福祉課】 28,373
12 役務費	17,205	
13 委託料	9,592	
19 負担金、補助及び交付金	84	
1 報酬	19,150	1 介護認定審査会運営費 【介護福祉課】 30,013
9 旅費	21	
11 需用費	237	
12 役務費	308	
14 使用料及び賃借料	10,297	
9 旅費	1,210	

5 総務費

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
						区 分	金 額
		(認定調査等費)					
		20 趣旨普及費	2,575	3,737	△1,162		
		5 趣旨普及費	2,575	3,737	△1,162	一般財源	2,575
		10 保険給付費	18,803,079	18,250,859	552,220		
		5 介護サービス等諸費	17,480,145	16,970,950	509,195		
		5 居宅介護サービス給付費	8,124,349	7,881,128	243,221	国庫支出金	1,554,993
						県支出金	1,085,303
						そ の 他	2,193,574
						一般財源	3,290,479
		12 地域密着型介護サービス給付費	3,042,237	3,005,894	36,343	国庫支出金	608,457
						県支出金	380,287
						そ の 他	821,404
						一般財源	1,232,089
		15 施設介護サービス給付費	5,255,302	5,054,269	201,033	国庫支出金	788,298
						県支出金	919,681
						そ の 他	1,418,931
						一般財源	2,128,392
		25 居宅介護福祉用具購入費	20,235	20,335	△100	国庫支出金	4,058
						県支出金	2,536

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
11 需用費	2,207	1 認定調査経費	【介護福祉課】 114,440
12 役務費	91,569		
14 使用料及び賃借料	19,444		
19 負担金、補助及び交付金	10		
11 需用費	2,575	1 普及啓発事業費	【介護福祉課】 2,575
19 負担金、補助及び交付金	8,124,349	1 居宅介護サービス給付費	【介護福祉課】 8,124,349
19 負担金、補助及び交付金	3,042,237	1 地域密着型介護サービス給付費	【介護福祉課】 3,042,237
19 負担金、補助及び交付金	5,255,302	1 施設介護サービス給付費	【介護福祉課】 5,255,302
19 負担金、補助及び交付金	20,235	1 居宅介護福祉用具購入費	【介護福祉課】 20,235

5 総務費 10 保険給付費

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
						区 分	金 額
		(居宅介護福祉用具 購入費)				そ の 他	5,463
						一般財源	8,178
	30 居宅介護住宅改修 費	43,257	43,012	245		国庫支出金	8,659
						県支出金	5,412
						そ の 他	11,679
						一般財源	17,507
	35 居宅介護サービス 計画給付費	994,765	966,312	28,453		国庫支出金	198,949
						県支出金	124,343
						そ の 他	268,587
						一般財源	402,886
	10 介護予防サービス等 諸費	408,054	408,054	0			
	5 介護予防サービス 給付費	303,228	308,894	△5,666		国庫支出金	56,301
						県支出金	42,258
						そ の 他	81,872
						一般財源	122,797
	12 地域密着型介護予 防サービス給付費	10,700	6,530	4,170		国庫支出金	2,147
						県支出金	1,342
						そ の 他	2,889
						一般財源	4,322
	15 介護予防福祉用具 購入費	4,082	4,082	0		国庫支出金	826
						県支出金	516
						そ の 他	1,102
						一般財源	1,638

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金、補助及び交付金	43,257	1 居宅介護住宅改修費 …………… 【介護福祉課】 43,257
19 負担金、補助及び交付金	994,765	1 居宅介護サービス計画給付費 …………… 【介護福祉課】 994,765
19 負担金、補助及び交付金	303,228	1 介護予防サービス給付費 …………… 【介護福祉課】 303,228
19 負担金、補助及び交付金	10,700	1 地域密着型介護予防サービス給付費 …… 【介護福祉課】 10,700
19 負担金、補助及び交付金	4,082	1 介護予防福祉用具購入費 …………… 【介護福祉課】 4,082

10 保険給付費

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	20 介護予防住宅改修費	21,900	20,403	1,497	国庫支出金	4,389
					県支出金	2,743
					そ の 他	5,913
					一般財源	8,855
	25 介護予防サービス計画給付費	68,144	68,145	△1	国庫支出金	13,638
					県支出金	8,524
					そ の 他	18,399
					一般財源	27,583
	15 その他諸費	16,466	16,466	0		
	5 審査支払手数料	16,466	16,466	0	国庫支出金	3,126
					県支出金	2,216
					そ の 他	4,446
					一般財源	6,678
	20 高額介護サービス等費	580,930	537,905	43,025		
	5 高額介護サービス費	580,449	537,452	42,997	国庫支出金	116,085
					県支出金	72,553
					そ の 他	156,721
					一般財源	235,090
	10 高額介護予防サービス費	481	453	28	国庫支出金	94
					県支出金	59
					そ の 他	130
					一般財源	198
	30 特定入所者介護サービス等費	317,484	317,484	0		

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金、補助及び交付金	21,900	1 介護予防住宅改修費 …………… 【介護福祉課】 21,900
19 負担金、補助及び交付金	68,144	1 介護予防サービス計画給付費 …………… 【介護福祉課】 68,144
12 役務費	16,466	1 審査・支払事務手数料 …………… 【介護福祉課】 16,466
19 負担金、補助及び交付金	580,449	1 高額介護サービス費 …………… 【介護福祉課】 580,449
19 負担金、補助及び交付金	481	1 高額介護予防サービス費 …………… 【介護福祉課】 481

10 保険給付費

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
						区 分	金 額
	5 特定入所者介護サービス費	317,399	317,399	0	国庫支出金	50,282	
					県支出金	52,886	
					そ の 他	85,698	
					一般財源	128,533	
	10 特定入所者介護予防サービス費	85	85	0	国庫支出金	24	
					県支出金	15	
					そ の 他	23	
					一般財源	23	
18 地域支援事業費		601,739	577,727	24,012			
5 介護予防・日常生活支援総合事業費		526,435	518,169	8,266			
5 介護予防・日常生活支援総合事業費	526,435	518,169	8,266	国庫支出金	125,248		
				県支出金	65,780		
				そ の 他	142,571		
				一般財源	192,836		
10 包括的支援事業・任意事業費		75,304	59,558	15,746			
5 包括的支援事業・任意事業費	75,304	59,558	15,746	国庫支出金	28,544		
				県支出金	14,273		
				そ の 他	1,064		
				一般財源	31,423		

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金、補助及び交付金	317,399	1 特定入所者介護サービス費 …………… 【介護福祉課】 317,399
19 負担金、補助及び交付金	85	1 特定入所者介護予防サービス費 …………… 【介護福祉課】 85
8 報償費	5,355	1 介護予防・生活支援サービス事業費 …… 【地域包括ケア推】 469,966
9 旅費	114	2 一般介護予防事業費 …………… 【地域包括ケア推】 56,469
11 需用費	947	
12 役務費	14,352	
13 委託料	45,867	
18 備品購入費	110	
19 負担金、補助及び交付金	459,690	
1 報酬	453	1 包括的支援事業費 …………… 【地域包括ケア推】 47,994
8 報償費	3,864	(1) 在宅医療・介護連携推進事業費 16,305
9 旅費	75	(2) 認知症総合支援事業費 28,759
		(3) 地域ケア会議推進事業費 2,930
11 需用費	3,223	2 任意事業費 …………… 【福祉総合支 ほか】 27,310
12 役務費	1,726	

10 保険給付費 18 地域支援事業費

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
						区 分	金 額
		(包括的支援事業・ 任意事業費)					
25	基金積立金		15,663	7,886	7,777		
	5 基金積立金		15,663	7,886	7,777		
		5 介護保険事業基金 積立金	15,663	7,886	7,777	そ の 他	12,603
						一般財源	3,060
30	諸支出金		99,961	97,784	2,177		
	5 償還金及び還付加算 金		7,505	5,005	2,500		
		5 第1号被保険者保 険料還付金	7,500	5,000	2,500	一般財源	7,500
	10 償還金		1	1	0	一般財源	1
	15 第1号被保険者還 付加算金		4	4	0	一般財源	4
10	他会計繰出金		92,456	92,779	△323		
	5 一般会計繰出金		92,456	92,779	△323	そ の 他	270
						一般財源	92,186
35	予備費		10,000	10,000	0		
	5 予備費		10,000	10,000	0		
		5 予備費	10,000	10,000	0	一般財源	10,000
歳 出 合 計			20,040,000	19,372,000	668,000		

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
13 委託料	45,620		
14 使用料及び賃借料	132		
19 負担金、補助及び交付金	76		
20 扶助費	20,135		
25 積立金	15,663	1 介護保険事業基金積立金	【介護福祉課】 15,663
23 償還金、利子及び割引料	7,500	1 第1号被保険者過年度分保険料過誤納還付金	【介護福祉課】 7,500
23 償還金、利子及び割引料	1	1 国庫支出金等精算返納金	【介護福祉課】 1
23 償還金、利子及び割引料	4	1 第1号被保険者保険料過誤納還付加算金	【介護福祉課】 4
28 繰出金	92,456	1 一般会計繰出金	【地域包括ケア推】 92,456
		1 予備費	【介護福祉課】 10,000

1 8 地域支援事業費 2 5 基金積立金 3 0 諸支出金 3 5 予備費

給 与 費

1 特 別 職

区 分		職 員 数	給 与		
			報 酬	給 料	期末手当 (年間支給率)
本 年 度	長 等				
	議 員				
	そ の 他	76	19,603		
	計	76	19,603		
前 年 度	長 等				
	議 員				
	そ の 他	76	18,980		
	計	76	18,980		
比 較	長 等				
	議 員				
	そ の 他	0	623		
	計	0	623		

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分		職 員 数	給 与		
			報 酬	給 料	職 員 手 当 等
本 年 度		(16) 19 人	36,609 千円	76,372 千円	81,590 千円
前 年 度		(16) 19 人	32,916	75,610	83,832
比 較		(0) 0	3,693	762	△ 2,242

()内は、短時間勤務職員（再任用）及び一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時間外勤務手当
	本 年 度	840 千円	1,733 千円	12,744 千円	2,388 千円	11,600 千円
	前 年 度	810	1,485	12,741	2,355	5,888
	比 較	30	248	3	33	5,712

明 細 書

費			共 済 費	合 計	備 考
地 域 手 当	その他の手当	計			
千円	千円	千円	千円	千円	
		19,603		19,603	
		19,603		19,603	
		18,980		18,980	
		18,980		18,980	
		623		623	
		623		623	

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
千円	千円	千円	
194,571	40,343	234,914	
192,358	36,960	229,318	
2,213	3,383	5,596	

める職員に比し短い職員であり、外書きである。

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
千円	千円	千円
2,436	49,009	840
3,204	56,809	540
△ 768	△ 7,800	300

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
本 年 度	(1) 人 18	千円	千円 73,928	千円 67,369
前 年 度	(1) 18		73,333	71,114
比 較	(0) 0		595	△ 3,745

()内は、短時間勤務職員（再任用）であり、外書きである。

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時間外勤務手当
	本 年 度	千円 840	千円 1,733	千円 12,353	千円 2,388	千円 11,600
	前 年 度	810	1,485	12,376	2,355	5,888
	比 較	30	248	△ 23	33	5,712

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
本 年 度	(15) 人 1	千円 36,609	千円 2,444	千円 14,221
前 年 度	(15) 1	32,916	2,277	12,718
比 較	(0) 0	3,693	167	1,503

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時間外勤務手当
	本 年 度	千円	千円	千円 391	千円	千円
	前 年 度			365		
	比 較			26		

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
千円 141,297	千円 30,545	千円 171,842	
144,447	28,499	172,946	
△ 3,150	2,046	△ 1,104	

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
千円 2,436	千円 35,179	千円 840
3,204	44,456	540
△ 768	△ 9,277	300

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
千円 53,274	千円 9,798	千円 63,072	
47,911	8,461	56,372	
5,363	1,337	6,700	

外書きである。

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
千円	千円	千円
	13,830	
	12,353	
	1,477	

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
給 料	千円 762	給与改定に伴う増減分	千円 2,488
		昇給に伴う増加分	756
		その他の増減分	△ 2,482
職 員 手 当 等	△ 2,242	制度改正に伴う増減分	3,412
		その他の増減分	△ 5,654

説 明	備 考
前年度給与改定に伴う増額分	給与改定の状況 前年度 { 給料改定率 3.29% 給与改定実施時期 令和7年4月1日
	平均昇給率 1.0%
定数その他の異動分	会計年度任用職員以外の職員数の異動状況 (現に在職する職員数) (その他) (計) 本 年 度 17 人 1 人 18 人 前 年 度 18 人 0 人 18 人 比 較 △ 1 人 1 人 0 人 ※短時間勤務職員（再任用）数を除く。
前年度給与改定等に伴う増減分	千円 扶 養 手 当 40 通 勤 手 当 348 地 域 手 当 425 住 居 手 当 △ 111 時間外勤務手当 194 期 末 勤 勉 手 当 2,516
千円 本年度 前年度 比 較 扶 養 手 当 800 810 △ 10 通 勤 手 当 1,385 1,485 △ 100 地 域 手 当 12,319 12,741 △ 422 住 居 手 当 2,499 2,355 144 時 間 外 勤 務 手 当 11,406 5,888 5,518 管 理 職 手 当 2,436 3,204 △ 768 期 末 勤 勉 手 当 46,493 56,809 △ 10,316 児 童 手 当 840 540 300 計 78,178 83,832 △ 5,654	

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職 (1)
令和8年1月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	350,988
	平 均 給 与 月 額 (円)	470,039
	平 均 年 齢 (歳)	42歳3月
令和7年1月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	336,068
	平 均 給 与 月 額 (円)	454,636
	平 均 年 齢 (歳)	41歳0月

イ 初任給

区 分	行 政 職 (1)	国 の 制 度
		行 政 職 (1)
高 校 卒	213,100 ^円	200,300 ^円
大 学 卒	242,000	232,000

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職 (1)		
	級	職 員 数	構 成 比
令和 8 年 1 月 1 日現在	1 級	3 ^人	17.6 [%]
	2 級	(1) 2	(100.0) 11.7
	3 級		
	4 級	3	17.7
	5 級	8	47.0
	6 級	1	5.9
	7 級		
	8 級		
	計	(1) 17	(100) 100.0
令和 7 年 1 月 1 日現在	1 級	2	11.1
	2 級	(1) 4	(100.0) 22.2
	3 級		
	4 級	5	27.8
	5 級	6	33.3
	6 級	1	5.6
	7 級		
	8 級		
	計	(1) 18	(100.0) 100.0

()内は、短時間勤務職員（再任用）であり、外書きである。

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
行 政 職 (1)	主事補・技師補	主 事 ・ 技 師	主 任	係 長 ・ 主 査	主幹・副主幹
	6 級	7 級	8 級		
	課長・担当課長 課 長 代 理	次長・担当次長 参 事	理 事 ・ 部 長 担 当 部 長		

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段 階、職務の 級等による 加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.45) 4.65	有	
前年度	(1.2) 2.3	(1.2) 2.3	(2.4) 4.6	有	
国の制度	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.45) 4.65	有	

()内は、再任用職員の支給率である。

オ 地域手当

支 給 対 象 地 域	全 域
支 給 率 (%)	16
支 給 対 象 職 員 数 (人)	18
国の指定基準に基づく支給率 (%)	16

カ その他の手当

区 分			厚 木 市	国
扶 養 手 当	配 偶 者		支給しない	支給しない
	配 偶 者 以 外 の 扶 養 親 族	子	14,000 円	13,000 円
		父 母 等	行政職(1)7級以下相当の職員 7,500円 行政職(1)8級相当の職員 3,500円	行政職(1)7級以下相当の職員 6,500 円 行政職(1)8級相当の職員 3,500 円
	15歳に達する日後の最初の 4月1日から22歳に達する日 以 後 の 最 初 の 3 月 31 日 ま で の 間 に あ る 子		1 人につき5,000円を加算	1 人につき5,000円を加算
住 居 手 当			27,000円を限度	28,000円を限度
通 勤 手 当			55,000円を限度 (片道2km未満を除く。)	150,000円を限度 (片道2km未満を除く。)

債務負担行為で令和9年度以降にわた
支出額又は支出額の見込み及び令和8

事 項	限 度 額
要介護認定支援システムサービス利用料 (令和7年度分)	千円 8,396
ガバメントクラウド運用管理補助業務委託経費 (令和7年度分)	8,976
介護保険担当窓口等業務委託経費 (令和8年度分)	23,828
保険料納入通知書等作成・印字・製本及び 封入封かん業務委託経費 (令和8年度分)	7,403
オンライン介護認定審査会システム利用料 (令和8年度分)	4,706
要介護認定調査員支援システム利用料 (令和8年度分)	10,725
地域ケア会議開催委託経費 (令和8年度分)	50
緊急通報システム事業業務委託経費 (令和8年度分)	559

るものについての令和7年度末までの
年度以降の支出予定額等に関する調書

令和7年度末までの 支出（見込）額		令和8年度以降の 支出予定額		左の財源内訳
期 間	金 額	期 間	金 額	
	千円	令和8年度～ 令和11年度	8,396	一般財源
		令和8年度～ 令和11年度	8,976	〃
		令和9年度	23,828	〃
		令和9年度	7,403	〃
		令和9年度～ 令和13年度	4,706	〃
		令和9年度～ 令和13年度	10,725	〃
		令和9年度	50	一般財源等
		令和9年度	559	〃

令和 8 年度

厚木市学校給食事業
特別会計予算

議案第32号

令和8年度厚木市学校給食事業特別会計予算

令和8年度の厚木市の学校給食事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,060,967千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年2月18日提出

厚木市長 山口 貴 裕

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
5 学校給食費		114,208
	5 学校給食費	114,208
8 県支出金		543,114
	10 県補助金	543,114
10 繰入金		403,645
	5 他会計繰入金	403,645
歳入	合計	1,060,967

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
5 給食事業費		1,060,967
	5 給食材料費	1,059,399
	10 公課費	1,568
歳出	合計	1,060,967

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
学 校 給 食 用 食 材 賄 材 料 費 (令和8年度分)	令和9年度	単価に発注数量を乗じた金額

令和 8 年度

厚 木 市 学 校 給 食 事 業
特別会計予算に関する説明書

令和 8 年度 厚木市学校給食事業特別会計

1 総括
(歳入)

款	本年度予算額
5 学校給食費	114,208
8 県支出金	543,114
10 繰入金	403,645
歳入合計	1,060,967

(歳出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
5 給食事業費	1,060,967	891,520	169,447
歳出合計	1,060,967	891,520	169,447

歳入歳出予算事項別明細書

(単位：千円・%)

前年度予算額	比較	構成率
93,206	21,002	10.8
0	543,114	51.2
798,314	△394,669	38.0
891,520	169,447	100.0

(単位：千円・%)

本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳					構 成 率
特 定 財 源				一般財源	
国庫支出金	県支出金	市 債	そ の 他		
	543,114		114,208	403,645	100.0
	543,114		114,208	403,645	100.0

2 歳 入

款	項	目	本 年 度	前 年 度	比 較
5	学校給食費		114,208	93,206	21,002
	5	学校給食費	114,208	93,206	21,002
		5 学校給食費	114,208	93,206	21,002
8	県支出金		543,114	0	543,114
	10	県補助金	543,114	0	543,114
		5 給食費負担軽減交付金	543,114	0	543,114
10	繰入金		403,645	798,314	△394,669
	5	他会計繰入金	403,645	798,314	△394,669
		5 一般会計繰入金	403,645	798,314	△394,669
	歳	入 合 計	1,060,967	891,520	169,447

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 学校給食費	114,208	1 教職員等学校給食費（小学校分） ……………	【学校給食課】 73,680
		2 教職員等学校給食費（中学校分） ……………	【学校給食課】 40,528
5 給食費負担軽減交付金	543,114	1 給食費負担軽減交付金 ……………	【学校給食課】 543,114
5 一般会計繰入金	403,645	1 学校給食用食材費繰入金 ……………	【学校給食課】 334,445
		2 学校給食用食材費等繰入金（就学援助分） ……	【学校給食課】 50,738
		3 学校給食用食材費繰入金（地場農産物分） ……	【学校給食課】 18,462

5 学校給食費 8 県支出金 1 0 繰入金

3 歳 出

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				区 分	金 額
5 給食事業費	1,060,967	891,520	169,447		
5 給食材料費	1,059,399	889,965	169,434		
5 給食材料費	1,059,399	889,965	169,434	県支出金	543,114
				そ の 他	114,208
				一般財源	402,077
10 公課費	1,568	1,555	13		
5 消費税及び地方消費税	1,568	1,555	13	一般財源	1,568
歳 出 合 計	1,060,967	891,520	169,447		

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 需用費	1,059,399	1 学校給食用食材費 【学校給食課】 1,059,399
27 公課費	1,568	1 消費税及び地方消費税 【学校給食課】 1,568

5 給食事業費

債務負担行為で令和 9 年度以降にわた
支出額又は支出額の見込み及び令和 8

事 項	限 度 額
学 校 給 食 用 食 材 賄 材 料 費 (令和 8 年度分)	単価に発注数量を乗じた金額

るものについての令和7年度末までの
年度以降の支出予定額等に関する調書

令和7年度末までの 支出（見込）額		令和8年度以降の 支出予定額		左の財源内訳
期 間	金 額	期 間	金 額	
		令和9年度	単 価 に 発 注 数 量 を 乗 じ た 金 額	一般財源等

令和 8 年 度

厚木市病院事業会計予算

議案第33号

令和8年度厚木市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度の厚木市の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数

ア 一般病床	341床
イ 感染症病床	6床

(2) 年間患者数

ア 入院	104,025人
イ 外来	156,650人

(3) 1日平均患者数

ア 入院	285人
イ 外来	650人

(4) 建設改良事業

ア 固定資産購入費	900,444千円
イ 病院整備事業費	83,600千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	13,510,000千円
第1項 医業収益	11,361,224千円
第2項 医業外収益	2,099,520千円
第3項 特別利益	49,256千円

支 出

第1款 病院事業費用	13,248,000千円
第1項 医業費用	12,820,610千円
第2項 医業外費用	373,755千円
第3項 特別損失	33,635千円
第4項 予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額703,000千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,334千円及び損益勘定留保資金697,666千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,282,000千円
第1項 負担金	720,499千円
第2項 企業債	558,500千円
第3項 固定資産売却代金	1千円
第4項 補助金	3,000千円

支 出

第1款 資本的支出	1,985,000千円
第1項 建設改良費	984,044千円
第2項 企業債償還金	886,659千円
第3項 他会計借入金償還金	33,521千円
第4項 投資	80,776千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医療事務等業務委託経費（令和8年度分）	令和9年度	千円 232,144
警備業務委託経費（令和8年度分）	令和9年度	9,191
建物清掃業務委託経費（令和8年度分）	令和9年度	12,912
廃棄物処理業務委託経費（令和8年度分）	令和9年度	4,398
院内保育業務委託経費（令和8年度分）	令和9年度～ 令和10年度	単価に利用時間 を乗じた金額
洗浄滅菌業務及び手術室等補助業務委託経費 （令和8年度分）	令和9年度～ 令和10年度	79,395
リネン類供給等業務委託経費（令和8年度分）	令和9年度～ 令和11年度	221,919
設備管理業務委託経費（令和8年度分）	令和9年度～ 令和11年度	524,253
パッケージエアコン保守業務委託経費 （令和8年度分）	令和9年度～ 令和11年度	44,550

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器等 整備事業	千円 494,900	普通貸借又は証券 発行。なお、起債の 全部又は一部を翌 年度へ繰り越して 借り入れることが できる。	年5.0%以内（ただし、 利率見直し方式で借り 入れる政府資金等につ いて、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率）	償還期間は、据置期間を 含め30年以内。ただし、 財政上の都合により償還 期限を短縮し、繰上償還 し、又は低利債に借り換 えることができる。
施設等 整備事業	63,600			
計	558,500			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した経費の予定額に過不足を生じた場合における同一款内での各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 給与費 6,695,000千円

(2) 交際費 150千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,476,837千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医 療 機 器	手術用顕微鏡	一 式
医 療 機 器	採尿畜尿管理システム	一 式

令和8年2月18日提出

厚木市長 山口 貴 裕

令和 8 年 度

厚 木 市 病 院 事 業 会 計
予 算 に 関 す る 説 明 書

令和8年度厚木市病院事業会計予算実施計画
収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備 考
1 病院事業収益			13,510,000	
	1 医 業 収 益		11,361,224	
		1 入 院 収 益	7,385,775	
		2 外 来 収 益	2,992,015	
		3 他 会 計 負 担 金	712,417	
		4 そ の 他 医 業 収 益	271,017	
	2 医 業 外 収 益		2,099,520	
		1 受取利息及び配当金	31,371	
		2 補 助 金	29,984	
		3 他 会 計 負 担 金	1,298,021	
		4 長 期 前 受 金 戻 入	652,032	
		5 そ の 他 医 業 外 収 益	88,112	
	3 特 別 利 益		49,256	
		1 そ の 他 特 別 利 益	49,256	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備 考
1 病院事業費用			13,248,000	
	1 医 業 費 用		12,820,610	
		1 給 与 費	6,695,000	
		2 材 料 費	2,707,425	
		3 経 費	2,113,260	
		4 減 価 償 却 費	1,176,202	
		5 資 産 減 耗 費	20,488	
		6 研 究 研 修 費	28,435	
		7 長期前払消費税勘定償却	79,800	
	2 医 業 外 費 用		373,755	
		1 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	172,256	
		2 消費税及び地方消費税	13,000	
		3 雑 損 失	188,499	
	3 特 別 損 失		33,635	
		1 過年度損益修正損	33,635	
	4 予 備 費		20,000	
		1 予 備 費	20,000	

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備 考
1 資本的收入			1,282,000	
	1 負 担 金		720,499	
		1 他 会 計 負 担 金	720,499	
	2 企 業 債		558,500	
		1 企 業 債	558,500	
	3 固 定 資 産 売 却 代 金		1	
		1 固 定 資 産 売 却 代 金	1	
	4 補 助 金		3,000	
		1 補 助 金	3,000	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備 考
1 資本の支出			1,985,000	
	1 建 設 改 良 費		984,044	
		1 固 定 資 産 購 入 費	900,444	
		2 病 院 整 備 事 業 費	83,600	
	2 企業債償還金		886,659	
		1 企 業 債 償 還 金	886,659	
	3 他会計借入金 償 還 金		33,521	
		1 他会計借入金償還金	33,521	
	4 投 資		80,776	
		1 長 期 貸 付 金	5,760	
		2 基 金 積 立 金	75,016	

令和 8 年度厚木市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

1 業 務 活 動 に よ る キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー

当年度純利益	242,590
減価償却費	1,176,202
貸倒引当金の増減額（△は減少）	830
賞与引当金の増減額（△は減少）	8,298
法定福利費引当金の増減額（△は減少）	△ 1,436
退職給付引当金の増減額（△は減少）	146,551
固定資産除却費	18,604
長期前受金戻入額	△ 701,288
その他	87,721
受取利息及び受取配当金	△ 31,371
支払利息	172,256
未収金の増減額（△は増加）	57,996
未払金の増減額（△は減少）	107,468
たな卸資産の増減額（△は増加）	1,884
小計	1,286,305
受取利息及び受取配当金	31,371
利息の支払額	△ 172,256
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,145,420

2 投 資 活 動 に よ る キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー

有形固定資産の取得による支出	△ 526,904
有形固定資産の売却による収入	1
貸付金による支出	△ 5,760
補助金による収入	3,000
一般会計からの繰入金による収入	720,499
基金積立による支出	△ 75,016
投資活動によるキャッシュ・フロー	115,820

3 財 務 活 動 に よ る キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	558,500
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 886,659
他会計借入金の返済による支出	△ 33,521
リース債務返済による支出	△ 404,448
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 766,128

資金増加額（△は減少）	495,112
資金期首残高	1,235,290
資金期末残高	1,730,402

給 与 費

1 総 括

区 分		職 員 数		給 与	
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料
損益勘定支弁職員	本年度	人 11	人 (201) 601	千円 404	千円 2,819,242
	前年度	11	(203) 591	223	2,664,110
	比 較	0	(△2) 10	181	155,132

()内は、短時間勤務職員（再任用）及び一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する

手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	初 任 給 調 整 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	本年度	千円 40,700	千円 56,520	千円 409,456	千円 67,800	千円 107,000	千円 426,054
	前年度	43,309	50,879	391,299	60,398	104,856	394,186
	比 較	△ 2,609	5,641	18,157	7,402	2,144	31,868

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職 員 数		給 与	
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料
損益勘定支弁職員	本年度	人 11	人 (5) 538	千円 404	千円 2,128,998
	前年度	11	(4) 530	223	2,000,934
	比 較	0	(1) 8	181	128,064

()内は、短時間勤務職員（再任用）であり、外書きである。

手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	初 任 給 調 整 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	本年度	千円 40,700	千円 44,411	千円 345,835	千円 67,800	千円 107,000	千円 396,930
	前年度	43,309	34,796	332,895	60,398	104,856	373,426
	比 較	△ 2,609	9,615	12,940	7,402	2,144	23,504

イ 会計年度任用職員

区 分		職 員 数		給 与	
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料
損益勘定支弁職員	本年度	人	人 (196) 63	千円	千円 690,244
	前年度		(199) 61		663,176
	比 較		(△3) 2		27,068

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員に比し短い職員

手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	初 任 給 調 整 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	本年度	千円	千円 12,109	千円 63,621	千円	千円	千円 29,124
	前年度		16,083	58,404			20,760
	比 較		△ 3,974	5,217			8,364

明 細 書

費		法定福利費	合 計	備 考
手 当 等	計			
千円 2,888,529	千円 5,708,175	千円 986,825	千円 6,695,000	
2,752,908	5,417,241	937,759	6,355,000	
135,621	290,934	49,066	340,000	

職を占める職員に比し短い職員であり、外書きである。

時間外勤務 手 当	宿日直手当	管理職手当	期 末 勤 勉 手 当	退職給付費	児 童 手 当
千円 258,280	千円 115,080	千円 75,597	千円 1,137,928	千円 161,284	千円 32,830
295,694	87,639	71,277	1,112,366	106,700	34,305
△ 37,414	27,441	4,320	25,562	54,584	△ 1,475

費		法定福利費	合 計	備 考
手 当 等	計			
千円 2,469,613	千円 4,599,015	千円 833,595	千円 5,432,610	
2,367,408	4,368,565	787,744	5,156,309	
102,205	230,450	45,851	276,301	

時間外勤務 手 当	宿日直手当	管理職手当	期 末 勤 勉 手 当	退職給付費	児 童 手 当
千円 204,283	千円 37,500	千円 75,597	千円 960,012	千円 157,075	千円 32,470
247,137	29,545	71,277	936,024	99,800	33,945
△ 42,854	7,955	4,320	23,988	57,275	△ 1,475

費		法定福利費	合 計	備 考
手 当 等	計			
千円 418,916	千円 1,109,160	千円 153,230	千円 1,262,390	
385,500	1,048,676	150,015	1,198,691	
33,416	60,484	3,215	63,699	

であり、外書きである。

時間外勤務 手 当	宿日直手当	管理職手当	期 末 勤 勉 手 当	退職給付費	児 童 手 当
千円 53,997	千円 77,580	千円	千円 177,916	千円 4,209	千円 360
48,557	58,094		176,342	6,900	360
5,440	19,486		1,574	△ 2,691	0

2 給料及び手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	
給 料	155,132 ^{千円}	給与改定に伴う増減分	94,043 ^{千円}
		昇給に伴う増加分	26,641
		その他の増減分	34,448
手 当 等	135,621	制度改正に伴う増減分	90,608
		その他の増減分	45,013

説 明	備 考																																																												
前年度給与改定に伴う増額分	給与改定の状況 前年度 { 給料改定率 3.53% 給与改定実施時期 令和7年4月1日																																																												
	平均昇給率 1.0%																																																												
定数その他の異動分	会計年度任用職員以外の職員数の異動状況 (現に在職する職員数) (その他) (計) 本年度 543 人 △ 5 人 538 人 前年度 530 人 0 人 530 人 比較 13 人 △ 5 人 8 人 ※短時間勤務職員（再任用）数を除く。																																																												
前年度給与改定等に伴う増減分	千円 扶 養 手 当 4,153 通 勤 手 当 10,929 地 域 手 当 14,477 住 居 手 当 △ 2,186 時間外勤務手当 10,438 期 末 勤 勉 手 当 52,797																																																												
<table><tr><td></td><td>本年度</td><td>前年度</td><td>比較</td></tr><tr><td></td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td></tr><tr><td>扶 養 手 当</td><td>36,547</td><td>43,309</td><td>△ 6,762</td></tr><tr><td>通 勤 手 当</td><td>45,591</td><td>50,879</td><td>△ 5,288</td></tr><tr><td>地 域 手 当</td><td>394,979</td><td>391,299</td><td>3,680</td></tr><tr><td>住 居 手 当</td><td>69,986</td><td>60,398</td><td>9,588</td></tr><tr><td>初 任 給 調 整 手 当</td><td>107,000</td><td>104,856</td><td>2,144</td></tr><tr><td>特 殊 勤 務 手 当</td><td>426,054</td><td>394,186</td><td>31,868</td></tr><tr><td>時 間 外 勤 務 手 当</td><td>247,842</td><td>295,694</td><td>△ 47,852</td></tr><tr><td>宿 日 直 手 当</td><td>115,080</td><td>87,639</td><td>27,441</td></tr><tr><td>管 理 職 手 当</td><td>75,597</td><td>71,277</td><td>4,320</td></tr><tr><td>期 末 勤 勉 手 当</td><td>1,085,131</td><td>1,112,366</td><td>△ 27,235</td></tr><tr><td>退 職 給 付 費</td><td>161,284</td><td>106,700</td><td>54,584</td></tr><tr><td>児 童 手 当</td><td>32,830</td><td>34,305</td><td>△ 1,475</td></tr><tr><td>計</td><td>2,797,921</td><td>2,752,908</td><td>45,013</td></tr></table>			本年度	前年度	比較		千円	千円	千円	扶 養 手 当	36,547	43,309	△ 6,762	通 勤 手 当	45,591	50,879	△ 5,288	地 域 手 当	394,979	391,299	3,680	住 居 手 当	69,986	60,398	9,588	初 任 給 調 整 手 当	107,000	104,856	2,144	特 殊 勤 務 手 当	426,054	394,186	31,868	時 間 外 勤 務 手 当	247,842	295,694	△ 47,852	宿 日 直 手 当	115,080	87,639	27,441	管 理 職 手 当	75,597	71,277	4,320	期 末 勤 勉 手 当	1,085,131	1,112,366	△ 27,235	退 職 給 付 費	161,284	106,700	54,584	児 童 手 当	32,830	34,305	△ 1,475	計	2,797,921	2,752,908	45,013
	本年度	前年度	比較																																																										
	千円	千円	千円																																																										
扶 養 手 当	36,547	43,309	△ 6,762																																																										
通 勤 手 当	45,591	50,879	△ 5,288																																																										
地 域 手 当	394,979	391,299	3,680																																																										
住 居 手 当	69,986	60,398	9,588																																																										
初 任 給 調 整 手 当	107,000	104,856	2,144																																																										
特 殊 勤 務 手 当	426,054	394,186	31,868																																																										
時 間 外 勤 務 手 当	247,842	295,694	△ 47,852																																																										
宿 日 直 手 当	115,080	87,639	27,441																																																										
管 理 職 手 当	75,597	71,277	4,320																																																										
期 末 勤 勉 手 当	1,085,131	1,112,366	△ 27,235																																																										
退 職 給 付 費	161,284	106,700	54,584																																																										
児 童 手 当	32,830	34,305	△ 1,475																																																										
計	2,797,921	2,752,908	45,013																																																										

3 給料及び手当等の状況

(1) 職員 1 人当たり給与

区 分		行政職(1)	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)
令和8年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	355,807	458,922	316,813	326,346
	平均給与月額 (円)	507,759	1,085,488	442,448	455,521
	平均年齢 (歳)	42歳8月	41歳8月	37歳9月	38歳0月
令和7年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	345,597	437,311	310,605	314,324
	平均給与月額 (円)	512,809	1,144,992	438,476	449,862
	平均年齢 (歳)	43歳8月	41歳0月	38歳9月	38歳0月

(2) 初 任 給

区 分		行政職(1)	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)
厚 木 市	高 校 卒	213,100			
	短 大 2 卒				266,900
	短 大 3 卒			244,100	270,800
	大 学 卒	242,000		247,100	274,100
	大 学 6 卒		医大卒296,700	264,000	

※医療職(2)の事務系は除く

区 分		行政職(1)	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)
国 の 制 度	高 校 卒	200,300			
	短 大 2 卒				254,700
	短 大 3 卒			232,900	263,400
	大 学 卒	232,000		239,800	269,100
	大 学 6 卒		医大卒305,600	256,000	

(3) 級別職員数

区分	行 政 職 (1)		
	級	職員数 ^人	構成比 [%]
令和8年 1月1日現在	1 級	2	7.1
	2 級	7	25.0
	3 級	2	7.1
	4 級	4	14.3
	5 級	8	28.6
	6 級	4	14.3
	7 級		
	8 級	1	3.6
	計	28	100.0
令和7年 1月1日現在	1 級	1	3.4
	2 級	6	20.7
	3 級	4	13.8
	4 級	4	13.8
	5 級	9	31.0
	6 級	4	13.8
	7 級		
	8 級	1	3.5
	計	29	100.0

区分	医 療 職 (1)			医 療 職 (2)			医 療 職 (3)		
	級	職員数 ^人	構成比 [%]	級	職員数 ^人	構成比 [%]	級	職員数 ^人	構成比 [%]
令和8年 1月1日現在	1 級	27	35.5	1 級	(1) 45	(100.0) 42.9	1 級	(4) 181	(100.0) 54.2
	2 級	26	34.2	2 級	20	19.0	2 級	49	14.6
	3 級	18	23.7	3 級	12	11.4	3 級	50	15.0
	4 級	5	6.6	4 級	24	22.9	4 級	50	15.0
	5 級			5 級	4	3.8	5 級	3	0.9
				6 級			6 級	1	0.3
	計	76	100.0	計	(1) 105	(100.0) 100.0	計	(4) 334	(100.0) 100.0
令和7年 1月1日現在	1 級	27	38.0	1 級	38	36.5	1 級	(4) 170	(100.0) 52.2
	2 級	24	33.8	2 級	25	24.0	2 級	49	15.0
	3 級	15	21.1	3 級	10	9.6	3 級	56	17.2
	4 級	5	7.1	4 級	25	24.1	4 級	47	14.4
	5 級			5 級	6	5.8	5 級	3	0.9
				6 級			6 級	1	0.3
	計	71	100.0	計	104	100.0	計	(4) 326	(100.0) 100.0

() 内は、短時間勤務職員（再任用）であり、外書きである。

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
行政職(1)	主事補・技師補	主事・技師	主任	係長・主査	主幹・副主幹	課長・担当課長	参事	病院事業局長
医療職(1)	医員	医長・上席医長	診療科主任部長・診療科部長・部長	副院長・統括診療部長	院長			
医療職(2)	技師・技士	主任	上席主任・科長代理	統括主任・副技師(士)長・副科長	部門長・副部門長・技師(士)長・科長	参事		
医療職(3)	技師	主任	上席主任	看護師長・統括主任・主幹	看護部副部長・センター長	副院長・看護部長		

(4) 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		行政職(1)	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)
給料総額に対する比率 (%)	16.70		61.06	3.01	8.23
支給対象職員の比率 (%) (令和8年1月1日現在)	71.45		96.05	51.92	78.14
支給対象職員1人当たり 平均支給月額 (円)	80,575		291,760	18,370	34,377
代表的な特殊勤務手当の名称	病院業務手当、特定看護業務手当、夜間看護等手当、分べん業務手当、救急医療等従事手当、診断書等作成手当、特別医療従事手当				

(5) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.45) 4.65	有	
前 年 度	(1.2) 2.3	(1.2) 2.3	(2.4) 4.6	有	
国の制度	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.45) 4.65	有	

() 内は、再任用職員の支給率である。

(6) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20 年 勤続の者 (月分)	25 年 勤続の者 (月分)	35 年 勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の 加 算 等 措 置 等	備 考
支給率等	定年 24.586875 早期 26.3655	33.27075	47.709	47.709	定 年 前 早 期 退 職 特 例 措 置 (20%を上限 として加算)、 調 整 額	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定 年 前 早 期 退 職 特 例 措 置 (45%を上限 として加算)、 調 整 額	

(7) その他の手当

区 分			厚木市	国
扶養手当	配 偶 者		支給しない	支給しない
	配偶者以外の扶養親族	子	14,000円	13,000円
		父 母 等	行政職(1)7級以下相当の職員 7,500円 行政職(1)8級相当の職員 3,500円	行政職(1)7級以下相当の職員 6,500円 行政職(1)8級相当の職員 3,500円
	15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子		1人につき5,000円を加算	1人につき5,000円を加算
	地 域 手 当		支給率16%	支給率16%
住 居 手 当		27,000円を限度	28,000円を限度	
通 勤 手 当		55,000円を限度 (片道2km未満を除く。)	150,000円を限度 (片道2km未満を除く。)	

債 務 負 担 行 為

事 項	限 度 額
手 術 支 援 ロ ボ ッ ト 賃 貸 借 (令和4年度分)	千円 588,000
看 護 職 員 白 衣 等 賃 貸 借 業 務 委 託 経 費 (令和5年度分)	単価に利用人数 を乗じた金額
院 外 検 体 検 査 業 務 委 託 経 費 (令和6年度分)	単価に検査数を 乗じた金額
医 療 機 器 保 守 業 務 委 託 経 費 (令和6年度分)	344,184
手 術 室 ・ 中 央 材 料 室 機 器 賃 貸 借 (令和6年度分)	184,106
患 者 給 食 業 務 委 託 経 費 (令和7年度分)	690,184
物 流 管 理 業 務 委 託 経 費 (令和7年度分)	175,780
電 子 カ ル テ シ ス テ ム 等 賃 貸 借 (令和7年度分)	1,867,572
医 療 事 務 等 業 務 委 託 経 費 (令和8年度分)	232,144
警 備 業 務 委 託 経 費 (令和8年度分)	9,191
建 物 清 掃 業 務 委 託 経 費 (令和8年度分)	12,912
廃 棄 物 処 理 業 務 委 託 経 費 (令和8年度分)	4,398
院 内 保 育 業 務 委 託 経 費 (令和8年度分)	単価に利用時間 を乗じた金額
洗 浄 滅 菌 業 務 及 び 手 術 室 等 補 助 業 務 委 託 経 費 (令和8年度分)	79,395
リ ネ ン 類 供 給 等 業 務 委 託 経 費 (令和8年度分)	221,919
設 備 管 理 業 務 委 託 経 費 (令和8年度分)	524,253
パ ッ ケ ー ジ エ ア コ ン 保 守 業 務 委 託 経 費 (令和8年度分)	44,550

に 関 す る 調 書

令和7年度末までの支払義務 発生（見込）額		令和8年度以降の支払義務 発生予定額		左の財源内訳
期 間	金 額	期 間	金 額	
令和5年度～ 令和7年度	194,157 ^{千円}	令和8年度～ 令和12年度	393,843 ^{千円}	損益勘定資金 損益勘定留保資金
令和6年度～ 令和7年度	54,932	令和8年度～ 令和9年度	単価に利用人数 を乗じた金額	損益勘定資金
令和7年度	83,389	令和8年度～ 令和9年度	単価に検査数を 乗じた金額	〃
令和7年度	135,932	令和8年度～ 令和9年度	208,252	〃
令和7年度	16,251	令和8年度～ 令和12年度	167,855	損益勘定資金 損益勘定留保資金
		令和8年度～ 令和10年度	690,184	損益勘定資金
		令和8年度～ 令和10年度	175,780	〃
		令和8年度～ 令和14年度	1,867,572	損益勘定資金 損益勘定留保資金
		令和9年度	232,144	損益勘定資金
		令和9年度	9,191	〃
		令和9年度	12,912	〃
		令和9年度	4,398	〃
		令和9年度～ 令和10年度	単価に利用時間 を乗じた金額	〃
		令和9年度～ 令和10年度	79,395	〃
		令和9年度～ 令和11年度	221,919	〃
		令和9年度～ 令和11年度	524,253	〃
		令和9年度～ 令和11年度	44,550	〃

令和8年度厚木市病院事業予定貸借対照表

(令和9年3月31日)

資産の部

(単位:千円)

1	固定資産			
(1)	有形固定資産			
	イ 土地		2,980,808	
	ロ 建物	14,249,781		
	減価償却累計額	<u>△ 5,746,385</u>	8,503,396	
	ハ 構築物	1,144,943		
	減価償却累計額	<u>△ 184,436</u>	960,507	
	ニ 器械備品	6,410,211		
	減価償却累計額	<u>△ 5,044,619</u>	1,365,592	
	ホ 車両	11,672		
	減価償却累計額	<u>△ 6,133</u>	5,539	
	ヘ リース資産	2,696,664		
	減価償却累計額	<u>△ 658,298</u>	2,038,366	
	有形固定資産合計			15,854,208
(2)	無形固定資産			
	イ 電話加入権		1,448	
	ロ ソフトウェア		<u>43,330</u>	
	無形固定資産合計			44,778
(3)	投資その他の資産			
	イ 長期貸付金		31,079	
	ロ 基金			
	(イ) 退職手当基金	74,829		
	(ロ) 病院整備基金	<u>3,601,721</u>		
	基金合計		3,676,550	
	ハ 長期前払消費税		<u>1,074,775</u>	
	投資その他の資産合計			<u>4,782,404</u>
	固定資産合計			20,681,390
2	流動資産			
(1)	現金預金		1,730,402	
(2)	未収金		1,703,242	
(3)	貯蔵品		100,463	
(4)	貸倒引当金		<u>△ 2,330</u>	
	流動資産合計			<u>3,531,777</u>
	資産合計			<u><u>24,213,167</u></u>

負債の部

(単位:千円)

3 固定負債			
(1) 企業債	12,366,019		
(2) リース債務	1,844,293		
(3) 引当金			
イ 修繕引当金	28,886		
ロ 退職給付引当金	1,112,449		
引当金合計		1,141,335	
固定負債合計			15,351,647
4 流動負債			
(1) 企業債	918,775		
(2) リース債務	451,332		
(3) 未払金	1,097,861		
(4) 前受金	2,915		
(5) 預り金	44,585		
(6) 引当金			
イ 賞与引当金	364,045		
ロ 法定福利費引当金	80,627		
引当金合計		444,672	
流動負債合計			2,960,140
5 繰延収益			
(1) 長期前受金	6,976,444		
(2) 長期前受金収益化累計額	△ 5,452,452		
繰延収益合計			1,523,992
負債合計			19,835,779

資本の部

(単位:千円)

6 資本金			4,034,683
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	2,924,458		
資本剰余金合計		2,924,458	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	62,000		
ロ 当年度未処理欠損金	2,643,753		
利益剰余金合計		△ 2,581,753	
剰余金合計			342,705
資本合計			4,377,388
負債資本合計			24,213,167

注記（令和8年度）

I 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 総平均法による原価法による。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法による。

主な耐用年数

建物 6～46年

構築物 35年

器械備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法による。なお、自己利用のソフトウェアについては利用可能期間（5年）に基づいている。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。なお、一般会計が負担すると見込まれる額を除く。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度に負担すべき支給見込額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に伴う法定福利費の支出に備えるため、当年度に負担すべき支出見込額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を計上している。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。なお、控除対象外消費税等については、当年度の費用として処理している。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、長期前払消費税勘定に計上し、20年間で均等償却を行っている。

II 予定キャッシュ・フロー計算書

重要な非資金取引

当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ 1,901,640 千円、2,108,477 千円である。

III 予定貸借対照表

企業債の償還等に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債等のうち、他会計が負担すると見込まれる額は 5,902,521 千円である。

IV セグメント情報

当院の事業は、単一セグメントであるため、記載を省略している。

V リース契約により使用する固定資産

リース料総額が 300 万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が 300 万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

VI その他

退職給付引当金の取崩しについて

当年度において、退職手当として 14,733 千円を支給するため、退職給付引当金 12,724 千円を使用する。なお、一般会計が負担する額 2,009 千円については、退職給付費から支出する。

令和 7 年度厚木市病院事業予定損益計算書(前年度分)

(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

1	医業収益			
	(1) 入院収益	7,187,911		
	(2) 外来収益	2,925,274		
	(3) 他会計負担金	788,124		
	(4) その他医業収益	220,559	11,121,868	
2	医業費用			
	(1) 給与費	6,807,453		
	(2) 材料費	2,591,923		
	(3) 経費	1,899,674		
	(4) 減価償却費	951,218		
	(5) 資産減耗費	8,762		
	(6) 研究研修費	20,775		
	(7) 長期前払消費税勘定償却	81,579	12,361,384	
	医 業 損 失			1,239,516
3	医業外収益			
	(1) 受取利息	39,888		
	(2) 補助金	201,691		
	(3) 他会計負担金	952,015		
	(4) 長期前受金戻入	505,918		
	(5) その他医業外収益	114,953	1,814,465	
4	医業外費用			
	(1) 支払利息	125,724		
	(2) 雑損失	490,993	616,717	1,197,748
	経 常 損 失			41,768
5	特別利益			
	(1) その他特別利益	49,620	49,620	
6	特別損失			
	(1) 過年度損益修正損	29,929	29,929	19,691
	当 年 度 純 損 失			22,077
	前年度繰越欠損金			2,864,266
	当年度未処理欠損金			2,886,343

令和 7 年度厚木市病院事業予定貸借対照表（前年度分）

（ 令 和 8 年 3 月 3 1 日 ）

資 産 の 部

（単位：千円）

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		2,980,808	
ロ 建 物	14,173,782		
減価償却累計額	<u>△ 5,222,069</u>	8,951,713	
ハ 構 築 物	1,144,943		
減価償却累計額	<u>△ 151,393</u>	993,550	
ニ 器 械 備 品	5,977,911		
減価償却累計額	<u>△ 4,831,705</u>	1,146,206	
ホ 車 両	11,672		
減価償却累計額	<u>△ 5,468</u>	6,204	
ヘ リ ー ス 資 産	945,804		
減価償却累計額	<u>△ 424,456</u>	521,348	
有形固定資産合計			14,599,829

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権		1,448	
ロ ソ フ ト ウ ェ ア		<u>63,972</u>	
無形固定資産合計			65,420

(3) 投 資 そ の 他 の 資 産

イ 長 期 貸 付 金		36,839	
ロ 基 金			
（イ）退職手当基金	74,229		
（ロ）病院整備基金	<u>3,527,305</u>		
基金合計		3,601,534	
ハ 長 期 前 払 消 費 税		<u>911,719</u>	
投資その他の資産合計			4,550,092

固 定 資 産 合 計 19,215,341

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		1,235,290	
(2) 未 収 金		1,761,238	
(3) 貯 蔵 品		102,347	
(4) 貸 倒 引 当 金		<u>△ 1,500</u>	
流動資産合計			<u>3,097,375</u>
資 産 合 計			<u><u>22,312,716</u></u>

負債の部

(単位:千円)

3	固定負債			
(1)	企業債	12,726,295		
(2)	リース債務	416,847		
(3)	引当金			
	イ修繕引当金	28,886		
	ロ退職給付引当金	965,898		
	引当金合計		994,784	
	固定負債合計			14,137,926
4	流動負債			
(1)	企業債	886,659		
(2)	他会計借入金	33,520		
(3)	リース債務	174,748		
(4)	未払金	990,393		
(5)	前受金	2,750		
(6)	預り金	12,331		
(7)	引当金			
	イ賞与引当金	355,747		
	ロ法定福利費引当金	82,063		
	引当金合計		437,810	
	流動負債合計			2,538,211
5	繰延収益			
(1)	長期前受金	6,328,335		
(2)	長期前受金収益化累計額	△ 4,826,554		
	繰延収益合計			1,501,781
	負債合計			18,177,918

資本の部

(単位:千円)

6	資本金			4,034,683
7	剰余金			
(1)	資本金剰余金			
	イ受贈財産評価額	2,924,458		
	資本金剰余金合計		2,924,458	
(2)	利益剰余金			
	イ減債積立金	62,000		
	ロ当年度未処理欠損金	2,886,343		
	利益剰余金合計		△ 2,824,343	
	剰余金合計			100,115
	資本合計			4,134,798
	負債資本合計			22,312,716

注記（令和7年度）

I 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 総平均法による原価法による。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法による。

主な耐用年数

建物 6～46年

構築物 35年

器械備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法による。なお、自己利用のソフトウェアについては利用可能期間（5年）に基づいている。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。なお、一般会計が負担すると見込まれる額を除く。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度に負担すべき支給見込額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に伴う法定福利費の支出に備えるため、当年度に負担すべき支出見込額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を計上している。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。なお、控除対象外消費税等については、当年度の費用として処理している。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、長期前払消費税勘定に計上し、20年間で均等償却を行っている。

II 予定貸借対照表

企業債の償還等に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債等のうち、他会計が負担すると見込まれる額は 5,232,238 千円である。

III セグメント情報

当院の事業は、単一セグメントであるため、記載を省略している。

IV リース契約により使用する固定資産

リース料総額が 300 万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が 300 万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

V その他

退職給付引当金の取崩しについて

当年度において、退職手当として 130,913 千円を支給するため、退職給付引当金 101,609 千円を使用する。なお、一般会計が負担する額 29,304 千円については、退職給付費から支出する。

令和 8 年度厚木市病院事業 収 益 的 収 入

収 入

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 病院事業収益	13,510,000	12,528,000	982,000
1 医業収益	11,361,224	11,028,319	332,905
1 入院収益	7,385,775	7,188,127	197,648
2 外来収益	2,992,015	2,925,780	66,235
3 他会計負担金	712,417	680,000	32,417
4 その他医業収益	271,017	234,412	36,605
2 医業外収益	2,099,520	1,450,061	649,459
1 受取利息及び配当金	31,371	39,888	△ 8,517
2 補助金	29,984	29,796	188
3 他会計負担金	1,298,021	786,632	511,389
4 長期前受金戻入	652,032	505,918	146,114
5 その他医業外収益	88,112	87,827	285
3 特別利益	49,256	49,620	△ 364
1 その他特別利益	49,256	49,620	△ 364

会計予算実施計画説明書 及 び 支 出

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
入院収益	7,385,775	年間予定患者数 104,025人 入院単価 71,000円
外来収益	2,992,015	年間予定患者数 156,650人 外来単価 19,100円
他会計負担金	712,417	感染症医療 149,613 救急医療 437,780 保健衛生 123,015 退職手当分 2,009
その他医業収益	271,017	個室等使用料 104,773 公衆衛生活動収益 5,368 医療相談収益 1,214 検診費 5,082 文書料 35,389 受託研究収益 200 選定療養費ほか 118,991
基金利息	31,371	病院整備基金 30,771 退職手当基金 600
国庫補助金	10,448	臨床研修費等補助金（医師） 8,130 特定行為研修医療機関運営事業補助金 2,318
県補助金	19,536	小児救急医療支援事業補助金 16,828 産科医師等分べん手当補助金 1,000 新人看護職員職場内研修事業費補助金 530 看護実習受入拡充事業費補助金 194 周産期救急医療事業補助金 634 特定行為研修受講促進事業費補助金 350
他会計負担金	1,298,021	企業債等利息 89,720 リハビリ医療 60,830 周産期医療 122,248 小児医療 106,924 高度医療 668,577 院内保育 33,734 経営基盤強化 36,427 基礎年金拠出金 110,321 児童手当相当 27,076 ふるさと納税分 42,164
長期前受金戻入	652,032	減価償却見合い分収益化ほか
その他医業外収益	88,112	公舎使用料 9,516 行政財産使用料 1,734 保育料 8,119 広告掲載手数料ほか 68,743
その他特別利益	49,256	過年度分減価償却見合い分収益化

支 出

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 病院事業費用	13,248,000	12,424,000	824,000
1 医業費用	12,820,610	12,047,694	772,916
1 給与費	6,695,000	6,355,000	340,000
2 材料費	2,707,425	2,564,692	142,733
3 経費	2,113,260	2,063,875	49,385

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
給料	2,819,242	
手当等	2,363,200	
賞与引当金繰入額	364,045	
報酬	404	
法定福利費	906,198	
法定福利費繰入額	80,627	
退職給付費	161,284	
薬品費	1,558,722	診療薬品費 1,347,844 特殊血液 22,141 検査用試薬ほか 188,737
診療材料費	1,143,284	
給食材料費	2,119	給食消耗器材費
医療消耗備品費	3,300	診療用消耗備品費
厚生福利費	8,240	感染予防検診料 466 被曝線量等測定検査 2,984 定期健康診断ほか 4,790
報償費	12,942	手術執刀等医師謝礼 10,000 メンタル相談謝礼 720 通訳ボランティア謝礼ほか 2,222
旅費交通費	150	会議出席等旅費
職員被服費	3,553	
消耗品費	27,907	
光熱水費	270,500	電気料 182,000 上下水道使用料 32,500 都市ガス料 56,000
燃料費	3,673	灯油 3,520 公用車燃料 153
食糧費	18	会議・来客用賄費
印刷製本費	1,613	各種パンフレット・帳票類等印刷費
消耗備品費	2,900	一般消耗備品費
修繕費	79,848	特定医療器械等修理費 37,300 施設等修繕費 40,454 事務機器等修繕費 2,094

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
	(経費)			
	4 減価償却費	1, 176, 202	951, 218	224, 984
	5 資産減耗費	20, 488	8, 762	11, 726
	6 研究研修費	28, 435	22, 568	5, 867

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
保険料	18,032	病院賠償責任保険 9,480 勤務医医療賠償責任保険 2,147 産科医療補償制度 4,000 自動車保険ほか 2,405
通信運搬費	7,307	郵便料 2,207 電話料等 5,100
賃借料	48,965	医療機器 46,791 事務機器ほか 2,174
委託料	1,550,793	医療事務 360,035 患者給食 255,529 検体検査 50,000 滅菌業務 50,258 物品供給 133,795 施設管理 166,593 清掃業務 77,562 廃棄物処理 55,345 警備業務 61,427 広告業務 1,455 院内保育 39,435 医療機器保守 222,940 看護職員白衣等 27,750 医事システム等 34,992 事務機器保守ほか 13,677
交際費	150	
諸会費	1,750	各種年会費ほか
雑費	72,589	各種手数料・申請料、講習会負担金ほか
貸倒引当金繰入額	2,330	
建物減価償却費	524,316	
構築物減価償却費	33,043	
器械備品減価償却費	212,914	
車両減価償却費	665	
無形固定資産減価償却費	20,642	
リース資産減価償却費	384,622	
たな卸資産減耗費	1,884	
固定資産除却費	18,604	
謝金	2,548	研修会講師謝礼ほか
図書費	5,796	医学雑誌及び図書
旅費交通費	6,738	学会・研修会旅費
研究研修雑費	13,353	学会・研修会受講料ほか

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較
	7	長期前払消費税勘定償却	79,800	81,579	△ 1,779
	2	医業外費用	373,755	326,377	47,378
	1	支払利息及び企業債取扱諸費	172,256	120,615	51,641
	2	消費税及び地方消費税	13,000	13,000	0
	3	雑損失	188,499	192,762	△ 4,263
	3	特別損失	33,635	29,929	3,706
	1	過年度損益修正損	33,635	29,929	3,706
	4	予備費	20,000	20,000	0
	1	予備費	20,000	20,000	0

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
長期前払消費税勘定償却	79,800	
企業債利息	132,608	
長期借入金利息	36	
リース債務利息	39,612	
消費税及び地方消費税	13,000	
その他雑損失	188,499	控除対象外消費税ほか
過年度損益修正損	33,635	過年度診療報酬修正損
予備費	20,000	

資 本 の 収 入

収 入

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 資本の収入	1, 282, 000	823, 000	459, 000
1 負担金	720, 499	567, 198	153, 301
1 他会計負担金	720, 499	567, 198	153, 301
2 企業債	558, 500	252, 800	305, 700
1 企業債	558, 500	252, 800	305, 700
3 固定資産売却代金	1	1	0
1 固定資産売却代金	1	1	0
4 補助金	3, 000	3, 000	0
1 補助金	3, 000	3, 000	0
0 貸付返還金	0	1	△ 1
0 貸付返還金	0	1	△ 1

支 出

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 資本の支出	1, 985, 000	1, 587, 000	398, 000
1 建設改良費	984, 044	424, 332	559, 712
1 固定資産購入費	900, 444	391, 242	509, 202
2 病院整備事業費	83, 600	33, 090	50, 510
2 企業債償還金	886, 659	835, 856	50, 803
1 企業債償還金	886, 659	835, 856	50, 803
3 他会計借入金償還金	33, 521	240, 188	△ 206, 667
1 他会計借入金償還金	33, 521	240, 188	△ 206, 667
4 投資	80, 776	86, 624	△ 5, 848
1 長期貸付金	5, 760	10, 800	△ 5, 040
2 基金積立金	75, 016	75, 824	△ 808

及 び 支 出

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
他会計負担金	720,499	企業債元金償還 454,130 建設改良 202,724 災害対策 20,000 ふるさと納税 43,645
企業債	558,500	医療機器等整備 494,900 施設等整備 63,600
固定資産売却代金	1	
補助金	3,000	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
固定資産購入費	900,444	医療機器等 495,996 リース資産 404,448
その他病院整備事業費	83,600	施設等整備 63,600 火山灰対策 20,000
企業債償還金	886,659	企業債元金償還金
他会計借入金償還金	33,521	他会計借入金元金償還金
長期貸付金	5,760	看護師等奨学金貸付金
基金積立金	75,016	病院整備基金 74,416 退職手当基金 600

令和 8 年度

厚木市公共下水道事業
会 計 予 算

議案第34号

令和8年度厚木市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度の厚木市の公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 計画人口	200,400人
(2) 計画下水量(年間)	33,642,000m ³
(3) 計画下水量(一日平均)	92,100m ³
(4) 主要な建設改良事業	
公共下水道恩曾川左岸第6排水区浸水対策事業	600,000千円
公共下水道厚木排水区長寿命化改築事業	255,000千円
公共下水道中津川右岸第2排水区浸水対策事業	200,000千円
中河原中継ポンプ場自家発電設備改築事業	100,048千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 下水道事業収益		6,588,000千円
第1項 営業収益		4,006,351千円
第2項 営業外収益		2,581,649千円
支 出		
第1款 下水道事業費用		6,965,000千円
第1項 営業費用		6,699,011千円
第2項 営業外費用		264,964千円
第3項 特別損失		1,025千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額814,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額96,081千円、過年度分損益勘定留保資金451,931千円及び当年度分損益勘定留保資金265,988千円で補填するものとする）。

収		入
第1款	資本的収入	2,093,000千円
第1項	企業債	1,199,900千円
第2項	国庫補助金	471,500千円
第5項	分担金及び負担金	29,736千円
第6項	他会計負担金	391,864千円
支		出
第1款	資本的支出	2,907,000千円
第1項	建設改良費	1,510,871千円
第2項	固定資産購入費	297,196千円
第3項	企業債償還金	1,098,933千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道中津川右岸第2排水区浸水対策事業	400,000 ^{千円}	令和8年度	200,000 ^{千円}
				令和9年度	200,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
水洗便所改造等資金利子補給金 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和12年度	借入期間中における融資残高につき年利5.0%以内の割合で計算した利子相当額
水洗便所改造等資金として融資した金融機関に対する損失補償 (令和8年度分)	令和8年度～ 令和12年度	改造等資金を40,000千円の範囲内で融資した金融機関がそのために損失を受けた場合には6,000千円を限度として元金及び期限後の利子を補償する。
公共下水道事業企業会計システム更改及び運用保守業務委託経費 (令和8年度分)	令和9年度～ 令和13年度	55,000千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	千円 922,400	普通貸借又は証券発行。なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる。	年 8.0 % 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め40年以内。 ただし、財政上の都合により償還期限を短縮し、繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
流域下水道事業	277,500			
計	1,199,900			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 238,324千円

令和8年2月18日提出

厚木市長 山口 貴 裕

令和 8 年度

厚木市公共下水道事業
会計予算に関する説明書

令和 8 年度厚木市公共下水道事業会計予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入 (単位：千円)

款	項	目	予定額	備考
1 下水道事業収益	1 営業収益		6,588,000	
			4,006,351	
		1 下水道使用料	3,160,264	
		2 雨水処理負担金	838,399	
		4 その他営業収益	7,688	
	2 営業外収益		2,581,649	
		1 受取利息及び 配当金	2,000	
		2 他会計負担金	48,323	
		4 国庫補助金	69,137	
		7 長期前受金戻入	2,457,639	
		9 消費税及び地方 消費税還付金	4,000	
		10 雑収益	550	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備考
1 下水道事業費用			6,965,000	
	1 営業費用		6,699,011	
		1 管渠費	584,582	
		2 台帳調製費	45,160	
		3 ポンプ場費	146,174	
		5 普及促進費	35,850	
		6 水質規制費	26,657	
		7 業務費	178,748	
		8 総係費	195,369	
		9 流域下水道管理 事業費負担金	1,800,806	
		10 減価償却費	3,685,237	
		11 資産減耗費	428	
	2 営業外費用		264,964	
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	264,811	
		3 雑支出	153	
	3 特別損失		1,025	
		4 過年度損益修正 損	1,000	
		5 その他特別損失	25	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入 (単位：千円)

款	項	目	予定額	備考
1 資本的収入			2,093,000	
	1 企業債		1,199,900	
		1 企業債	1,199,900	
	2 国庫補助金		471,500	
		1 国庫補助金	471,500	
	5 分担金及び負担金		29,736	
		1 受益者負担金	1,505	
		2 受益者分担金	22,051	
		3 工事負担金	6,180	
	6 他会計負担金		391,864	
		1 他会計負担金	391,864	

支 出 (単位：千円)

款	項	目	予定額	備考
1 資本的支出			2,907,000	
	1 建設改良費		1,510,871	
		1 管渠建設費	1,023,741	
		2 管渠改良費	387,082	
		4 ポンプ場改良費	100,048	
	2 固定資産購入費		297,196	
		1 有形固定資産購入費	330	
		2 無形固定資産購入費	296,866	
	3 企業債償還金		1,098,933	
		1 企業債償還金	1,098,933	

令和 8 年度厚木市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和 8 年 4 月 1 日 から令和 9 年 3 月 31 日まで)

(単位：円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益 (△は損失)	△ 473,068,000
	減価償却費	3,685,237,000
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	390,000
	賞与引当金の増減額 (△は減少)	61,000
	法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	12,000
	固定資産除却費	428,000
	長期前受金戻入額	△ 2,457,639,000
	資本的収支に係る控除対象外消費税額	△ 58,303,000
	受取利息	△ 2,000,000
	支払利息	264,811,000
	未収金の増減額 (△は増加)	△ 5,445,000
	未払金の増減額 (△は減少)	165,667,000
	その他固定負債の増減額 (△は減少)	△ 137,000
	小計	1,120,014,000
	利息の受取額	2,000,000
	利息の支払額	△ 259,844,000
	業務活動によるキャッシュ・フロー	862,170,000
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 1,383,090,000
	無形固定資産の取得による支出	△ 269,878,000
	国庫補助金による収入	471,500,000
	負担金による収入	29,174,000
	一般会計からの繰入金による収入	391,864,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 760,430,000
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,199,900,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,098,933,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	100,967,000
	資金増減額 (△は減少額)	202,707,000
	資金期首残高	2,663,197,285
	資金期末残高	2,865,904,285

給 与 費

1 総括

区 分	職 員 数		給 与		
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当
本 年 度	15 ^人	24 ^人	755 ^{千円}	101,049 ^{千円}	95,676 ^{千円}
前 年 度	15	24	590	97,037	93,407
比 較	0	0	165	4,012	2,269

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	本年度	4,620 ^{千円}	1,959 ^{千円}	17,116 ^{千円}	1,800 ^{千円}	3 ^{千円}
	前年度	4,194	1,993	16,733	3,033	3
	比 較	426	△ 34	383	△ 1,233	0

明 細 書

費	法 定 福 利 費	合 計	備 考
計			
千円 197,480	千円 40,844	千円 238,324	
191,034	39,966	231,000	
6,446	878	7,324	

時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
千円 14,041	千円 4,872	千円 49,165	千円 2,100
13,110	4,872	46,949	2,520
931	0	2,216	△ 420

2 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	
給 料	千円 4,012	給与改定に伴う増減分	千円 3,193
		昇給に伴う増加分	970
		その他の増減分	△ 151
手 当	2,269	制度改正に伴う増減分	3,666
		その他の増減分	△ 1,397

説 明	備 考																																											
前年度給与改定に伴う増額分	給与改定の状況 前年度 { 給料改定率 3.29% 給与改定実施時期 令和7年4月1日																																											
	平均昇給率 1.0%																																											
定数その他の異動分	職員数の異動状況 (現に在職する職員数) (その他) (計) 本年度 21人 3人 24人 前年度 22人 2人 24人 比較 △1人 1人 0人																																											
前年度給与改定等に伴う増減分	千円 扶養手当 206 通勤手当 467 地域手当 584 住居手当 △143 時間外勤務手当 431 期末勤勉手当 2,121																																											
本年度 千円 前年度 千円 比較 千円 <table><tr><td>扶養手当</td><td>4,414</td><td>4,194</td><td>220</td></tr><tr><td>通勤手当</td><td>1,492</td><td>1,993</td><td>△501</td></tr><tr><td>地域手当</td><td>16,532</td><td>16,733</td><td>△201</td></tr><tr><td>住居手当</td><td>1,943</td><td>3,033</td><td>△1,090</td></tr><tr><td>特殊勤務手当</td><td>3</td><td>3</td><td>0</td></tr><tr><td>時間外勤務手当</td><td>13,610</td><td>13,110</td><td>500</td></tr><tr><td>管理職手当</td><td>4,872</td><td>4,872</td><td>0</td></tr><tr><td>期末勤勉手当</td><td>47,044</td><td>46,949</td><td>95</td></tr><tr><td>児童手当</td><td>2,100</td><td>2,520</td><td>△420</td></tr><tr><td>計</td><td>92,010</td><td>93,407</td><td>△1,397</td></tr></table>					扶養手当	4,414	4,194	220	通勤手当	1,492	1,993	△501	地域手当	16,532	16,733	△201	住居手当	1,943	3,033	△1,090	特殊勤務手当	3	3	0	時間外勤務手当	13,610	13,110	500	管理職手当	4,872	4,872	0	期末勤勉手当	47,044	46,949	95	児童手当	2,100	2,520	△420	計	92,010	93,407	△1,397
扶養手当	4,414	4,194	220																																									
通勤手当	1,492	1,993	△501																																									
地域手当	16,532	16,733	△201																																									
住居手当	1,943	3,033	△1,090																																									
特殊勤務手当	3	3	0																																									
時間外勤務手当	13,610	13,110	500																																									
管理職手当	4,872	4,872	0																																									
期末勤勉手当	47,044	46,949	95																																									
児童手当	2,100	2,520	△420																																									
計	92,010	93,407	△1,397																																									

3 給料及び職員手当等の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職 (1)
令和8年1月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	336,452
	平 均 給 与 月 額 (円)	456,785
	平 均 年 齢 (歳)	40歳1月
令和7年1月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	319,918
	平 均 給 与 月 額 (円)	452,252
	平 均 年 齢 (歳)	38歳8月

(2) 初任給

区 分	行 政 職 (1)	国 の 制 度
		行 政 職 (1)
高 校 卒	213,100 円	200,300 円
大 学 卒	242,000	232,000

(3) 級別職員数

区 分	行 政 職 (1)		
	級	職 員 数	構 成 比
令和8年1月1日現在	1 級	1 ^人	4.8 [%]
	2 級	10	47.6
	3 級		
	4 級		
	5 級	8	38.1
	6 級	2	9.5
	7 級		
	8 級		
	計	21	100.0
令和7年1月1日現在	1 級	2	9.1
	2 級	9	40.9
	3 級	1	4.5
	4 級		
	5 級	8	36.4
	6 級	2	9.1
	7 級		
	8 級		
	計	22	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
行 政 職 (1)	主事補・技師補	主 事 ・ 技 師	主 任	係 長 ・ 主 査	主幹・副主幹
	6 級	7 級	8 級		
	課長・担当課長 課 長 代 理	次長・担当次長 参 事	理 事 ・ 部 長 担 当 部 長		

(4) 昇給

区 分			合 計	行 政 職 (1)
本 年 度	職 員 数 (A) (人)		24	24
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)		24	24
	号 給 数 別 内 訳	2 号 給 (人)	3	3
		3 号 給 (人)	0	0
		4 号 給 (人)	21	21
	比 率 (B) / (A) (%)		100.00	100.00
前 年 度	職 員 数 (A) (人)		24	24
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)		24	24
	号 給 数 別 内 訳	2 号 給 (人)	1	1
		3 号 給 (人)	1	1
		4 号 給 (人)	22	22
	比 率 (B) / (A) (%)		100.00	100.00

(5) 特殊勤務手当

区 分	行政職 (1)
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%)	—
支 給 対 象 職 員 の 比 率 (%) (令和8年1月1日現在)	—
支 給 対 象 職 員 1 人 当 た り 平 均 支 給 月 額 (円)	—
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	環境衛生手当

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	2.325	2.325	4.65	有	
前 年 度	2.3	2.3	4.6	有	
国 の 制 度	2.325	2.325	4.65	有	

(7) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

退職手当については、一般会計で予算措置を行うこととなっているため、記載を省略する。

(8) その他の手当

区 分			厚木市	国
扶養手当	配 偶 者		支給しない	支給しない
	配偶者以外の 扶 養 親 族	子	14, 000円	13, 000円
		父 母 等	行政職(1)7級以下相当の職員 7, 500円 行政職(1)8級相当の職員 3, 500円	行政職(1)7級以下相当の職員 6, 500円 行政職(1)8級相当の職員 3, 500円
	15歳に達する日後の最初の 4月1日から22歳に達する日 以後の最初の3月31日 までの間にある子		1人につき5, 000円を加算	1人につき5, 000円を加算
	地 域 手 当		支給率 16%	支給率 16%
住 居 手 当		27, 000円を限度	28, 000円を限度	
通 勤 手 当		55, 000円を限度 (片道2km未満を除く。)	150, 000円を限度 (片道2km未満を除く。)	

継 続 費 に

款	項	事業名	全 体 計				
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳		
					国県補助金	企業債	その他
1 収益的支出	1 営業費用	大規模下水道管路特別重点調査等事業	令和7年度	0			
			令和8年度	110,000			
			計	110,000			
1 資本的支出	1 建設費	中河原 中継ポンプ場 自家発電設備 改築事業	令和6年度	20,000	10,000	8,900	1,030
			令和7年度	280,000	36,000	218,800	25,132
			令和8年度	100,000	40,000	53,800	6,180
			計	400,000	86,000	281,500	32,342
		公川下水 共曾川左 恩第6排水 浸水対策事業	令和7年度	200,000	76,801	123,100	
			令和8年度	600,000	300,000	300,000	
			令和9年度	250,000	50,000	200,000	
			計	1,050,000	426,801	623,100	
		公川下水 中津川右 第2排水 浸水対策事業	令和8年度	200,000	75,000	125,000	
			令和9年度	200,000	75,000	125,000	
			計	400,000	150,000	250,000	

関する調書

(単位：千円・%)

画	令和6年度末 までの支払 義務発生額	令和7年度末 までの支払 義務発生 (見込)額	令和8年度 支払義務 発生予定額	令和8年度末 までの 支払義務 発生予定額	令和9年度 以降の 支払義務 発生予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率
損益勘定 留保資金等						
						0.0
110,000			110,000	110,000		100.0
110,000			110,000	110,000		100.0
70						0.0
68		300,000		300,000		75.0
20			100,000	100,000		25.0
158		300,000	100,000	400,000		100.0
99		200,000		200,000		19.1
			600,000	600,000		57.1
					250,000	23.8
99		200,000	600,000	800,000	250,000	100.0
			200,000	200,000		50.0
					200,000	50.0
			200,000	200,000	200,000	100.0

債 務 負 担 行 為

事 項	限 度 額
厚木市ポンプ場維持管理業務委託経費 (令和7年度分)	千円 240,183
妻田ポンプ場自家用電気工作物保安業務委託経費 (令和7年度分)	704
水洗便所改造等資金利子補給金 (令和7年度分)	借入期間中における融資残高につき年利5.0%以内の割合で計算した利子相当額
水洗便所改造等資金として融資した金融機関に対する損失補償 (令和7年度分)	改造等資金を40,000千円の範囲内で融資した金融機関がそのために損失を受けた場合には6,000千円を限度として元金及び期限後の利子を補償する。
公共下水道事業企業会計システム運用保守業務委託経費 (令和7年度分)	2,805
水洗便所改造等資金利子補給金 (令和8年度分)	借入期間中における融資残高につき年利5.0%以内の割合で計算した利子相当額
水洗便所改造等資金として融資した金融機関に対する損失補償 (令和8年度分)	改造等資金を40,000千円の範囲内で融資した金融機関がそのために損失を受けた場合には6,000千円を限度として元金及び期限後の利子を補償する。
公共下水道事業企業会計システム更改及び運用保守業務委託経費 (令和8年度分)	55,000

に 関 す る 調 書

令和7年度末までの 支払義務発生（見込）額		令和8年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳
期 間	金 額	期 間	金 額	
		令和8年度～ 令和10年度	千円 240,183	損益勘定資金
		令和8年度～ 令和9年度	704	〃
		令和8年度～ 令和11年度	限度額に同じ	〃
令和7年度		令和7年度～ 令和11年度	〃	〃
		令和8年度～ 令和10年度	2,805	〃
		令和9年度～ 令和12年度	限度額に同じ	〃
		令和8年度～ 令和12年度	〃	〃
		令和9年度～ 令和13年度	55,000	〃

令和8年度厚木市公共下水道事業予定貸借対照表
(令和9年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		809,310,201	
ロ 建物	998,986,020		
減価償却累計額	<u>△ 229,813,110</u>	769,172,910	
ハ 構築物	93,502,484,768		
減価償却累計額	<u>△ 24,198,570,472</u>	69,303,914,296	
ニ 機械及び装置	926,696,650		
減価償却累計額	<u>△ 302,873,187</u>	623,823,463	
ホ 工具、器具及び備品	14,981,820		
減価償却累計額	<u>△ 10,369,673</u>	4,612,147	
ヘ 建設仮勘定		<u>1,283,498,038</u>	
有形固定資産合計			72,794,331,055

(2) 無形固定資産

イ ソフトウェア		4,975,355	
ロ 施設利用権		<u>3,005,666,781</u>	
無形固定資産合計			3,010,642,136

(3) 投資その他の資産

イ 出資金		7,830,000	
ロ 破産更生債権等	11,443,894		
破産更生債権等 貸倒引当金	<u>△ 11,443,894</u>	<u>0</u>	
投資その他の資産合計			<u>7,830,000</u>

固定資産合計 75,812,803,191

2 流動資産

(1) 現金及び預金 2,865,904,285

(2) 未収金 579,782,000

未収金貸倒引当金 △ 17,074,764 562,707,236

流動資産合計 3,428,611,521

資産合計 79,241,414,712

負 債 の 部			
3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	17,626,697,203		
企業債合計		17,626,697,203	
(2) その他固定負債		81,708	
固定負債合計			17,626,778,911
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	960,852,000		
企業債合計		960,852,000	
(2) 未払金		638,710,000	
(3) 前受金		137,000	
(4) 未払費用		14,680,000	
(5) 引当金			
イ 賞与引当金	16,506,000		
ロ 法定福利費引当金	3,335,000		
引当金合計		19,841,000	
流動負債合計			1,634,220,000
5 繰延収益			
(1) 長期前受金	63,413,632,608		
収益化累計額	△ 17,781,057,325	45,632,575,283	
(2) 建設仮勘定長期前受金		511,341,735	
繰延収益合計			46,143,917,018
負債合計			65,404,915,929
資 本 の 部			
6 資本金			12,635,343,193
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	425,861,738		
ロ 国庫補助金	96,600,000		
資本剰余金合計		522,461,738	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	678,693,852		
利益剰余金合計		678,693,852	
剰余金合計			1,201,155,590
資本合計			13,836,498,783
負債資本合計			79,241,414,712

注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

(ア) 減価償却の方法

定額法

(イ) 主な耐用年数

建物 15～50 年

構築物 10～50 年

機械及び装置 15～20 年

工具、器具及び備品 5～10 年

イ 無形固定資産

(ア) 減価償却の方法

定額法

(イ) 主な耐用年数

ソフトウェア 5 年

施設利用権 35 年

(2) 引当金の計上方法

ア 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全部について予算措置を行うこととなっているため、退職給付引当金は計上していない。

ウ 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給並びにそれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当年度末の負担に属する額（12 月から 3 月までの 4 か月分）を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜処理としている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書に関する注記

重要な非資金取引に関する事項

当年度、新たに取得する受贈資産の見込額として、資産及び負債に 544,797,000 円を計上している。

3 予定貸借対照表に関する注記

企業債の償還に係る他会計の負担

予定貸借対照表に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は12,510,882,012円である。

4 セグメント情報に関する注記

厚木市公共下水道事業会計は、公共下水道事業のみを運営しているため、報告セグメントは単一としており、記載を省略している。

5 リース契約により使用する固定資産に関する注記

（1）リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行う。

（2）所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1 年内	2,640,000 円
1 年超	9,680,000 円
計	12,320,000 円

6 その他の事項に関する注記

（1）賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

令和8年度において、職員の期末手当及び勤勉手当並びにそれに伴う法定福利費を支出するため、賞与引当金16,427,000円及び法定福利費引当金3,320,000円を取り崩す予定である。

（2）貸倒引当金の取崩し

令和8年度において、下水道使用料に係る債権の不納欠損処理を行うため、貸倒引当金4,020,000円を取り崩す予定である。

（3）会計年度をまたぐ補助金の収益化に関する事項

令和6年度に受け入れたクリーンエネルギー自動車導入促進補助金については、財産処分の制限期間として定められた4年間で収益化することとしており、当年度の公用車賃借料に対応した収益化見込額137,000円を営業外収益に、1年以内に収益化が見込まれる137,000円を流動負債に、1年を超えて収益化を行う81,708円を固定負債に、それぞれ計上している。

令和 7 年度厚木市公共下水道事業予定損益計算書
(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)

(単位：円)

1	営業収益			
	(1) 下水道使用料	2,869,883,000		
	(2) 雨水処理負担金	663,636,000		
	(3) その他営業収益	<u>5,502,000</u>	3,539,021,000	
2	営業費用			
	(1) 管渠費	426,458,000		
	(2) 台帳調製費	4,909,000		
	(3) ポンプ場費	123,587,000		
	(4) 普及促進費	36,114,000		
	(5) 水質規制費	21,335,000		
	(6) 業務費	166,588,000		
	(7) 総係費	141,574,000		
	(8) 流域下水道管理事業費負担金	1,332,297,000		
	(9) 減価償却費	3,704,274,000		
	(10) 資産減耗費	<u>7,552,000</u>	<u>5,964,688,000</u>	
	営業損失			2,425,667,000
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	4,000,000		
	(2) 他会計負担金	46,773,000		
	(3) 国庫補助金	42,499,000		
	(4) 長期前受金戻入	2,485,379,000		
	(5) 雑収益	<u>522,000</u>	2,579,173,000	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	241,787,000		
	(2) 雑支出	<u>30,194,000</u>	<u>271,981,000</u>	2,307,192,000
	経常損失			118,475,000
5	特別利益			
	(1) その他特別利益	<u>38,000,000</u>	38,000,000	
6	特別損失			
	(1) 過年度損益修正損	909,000		
	(2) その他特別損失	<u>83,245,000</u>	<u>84,154,000</u>	<u>△ 46,154,000</u>
	当年度純損失			164,629,000
	前年度繰越利益剰余金			<u>1,316,390,852</u>
	当年度未処分利益剰余金			<u><u>1,151,761,852</u></u>

令和 7 年度厚木市公共下水道事業予定貸借対照表
(令和 8 年 3 月 31 日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		809,310,201	
ロ 建物	598,410,020		
減価償却累計額	<u>△ 196,707,110</u>	401,702,910	
ハ 構築物	92,572,989,768		
減価償却累計額	<u>△ 20,815,853,472</u>	71,757,136,296	
ニ 機械及び装置	900,932,650		
減価償却累計額	<u>△ 254,121,187</u>	646,811,463	
ホ 工具、器具及び備品	14,681,820		
減価償却累計額	<u>△ 9,054,673</u>	5,627,147	
ヘ 建設仮勘定		<u>712,153,038</u>	
有形固定資産合計			74,332,741,055

(2) 無形固定資産

イ ソフトウェア		6,755,355	
ロ 施設利用権		<u>2,953,355,781</u>	
無形固定資産合計			2,960,111,136

(3) 投資その他の資産

イ 出資金		7,830,000	
ロ 破産更生債権等	11,443,894		
破産更生債権等 貸倒引当金	<u>△ 11,443,894</u>	0	
投資その他の資産合計			<u>7,830,000</u>

固定資産合計 77,300,682,191

2 流動資産

(1) 現金及び預金 2,663,197,285

(2) 未収金 574,337,000

未収金貸倒引当金 △ 16,684,764 557,652,236

流動資産合計 3,220,849,521

資産合計 80,521,531,712

負 債 の 部			
3	固定負債		
(1)	企業債		
イ	建設改良等の財源に 充てるための企業債	17,387,649,203	
	企業債合計		17,387,649,203
(2)	その他固定負債		218,708
	固定負債合計		17,387,867,911
4	流動負債		
(1)	企業債		
イ	建設改良等の財源に 充てるための企業債	1,098,933,000	
	企業債合計		1,098,933,000
(2)	未払金		473,043,000
(3)	前受金		137,000
(4)	未払費用		9,713,000
(5)	引当金		
イ	賞与引当金	16,427,000	
ロ	法定福利費引当金	3,320,000	
	引当金合計		19,747,000
	流動負債合計		1,601,573,000
5	繰延収益		
(1)	長期前受金	62,365,794,608	
	収益化累計額	△ 15,323,418,325	47,042,376,283
(2)	建設仮勘定長期前受金		180,147,735
	繰延収益合計		47,222,524,018
	負債合計		66,211,964,929
資 本 の 部			
6	資本金		12,635,343,193
7	剰余金		
(1)	資本剰余金		
イ	受贈財産評価額	425,861,738	
ロ	国庫補助金	96,600,000	
	資本剰余金合計		522,461,738
(2)	利益剰余金		
イ	当年度未処分利益剰余金	1,151,761,852	
	利益剰余金合計		1,151,761,852
	剰余金合計		1,674,223,590
	資本合計		14,309,566,783
	負債資本合計		80,521,531,712

令和8年度厚木市公共下

収 益 の 収 入

収 入

款 項 目	本年度	前年度	比 較
1 下水道事業収益	6,588,000	6,433,000	155,000
1 営業収益	4,006,351	3,871,530	134,821
1 下水道使用料	3,160,264	3,182,871	△ 22,607
2 雨水処理負担金	838,399	682,705	155,694
4 その他営業収益	7,688	5,954	1,734
2 営業外収益	2,581,649	2,561,470	20,179
1 受取利息及び配当金	2,000	1,000	1,000
2 他会計負担金	48,323	48,338	△ 15
4 国庫補助金	69,137	22,000	47,137
7 長期前受金戻入	2,457,639	2,489,579	△ 31,940
9 消費税及び地方消費税還付金	4,000	0	4,000
10 雑収益	550	553	△ 3

水道事業会計予算明細書

及 び 支 出

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 下水道使用料	3,160,264	公共下水道使用料 3,160,264
1 雨水処理負担金	838,399	一般会計負担金 838,399
1 手数料	847	責任技術者登録手数料 337 指定工事店登録手数料 510
2 維持管理負担金	6,841	管渠施設維持管理負担金 1,791 ポンプ場維持管理負担金 5,050
1 預金利息	2,000	
1 一般会計負担金	48,323	
1 国庫補助金	69,137	社会資本整備総合交付金 補助率 1/2 69,000 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 137
1 国庫補助金長期前受金戻入	536,028	
2 県補助金長期前受金戻入	8,477	
4 分担金及び負担金長期前受金戻入	139,357	
5 他会計負担金長期前受金戻入	883,709	
8 受贈財産評価額長期前受金戻入	890,068	
1 消費税及び地方消費税還付金	4,000	
5 その他雑収益	550	

支 出

款 項 目		本年度	前年度	比 較
1	下水道事業費用	6,965,000	6,406,000	559,000
	1 営業費用	6,699,011	6,148,699	550,312
	1 管渠費	584,582	401,066	183,516
	2 台帳調製費	45,160	5,400	39,760
	3 ポンプ場費	146,174	135,940	10,234

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 給料	16,604	職員給与費	42,993
2 手当	16,682	管渠維持管理経費	541,589
3 賞与引当金繰入額	2,753		
6 法定福利費	6,398		
7 法定福利費引当金繰入額	556		
9 旅費	84		
10 消耗品費	395		
11 燃料費	153		
13 光熱水費	581		
14 動力費	3,344		
15 修繕費	175,666		
19 手数料	1,150		
20 保険料	571		
21 委託料	156,429		
22 使用料及び賃借料	3,542		
23 工事請負費	167,000		
24 路面復旧費	50		
25 材料費	27,530		
26 負担金	5,000		
27 研修費	87		
31 雑費	7		
10 消耗品費	385	下水道台帳調製経費	45,160
15 修繕費	110		
21 委託料	43,734		
22 使用料及び賃借料	931		
9 旅費	3	ポンプ場維持管理経費	146,174
10 消耗品費	271		
13 光熱水費	390		
14 動力費	9,278		
15 修繕費	52,500		

款 項 目			本年度	前年度	比 較
		5 普及促進費	35,850	35,837	13
		6 水質規制費	26,657	26,096	561

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 通信運搬費	169		
19 手数料	2		
20 保険料	60		
21 委託料	83,501		
1 給料	12,399	職員給与費	29,052
2 手当	9,611	水洗化普及指導経費	6,798
3 賞与引当金繰入額	2,045		
6 法定福利費	4,583		
7 法定福利費引当金繰入額	414		
9 旅費	9		
10 消耗品費	248		
11 燃料費	171		
15 修繕費	25		
18 通信運搬費	137		
19 手数料	106		
20 保険料	23		
21 委託料	2,244		
22 使用料及び賃借料	175		
28 補助金及び交付金	3,660		
1 給料	4,777	職員給与費	10,980
2 手当	3,473	水質規制経費	15,677
3 賞与引当金繰入額	772		
6 法定福利費	1,800		
7 法定福利費引当金繰入額	158		
9 旅費	6		
10 消耗品費	66		
15 修繕費	25		
18 通信運搬費	22		
20 保険料	27		
21 委託料	14,960		
22 使用料及び賃借料	554		
27 研修費	17		

款 項 目		本年度	前年度	比 較
	7 業務費	178,748	166,097	12,651
	8 総係費	195,369	199,220	△ 3,851
	9 流域下水道管理事業費負担金	1,800,806	1,465,527	335,279
	10 減価償却費	3,685,237	3,712,924	△ 27,687
	11 資産減耗費	428	592	△ 164

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 給料	8,046	職員給与費 下水道使用料及び下水道事業負担金徴収 事務経費 162,394
2 手当	4,168	
3 賞与引当金繰入額	1,250	
6 法定福利費	2,635	
7 法定福利費引当金繰入額	255	
8 報償費	1,700	
9 旅費	15	
10 消耗品費	114	
18 通信運搬費	165	
21 委託料	160,300	
31 雑費	100	
1 給料	29,916	職員給与費 審議会委員報酬 一般管理経費 123,461
2 手当	23,801	
3 賞与引当金繰入額	4,902	
5 報酬	755	
6 法定福利費	11,546	
7 法定福利費引当金繰入額	988	
9 旅費	125	
10 消耗品費	421	
18 通信運搬費	180	
19 手数料	200	
21 委託料	101,002	
22 使用料及び賃借料	300	
26 負担金	6,308	
27 研修費	2,218	
31 雑費	8,297	
32 貸倒引当金繰入額	4,410	
26 負担金	1,800,806	相模川流域下水道管理事業費負担金 1,800,806
1 有形固定資産減価償却費	3,465,890	
2 無形固定資産減価償却費	219,347	
1 有形固定資産除却費	428	

款 項 目		本年度	前年度	比 較
	2 営業外費用	264,964	256,276	8,688
	1 支払利息及び企業債取扱諸費	264,811	241,787	23,024
	2 消費税及び地方消費税	0	14,374	△ 14,374
	3 雑支出	153	115	38
	3 特別損失	1,025	1,025	0
	4 過年度損益修正損	1,000	1,000	0
	5 その他特別損失	25	25	0

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 企業債利息	261,112	
3 一時借入金利息	3,699	
3 その他雑支出	153	
1 過年度損益修正損	1,000	
1 その他特別損失	25	職員給与費 25

資 本 の 収 入

収 入

款 項 目	本年度	前年度	比 較
1 資本的收入	2,093,000	2,252,000	△ 159,000
1 企業債	1,199,900	1,406,700	△ 206,800
1 企業債	1,199,900	1,406,700	△ 206,800
2 国庫補助金	471,500	431,000	40,500
1 国庫補助金	471,500	431,000	40,500
5 分担金及び負担金	29,736	37,873	△ 8,137
1 受益者負担金	1,505	1,758	△ 253
2 受益者分担金	22,051	19,635	2,416
3 工事負担金	6,180	16,480	△ 10,300
6 他会計負担金	391,864	376,427	15,437
1 他会計負担金	391,864	376,427	15,437

及 び 支 出

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 企業債（建設改良）	1, 199, 900	公共下水道事業債	922, 400
		流域下水道事業債	277, 500
1 国庫補助金	471, 500	社会資本整備総合交付金	471, 500
		補助率 1/2	
1 受益者負担金	1, 505		
1 受益者分担金	22, 051		
2 ポンプ場工事負担金	6, 180		
1 一般会計負担金	391, 864		

支 出

款 項 目	本年度	前年度	比 較
1 資本的支出	2,907,000	3,133,000	△ 226,000
1 建設改良費	1,510,871	1,820,400	△ 309,529
1 管渠建設費	1,023,741	1,088,320	△ 64,579
2 管渠改良費	387,082	452,080	△ 64,998
4 ポンプ場改良費	100,048	280,000	△ 179,952
2 固定資産購入費	297,196	170,813	126,383
1 有形固定資産購入費	330	330	0
2 無形固定資産購入費	296,866	170,483	126,383
3 企業債償還金	1,098,933	1,141,787	△ 42,854
1 企業債償還金	1,098,933	1,141,787	△ 42,854

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 給料	29,307	職員給与費	67,012
2 手当	26,219	管渠建設費	956,729
6 法定福利費	11,486	公共下水道恩曾川左岸第6排水区浸水対策	
9 旅費	32	事業費（継続費）	600,000
10 消耗品費	558	公共下水道中津川右岸第2排水区浸水対策	
11 燃料費	266	事業費（継続費）	200,000
15 修繕費	134	公共下水道整備事業費	54,000
19 手数料	1,500	その他委託料等	102,729
20 保険料	65		
21 委託料	64,000		
22 使用料及び賃借料	659		
23 工事請負費	854,000		
24 路面復旧費	400		
25 材料費	94		
29 補償費	35,000		
31 雑費	21		
9 旅費	32	公共下水道厚木排水区長寿命化改築事業費	
21 委託料	40,000		255,000
23 工事請負費	347,000	公共下水道長寿命化改築事業費	92,082
24 路面復旧費	50	下水道総合地震対策事業費	40,000
9 旅費	48	中河原中継ポンプ場自家発電設備改築事業費	
23 工事請負費	100,000		100,048
6 工具、器具及び備品	330	維持管理用品	330
4 施設利用権	296,866	相模川流域下水道建設事業費負担金	296,066
		下落合第1ポンプ場建設負担金	800
1 企業債償還金（建設改良）	900,239	公共下水道事業債償還金	708,200
		流域下水道事業債償還金	192,039
2 企業債償還金（準建設改良）	198,694	資本費平準化債（公共分）償還金	195,259
		下水道事業債（重点調査分）償還金	3,435

令和8年度

厚木市
一般会計
特別会計
予算書及び
予算に関する
説明書

令和 8 年 度

予 算 の 概 要

厚 木 市

目 次

令和 8 年度予算について	2

令和 8 年度予算の概要	3

一般会計

令和 8 年度一般会計予算	7

一般会計予算歳入、歳出（目的別、性質別）の概要	18

歳出のあらまし	29

特別会計

令和 8 年度特別会計予算	87

公共用地取得事業特別会計予算	88

後期高齢者医療事業特別会計予算	90

国民健康保険事業特別会計予算	91

介護保険事業特別会計予算	92

学校給食事業特別会計予算	93

病院事業会計予算	94

公共下水道事業会計予算	95

資料編

当初予算額の推移（全会計、一般会計、歳入、歳出）	99

令和8年度予算について

令和8年度の当初予算については、一般会計と特別会計（公営企業会計を含む。）を合わせた予算総額が過去最大の1,993億8,153万1千円となり、前年度との比較では、204億7,359万2千円、11.4%の増となります。

一般会計については、過去最大の1,261億円となり、前年度との比較では、170億円、15.6%の増となります。

また、特別会計については、公営企業を含む七つの予算総額は732億8,153万1千円となり、前年度との比較では、34億7,359万2千円、5.0%の増となります。

令和8年度予算の概要

予算の総額

(単位：千円・%)

会 計 区 分		令和8年度	令和7年度	比較増減	対前年度 増減比	構成比	
						8年度	7年度
一 般 会 計		126,100,000	109,100,000	17,000,000	15.6	63.2	61.0
特 別 会 計	公 共 用 地 取 得 事 業	351,564	553,419	▲ 201,855	▲ 36.5	0.2	0.3
	本 来 分	112,996	113,145	▲ 149	▲ 0.1	0.1	0.1
	用地国債分	238,568	440,274	▲ 201,706	▲ 45.8	0.1	0.2
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	5,030,000	4,488,000	542,000	12.1	2.5	2.5
	国 民 健 康 保 険 事 業	21,694,000	20,953,000	741,000	3.5	10.9	11.7
	介護保険事業	20,040,000	19,372,000	668,000	3.4	10.1	10.8
	学校給食事業	1,060,967	891,520	169,447	19.0	0.5	0.5
	計	48,176,531	46,257,939	1,918,592	4.1	24.2	25.8
	公 営 企 業 会 計						
	病 院 事 業	15,233,000	14,011,000	1,222,000	8.7	7.6	7.8
	公共下水道 事 業	9,872,000	9,539,000	333,000	3.5	5.0	5.4
	計	25,105,000	23,550,000	1,555,000	6.6	12.6	13.2
合 計 (A)		199,381,531	178,907,939	20,473,592	11.4	100.0	100.0
純 計 (B)		188,716,559	168,927,857	19,788,702	11.7		
差 額 (A) - (B)		10,664,972	9,980,082	684,890	6.9		

※ 病院事業会計及び公共下水道事業会計は、支出予定額です。

※ 用地国債分は、国に代わって、あらかじめ厚木秦野道路(国道246号バイパス)の事業用地の取得を行い、国がその用地を後年度に再取得するものです。

一般会計予算の年度別比較

(単位：千円・%)

年度	予 算 額	対前年度 増減比	歳 入		歳 出		
			自主財源	依存財源	義務的経費	投資的経費	その他
3	87,200,000	1.5	59.9	40.1	49.2	10.1	40.7
			52,224,310	34,975,690	42,878,052	8,818,719	35,503,229
4	93,600,000	7.3	59.2	40.8	46.1	12.2	41.7
			55,314,572	38,285,428	43,174,451	11,375,815	39,049,734
5 当初	92,300,000	▲ 1.4	59.6	40.4	47.5	12.5	40.0
			54,973,916	37,326,084	43,862,635	11,545,974	36,891,391
5 補正後	97,164,065	3.8	59.5	40.5	45.2	14.4	40.4
			57,825,222	39,338,843	43,896,656	13,970,317	39,297,092
6	103,800,000	6.8	57.5	42.5	43.8	17.2	39.0
			59,526,890	44,273,110	45,414,321	17,882,247	40,503,432
7	109,100,000	5.1	59.9	40.1	45.1	13.8	41.1
			65,187,743	43,912,257	49,189,370	15,000,033	44,910,597
8	126,100,000	15.6	55.1	44.9	40.4	23.6	36.0
			69,453,448	56,646,552	50,957,744	29,816,580	45,325,676

※ 表上段は、歳入歳出とも構成比を示す。

※ 義務的経費とは、人件費、扶助費及び公債費をいう。

一般会計

令和8年度一般会計予算

1 歳 入

(1) 款別内訳

(単位：千円・%)

款 別	令和8年度	令和7年度	比較増減	対前年度 増減比	構成比	
					8年度	7年度
5 市 税	47,106,936	45,643,894	1,463,042	3.2	37.4	41.8
10 地 方 譲 与 税	533,412	529,866	3,546	0.7	0.4	0.5
15 利 子 割 交 付 金	22,000	14,000	8,000	57.1	0.0	0.0
18 配 当 割 交 付 金	431,500	270,000	161,500	59.8	0.3	0.2
21 株 式 等 譲 渡 金 所 得 割 交 付 金	695,233	270,000	425,233	著増	0.6	0.2
23 法 人 事 業 税 金 交 付 金	1,035,000	845,000	190,000	22.5	0.8	0.8
24 地 方 消 費 税 金 交 付 金	6,877,388	6,308,000	569,388	9.0	5.5	5.8
27 ゴ ル フ 場 利 用 税 金 交 付 金	138,000	138,000	0	0.0	0.1	0.1
31 環 境 性 能 割 金 交 付 金	0	118,000	▲ 118,000	皆減	-	0.1
33 地 方 特 例 交 付 金	399,709	213,000	186,709	87.7	0.3	0.2
35 地 方 交 付 税	30,000	30,000	0	0.0	0.0	0.0
40 交 通 安 全 対 策 金 特 別 交 付 金	30,000	38,000	▲ 8,000	▲ 21.1	0.0	0.0
45 分 担 金 及 び 金 負 担 金	408,114	386,888	21,226	5.5	0.3	0.4
50 使 用 料 数 及 び 料 手 数 料	968,497	1,257,520	▲ 289,023	▲ 23.0	0.8	1.2
55 国 庫 支 出 金	21,382,132	18,133,102	3,249,030	17.9	17.0	16.6
60 県 支 出 金	6,896,978	7,281,189	▲ 384,211	▲ 5.3	5.5	6.7
65 財 産 収 入	329,568	278,730	50,838	18.2	0.3	0.3
70 寄 附 金	1,400,000	1,300,000	100,000	7.7	1.1	1.2
75 繰 入 金	13,761,875	9,154,712	4,607,163	50.3	10.9	8.4
80 繰 越 金	2,400,000	2,400,000	0	0.0	1.9	2.2
85 諸 収 入	3,078,458	4,765,999	▲ 1,687,541	▲ 35.4	2.4	4.4
90 市 債	18,175,200	9,724,100	8,451,100	86.9	14.4	8.9
合 計	126,100,000	109,100,000	17,000,000	15.6	100.0	100.0

(2) 財源構造分析

(単位：千円・%)

款 別	令和 8 年度	令和 7 年度	比較増減	対前年度 増減比	構成比	
					8 年度	7 年度
自 主 財 源	69,453,448	65,187,743	4,265,705	6.5	55.1	59.9
市 税	47,106,936	45,643,894	1,463,042	3.2	37.4	41.8
分 担 金 担 及 び 金	408,114	386,888	21,226	5.5	0.3	0.4
使 用 料 及 び 料	968,497	1,257,520	▲ 289,023	▲ 23.0	0.8	1.2
財 産 収 入	329,568	278,730	50,838	18.2	0.3	0.3
寄 附 金	1,400,000	1,300,000	100,000	7.7	1.1	1.2
繰 入 金	13,761,875	9,154,712	4,607,163	50.3	10.9	8.4
繰 越 金	2,400,000	2,400,000	0	0.0	1.9	2.2
諸 収 入	3,078,458	4,765,999	▲ 1,687,541	▲ 35.4	2.4	4.4
依 存 財 源	56,646,552	43,912,257	12,734,295	29.0	44.9	40.1
地 方 譲 与 税	533,412	529,866	3,546	0.7	0.4	0.5
利 子 割 交 付 金	22,000	14,000	8,000	57.1	0.0	0.0
配 当 割 交 付 金	431,500	270,000	161,500	59.8	0.3	0.2
株 式 等 譲 渡 金	695,233	270,000	425,233	著増	0.6	0.2
法 人 事 業 税 金	1,035,000	845,000	190,000	22.5	0.8	0.8
地 方 消 費 税 金	6,877,388	6,308,000	569,388	9.0	5.5	5.8
ゴ ル フ 場 利 用 税 金	138,000	138,000	0	0.0	0.1	0.1
環 境 性 能 割 金	0	118,000	▲ 118,000	皆減	-	0.1
地 方 特 例 交 付 金	399,709	213,000	186,709	87.7	0.3	0.2
地 方 交 付 税	30,000	30,000	0	0.0	0.0	0.0
交 通 安 全 対 策 金	30,000	38,000	▲ 8,000	▲ 21.1	0.0	0.0
国 庫 支 出 金	21,382,132	18,133,102	3,249,030	17.9	17.0	16.6
県 支 出 金	6,896,978	7,281,189	▲ 384,211	▲ 5.3	5.5	6.7
市 債	18,175,200	9,724,100	8,451,100	86.9	14.4	8.9
合 計	126,100,000	109,100,000	17,000,000	15.6	100.0	100.0

(3) 市税内訳

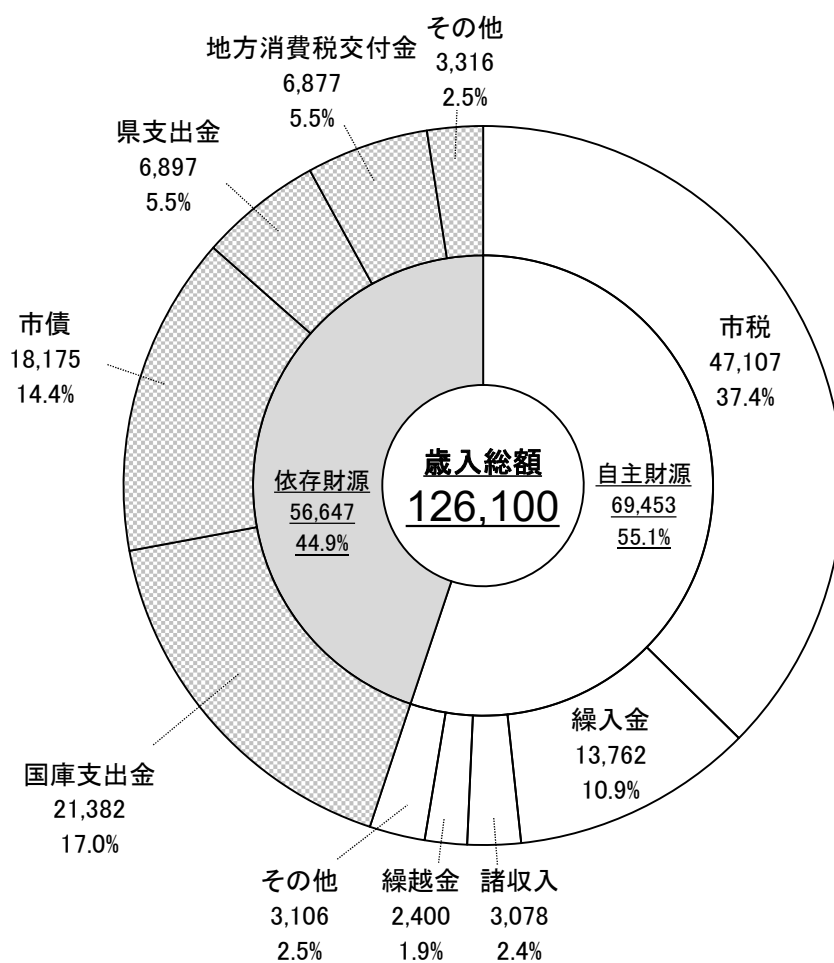
(単位：千円・%)

税 目	令和 8 年度	令和 7 年度	比 較 増 減	対前年度 増減比	構成比	
					8 年度	7 年度
普 通 税	44,451,742	43,062,799	1,388,943	3.2	94.4	94.3
市 民 税	19,332,468	19,012,640	319,828	1.7	41.1	41.6
個 人	15,618,995	15,444,415	174,580	1.1	33.2	33.8
現年度分	15,462,000	15,250,000	212,000	1.4	32.8	33.4
滞納繰越分	156,995	194,415	▲ 37,420	▲ 19.2	0.4	0.4
法 人	3,713,473	3,568,225	145,248	4.1	7.9	7.8
現年度分	3,704,000	3,563,000	141,000	4.0	7.9	7.8
滞納繰越分	9,473	5,225	4,248	81.3	0.0	0.0
固定資産税	22,530,528	21,492,907	1,037,621	4.8	47.8	47.1
現年度分	22,473,709	21,453,290	1,020,419	4.8	47.7	47.0
土 地	8,608,179	8,497,696	110,483	1.3	18.3	18.6
家 屋	9,922,801	9,274,876	647,925	7.0	21.0	20.3
償却資産	3,859,729	3,593,718	266,011	7.4	8.2	7.9
交 付 金	83,000	87,000	▲ 4,000	▲ 4.6	0.2	0.2
滞納繰越分	56,819	39,617	17,202	43.4	0.1	0.1
軽自動車税	542,346	568,143	▲ 25,797	▲ 4.5	1.2	1.2
現年度分	535,932	562,722	▲ 26,790	▲ 4.8	1.2	1.2
環境性能割	8,000	47,459	▲ 39,459	▲ 83.1	0.0	0.1
種 別 割	527,932	515,263	12,669	2.5	1.2	1.1
滞納繰越分	6,414	5,421	993	18.3	0.0	0.0
市たばこ税	2,046,400	1,989,109	57,291	2.9	4.3	4.4
目 的 税	2,655,194	2,581,095	74,099	2.9	5.6	5.7
入 湯 税	2,987	2,603	384	14.8	0.0	0.0
都市計画税	2,652,207	2,578,492	73,715	2.9	5.6	5.7
現年度分	2,645,557	2,573,462	72,095	2.8	5.6	5.7
滞納繰越分	6,650	5,030	1,620	32.2	0.0	0.0
合 計	47,106,936	45,643,894	1,463,042	3.2	100.0	100.0
現年度分	46,870,583	45,394,184	1,476,399	3.3	99.5	99.5
滞納繰越分※	236,353	249,710	▲ 13,357	▲ 5.3	0.5	0.5

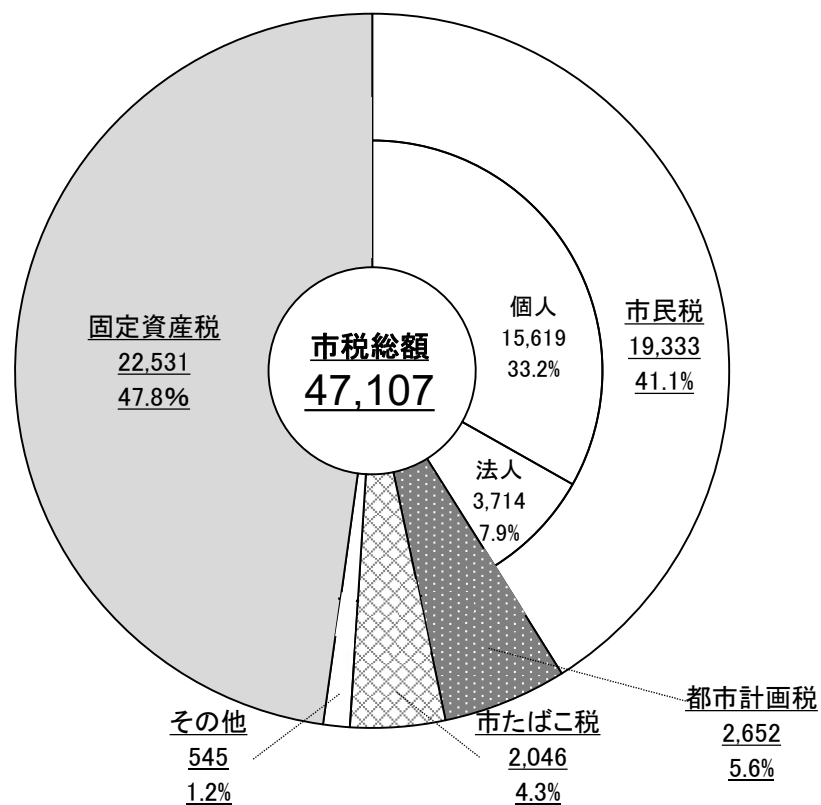
※市たばこ税、入湯税の滞納繰越分を含みます。

(歳入総額)

(単位:百万円)



(市税内訳)



2 歳 出

(1) 目的別

(単位：千円・%)

款 別	令和 8 年度	令和 7 年度	比較増減	対前年度 増減比	構成比	
					8 年度	7 年度
5 議 会 費	454,466	456,462	▲ 1,996	▲ 0.4	0.4	0.4
10 総 務 費	11,888,814	11,810,016	78,798	0.7	9.4	10.8
15 民 生 費	45,855,244	43,528,002	2,327,242	5.3	36.4	39.9
20 衛 生 費	11,779,802	11,631,718	148,084	1.3	9.3	10.6
25 労 働 費	315,247	311,647	3,600	1.2	0.2	0.3
30 農林水産業費	723,681	727,316	▲ 3,635	▲ 0.5	0.6	0.7
35 商 工 費	3,129,658	3,028,381	101,277	3.3	2.5	2.8
40 土 木 費	29,764,128	15,998,363	13,765,765	86.0	23.6	14.7
45 消 防 費	4,289,807	3,669,817	619,990	16.9	3.4	3.3
50 教 育 費	11,843,736	12,080,754	▲ 237,018	▲ 2.0	9.4	11.1
60 公 債 費	5,955,417	5,757,524	197,893	3.4	4.7	5.3
70 予 備 費	100,000	100,000	0	0.0	0.1	0.1
合 計	126,100,000	109,100,000	17,000,000	15.6	100.0	100.0

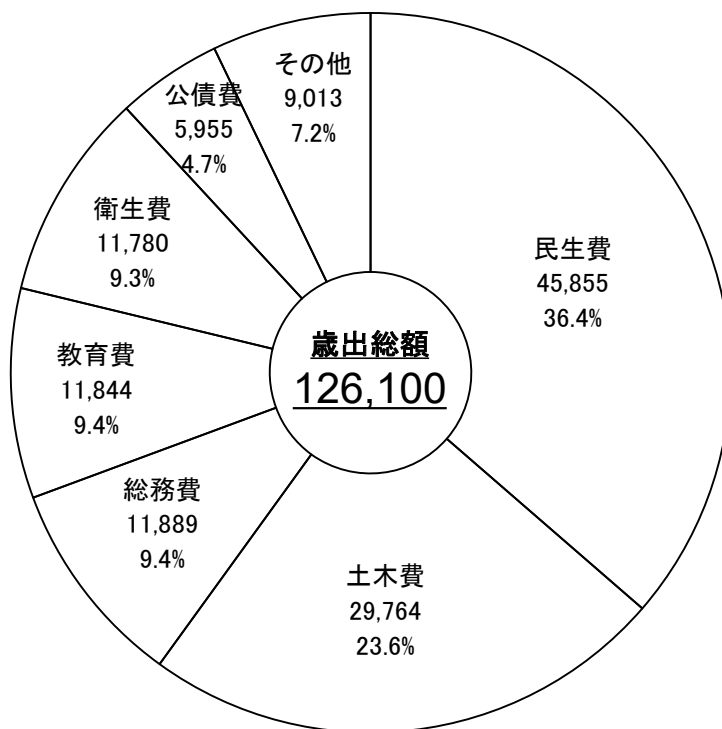
(2) 性質別

(単位：千円・%)

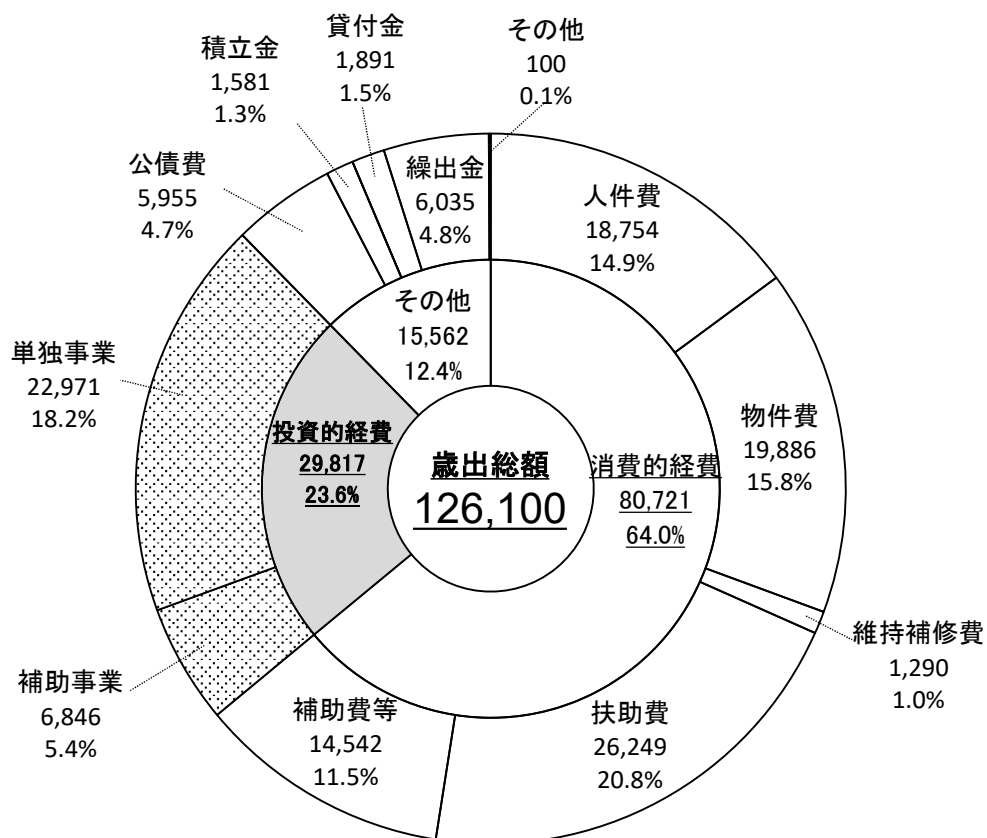
区 分		令和 8 年度	令和 7 年度	比較増減	対前年度 増減比	構成比	
						8 年度	7 年度
消 費 的 経 費		80,720,927	79,000,941	1,719,986	2.2	64.0	72.4
人 件 費		18,753,686	17,947,190	806,496	4.5	14.9	16.4
物 件 費		19,886,336	20,909,457	▲ 1,023,121	▲ 4.9	15.8	19.2
維 持 補 修 費		1,290,570	1,258,435	32,135	2.6	1.0	1.1
扶 助 費		26,248,641	25,484,656	763,985	3.0	20.8	23.4
補 助 費 等		14,541,694	13,401,203	1,140,491	8.5	11.5	12.3
投 資 的 経 費		29,816,580	15,000,033	14,816,547	98.8	23.6	13.8
普通建設事業費	補 助 事 業	6,845,917	1,807,790	5,038,127	著増	5.4	1.7
	単 独 事 業	22,970,663	13,192,243	9,778,420	74.1	18.2	12.1
そ の 他		15,562,493	15,099,026	463,467	3.1	12.4	13.8
公 債 費		5,955,417	5,757,524	197,893	3.4	4.7	5.3
積 立 金		1,581,161	1,643,102	▲ 61,941	▲ 3.8	1.3	1.5
投資及び出資金		0	0	0	0.0	—	—
貸 付 金		1,891,000	1,891,000	0	0.0	1.5	1.7
繰 出 金		6,034,915	5,707,400	327,515	5.7	4.8	5.2
そ の 他		100,000	100,000	0	0.0	0.1	0.1
合 計		126,100,000	109,100,000	17,000,000	15.6	100.0	100.0

(目的別歳出)

(単位:百万円)



(性質別歳出)



3 目的税等の充当状況

(1) 都市計画税充当状況

(単位：千円)

都市計画税 歳入予算額	充当状況			
	区 分	事 業 名	事業費	都市計画税 充当額
2,652,207	街路事業	街路整備事業	682,000	7,100
		街路用地取得事業	100,040	1,040
	公園	北部地区公園整備事業費	1,151,300	260,100
	環境センター	厚木愛甲環境施設組合負担金	1,009,805	609,805
	区画整理事業	酒井土地区画整理推進事業	10,000	700
	斎場	斎場施設整備事業費	259,050	16,250
	下水道事業	公共下水道事業	1,807,737	47,948
	市債償還	一般会計	930,721	930,721
		公共下水道事業会計	1,360,045	778,543
	合 計		7,310,698	2,652,207

(2) 入湯税充当状況

(単位：千円)

入湯税 歳入予算額	充当状況			
	区 分	事 業 名	事業費	入湯税 充当額
2,987	環境衛生施設の整備		-	-
	鉱泉源の保護管理施設		-	-
	消防施設の整備	消防施設整備事業	126,774	702
		消防車両整備事業	164,152	1,373
	観光施設の整備		-	-
	観光振興	広報事業	1,500	28
		観光宣伝事業	1,360	26
		観光案内事業	7,554	141
		観光事務経費	675	11
		観光協会補助金	32,820	613
		温泉施設整備事業補助金	5,000	93
	合 計		339,835	2,987

(3) 引上げ分の地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費

(単位：千円)

地方消費税 交付金 歳入予算額 (引上げ分)	充当状況			
	区 分	事 業 名	事業費	地方消費税 交付金充当額
3,751,000	社会福祉	障害者福祉事業	8,921,558	507,313
		高齢者福祉事業	538,182	85,493
		児童福祉事業	14,891,019	788,745
		母子福祉事業	1,186,707	140,889
		生活保護事業	6,215,606	255,141
	社会保険	国民健康保険事業	1,889,675	203,349
		介護保険事業	3,085,599	527,868
		年金事業	19,993	0
		後期高齢者医療事業	3,000,660	424,874
	保健衛生	医療施策事業	731,967	122,389
		予防対策事業	1,411,707	222,384
		健康増進事業	6,093	1,032
		病院事業	2,645,128	471,523
	合 計		44,543,894	3,751,000

(4) 森林環境譲与税充当状況

(単位：千円)

森林環境 譲与税 歳入予算額	充当状況			
	区 分	事 業 名	事業費	森林環境譲与 税充当額
36,412	間伐や人材育成・担 い手の確保、木材利 用の促進や普及啓発 等の森林整備及びそ の促進に関する費用	搬出促進事業費	13,259	12,502
		間伐材利用促進事業費	13,510	13,510
		ナラ枯れ対策事業費	4,400	4,400
		林道維持管理事業費	10,520	2,000
		林業振興事務経費	4,867	4,000
	合 計		46,556	36,412

4 市民一人当たりの収入

歳入予算額を市民1人あたりに換算した場合は、次のような内訳になります。

566,680 円

(単位:円)

●市民税や固定資産税など（市税）	211,694
●国からの交付金や補助金など （国庫支出金、地方譲与税、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、地方交付税）	100,552
●借入金（市債）	81,678
●県からの交付金や補助金など （県支出金、地方消費税交付金、法人事業税交付金、 ゴルフ場利用税交付金、配当割交付金、利子割交付金、株式等譲渡所得割交付金）	72,333
●基金の取り崩し（繰入金）	61,845
●その他	38,578

●市債の状況

令和8年度末現在高見込額 96,115,895千円
一人当たり 431,935円

●財政調整基金の状況

令和8年度末現在高見込額 11,753,513千円
一人当たり 52,819円

令和8年1月1日現在人口 222,524人
（令和2年国勢調査確定数基準）

5 市民一人当たりに使うお金

歳出予算額を市民1人当たりに換算した使いみち（目的別）は、次のような内訳になります。

566,680 円

(単位:円)

●福祉充実のために（民生費）	206,069
●道路、公園、河川整備のために（土木費）	133,757
●住民登録、庁舎の維持管理、統計調査のために（総務費）	53,427
●学校教育、生涯学習施設の整備、文化財保護のために（教育費）	53,225
●保健衛生、ごみ収集、し尿処理のために（衛生費）	52,937
●借入金返済のために（公債費）	26,763
●火災・災害から守るために（消防費）	19,278
●商工業や観光の振興のために（商工費）	14,064
●農業・林業の振興のために（農林水産業費）	3,252
●議会運営のために（議会費）	2,042
●勤労者対策のために（労働費）	1,417
●その他	449

令和8年1月1日現在人口

222,524人

（令和2年国勢調査確定数基準）

一般会計予算歳入の概要

(単位:千円)

1 市税

予算額は、対前年度比 3.2% (1,463,042千円) 増で、47,106,936千円を計上しています。

○主な増額歳入	(予算額)	(対前年度)
固定資産税	22,530,528	+ 1,037,621
個人市民税	15,618,995	+ 174,580
法人市民税	3,713,473	+ 145,248

○主な減額歳入	(予算額)	(対前年度)
環境性能割	8,000	▲ 39,459

2 地方譲与税

予算額は、対前年度比 0.7% (3,546千円) 増で、533,412千円を計上しています。

3 利子割交付金

予算額は、対前年度比 57.1% (8,000千円) 増で、22,000千円を計上しています。

4 配当割交付金

予算額は、令和6年度の決算額、令和7年度の収入状況を考慮して、対前年度比 59.8% (161,500千円) 増で、431,500千円を計上しています。

5 株式等譲渡所得割交付金

予算額は、令和6年度の決算額、令和7年度の収入状況を考慮して、対前年度比 157.5% (425,233千円) 増で、695,233千円を計上しています。

6 法人事業税交付金

予算額は、令和6年度の決算額、令和7年度の収入状況、法人事業税（県税）の増見込み等を考慮して、対前年度比 22.5% (190,000千円) 増で、1,035,000千円を計上しています。

7 地方消費税交付金

予算額は、令和6年度の決算額、令和7年度の収入状況等を考慮して、対前年度比 9.0% (569,388千円) 増で、6,877,388千円を計上しています。

8 ゴルフ場利用税交付金

予算額は、前年度と同額の138,000千円を計上しています。

9 環境性能割交付金

環境性能割は税制改正により廃止される見込みであることから、これを原資とする環境性能割交付金については収入を見込んでいません。

(単位:千円)

10 地方特例交付金

予算額は、令和6年度の決算額、令和7年度の収入状況、環境性能割交付金減収補てん特別交付金の増を考慮して、対前年度比 87.7% (186,709千円) 増で、399,709千円を計上しています。

11 地方交付税

予算額は、前年度と同額の30,000千円を計上しています。

12 交通安全対策特別交付金

予算額は、令和6年度の決算額、令和7年度の収入状況を考慮して、対前年度比 ▲21.1% (▲8,000千円) で、30,000千円を計上しています。

13 分担金及び負担金

予算額は、民間保育所保育料の収入状況等を考慮して、対前年度比 5.5% (21,226千円) 増で、408,114千円を計上しています。

○主な増額歳入	(予算額)	(対前年度)
民間保育所保育料	385,441	+ 21,302

14 使用料及び手数料

予算額は、対前年度比 ▲23.0% (▲289,023千円) で、968,497千円を計上しています。

○主な増額歳入	(予算額)	(対前年度)
斎場使用料	95,010	+ 10,397
建築確認申請等手数料	9,983	+ 2,684
屋外広告物手数料	8,512	+ 1,834

○主な減額歳入	(予算額)	(対前年度)
廃棄物処理手数料	83,187	▲ 293,125
諸証明交付手数料	60,138	▲ 9,120
市営住宅使用料	156,744	▲ 1,863

(単位:千円)

15 国庫支出金

予算額は、対前年度比 17.9% (3,249,030千円) 増で、21,382,132千円を計上しています。

○主な増額歳入	(予算額)	(対前年度)	
都市構造再編集中支援事業補助金	2,256,936	+ 1,757,806	
社会資本整備総合交付金 (都市公園・緑地等事業)	579,866	+ 573,866	
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	403,467	+ 403,467	皆増
子どものための教育・保育給付交付金	3,445,576	+ 281,977	
障害者自立支援給付費負担金	2,672,535	+ 231,798	
重点対策加速化事業交付金	243,621	+ 123,938	
障害児入所給付費等負担金	892,511	+ 117,297	

○主な減額歳入	(予算額)	(対前年度)	
児童手当負担金	3,626,980	▲ 313,056	
参議院議員通常選挙費委託金	0	▲ 97,887	皆減
社会資本整備総合交付金 (地域住宅計画事業)	23,310	▲ 83,397	
子育てのための施設等利用給付交付金	65,787	▲ 62,661	
社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (振り仮名法制化分)	0	▲ 57,487	皆減

16 県支出金

予算額は、対前年度比 ▲5.3% (▲384,211千円) で、6,896,978千円を計上しています。

○主な増額歳入	(予算額)	(対前年度)	
障害者自立支援給付費等負担金	1,403,397	+ 112,857	
子どものための教育・保育給付費県費負担金	1,415,234	+ 101,796	
後期高齢者医療保険基盤安定負担金	452,749	+ 78,825	
障害児施設給付費等負担金	446,255	+ 58,648	
県議会議員・県知事選挙費委託金	55,924	+ 55,924	皆増
子どものための教育・保育給付費 (施設型給付費等) 補助金	168,304	+ 28,017	
市町村立学校働き方改革加速化補助金	28,541	+ 25,541	

○主な減額歳入	(予算額)	(対前年度)	
公立学校情報機器整備事業費補助金	0	▲ 625,056	皆減
基幹統計調査費委託金	13,343	▲ 131,127	
水源環境保全・再生市町村補助金	134,851	▲ 36,769	
子育てのための施設等利用給付県費負担金	32,892	▲ 31,332	
国民健康保険事業保険基盤安定負担金	554,046	▲ 26,637	
児童手当負担金	425,299	▲ 26,197	

(単位:千円)

17 財産収入

予算額は、対前年度比 18.2% (50,838千円) 増で、329,568千円を計上しています。

○主な増額歳入	(予算額)	(対前年度)
財政調整基金利子	86,380	+ 29,808
一般廃棄物処理施設建設基金利子	16,593	+ 4,781

18 寄附金

予算額は、対前年度比 7.7% (100,000千円) 増で、1400,000千円を計上しています。

○主な増額歳入	(予算額)	(対前年度)
ふるさと納税寄附金	1,400,000	+ 100,000

19 繰入金

予算額は、対前年度比 50.3% (4,607,163千円) 増で、13,761,875千円を計上しています。

○主な増額歳入	(予算額)	(対前年度)
庁舎整備基金繰入金	5,300,000	+ 3,100,000
財政調整基金繰入金	6,460,000	+ 1,457,347
学校施設整備基金繰入金	120,000	+ 120,000
みどりの基金繰入金	100,421	+ 13,213

20 繰越金

予算額は、前年度と同額の2,400,000千円を計上しています。

21 諸収入

予算額は、対前年度比 ▲35.4% (▲1,687,541千円) で、3,078,458千円を計上しています。

○主な増額歳入	(予算額)	(対前年度)
資源物売払収入	171,071	+ 9,160
神奈川県消防学校派遣教官給与費受入金	7,369	+ 7,369
後期高齢者健康診査事業補助金	151,120	+ 6,841

○主な減額歳入	(予算額)	(対前年度)
デジタル基盤改革支援補助金	0	▲ 1,320,143
病院事業貸付金元利収入	33,555	▲ 206,733
愛川町ごみ処理受入金	0	▲ 127,600

(単位:千円)

22 市債

予算額は、対前年度比 86.9% (8,451,100千円) 増で、18,175,200千円を計上しています。

○主な増額歳入

	(予算額)	(対前年度)	
中町第2－2地区周辺整備事業債	9,808,400	+ 6,072,400	
公園整備事業債	997,000	+ 775,300	
小学校整備事業債	1,690,900	+ 737,200	
道路新設改良事業債	2,872,400	+ 650,500	
(仮称) 未来館整備事業債	425,800	+ 425,800	皆増
防災行政無線維持補修事業債	473,700	+ 417,500	
小学校給食施設整備事業債	330,900	+ 309,300	
斎場施設整備事業債	267,800	+ 246,600	
学習支援センター施設改修事業債	141,800	+ 141,800	皆増

○主な減額歳入

	(予算額)	(対前年度)	
中学校整備事業債	160,900	▲ 335,800	
環境センター施設改修事業債	0	▲ 250,600	皆減
公民館改修事業債	21,900	▲ 234,000	
ふれあいプラザ整備事業債	0	▲ 172,800	皆減
七沢自然ふれあいセンター施設改修事業債	30,900	▲ 133,700	
体育施設整備事業債	79,200	▲ 120,000	
市営住宅整備事業債	17,800	▲ 91,300	
メジカルセンター施設改修事業債	0	▲ 80,200	皆減

一般会計予算歳出（目的別）の概要

（単位：千円）

1 議会費

予算額は、対前年度比 ▲0.4%（▲1,996千円）で、454,466千円となっています。

○主な増額事業	（予算額）	（対前年度）
タブレット端末運用事務費	4,635	+ 2,054

○主な減額事業	（予算額）	（対前年度）
議員報酬等	262,362	▲ 2,561

2 総務費

予算額は、対前年度比 0.7%（78,798千円）増で、11,888,814千円となっています。

○主な増額事業	（予算額）	（対前年度）	
学習支援センター施設改修事業費（長寿命化）	143,297	+ 143,297	皆増
市長選挙執行費	70,581	+ 70,581	皆増
県議会議員・県知事選挙執行費	55,924	+ 55,924	皆増
個人住民税課税事務費	126,944	+ 53,170	
新たな交流拠点としての多目的アリーナ整備・運営事業	50,724	+ 50,724	皆増
本庁舎解体事業費	30,850	+ 30,850	皆増
あつめき開館事業費	26,090	+ 26,090	皆増

○主な減額事業	（予算額）	（対前年度）
基幹系情報システム運営事業費	938,140	▲ 347,817

(単位：千円)

3 民生費

予算額は、対前年度比 5.3% (2,327,242千円) 増で、45,855,244千円となっています。

○主な増額事業	(予算額)	(対前年度)	
(仮称) 未来館整備事業費 (継続費)	577,258	+ 577,258	皆増
障害者日中活動支援事業費	4,648,153	+ 447,153	
子ども・子育て支援新制度給付金	2,074,216	+ 347,122	
障害者居宅生活支援事業費	1,799,635	+ 235,996	
定率市町村負担金	2,097,211	+ 132,322	
生活保護費支給事業費	6,172,000	+ 118,000	
民間保育所建設事業費補助金	103,459	+ 100,352	
高齢者外出支援事業費	286,826	+ 95,760	
福祉総合情報システム維持管理事業費	151,693	+ 53,037	
保育所改修事業費 (長寿命化)	68,981	+ 40,202	
(仮称) 三田児童館等複合施設整備事業費	47,906	+ 31,410	
理髪、はり・きゅう・マッサージ助成事業費	51,415	+ 29,951	
障害者地域生活サポート事業費	107,770	+ 28,907	

○主な減額事業	(予算額)	(対前年度)
福祉総合情報システム整備事業費	112,529	▲ 236,752

4 衛生費

予算額は、対前年度比 1.3% (148,084千円) 増で、11,779,802千円となっています。

○主な増額事業	(予算額)	(対前年度)
病院事業会計負担金 (収益的収支)	1,876,545	+ 511,665
斎場施設整備事業費	263,050	+ 262,050
病院事業会計負担金 (資本的収支)	656,854	+ 135,212
公共施設脱炭素化推進事業費	232,691	+ 125,663

○主な減額事業	(予算額)	(対前年度)	
環境センター維持管理事業費	184,050	▲ 470,641	
環境センター維持補修事業費	5,792	▲ 279,976	
熱導管・自営線整備事業費 (継続費)	0	▲ 174,570	皆減

(単位：千円)

5 労働費

予算額は、対前年度比 1.2% (3,600千円) 増で、315,247千円となっています。

○主な増額事業	(予算額)	(対前年度)
(公財) 厚木市勤労者福祉サービスセンター補助金	41,000	+ 3,000
勤労者奨学金返済助成金	26,320	+ 2,320

○主な減額事業	(予算額)	(対前年度)
人材確保支援事業費補助金	1,000	▲ 2,000

6 農林水産業費

予算額は、対前年度比 ▲0.5% (▲3,635千円) で、723,681千円となっています。

○主な増額事業	(予算額)	(対前年度)	
農業基盤整備事業費	114,881	+ 114,881	皆増
道水路等維持補修事業費	66,206	+ 19,118	

○主な減額事業	(予算額)	(対前年度)	
農業水利施設改修事業費	0	▲ 101,813	皆減
中津川坂本頭首工転倒堰補修事業負担金	0	▲ 28,125	皆減
搬出促進事業費補助金	13,259	▲ 9,513	

7 商工費

予算額は、対前年度比 3.3% (101,277千円) 増で、3,129,658千円となっています。

○主な増額事業	(予算額)	(対前年度)
企業立地サポート事業奨励金	163,193	+ 50,393
アミューあつぎ改修事業費 (中長期保全)	153,780	+ 45,480
アミューあつぎ維持管理事業費	400,490	+ 13,921
中小企業設備投資促進事業補助金	30,000	+ 10,000
中小企業融資事業補助金	100,000	+ 8,000

○主な減額事業	(予算額)	(対前年度)	
観光施設改修事業費 (長寿命化) (継続費)	0	▲ 32,397	皆減

(単位：千円)

8 土木費

予算額は、対前年度比 86.0% (13,765,765千円) 増で、29,764,128千円となっています。

○主な増額事業	(予算額)	(対前年度)	
複合施設建設事業費 (継続費)	17,715,793	+ 11,189,094	
北部地区公園整備事業費	1,153,828	+ 1,107,248	
運動公園長寿命化事業費 (継続費)	435,808	+ 435,808	皆増
本厚木下津古久線街路整備事業費	371,000	+ 345,000	
道路整備用地取得事業費	475,566	+ 307,976	
公園緑地整備事業費	231,120	+ 187,506	

○主な減額事業	(予算額)	(対前年度)	
生活道路整備事業費 (継続費)	0	▲ 175,000	皆減
市営住宅施設改修事業費 (長寿命化)	28,510	▲ 169,952	
厚木環状3号線街路整備事業費	173,100	▲ 166,200	
運動公園長寿命化事業費	39,019	▲ 163,756	
交差点等改良事業費	0	▲ 87,000	皆減

9 消防費

予算額は、対前年度比 16.9% (619,990千円) 増で、4,289,807千円となっています。

○主な増額事業	(予算額)	(対前年度)	
防災行政無線更新整備事業費	470,151	+ 439,109	
防災井戸等整備事業費	98,076	+ 98,076	皆増
厚木消防署本署庁舎整備事業費	72,809	+ 72,809	皆増
救急DX推進事業費	29,540	+ 29,540	皆増
地震被害想定調査事業費	19,353	+ 19,353	皆増
防災ラジオ整備事業費	20,802	+ 8,463	

○主な減額事業	(予算額)	(対前年度)	
消防庁舎改修事業費 (長寿命化) (継続費)	0	▲ 87,591	皆減

(単位：千円)

10 教育費

予算額は、対前年度比 ▲2.0% (▲237,018千円) で、11,843,736千円となっています。

○主な増額事業	(予算額)	(対前年度)	
緑ヶ丘小学校施設整備事業費 (継続費)	999,168	+ 675,269	
北小学校施設整備事業費	357,898	+ 258,924	
学校給食施設改修事業費 (長寿命化)	260,381	+ 237,711	
北小学校施設整備事業費 (継続費)	180,969	+ 180,969	皆増

○主な減額事業	(予算額)	(対前年度)	
小学校情報教育機器維持管理事業費	82,766	▲ 719,015	
中学校情報教育機器維持管理事業費	57,185	▲ 356,302	
中学校校舎・体育館改修事業費 (長寿命化)	196,753	▲ 321,123	
公民館改修事業費 (長寿命化)	18,890	▲ 214,636	

11 公債費

予算額は、対前年度比 3.4% (197,893千円) 増で、5,955,417千円となっています。

○主な増額事業	(予算額)	(対前年度)	
市債利子	875,176	+ 231,443	
一時借入金利子	8,000	+ 4,000	

○主な減額事業	(予算額)	(対前年度)	
市債元金償還金	5,072,241	▲ 37,550	

12 予備費

予算額は、前年度と同じ100,000千円となっています。

一般会計予算歳出（性質別）の概要

1 人件費

人件費 18,753,686千円については、職員給与費（給料・手当等）、会計年度任用職員経費等の増により、対前年度比 4.5%（806,496千円）増となっています。

2 物件費

物件費 19,886,336千円については、小学校情報教育機器維持管理事業費、中学校情報教育機器維持管理事業費、環境センター維持管理事業費、基幹系情報システム運営事業費等の減により、対前年度比 ▲4.9%（▲1,023,121千円）となっています。

3 維持補修費

維持補修費 1,290,570千円については、道路維持補修事業費等の増により、対前年度比 2.6%（32,135千円）増となっています。

4 扶助費

扶助費 26,248,641千円については、障害者日中活動支援事業費、障害者居宅生活支援事業費、入所児童保育委託費等の増により、対前年度比 3.0%（763,985千円）増となっています。

5 補助費等

補助費等 14,541,694千円については、子ども・子育て支援新制度給付金、病院事業会計負担金等の増により、対前年度比 8.5%（1,140,491千円）増となっています。

6 普通建設事業費

普通建設事業費 29,816,580千円については、複合施設建設事業費（継続費）、（仮称）未来館整備事業費（継続費）、北部地区公園整備事業費等の増により、対前年度比 98.8%（14,816,547千円）増となっています。

7 公債費

公債費 5,955,417千円については、市債利子の増により、対前年度比 3.4%（197,893千円）増となっています。

8 積立金

積立金 1,581,161千円については、庁舎整備基金積立金の減により、対前年度比 ▲3.8%（▲61,941千円）となっています。

9 貸付金

貸付金については、前年度と同じ1,891,000千円となっています。

10 繰出金

繰出金 6,034,915千円については、介護保険事業特別会計繰出金、後期高齢者医療事業特別会計繰出金等の増により、対前年度比 5.7%（327,515千円）増となっています。

歳出のあらまし

(新)・・・新規事業

(拡)・・・拡充事業

(単位:千円)

事業名		事業内容	事業費	課等名
1		DX推進計画策定事業費 デジタル技術を効果的、効率的に活用し、市民サービスの向上や行政事務の円滑な執行等を行うため、DXに関する考え方や方向性を示す計画を策定します。	400	DX推進課
2	(新)	本庁舎解体事業費 複合施設あつめきへの移転後に予定される現本庁舎の解体工事に向け、解体設計業務を行います。	30,850	財産管理課
3	(新)	あつめき開館事業費 複合施設「あつめき」の開館に向けた取組や維持管理事業等を行います。	26,090	市街地整備課
4		市民対話事業費 自治会長を始めとする幅広い市民層との対話を実施し、市民ニーズの的確な把握と政策への反映に努め、市民協働によるまちづくりを推進します。	40	広報シティプロモーション課
5		交通安全指導事業費 交通安全確保のために交通安全指導員による立哨指導等の交通安全指導活動を実施し、交通事故防止に努めます。	10,282	くらし交通安全課
6		「市内交通死亡事故」ゼロ対策事業費 「交通死亡事故」ゼロを目指し、交差点等に注意喚起看板等の設置を行うとともに、交通ルール遵守の啓発等を行い、市民の交通安全意識の向上に努めます。	2,639	くらし交通安全課
7		放置自転車対策事業費 放置自転車の指導啓発・整理業務、移動保管料の徴収及び移動作業業務を実施し、放置自転車ゼロを目指すとともに、良好な生活環境の保持に努めます。	22,235	くらし交通安全課
8		自転車ヘルメット購入助成事業費 自転車乗車中の頭部を保護し、転倒時における怪我の軽減とヘルメットの着用の普及及び交通安全意識の向上を図ることを目的に、市内在住の全世代を対象にヘルメット購入費の一部を助成します。 [対象] 市内在住者 [助成額] 2,000円(年1人1個)	4,494	くらし交通安全課

事業名			事業内容	事業費	課等名
9		幼児2人同乗用自転車購入助成事業費	幼児2人同乗用自転車の利用者の安全及び経済的負担の軽減を図ることを目的に、一定の要件を満たす方に購入費の一部を助成します。 [対象] 市内在住で幼児を2人以上養育している保護者 [助成額] 購入価格の1/2(上限1万6,000円)	160	くらし交通安全課
10		自転車ヘルメットインフルエンサー事業費	市内中学校及び県立高校の生徒代表にヘルメットを贈呈し、「ヘルメットインフルエンサー」として活動することで、着用促進の担い手となり、自転車ヘルメットの着用率向上に取り組みます。	1,144	くらし交通安全課
11		自転車交通安全講習会事業費	初めて自転車に乗るこどもに向けた自転車安全講習会やスケアード・ストレイト教育技法による自転車安全教室を実施します。	2,425	くらし交通安全課
12	(新)	サイクルレコーダー購入費補助金	青切符制度導入に伴い、より一層自転車安全利用の向上を求めるため、自転車に設置するサイクルレコーダー購入費の一部を補助します。 [対象] 市内在住者 [助成額] 2,000円(年1人1個)	200	くらし交通安全課
13		魅力発信事業費	PR動画の作成やLINEを始めとしたSNSの活用、広告事業に取り組むとともに、シティプロモーションの推進に向けた事業を実施。市の魅力を効果的に発信します。	26,088	広報シティプロモーション課
14		映像メディア活用事業費	動画コンテンツや広報番組を制作しテレビやウェブ上で発信するほか、テレビ番組やFM放送などを活用した効果的な情報発信を行います。	18,225	広報シティプロモーション課
15		SDGs推進事業費	「まちのコイン・アユモ」の運営や「あつぎSDGsフェスティバル」の開催、「あつぎSDGsパートナー制度」の推進等により、SDGsの取組を普及・啓発するための事業を実施します。	7,500	企画政策課
16	(拡)	交流の場創出事業費	若い世代の定住促進と転出抑制を図るため、本市の魅力発信や市制70周年を通じて築いたつながりをいかし、ふるさと厚木への愛着を醸成するとともに、多様な交流の場を創出する事業を実施します。	10,775	企画政策課

事業名			事業内容	事業費	課等名
17		行政改革推進事業費	第7次行政改革大綱の重点目標に位置付ける、「強くしなやかな組織をつくる」、「強い財政基盤を確立する」、「市民協働により公共サービスを向上させる」の達成に向けた取組を着実に進めます。	1,673	行政経営課
18		公共施設最適化基本計画改定事業費	公共施設最適化基本計画の策定から10年を迎えるに伴い、これまで培ってきた公共施設最適化の目的を踏まえつつ、まちづくりの新たな局面に適切に対応するため、計画の改定を行います。	12,268	行政経営課
19		公共施設最適化推進事業費	公共施設最適化基本計画及び個別施設計画に基づき、公共建築物の複合化等について検討を行うなど、公共建築物の適正配置を計画的に推進します。	477	行政経営課
20	(新)	新たな交流拠点としての多目的アリーナ整備・運営事業費	附属機関や庁内会議での検討を踏まえ、意見交換会やオープンハウスなどの市民参加手続を実施し、多目的アリーナ整備等に係る基本計画の策定に向けた取組を進めます。	50,724	行政経営課
21		男女共同参画推進事業費	誰もがお互いを尊重し、生き生きと暮らせる男女共同参画社会の実現に向けた更なる意識の高揚を図るため、「第4次厚木市男女共同参画計画」に基づく施策を着実に推進します。	961	市民協働推進課
22	(新)	第5次男女共同参画計画策定事業費	第4次厚木市男女共同参画計画が令和9年度で終了することに伴い、今後も計画を継続的に取り組み、更なる男女共同参画社会の推進を図るため、第5次厚木市男女共同参画計画を策定します。	2,300	市民協働推進課
23		地域づくり推進事業補助金	15地区の特性をいかし、活力ある地域づくりを目指すため、地域づくり推進委員会が行うふるさとづくりや安心安全、ごみ減量化・資源化を支援します。また、自治基本条例に規定する地区市民自治推進組織の活動を支援します。	17,851	市民協働推進課
24		地域集会施設建設費等補助金	自治会活動の拠点である地域集会施設の建設等に係る費用を一部補助することにより、地域コミュニティ活動の充実を図ります。 [対象]自治会 [補助区分]新築、建物購入、増改築、修繕、借地、借家、用地購入、耐震改修、冷暖房設備の設置等、LED照明器具の設置等 [補助率]新築は補助対象経費の70%以内。その他、補助区分ごとに設定 [上限額]新築は1,500万円。その他、補助区分ごとに設定	11,913	市民協働推進課

事業名			事業内容	事業費	課等名
25		自治会支援事業費	高齢化や共働き世帯の増加といったライフスタイルの変化に沿った自治会活動を支援するため、電子回覧板の利用によるDXを推進するとともに、近年増加している外国籍住民に自治会を周知するため、多言語のパンフレットを作成します。	10,791	市民協働推進課
26		多文化共生交流事業費	外国籍市民を支援するため、日本語教室や通訳ボランティアを設置するなど、外国籍市民が安心して生活できる地域社会の実現を図るとともに、インターナショナルティーサロンや世界各国の料理等を学ぶ教室を開催することで、外国籍市民と市民との交流を図ります。	1,324	市民協働推進課
27		市民文化祭開催事業費	芸能音楽発表会、文化作品展など、様々な発表が行える「市民文化祭」を開催し、市民の自発的な文化芸術活動の推進を図ります。 [開催時期] 10月中旬～11月中旬 [開催場所] 文化会館、あつぎ市民交流プラザほか	2,220	文化魅力創造課
28		あつぎミュージックフェスティバル開催事業補助金	シンガーを目指す青少年のオーディションを開催するとともに、オーディション大賞受賞者が有名アーティストと競演できる機会を提供するため、実行委員会が主体となって実施しているコンサートを開催し、音楽文化の普及向上を図ります。	1,250	文化魅力創造課
29		平和都市推進事業費	戦争の悲惨さや平和の尊さを考えるとともに、平和意識の普及・啓発を図るため、展示会や映画上映等の取組を実施します。	2,902	地域包括ケア推進課
30	(拡)	文化芸術発信強化事業費	商業施設や公共施設など、身近な場所で発表の場や鑑賞・体験できる場を創出しながら、気軽に文化芸術に触れる機会を提供し、文化芸術の推進を図ります。	7,850	文化魅力創造課
31		全国大会等出場奨励事業費	文化芸術活動に対する意識高揚を図るため、国際大会・全国大会に出場する個人・団体を支援するため奨励金を交付します。	100	文化魅力創造課
32		文化芸術振興計画策定事業費	人・まち・自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造するため、第2次文化芸術振興計画2期基本計画を策定します。	1,668	文化魅力創造課
33		輝き厚木塾開設事業費	市民と行政とが協働で行う生涯学習のスタイルで、市民が講師となり自主的に講座の企画・運営を行い、生涯学習の推進を図ります。	1,149	生涯学習課

事業名			事業内容	事業費	課等名
34		生涯学習推進計画策定事業費	こどもから高齢者までのあらゆる世代が、いつまでも気軽に生涯学習に取り組むことができる環境づくりを推進するため、「第4次生涯学習推進計画」を策定します。	1,140	生涯学習課
35		あつぎ協働大学開設事業費	市内5大学及び市内企業と連携して、大学教授等が実施する講座を市民向けに開講し、生涯学習の推進を図ります。	2,382	生涯学習課
36	(新)	学習支援センター施設改修事業費(長寿命化)	経年劣化がみられる外壁塗装及び屋上防水の改修工事を実施し、施設の長寿命化を図ります。	143,297	生涯学習課
37		地域青パト推進事業補助金	青パトでの自主防犯活動に対する支援を強化するため、活動に係る経費を補助するとともに、新規に青パト車両を導入する団体に対し、青色回転灯などの購入費の一部を補助し、犯罪が起こりにくい環境づくりを推進します。 [対象] 青パトによる自主防犯活動を行っている団体 ・活動費補助 [補助額] 1台当たり3万円 ・新規導入費補助 [補助率] 新規導入に係る経費の9/10 [上限額] 1台当たり1万円	4,340	くらし交通安全課
38		見守りシステム整備事業費	犯罪の抑止に高い効果がある見守りシステム(防犯カメラ)を、一部の都市公園に設置し、更なる地域の防犯力強化を図り、犯罪が起こりにくい環境づくりを推進します。 令和8年度設置予定:都市公園75カ所	40,400	くらし交通安全課
39		防犯カメラ設置促進事業補助金	自主防犯活動団体(自治会等)が防犯カメラの設置や修繕等に要した費用の一部を補助することで地域の防犯力の強化を推進し、市民が安心して暮らせる防犯のまちを実現します。 [対象] 自主防犯活動団体 [補助率] 設置費及び修繕費の9/10 [上限額] 設置費27万円、修繕費10万円(全て1台当たり)	2,090	くらし交通安全課

事業名			事業内容	事業費	課等名
40	(拡)	自主防犯対策支援事業補助金	防犯対策の一環として、住宅用防犯カメラ及び迷惑電話防止機能付電話機等の設置を促進し、犯罪抑止や地域の安全性向上を図ります。 [対象、補助率及び上限額] ・住宅用防犯カメラは、市内在住者に購入費の2分の1(上限2万円)を補助する ・迷惑電話防止機能付電話機等は、65歳以上の市内在住者に購入費の3分の2(上限6,000円)を補助する	2,000	くらし交通安全課
41	(拡)	本厚木駅周辺環境浄化対策事業費	本厚木駅周辺の環境浄化のため、あつぎセーフティステーション番屋の運営を行い、客引き行為等指導員によるパトロールや駐留警戒を実施するとともに、自治会や商店街、警察等との協働による環境浄化パトロールを実施し、本厚木駅周辺における体感治安の向上や犯罪の未然防止を図ります。 また、令和8年度から改正厚木市客引き行為等防止条例が施行され、指定営業が拡大されることに伴い、客引き行為等への対策を強化します。	6,226	くらし交通安全課
42		セーフコミュニティ推進事業費	セーフコミュニティ国際認証から本市独自の活動である「セーフシティあつぎ」へ移行するとともに、科学的検証に基づいた活動を市民、関係団体等の皆様が協働で推進することで、都市全体での安心安全なまちづくりを目指します。 また、地域において研修会等を開催し、安心安全に対する意識の向上を図ります。 [研修会開催時期] 7月～翌年3月(団体の申請に応じ随時開催)	3,953	くらし交通安全課
43	(新)	セーフシティあつぎ推進基本計画事業費	セーフシティあつぎの理念と方向性を明確にし、市民や関係団体等の皆様が主体的に活動を推進するための指針となる基本計画を策定します。	430	くらし交通安全課
44	(新)	地域福祉計画改定事業費	地域で暮らす誰もが抱える複雑化・複合化する課題やニーズに対して、相談や支援等に必ずつながる社会をつくるために、地域住民や行政が連携しながら解決を図る必要があることから、地域住民がお互いに理解し合い、共に支え合う地域社会を推進するための計画を策定します。 また、「厚木市再犯防止推進計画」「厚木市成年後見制度利用促進基本計画」「厚木市重層の支援体制整備事業実施計画」を包含します。	4,000	地域包括ケア推進課
45		多機関協働による相談支援強化事業費	複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、複数の支援機関が協働し、課題を包括的に受け止め、支援に取り組む相談支援体制を強化します。	181	福祉総合支援課
46		参加支援事業費	既存の社会参加に向けた事業では対応が難しい制度の狭間にある個別ニーズに対応するため、専門相談員が支援対象者やその世帯の社会参加に係るプランを作成し、地域の企業や団体等と調整を図り、社会とのつながりに向けた支援を行います。	5,166	福祉総合支援課

事業名			事業内容	事業費	課等名
47		自立相談支援事業費	生活困窮者が抱える多様で複合的な課題の相談に対応するため、自立支援に向けたプランを作成し、必要な情報提供や助言を行うとともに、就労、家計管理、病気など、様々な支援を包括的に行うことで、自立を促進します。	180	福祉総合支援課
48		住居確保給付金支給事業費	離職、廃業、休業等により経済的に困窮し、住宅を失うおそれのある方を対象に、常用就職を目指した求職活動を行っていただくことを条件に、家賃相当額や低廉な家賃額の住居への転居費用を支給します。	5,100	福祉総合支援課
49		就労準備支援事業費	社会に出ることに不安がある等、直ちに就労することが困難な生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備として、基礎能力を身に付けるための支援を行います。	5,566	福祉総合支援課
50		学習支援事業費	生活保護受給世帯を含む経済的に困窮している状態等にある世帯の子どもを対象に、学習支援、生活支援及び居場所づくりに取り組みます。	5,210	福祉総合支援課
51		高齢者の尊厳保持支援事業費	高齢者がいつまでも尊厳を持ち自分らしい生活を送ることができるよう、相談を始め各種支援を行います。	30,417	福祉総合支援課
52		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定事業費	高齢人口の急速な増加が見込まれる中、社会参加や地域交流を活性化させるとともに、必要な介護・福祉サービスや多様なニーズに対応する体制を整備するための計画を策定します。	2,055	地域包括ケア推進課
53		事業所説明会等実施事業費	市内介護サービス事業所や障害福祉サービス事業所の事業所説明会を実施する団体に対し、費用の一部を助成することで、介護職等の人材確保を推進します。	3,000	介護福祉課

事業名			事業内容	事業費	課等名
54	(拡)	介護職員キャリアアップ等支援事業補助金	介護サービス事業所等が、求人情報紙等への掲載に要した経費、介護従事者のキャリアアップのために負担した研修等の経費及び職場環境の整備等に要した経費について費用の一部を補助します。 また、介護の仕事に必要な資格取得のための研修を修了した個人の方に、受講料の一部を補助します。 ・厚木市介護職等雇用サポート補助金事業 1法人20万円～100万円程度の補助金を交付し、事業所の人材確保や職場環境改善の支援を行います。 ・厚木市介護職員等研修支援事業 [対象] 市内の介護保険指定事業所等に介護職員として従事している方 [補助率] 市内在住者:研修費用の3/4(上限なし) 市外在住者:研修費用の1/2(上限なし)	14,300	介護福祉課
55		介護職転入奨励助成金	介護福祉士等の資格保有者等で、市内の地域包括支援センター、介護サービス事業所に就労している又は就職が決定した方が厚木市に転入した場合に、転入奨励助成金を支給し、介護職等の人材確保を推進します。 [上限額] 20万円	1,800	介護福祉課
56		介護職復職等奨励助成金	介護福祉士等の資格保有者等で、市内の地域包括支援センター、介護サービス事業所に介護職等として復職する市民の方に復職等奨励助成金を支給し、介護職等の人材確保を推進します。 [上限額] 20万円	800	介護福祉課
57		人材確保事務経費	介護職人材確保事業をより多くの市民の方に周知するため、チラシを作成し、窓口で配付ほか市内の事業所等へ配布します。	45	介護福祉課
58		地域包括支援センター運営事業費	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行うため、地域包括支援センターを運営します。	398,266	地域包括ケア推進課
59		生活支援体制整備事業費	社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢・障がい者の社会参加を推進します。	1,638	地域包括ケア推進課

事業名			事業内容	事業費	課等名
60	(新)	地域介護予防活動支援事業費	高齢者の運動機能の維持、回復を図るための健康体操等を実践する地域住民の取組を支援します。	1,000	地域包括ケア推進課
61		療育相談センター運営事業費	療育相談センター「まめの木」において、発達上何らかの心配のある児童とその保護者に対して、療育相談、経過観察、親子サロン等を実施します。	2,832	こども家庭センター
62		地域支援事業費	地域の療育環境の充実を図るため、保育所、幼稚園、小学校等の関係機関に対する巡回相談、また、保育士、教員、療育機関等の支援者を対象とした研修会、出張講座を実施するほか、市民向けに障がい特性の理解促進を図るための講演会を実施します。 また、5歳児健康調査の結果により、児童の所属する園を訪問し、児童の健全な成長を促し、より良い就学期を迎えられるよう、保育所、幼稚園等と連携を図ります。	569	こども家庭センター
63		児童発達支援事業費	児童発達支援センター「ひよこ園」において、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援のほか、地域の障害児通所支援事業所等の取組について助言や援助を行うことで、発達に心配、障がいのある児童に対し、発達や成長に合わせた必要な支援に取り組みます。 また、地域の中核的な支援機関として、関係機関と連携しながらインクルージョンの推進に取り組みます。	79,260	こども家庭センター
64		障害者相談支援事業費	障がい者基幹相談支援センターや市内8カ所の障がい者相談支援センターで相談、助言、必要な情報の提供を行い、障がい児・者の日常生活及び社会生活における自立した生活を支援し、在宅福祉の一層の向上を図ります。	198,729	障がい福祉課
65		地域生活支援拠点機能強化補助金	施設入所からひとり暮らしへの移行等や親亡き後の地域での生活に備え、障がい児・者の障害福祉サービス等の体験の場の提供や、介護者が入院等で急に不在になった場合の緊急受入等の対応を行った登録事業所等に補助金を交付します。	500	障がい福祉課
66		障害者意思疎通支援事業費	手話通訳者等の派遣やテレビ電話を使い市役所に手話でお問合せができる「手話リンク」を実施するほか、スマートフォンを活用し視覚情報を音声情報として提供する遠隔サポートシステムを実施することで、聴覚障がい者や視覚障がい者の円滑な意思疎通及び社会参加の促進を図ります。	6,796	障がい福祉課

事業名			事業内容	事業費	課等名
67		障害者日中一時支援事業費	障がい児・者の日中における活動の場を確保することにより、障がい者の家族の就労支援と一時的な休息を図ります。	67,000	障がい福祉課
68		障害者理解促進事業費	障がい者体育大会及び精神保健福祉地域交流事業の開催や啓発事業を実施することにより、障がい及び障がい者の理解促進を図ります。	1,473	障がい福祉課
69		障がい者福祉計画策定事業費	障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、令和9年度から令和11年度までの3カ年を計画期間とする障がい者福祉計画(第8期)を策定します。	4,000	障がい福祉課
70		重度障害者訪問看護支援事業費	常時医療的ケアが必要な重症心身障がい児・者等の訪問看護の利用時間を延長することにより、療養生活の安定及び介護者の負担軽減を図ります。	267	障がい福祉課
71		障害者医療費助成事業費	身体障害者手帳1級～3級の方、知能指数が50以下と判定された方及び精神障害者保健福祉手帳1級の方の健康保険適用分の医療費を助成します。	451,810	障がい福祉課
72		障害者福祉手当給付事業費	毎年4月1日の時点で市内に住民登録があり、かつ居住している心身障がい者の方に手当を支給し、その更生と生活を援助し、心身障がい者の福祉の増進を図ります。	185,254	障がい福祉課
73		軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業費	身体障害者手帳が交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費を助成することにより、言語・学力習得の向上を図ります。	340	障がい福祉課
74		障害福祉サービス開設準備・運営経費補助金	障害福祉サービス事業所を整備する法人等に補助金を交付することにより、市内への事業所設置のインセンティブを高め、福祉サービス提供体制の充実を図ります。	4,560	障がい福祉課
75		障がい者就労施設等共同受注窓口事業補助金	障がい者の就労支援を行う関係団体からの発注を取りまとめる共同受注窓口に補助金を交付し、障がい者の地域における自立生活の実現を図ります。	500	障がい福祉課

事業名			事業内容	事業費	課等名
76	(拡)	障害福祉サービス等介護職員キャリアアップ等支援事業補助金	障害福祉サービス事業所等が、求人情報紙等への掲載に要した経費、介護従事者のキャリアアップのために負担した研修等の経費及び職場環境の整備等の施策に要した経費について費用の一部を補助します。 また、介護の仕事に必要な資格取得のための研修を修了した個人の方に、受講料の一部を補助します。 ・厚木市介護職等雇用サポート補助金事業 1法人20万円～100万円程度の補助金を交付し、事業所の人材確保や職場環境改善の支援を行います。 ・厚木市介護職員等研修支援事業 [対象] 市内の障害福祉サービス事業所等に介護職員として従事している方 [補助率] 市内在住者:研修費用の3/4(上限なし) 市外在住者:研修費用の1/2(上限なし)	11,700	障がい福祉課
77		障害福祉サービス等介護職転入奨励助成金	介護福祉士等の資格保有者等で、市内の障害福祉サービス事業所等に就労している又は就職が決定した方が厚木市に転入した場合に、転入奨励助成金を支給し、介護職等の人材確保を推進します。 [上限額] 20万円	400	障がい福祉課
78		障害福祉サービス等介護職復職等奨励助成金	介護福祉士等の資格保有者等で、市内の障害福祉サービス事業所等に介護職等として復職する市民の方に復職等奨励助成金を支給し、介護職等の人材確保を推進します。 [上限額] 20万円	400	障がい福祉課
79		医療的ケア児学校訪問看護支援事業費	市立小・中学校において、比較的短時間かつ定時の対応により処置が可能な医療的ケアが必要な児童・生徒に、訪問看護事業所から看護師を配置することで、教育活動の充実を図ります。	12,600	障がい福祉課
80		医療的ケア児保育所等訪問看護支援事業費	市内幼稚園・保育所において、比較的短時間かつ定時の対応により処置が可能な医療的ケアが必要な児童に、訪問看護事業所から看護師を配置することで、保育環境の充実を図ります。	1,200	障がい福祉課
81		人権啓発推進事業費	一人一人の基本的な人権が尊重され、誰もが安心して快適に生活を送ることができる社会の実現に向けて、「厚木市人権施策推進指針」に基づいた人権意識の高揚を図るため、更なる人権啓発等に努めます。	1,728	市民協働推進課

事業名			事業内容	事業費	課等名
82		敬老祝品・祝金等 給付事業費	多年にわたり社会の発展に寄与された高齢者に対し、敬老祝品・祝金等を贈呈し、長寿のお祝いをします。	23,767	福祉総合支援課
83	(拡)	高齢者外出支援 事業費	高齢者バス割引乗車券「かなちゃんパス」1年券、6カ月券及び3カ月券の購入費の助成をするとともに、高齢者タクシー利用券を交付し、外出機会の拡大や社会参加を支援します。 ・かなちゃんパス助成 一人 2万円助成 1年券 5万4000円(自己負担3万4,000円) 6カ月券 2万8,500円(自己負担 8,500円) 3カ月券 1万5,000円(自己負担 5,000円) ※3カ月券購入の方は、1万円×2回助成 ・高齢者タクシー利用助成 1万9,200円(400円×48枚)	286,826	福祉総合支援課
84		外出支援担い手 育成事業費	移動支援を担う人材の育成を行うため、移動支援を安全に行う上で必要な運転や介助に関する知識・技術を学ぶ講習会を開催します。	682	地域包括ケア推進課
85		老人憩の家改修 事業費(長寿命化)	厚木市公共施設個別施設計画に基づき、施設の機能回復を目的に改修を実施することにより、施設の長寿命化を図ります。 [対象及び内容] ・岡田老人憩の家・児童館改修(機能回復)設計委託 ・毛利台老人憩の家・児童館改修(機能回復)工事	32,175	福祉総合支援課
86		子ども医療費助成 事業費	0歳から18歳までの入・通院保険適用医療費の自己負担分を助成します(所得制限なし)。	999,451	子育て給付課
87		子育て支援センター運営事業費	子育てサロンの運営、育児不安等についての相談指導、子育て講座、子育てサークル等の支援など、子育て家庭に対する総合的な支援を行います。	7,090	こども家庭センター
88		ファミリー・サポート・センター事業費	ファミリー・サポート・センターでは、生後3カ月から小学校6年生までのこどもを持つ保護者を対象に、育児の援助を受けたい方と行いたい方からなる会員組織において育児の相互援助活動を行う会員同士をサポートすることで、仕事や家事の両立と地域で安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。	1,753	こども家庭センター

事業名			事業内容	事業費	課等名
89		ほっとタイムサポーター事業費	妊娠に伴う疾病で安静が必要な妊婦や出生後6カ月以内(多胎出産の場合は、1年以内)のこどもがいたる家庭を対象に、育児や家事支援を行う「ほっとタイムサポーター」を派遣することで、育児疲労の軽減を図ります。 また、1回無料で利用できるクーポン券を配布するとともに、利用料の3分の1を補助することで、利用者の出産後における経済的負担の軽減を図ります。	550	こども家庭センター
90	(新)	子育て世帯訪問支援事業費	支援が必要な子育て家庭や妊婦等を対象に訪問支援員を派遣し、不安や悩みの傾聴、家事、子育てなどを支援し、養育環境を整えます。	2,300	こども家庭センター
91		子育て支援託児サービス事業費	アミューあつぎの利用者や市主催事業の参加者等が、安心して積極的に事業等への参加ができるよう、「託児室わたぐも」で一時預かりを実施します。	20,434	こども家庭センター
92		子育てリフレッシュクーポン券配布事業費	託児室わたぐもの新規利用者に対し、アミューあつぎ内の店舗で利用できるクーポンを配布することにより、託児室わたぐもの利用を促進し、子育て世帯のストレスの解消やアミューあつぎ活性化に繋がります。	189	こども家庭センター
93		子どものつながりの場づくり事業補助金	様々な家庭環境により社会から孤立してしまうこどもたちの継続的な地域とのつながりの場を確保するため、こども食堂等の生活支援等を行う団体に補助金を交付します。	785	こども家庭センター
94		地域子育て相談機関事業費	市内4カ所の児童館を拠点とした「地域子育てサロン」を実施し、相談の機会を充実させた地域の身近な拠点として、子育て環境の充実に努めます。	903	こども家庭センター
95		放課後児童クラブ運営事業費	保護者の就労等により、放課後に帰宅しても、家庭において適切な保育を受けることができない児童に、小学校の教室等を活用して、適切な遊びと生活の場を提供するため、放課後児童クラブを運営します。	47,431	こども育成課
96		地域児童クラブ育成支援事業補助金	保護者の就労等により、放課後に帰宅しても、家庭において適切な保育を受けることができない児童の、適切な遊びと生活の場を確保するため、地域児童クラブ(民間が運営する放課後児童クラブ)に補助金を交付し、運営支援を行います。	109,911	こども育成課

事業名			事業内容	事業費	課等名
97		待機児童対策放課後児童クラブ施設運営費補助金	保護者の就労等により、放課後に帰宅しても、家庭において適切な保育を受けることができない児童の、適切な遊びと生活の場を確保するため、公募を行った民間児童クラブに対し、補助金を交付し、運営支援を行います。	21,907	こども育成課
98		三田放課後児童クラブ施設整備事業費	三田児童館及び三田放課後児童クラブの複合化を図り、一体的なこどもの居場所づくりに向け、移転先となる三田小学校のプール敷地を整備します。	47,904	こども育成課
99		放課後子ども教室推進事業費	こどもたちの安心・安全な放課後の居場所づくりを推進するため、小学校の教室等を活用し、様々な体験学習、地域住民との交流等を行う、放課後子ども教室を運営します。	1,991	こども育成課
100		子ども・子育て支援新制度給付金	教育・保育の量の拡大及び質の向上を図るため、認定こども園及び給付型幼稚園に対し、国が定めたこども1人当たりの教育・保育に要する費用を給付します。	2,074,216	こども育成課
101		幼稚園型一時預かり事業補助金	教育時間終了後又は長期休業中等に、1号認定を受けたこどもの保護者の希望により引き続き園児の保育を行う「預かり保育」を実施している「施設型給付」を受ける認定こども園、幼稚園及び3号認定を受けた2歳児の預かりを行う幼稚園に対し、預かり実績に応じて補助します。	57,882	こども育成課
102		認定こども園一時預かり事業補助金	安心して子育てができる環境の充実を図るため、非在園児の預かりや通常の保育時間を延長して長時間の預かりを行う市内認定こども園に対し、利用児童数に応じて、預かり事業に要する費用を補助します。	20,251	こども育成課
103		認定こども園新制度補助金	認定こども園に移行後の事務や保育に係る経費を補助することにより、施設の良質かつ適切な教育・保育を提供する体制を確保し、こどもの処遇向上及び教育・保育の環境の充実を図ります。	34,450	こども育成課
104		就園児実費徴収補助金	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設及び特定子ども・子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき日用品・文房具に要する費用又は副食材料費に要する費用を補助します。	1,377	こども育成課
105		認定こども園施設整備事業費補助金	幼稚園型認定こども園の教育・保育環境の向上を図るため、施設整備に必要な経費を補助します。	56,594	こども育成課

事業名			事業内容	事業費	課等名
106		認定こども園保育体制強化事業補助金	幼稚園の園外活動時における事故を防止するため、見守り等を行う保育支援者を配置する場合又は登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に保育支援者を配置する場合の費用を補助します。	9,720	こども育成課
107	(新)	幼稚園等乳児等支援給付金	子ども・子育て支援法に基づき、国が定めたこども1人当たりの誰でも通園制度の利用に要する費用(公定価格)を乳児等支援給付費として幼稚園、認定こども園に支給します。	3,240	こども育成課
108		子育て日常生活支援事業費	こどもを養育している家庭に対し、日常生活用品(紙おむつ、おしりふき等)を支給します。	87,007	子育て給付課
109		幼稚園教諭奨学金返済助成金	幼児教育・保育に携わる人材の確保、定着及び離職防止を図るため、市内幼稚園に勤務する幼稚園教諭に対し、奨学金の返済に要した費用の一部を助成します。 [上限額] 20万円(年額):最長3年・最大60万円	800	こども育成課
110		幼稚園教諭転入奨励助成金	幼児教育・保育に携わる人材の確保を図るため、新たに市外から転入し、市内幼稚園で1年間勤務した幼稚園教諭に対し、転入する際に要した費用の一部を助成します。 [上限額] 20万円	600	こども育成課
111		幼稚園教諭復職等奨励助成金	幼児教育・保育に携わる人材の確保を図るため、幼稚園教諭として勤務していない期間が1年以上あり、市内幼稚園に新たに就職し1年間勤務した幼稚園教諭に対し、一律10万円を助成します。	300	こども育成課
112		幼稚園教諭等雇用サポート事業補助金	幼稚園教諭等の確保、定着及び離職防止を図るため、市内幼稚園設置者へ教育・保育人材の確保に要する費用について補助金を交付します。	13,950	こども育成課
113		幼稚園教諭等就労応援給付金	幼稚園教諭等の確保、定着及び離職防止を図るため、市内幼稚園に勤務する勤続年数が5年未満の常勤の幼稚園教諭等を対象に給付金を交付します。 [給付額] 15万円(年額):最長5年・最大75万円	15,000	こども育成課
114		幼児教育支援事業補助金	私立幼稚園に対し、園児の健康管理や特別支援教育費、預かり保育等に係る補助金を交付し、幼児教育の振興を図ります。	89,700	こども育成課

事業名			事業内容	事業費	課等名
115		幼稚園等施設等利用給付金	幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園の利用料の補助及び保育の必要性の認定を受けたこどもに対する預かり保育料の補助を行うことで、保護者の経済的負担を軽減するとともに、幼稚園を利用する児童の増加を推進します。	109,336	こども育成課
116		保育士奨学金返済助成金	幼児教育・保育に携わる人材の確保、定着及び離職防止を図るため、市内保育施設(公立保育所除く)に勤務する保育士に対し、奨学金の返済に要した費用の一部を助成します。 [上限額] 20万円(年額):最長3年・最大60万円	1,200	保育課
117		保育士転入奨励助成金	幼児教育・保育に携わる人材の確保を図るため、新たに市外から転入し、市内保育施設に勤務する保育士に対し、転入する際に要した費用の一部を助成します。 [上限額] 20万円	800	保育課
118		保育士復職等奨励助成金	幼児教育・保育に携わる人材の確保を図るため、保育士として勤務していない期間が1年以上あり、市内保育施設に新たに就職した保育士に対し、一律10万円を助成します。	500	保育課
119		保育士確保対策事務費	保育士確保を推進するための各種助成金や就職相談会の周知等を行います。	183	保育課
120		子育てリフレッシュ事業費	久保子どもの未来応援基金を活用し、日々の育児で忙しい子育て中の保護者を対象に、一息つける時間や保護者同士が交流できる場を提供し、保護者のリフレッシュを促し、育児ストレスや子育て世帯の孤立感の解消を図ります。	1,840	こども家庭センター
121		幼保小連携推進事業費	義務教育開始前後の児童が、学校生活へ円滑になじみ生涯にわたる学びや生活の基盤を育めるよう、幼稚園、保育所及び小学校の関係者が連携し組織的に支える体制づくりを図ります。	510	こども育成課
122		子育て支援センターリニューアル事業費	こども心をくすぐる、冒険・経験・体験・学びができるもう一つの居場所となる子育て支援センターを目指し、リニューアルに向けた基本設計及び実施設計を行います。	63	こども家庭センター

事業名			事業内容	事業費	課等名
123		民間保育所建設 事業費補助金	老朽化等により建て替え等の整備を行う民間認可 保育施設に対し、整備費の一部を補助します。	103,459	保育課
124		私設保育施設入 所児助成事業費	私設保育施設に保育を必要とする児童を4カ月 以上入所させている、市内に居住する保護者の経 済的な負担の軽減を図るため、児童一人に対し、 年額3万円を助成します。	2,820	保育課
125		施設等利用給付 事業費	幼児教育・保育の無償化に伴い、私設保育施設 等を利用する保育を必要とする児童を対象に、利 用料を給付し、保護者の負担軽減を図ります。	22,239	保育課
126		民間保育所運営 費補助金	民間保育所における保育事業の振興と経営基盤 の強化を図るため、事業に要する経費について補 助します。令和8年度から、「保育所等におけるICT 化」を推進するために必要な費用の一部の補助を 追加します。	684,903	保育課
127		地域型保育施設 運営費補助金	地域型保育事業(小規模保育事業)における保 育事業の振興と経営基盤の強化を図るため、事業 に要する経費について、補助します。令和8年度か ら、「保育所等におけるICT化」を推進するために 必要な費用の一部の補助を追加します。	71,557	保育課
128		入所児童保育委 託費	市内認可民間保育所及び市外認可保育所に対 し、保育が必要な児童の保育実施を委託するた めの経費を支給します。	4,237,605	保育課
129		子ども・子育て支 援制度地域型保 育給付費	地域型保育事業(小規模保育事業)に保育が必 要な児童を受け入れるための経費を支給します。	852,319	保育課
130		保育士等就労応 援給付金	保育人材の確保、定着及び離職防止を図るた め、市内保育施設(公立保育所除く)に常勤的に継 続して勤務する保育士等に対し、給付金を支給し ます。 [給付額] 常勤:勤務年数に応じて年額15万円～50万円 非常勤:3万円	164,210	保育課
131		保育士等雇用サ ポート事業補助金	保育の担い手である保育士確保の一環として、認 可保育所の運営法人等に対し、保育人材の雇用等 に要する経費の一部を補助します。	30,000	保育課

事業名			事業内容	事業費	課等名
132	(新)	民間保育所等乳児等支援給付費	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を民間保育園で実施する経費を補助します。	3,312	保育課
133		コミュニティ保育推進事業補助金	子育てに共通の意識を持ち合わせた保護者が、育児に対する知識や技術を高め合いながら共同保育を実施する自主グループに運営費の一部を補助します。	1,660	こども家庭センター
134		母子家庭等家賃助成事業費	ひとり親家庭の生活の安定と向上を図るため、家賃の一部を助成します。	54,208	子育て給付課
135		高等職業訓練促進事業費	ひとり親家庭の親が、資格に関わる養成機関に修業している期間に給付金を支給します。	18,269	子育て給付課
136		高等学校卒業程度認定試験合格支援事業費	ひとり親家庭の親又は児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すため、民間事業者が実施する講座を受講した場合、受講に要する費用の一部を支給します。	200	子育て給付課
137		ひとり親家庭等医療費助成事業費	ひとり親家庭等の親・養育者及び児童に対し、健康保険適用医療費の自己負担分を助成します。	154,581	子育て給付課
138		児童虐待対策事業費	増加傾向にある要支援児童等及び特定妊婦に対してきめ細かな対応をするため、支援体制の強化を図り、児童虐待の防止やヤングケアラーの早期発見及び支援を行います。	13,066	こども家庭センター
139		保育所改修事業費(長寿命化)	相川保育所の整備により、電力不足の解消等を図り、施設の安全性と快適な保育環境を確保します。	68,981	保育課
140	(新)	乳児等通園支援事業費(公立分)	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を公立保育所で実施します。	81	保育課

事業名			事業内容	事業費	課等名
141		(仮称)三田児童館等複合施設整備事業費	三田児童館及び三田放課後児童クラブの複合化を図り、一体的なこどもの居場所づくりに向け、移転先となる三田小学校のプール敷地を整備します。 [対象及び内容] プール解体工事 家屋事前事後調査委託	47,906	青少年課
142		児童館改修事業費(長寿命化)	児童の健全育成施設である児童館38館の維持補修(長寿命化)を実施します。 [対象及び内容] 毛利台児童館改修工事 岡田児童館改修設計委託	32,520	青少年課
143		青少年指導員活動事業費	青少年の健全な育成活動を推進するため、青少年指導員の資質向上に向けた研修会等を実施するとともに、青少年指導員の自発的な活動を支援します。	4,199	青少年課
144		青少年自然文化体験研修事業費	こどもたちの協調性及び自主性を養うことで心身の健やかな成長を図るため、友好都市の訪問などを通して、相互交流、集団活動、自然体験学習及び文化施設の見学を行います。	7,491	青少年課
145		(仮称)未来館整備事業費(継続費)	未来・図書館開館に向け、プラネタリウム兼多目的ホールの整備工事や展示物の製作等を進めます。 (継続費) 令和5年度～9年度 総額 12億5,511万4,000円	577,258	中央図書館
146		健康あつぎ推進事業費	健康あつぎ推進リーダー及び新あつぎ市民健康体操指導員を養成・育成し、市民が主体の健康づくり事業を実施します。	539	健康医療課
147		第4次健康食育あつぎプラン策定事業費	第4次健康食育あつぎプランの策定を実施します。	2,508	健康医療課
148	(拡)	がん検診事業費	がんを早期に発見し治療につなげるため、各種がん検診を実施するとともに、検診受診率の向上を図ります。今年度から新たに、40歳代の女性を対象に乳がん超音波検査を実施します。 また、関係する団体や医療機関と連携し、がんの予防を推進します。	486,698	健康医療課

事業名			事業内容	事業費	課等名
149		健康診査事業費	国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者の健康診査と同様に、生活保護受給者に対する健康診査を実施するとともに、医師の診断に基づく追加検査を行います。 また、肝臓の疾患を早期に発見するため、肝炎ウイルス検診を実施します。	104,958	健康医療課
150		成人歯科健康診査事業費	歯周疾患の早期発見や口腔機能全体を維持するため、成人歯科健診及びオーラルフレイル健診を実施します。	62,092	健康医療課
151		成人眼科健康診査事業費	目の異常を早期に発見し、緑内障等の眼疾患や失明のリスクを減少させるため、眼科健康診査を実施します。	793	健康医療課
152		骨粗しょう症検診事業費	骨折のリスクが高まる骨量減少を早期に発見し治療につなげるため、骨粗しょう症検診を実施します。	1,586	健康医療課
153		健康増進事業費	壮年期からの健康を維持するため、健康教育及び健康相談等を実施します。	1,382	健康医療課
154		自殺予防対策事業費	自殺を考える方や自死遺族に対する支援を行うとともに、関係機関と連携を図りながら自殺予防の普及啓発を推進します。	2,471	健康医療課
155		がん患者医療用補整具購入等助成金	がん治療に伴うアピアランスケアのため、医療保険適用外となる医療用ウィッグ等の購入費用等の一部助成を行います。	7,533	健康医療課
156	(新)	若年がん患者在宅支援助成金	医師から一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと判断された40歳未満のがん患者に対し、在宅生活に必要な経費の一部を助成します。	198	健康医療課
157		休日・夜間急患診療補助金	休日夜間急患診療所を運営する、厚木医師会に対し、運営に必要な経費の一部を補助し、内科・小児科等の初期救急医療を確保します。	74,287	健康医療課
158		病院群輪番制病院補助金	輪番制病院を運営する厚木病院協会に対し、運営に必要な経費の一部を補助し、内科・外科の二次救急医療を確保します。	63,986	健康医療課

事業名			事業内容	事業費	課等名
159		あつぎ健康相談ダイヤル24事業費	24時間、年中無休で、医療機関情報の提供や医療、健康などに関するフリーダイヤル電話相談を開設し、夜間でも気軽に相談できる環境を整備します。	8,812	健康医療課
160		看護職・歯科衛生士等奨学金返済助成金	看護職、歯科衛生士等として市内の病院等に勤務している期間に、奨学金の返済に要した費用の一部を助成します。	6,000	健康医療課
161		看護職・歯科衛生士等転入奨励助成金	市内の病院等に看護職又は歯科衛生士等として就労している方に対し、市内に転入した際に要した費用の一部を助成します。	12,000	健康医療課
162		看護職・歯科衛生士等復職等奨励助成金	看護職又は歯科衛生士等として医療現場を離職後1年以上経過して市内の病院等の医療機関に復職し、就労する場合に助成金を支給します。	1,000	健康医療課
163		看護職人材確保事業交付金	看護職確保のための合同就職相談会開催に当たり、経費の一部を支給します。	300	健康医療課
164		障がい者歯科診療補助金	二次歯科医療としての障がい者歯科診療を運営する厚木歯科医師会に対し、運営に必要な経費の一部を補助し、円滑な診療体制を確保します。	37,753	健康医療課
165		要介護・高齢者等歯科診療補助金	要介護・高齢者等歯科診療を運営する厚木歯科医師会に対し、運営に必要な経費の一部を補助し、円滑な診療体制を確保します。	5,219	健康医療課
166		母子保健衛生事業費	妊婦健康診査や乳幼児健康診査などの各種健康診査を実施するとともに、育児学級や離乳食教室を運営するなど、母子の健康保持及び増進を図ります。	198,403	こども家庭センター
167		母子保健予防接種事業費	定期予防接種A類疾病の予防接種の実施及び任意予防接種の季節性インフルエンザ(生後6カ月から高校3年生相当まで)、風しん(麻しん)の一部助成を実施します。	496,848	こども家庭センター
168		成人保健予防接種事業費	定期予防接種B類疾病の予防接種を実施します。	543,000	健康医療課

事業名			事業内容	事業費	課等名
169		予防接種健康被害救済事業費	予防接種健康被害が国から認定された方に対し、医療費及び医療手当等を支給します。	7,020	健康医療課
170		予防接種健康被害救済事業費	健康被害と予防接種との因果関係に関する調査、資料収集、特殊検査又は剖検の実施についての助言等に関する委員会の運営及び事務を行います。	282	こども家庭センター
171		未病施策事業費	健康度見える化コーナー(未病センター)において、利用者自身による各種健康機器を使った継続的な健康度チェックをするとともに、運動・食・社会参加に関する講座を実施します。	1,457	健康医療課
172		産前・産後サポート事業費	母子健康手帳の交付を始め、マタニティクラスなどの各種教室や産婦・新生児訪問など、妊娠期から切れ目のない支援を行い、安心して出産・子育てができる環境を整えます。	1,367	こども家庭センター
173		産後ケア事業費	出産から1年以内の産婦等が、助産師等の看護職からの専門的なケアを受けることで、産婦及びその家族の身体的回復と心理的な安定を促します。	19,144	こども家庭センター
174	(拡)	妊娠応援助成金	夫婦等が共に受けた不妊検査にかかる費用に対して最大3万円、不妊治療に係る先進医療費に対して最大10万円、不育症の治療費に対して最大30万円まで助成します。	14,800	こども家庭センター
175		まち美化推進事業費	自治会やボランティアが行う美化清掃及び落書き消去の取組を支援します。	10,935	生活環境課
176	(拡)	マナーアップ推進事業費	喫煙者のマナーの向上や非喫煙者と共存できる環境整備について、路上喫煙禁止区域内の喫煙者に対する罰則を令和9年度から設けることを広く周知するとともに、喫煙者のマナーの向上に向け路上喫煙パトロールを強化します。	10,080	生活環境課
177		環境基本計画改定事業費	令和9年度を始期とする第6次環境基本計画策定のため、改定作業を実施します。	3,366	環境政策課

事業名			事業内容	事業費	課等名
178		動物愛護管理推進事業費	狂犬病予防法に基づく犬の登録事務や狂犬病予防集合注射の実施を始め、犬猫などペットの適正飼養と動物愛護精神の普及促進を図るため、啓発キャンペーン等を実施します。	7,979	生活環境課
179		里地里山保全等促進事業費	里地里山の多面的機能を次世代へ継承していくため、里地里山保全活動団体への活動費補助を行います。 また、団体の活動について情報誌等により周知し、会員数やボランティアの増加を図ります。	6,348	環境政策課
180	(新)	里地里山保全等促進計画改定事業費	令和9年度を始期とする里地里山保全等促進計画策定のため、改定作業を実施します。	2,000	環境政策課
181		生物多様性あつぎ戦略推進事業費	生物多様性の意味や重要性の普及啓発を図るため、さがみ自然フォーラム、市民参加型生きもの調査等を実施します。	5,541	環境政策課
182	(新)	自然共生サイト推進事業費	こどもの森公園を本市の豊かな自然環境を象徴するシンボルとするため、環境省が認定する自然共生サイトに登録し、希少種を始めとする動植物のモニタリング調査や侵略的外来種の駆除等に取り組めます。	1,652	環境政策課
183		住宅省エネ設備導入促進補助金	家庭向け太陽光発電設備、蓄電池等の設置に対して費用の一部を補助します。	97,491	環境政策課
184		省エネ住宅導入促進補助金	ZEH及びZEH+の導入並びに既存住宅における断熱窓への改修に対して費用の一部を補助します。	7,500	環境政策課
185		事業所用省エネ設備導入促進補助金	企業や個人事業主などに自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池システムの導入費の一部を補助します。	122,980	環境政策課
186		電気自動車推進事業費補助金	電気自動車及びV2Hの購入費、集合住宅への電気自動車充電器の設置費の一部を補助します。	7,000	環境政策課

事業名			事業内容	事業費	課等名
187		カーボンニュートラル推進事業費	カーボンニュートラルプラットフォームの管理運営を業務委託し、市民及び企業に対して脱炭素化の推進に向け周知啓発します。	2,258	環境政策課
188		公共施設脱炭素化推進事業費	衛生プラントへ新たに太陽光発電設備を設置するほか、PPAにより小中学校や公民館等に設置した太陽光発電設備により発電された電気の使用料とLED化した照明のESCOサービス料を支払います。	232,691	環境政策課
189		環境教育促進事業費	環境教育促進のため、市民向け環境学習講座の開催や小学生を対象としたジュニアエコリーダー認証事業を実施します。	2,041	環境政策課
190		合併処理浄化槽整備事業補助金	単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ設置替え等をする住民を対象に本体設置費及び付帯工事費の一部を補助します。	51,544	生活環境課
191	(新)	病院事業会計負担金(災害対策分)	広域的な影響が想定されている富士山噴火に伴う降灰対策として、自家発電用装置及び空調・換気設備に防塵フィルターを設置します。	20,000	経営管理課
192		ごみ減量化・資源化推進事業費	一般廃棄物処理基本計画の基本目標である「未来へつなげる循環型都市の実現～Go ごみニマムシティ あつぎ～」の実現を目指すため、資源物の適正な収集・処理を実施し、更なるごみの減量化・資源化を推進します。	1,499,173	環境事業課
193	(新)	一般廃棄物処理基本計画等策定事業費	計画期間の最終年度(令和8年度)を迎えるに当たって、本市を取り巻く状況を踏まえ、これまでの取組を検証し、令和9年度からの新たな計画を策定します。	8,500	環境事業課
194		生ごみ処理機購入補助金	家庭から排出される生ごみの減量を図るため、家庭用生ごみ処理機の購入者に対し、補助金を交付します。 [対象] 市内在住で住民登録があり、現に居住している方 [補助率] 本体価格の4/5 [上限額] 2万円	3,000	環境事業課
195		戸別収集モデル地区事業費	ごみの減量化を推進するため、ごみの削減効果が期待でき、市民の皆様の満足度が高い戸別収集について、既存モデル地区における収集を継続して実施します。	199,287	環境事業課

事業名			事業内容	事業費	課等名
196		事業系ごみ対策事業費	事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物の適正処理及び減量化を促すため、事業者への啓発チラシを作成し、配布します。	44	環境事業課
197		事業系ごみ資源化事業費	市内の事業所から排出される食品廃棄物を収集し、食品リサイクル施設に運搬することにより、焼却からの脱却を図りバイオエネルギー化による資源化に取り組みます。	113,019	環境事業課
198		事業系生ごみ処理機設置補助金	市内の事業所から排出される生ごみの減量を図るため、生ごみ処理機を設置する事業者に対し、設置に係る費用を補助します。 [対象] 市内に事業所を有する方 [補助率] 本体の価格に設置費用を加えた額の2/3 [上限額] 200万円	2,000	環境事業課
199		障害者雇用奨励交付金	市内中小企業者等における障がい者の就労機会拡大に向け、雇用奨励金を交付します。 [対 象] 毎年8月1日時点で、次の要件を満たす市内で1年以上継続して事業を営んでいる従業員300人以下の中小企業者等 ①市内事業所に障がい者を1年以上継続して常用雇用 ②障害者雇用率を達成 [交付金額] 市内在住の障がい者1人につき年額10万円、市外在住の障がい者1人につき年額5万円 [交付期間] 上限10年	7,676	産業振興課
200		高年齢者継続雇用奨励補助金	市内中小企業者等における高年齢者の就労機会拡大、技術の確実な継承に向けて雇用奨励金を交付します。 [対 象] 毎年8月1日時点で市内事業所に66歳以上70歳以下の高年齢者を1年以上継続して常用雇用し、市内で1年以上継続して事業を営んでいる従業員300人以下の中小企業者等 [交付金額] 市内在住の高年齢者1人につき年額5万円、市外在住の高年齢者1人につき年額1万円	7,050	産業振興課

事業名			事業内容	事業費	課等名
201		勤労者奨学金返済助成金	大学等在学中に奨学金を利用し、卒業後に市内事業所で働きながら奨学金を返済している市民に対し、返還奨学金の一部を助成します。 [対 象] 大学等在学中に日本学生支援機構等の奨学金を利用していた市内事業所に勤務する ①初回申請時が卒業から5年以内 ②初回申請年度末に30歳以下 ③奨学金返済日が採用から7年以内 などの要件を満たす市民 [助成率] 年間返済額の1/2 [上限額] 12万円 [交付期間] 最長7年間	26,320	産業振興課
202		生産性向上・賃上げ応援補助金	物価の高騰などに伴って企業に賃上げが求められる中、賃上げの実現と生産性の向上に資する設備投資を行った市内中小企業者等に対して設備投資等に係る費用の一部を補助します。 [対 象] 国の業務改善助成金の交付決定を受けた市内中小企業者等 [補助率] 国の業務改善助成金の補助対象経費の1/10 [上限額] 60万円	2,000	産業振興課
203		人材確保支援事業費補助金	市内中小企業者等の人材確保と求職者の市内企業への就職を促進するため、中小企業者等が就職・転職情報サイト、就職フェア(オンライン開催を含む合同説明会)等へ出展する際に必要となる経費の一部を補助します。 [対 象] 市内中小企業者等 [補助率] 補助対象経費の1/2 [上限額] 20万円	1,000	産業振興課
204		認定農業者確保・育成事業費	認定農業者に対し、ICT等の最先端技術を活用した農業機械等の導入を支援することにより、地域農業の中心的な担い手の確保・育成とスマート農業の推進を図ります。 ・最新技術活用機械・設備への補助 [補助率] 50%以内 [上限額] 100万円 ・その他農業機械等への補助 [補助率] 35%以内 [上限額] 50万円	4,000	農業政策課

事業名			事業内容	事業費	課等名
205		農福連携推進事業費	農業分野における新たな担い手の確保と障がい者等の就労や生きがいづくりの場の創出を図るため、農福連携に取り組む経営体に対し、福祉事業者に支払う経費一部を支援するとともに、レクリエーションの一環として農作業を行う障がい者等を受け入れる経営体を支援することにより、農福連携の取組を推進します。	850	農業政策課
206		農業研修者受入農家等支援事業費	農業で自立を目指す方を研修生として受け入れ、農業技術を指導する農業者に対し支援を行うことにより、受入農業者の負担軽減を図ります。	300	農業政策課
207		耕作放棄地再生利用事業費補助金	手の入らなくなった耕作放棄地を農地へ再生し、農地の有効利用を促進することで、農地の保全と就農者の農業経営の安定を推進します。	888	農業政策課
208		青年就農支援事業費	新規就農者に対し、国の経営開始資金及び経営発展のための農業用機械等を導入する経費を支援することにより、就農後の不安定な経営基盤を強化し、営農への定着を図ります。	34,250	農業政策課
209		農業経営基盤強化促進事業補助金	農業経営の安定と生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持に寄与します。 ・生産組合長会運営費補助金 ・農協営農相談事業等運営費補助金 ・経営所得安定対策推進事務費補助金 ・農業機械導入事業補助金	11,301	農業政策課
210		鳥獣保護管理対策事業費	有害鳥獣(ニホンザル、イノシシ等)の捕獲、銃器や煙火等による追い払い、追い上げにより、人と野生動物の棲み分けを基本とした効果的な被害防除を推進し、野生鳥獣による各種被害を防止し、市民の安心・安全及び農業経営の安定に努めます。	34,357	農業政策課
211		ヤマビル対策事業費	ヤマビルが生息しにくい環境整備を図るため、地域住民との協働により草刈り、落葉かきを実施します。 また、忌避剤の無料配布や市ホームページでの注意喚起等を行います。 [対象地区] 上荻野、小鮎、玉川、森の里	3,792	農業政策課
212		農作物鳥獣害防護対策事業補助金	市内で農作物を生産している個人や団体が設置する防護柵(電気柵)の設置費用の一部を補助し、農業者の安定した農業経営を推進します。	1,500	農業政策課

事業名			事業内容	事業費	課等名
213		有害鳥獣防除団 体育成交付金	市内の有害鳥獣防除団体(2団体)に対し、組織の育成強化を支援し、防除対策の更なる充実を図ることを目的に交付します。	300	農業政策課
214	(新)	ジビエ振興事業費	市内で捕獲した野生鳥獣を有効活用したジビエの利用拡大を図ります。	370	農業政策課
215		農産物直売所推 進事業交付金	市内農産物直売所において、直売所まつりを開催し地場農産物を広く紹介するとともに、PR等に係る費用に対して支援を実施するなど、地産地消の推進を図ります。	390	農業政策課
216		市民朝市開催事 業費	市内で収穫した新鮮で安価な農畜産物等の直接販売を通じて、地域住民と農業者との交流を図るとともに、地場消費の拡大と消費生活の軽減を図ります。	2,000	農業政策課
217		農畜産物等移動 販売車運行事業 費補助金	移動販売車の継続的・安定的な運行を支援することで、地域住民の買い物支援や地産地消の推進を図ります。	100	農業政策課
218		農産物ブランド化 推進事業交付金	農産物ブランド化事業に、意欲的に取り組む事業実施者に対して、支援を実施します。	6,000	農業政策課
219		国際園芸博覧会 出展事業費	2027年国際園芸博覧会へ出展するため、出展区域での施工及び維持管理等を実施します。	3,500	農業政策課
220		搬出促進事業費 補助金	森林整備の機動性を高めるため、高性能林業機械の導入の促進や、間伐材の搬出に必要な経費を補助します。 [高機能機械導入] レンタル6カ月 [間伐材搬出] 1,100m ³	13,259	農業政策課
221		地域水源林整備 事業費	水源のかん養や地球温暖化防止など、森林の持つ多面的、公益的機能の保全・再生を図るため、地域水源林エリア内の除間伐を実施します。 [管理カ所] 上古沢地区 14.83ha	222	農業政策課

事業名			事業内容	事業費	課等名
222		間伐材利用促進事業費	市内間伐材から成形したおもちゃを出生のお祝いでも贈呈することや、市内小学校の児童機の天板を製作、公共施設において木質化を行うことで、間伐材の利用促進を図るとともに、木材の持つ効果をPRします。 [おもちゃ] 800個 [天板枚数] 150枚 [公民館] 1館	13,510	農業政策課
223		商店会連合会振興費補助金	市内商業の核となる団体である厚木市商店会連合会に補助することにより、市内商店会の横断的な事業や行政等からの情報を会員に発信する事業を展開し、商業振興を図ります。 [対象] 厚木市商店会連合会 [補助率] 対象経費の運営費(人件費)は100% 商業振興事業費の1/2以内 [上限額] 予算の範囲内	7,900	商業観光課
224		子育てパスポートAYUCO運営事業費	18歳以下の子どもと同居する保護者を対象に割引やサービスなどの特典を受けられる子育てパスポートAYUCO事業を運営することで、市内商業店舗の販売促進を図るとともに、子育て世帯を支援します。	761	商業観光課
225	(拡)	中小企業設備投資促進事業補助金	市内中小企業者等が生産の拡大・効率化を図るために行った設備投資に掛かる費用の一部を補助します。 [対象] 市内中小企業者等 [補助率] 小規模企業者は対象経費の2/3 中小企業者は対象経費の1/2 [上限額] 200万円	30,000	産業振興課
226		特許等出願支援補助金	市内中小企業者等が新製品、新技術の保護のため、国内の産業財産権(特許、実用新案、意匠、商標)を取得する際に掛かる費用の一部を補助します。 [対象] 市内中小企業者等 [補助率] 補助対象経費の1/2 [上限額] 10万円	400	産業振興課
227		中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金	市内中小企業者等に対し、事業活動におけるカーボンニュートラルを推進するための省エネ設備、電気自動車等の導入経費の一部を補助します。 [対象] 市内中小企業者等 [補助率] 補助対象経費の2/3 [上限額] 普通電気自動車 50万円 軽電気自動車 30万円 EV充電器 100万円 省エネ設備 100万円	7,500	産業振興課

事業名			事業内容	事業費	課等名
228	(新)	産業マスタープラン策定事業費	市内産業等の継続的・計画的な発展に向け、令和9年度を始期とする第4次産業マスタープランを策定します。	4,000	産業振興課
229		中小企業融資制度預託金	特定金融機関に一定の資金を無利子で預託。市内中小企業者等に低利な融資を行うことにより、資金調達の円滑化と経営の安定を図ります。 [特定金融機関] 18金融機関	1,690,000	産業振興課
230		中小企業融資事業補助金	市融資制度等を利用した場合に掛かる利子や県信用保証協会に支払った信用保証料の一部を補助します。 ・利子補給 [対 象] 対象となる融資を受けた市内中小企業者等 [補助率] 年間に支払った利子額の1/2 [上限額] 20～50万円 [補助期間] 市制度 36～48カ月 県制度(創業支援融資) 24カ月 ・信用保証料補助 [対 象] 市内中小企業者等 [補助率] 支払った保証料の1/2 [上限額] 20万円	100,000	産業振興課
231		あつぎ起業スクール開催事業費	国の認定を受けた創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業として、開業手続の実務や事業計画の作成、経営・財務・人材育成・販路開拓などの起業に向けた総合的な知識を習得できる講座を開催し、個人の起業を支援します。 [開催時期] 8月～10月・全6回(予定)	2,500	産業振興課
232		中小企業活性化事業費	市内中小企業者等に対し、職員と中小企業診断士を始めとした専門家による巡回訪問を実施。創業や経営に関する相談に対しても、専門家による相談を通じて課題解決を図ります。	1,070	産業振興課
233		見本市等出展事業補助金	市内中小企業者等が販路拡大のため、見本市、フェア、展示会などへ出展した際に掛かる費用の一部を補助します。 [対 象] 市内中小企業者等 [補助率] 補助対象経費の1/2 [上限額] 国内開催 20万円 国外開催 30万円	7,700	産業振興課

事業名			事業内容	事業費	課等名
234		中心市街地商店街空店舗対策事業補助金	中心市街地における空き店舗に出店する事業者に対し、事業費の一部を補助します。 対象エリアは本厚木駅周辺、愛甲石田駅周辺です。 [対象] 中心市街地の空店舗を借りて出店する事業者 [補助率] 改装費の1/2以内 家賃の1/2以内 [上限額] 改装費50万円 家賃5万円/月(12カ月以内)	15,654	商業観光課
235		にぎわい爆発あつぎ国際大道芸開催事業費	中心市街地の複数の公園などを会場に、ライブ感あふれる大道芸のイベントを開催し、広域的なにぎわい創出を図ります。 [開催時期] 11月上旬 [開催場所] 本厚木駅周辺	11,700	商業観光課
236		にぎわいまちの魅力創造事業費	季節感あふれるイベントを通じて、中心市街地の楽しさを提供することでまちの魅力を引き出し、にぎわいの創出と商業の活性化を図ります。 [開催時期] 8月、10月～1月頃 [開催場所] 中心市街地	10,263	商業観光課
237		まちなか活性化事業補助金	商店会で構成するまちづくり団体(厚木市まちなか活性化プロジェクト)に補助金を交付し、同プロジェクトと大学生等が協働し、中心市街地のにぎわい創出を図ります。 [対象] 厚木市まちなか活性化プロジェクト [補助率] 予算の範囲内 [上限額] 予算の範囲内	3,500	商業観光課
238		大規模小売店舗ネットワーク事業補助金	大規模小売店舗と商店会との垣根を越え、商業の活性化を考えるための連絡会が実施する共同事業の運営費等を補助します。 [対象] 中心市街地大規模小売店舗・商店会ネットワーク連絡協議会 [補助率] 予算の範囲内 [上限額] 予算の範囲内	500	商業観光課
239		あつぎウィンターフェスティバル開催事業補助金	中心市街地の4商店会のエリア内においてウィンターフェスティバルを実施し、街のにぎわい創出と商業の活性化を行う事業を補助します。 [対象] あつぎウィンターフェスティバル実行委員会 [補助率] 予算の範囲内 [上限額] 予算の範囲内	7,000	商業観光課

事業名			事業内容	事業費	課等名
240	(新)	商業店舗デジタル広告補助金	市内で10年以上店舗を営む事業者に対し、デジタル広告宣伝に係る費用の一部を補助します。 [対象] 市内で10年以上店舗を営む事業者 [補助率] デジタル広告宣伝費の1/2以内 [上限額] 補助上限額10万円	1,500	商業観光課
241		商店街LED化事業補助金	商店街の街路灯のLED化を促進することにより、環境にやさしいまちづくりを推進するとともに、商業の活性化を図ります。 [対象] 厚木市商店会連合会に加盟する商店会 [補助率] 1/2以内 [上限額] 900万円	1,000	商業観光課
242		企業立地促進事務費	市外企業の新規立地や市内企業の再投資を支援するため、企業訪問やアンケートを通じて企業の進出意向等の情報を把握します。	3,126	産業振興課
243	(拡)	企業立地サポート事業奨励金	「厚木市企業等の立地促進等に関する条例」の適用を受けた企業等に対し、一定の要件の下で奨励金を交付します。 [主な奨励金] 企業立地奨励金、戦略産業奨励金、設備投資奨励金、雇用奨励金	163,193	産業振興課
244		ロボット普及促進事業費	ロボットの普及促進に向け、ロボット工作教室やロボットリテラシー講座などのイベントを開催するほか、官民協働による啓発事業等を実施します。	1,540	産業振興課
245		ロボット関連産業促進補助金	市内の中小企業者等の生産性向上を支援するため、中小企業者等がロボット、IT・IoT、AI等の先端技術を導入する経費の一部を補助します。 [対 象] 市内中小企業者等 [補助率] 補助対象経費の1/2 [上限額] 10～70万円	1,500	産業振興課
246		アミューあつぎ改修事業費(中長期保全)	アミューあつぎ中長期修繕計画に基づき、計画的な修繕を実施し、施設の長寿命化を図ります。	153,780	生涯学習課
247		あつぎ鮎まつり開催事業費	「あつぎ鮎まつり」を開催し、市民相互の触れ合いを深めるとともに、市内への集客向上を促し、地域経済の活性化を図ります。 [開催場所] 相模川河川敷三川合流点ほか	95,000	商業観光課

事業名			事業内容	事業費	課等名
248		あつぎ飯山桜まつり開催事業費	「あつぎ飯山桜まつり」を開催し、地域観光の振興と親しまれる観光地づくりを行います。 [開催時期] 3月下旬 [開催場所] 飯山	3,500	商業観光課
249		観光プロモーション事業費	本市の魅力となる地域資源や特性などを市内外へ広く紹介するほか、ターゲットを絞った効果的なプロモーションを展開することで、観光客の誘致拡大を図り、地域経済の活性化に繋がります。	1,360	商業観光課
250		食ブランド推進事業費	本市の魅力となる優れた食を「あつぎ食ブランド」として認定し、市内外に積極的に情報発信します。 また、観光プロモーションのツールの一つとして活用し、地域で愛される食をテーマとしたガストロノミーツーリズムや、観光地の魅力向上に繋がります。	1,552	商業観光課
251		受入環境整備事業補助金	観光地としての付加価値を高めるため、観光関連事業者に対し、受入環境整備に係る費用の一部を補助します。 [対象] 市内事業者 [補助率] 補助対象経費の1/2 [上限額] 10万円	400	商業観光課
252		インバウンド推進事業費	外国人旅行客の趣味嗜好に合わせた観光ツアーを商品化し、本市観光資源の体験機会を創出することで、本市のインバウンド観光需要向上に繋がります。	1,200	商業観光課
253	(新)	温泉施設整備事業補助金	あつぎ温泉郷の日帰り温泉施設への改修に係る経費等の一部を補助することで、更なる誘客の促進や観光資源の活性化を図ります。 [対象] 観光協会又は温泉旅館組合に加入している温泉施設を運営する事業者 [補助率] 補助対象経費の3/4 [上限額] 日帰り温泉施設の改修に係る経費 200万円 その他、温泉施設の運営に必要な経費 100万円	5,000	商業観光課
254		地域活性化推進事業補助金	自然環境を有効活用した観光資源の創出を推進する団体に補助金を交付し、地域の活性化を図ります。 [交付団体] 緑と清流のふるさと七沢委員会(七沢) みどりと清流のふるさと創造委員会(飯山)	500	商業観光課

事業名			事業内容	事業費	課等名
255	(新)	観光振興計画策定事業費	現行の第2次厚木市観光振興計画が令和8年度をもって満了することから、令和9年度を始期とする第3次厚木市観光振興計画の策定作業を行います。	4,000	商業観光課
256		国土調査事業費	「国土調査法」に基づき、土地境界及び地籍に関する測量を行い、一筆ごとの地籍を明確化します。	27,414	道路総務課
257		道路交通環境整備事業費	道路の安全性と移動の円滑性を追求し、既存の道路空間の機能や交通の流れを改善するため、計画的かつ効果的な道路改良を進めるとともに、安全で快適な歩行空間の確保や無電柱化の整備による防災・減災対策の強化を行い、総合的に道路交通環境の向上を図ります。 [委託] 交差点改良測量・設計・土質調査 妻田薬師南側交差点 妻田西3丁目 屋敷交差点南西側法面 三田1丁目 警察署前交差点 水引2丁目 荻野新宿交差点 荻野 山際交差点 山際 無電柱化予備設計 厚木バイパス線 妻田北1丁目・三田 L=2.3km 歩道整備測量・設計 清水小学校西側 妻田西3丁目 L=235m 小平長坂線 関口 L=140m [工事] 交差点改良 森の里病院前交差点 森の里3丁目 道路交通環境整備 中依知上依知線ほか 山際 L=130m バスセンター歩道舗装改修 中町1丁目 早期整備(ベンチ設置等) 市内全域	206,000	交通混雑対策課
258	(新)	道路交通環境整備事業費(継続費)	道路の安全性と移動の円滑性を追求し、既存の道路空間の機能や交通の流れを改善するため、計画的かつ効果的な道路改良を進めるとともに、安全で快適な歩行空間の確保や無電柱化の整備による防災・減災対策の強化を行い、総合的に道路交通環境の向上を図ります。 [工事] (継続費) 令和8年度～令和9年度 全体事業費 1億円 電線共同溝整備 中町2丁目 L=100m	40,000	交通混雑対策課

事業名			事業内容	事業費	課等名
259		金田妻田線道路改良事業費	地域の主要道路として、地域間の連続性や通行の円滑性、安全性の観点から計画的に道路整備を実施し、地域交通環境の改善を図ります。 [工事] 金田妻田線 金田 L=70m	10,000	交通混雑対策課
260		生活道路整備事業費	市民が安心して安全に快適な日常生活が営めるよう、生活道路整備を計画的に進めます。	510,500	道路整備課
261		交通混雑対策推進事業費	厚木秦野道路のストック効果を最大限に発揮する、将来の道路ネットワークにおける整備効果を検証するとともに、渋滞緩和に効果的な道路整備を推進します。 [委託] 広域ネットワーク検討 市内全域 一式 片岸浅間山線予備設計 L=600m 水引小野線他1路線詳細設計 L=600m 水引小野線土質調査 一式 [工事] 辻戸室線改良(緑ヶ丘入口) L=60m	118,000	交通混雑対策課
262		自転車走行空間整備事業費	自転車ネットワークを構成する路線を対象に、安全で快適な自転車走行空間を創出することやセーフコミュニティの一環として、計画的な整備を実施します。 [工事] 自転車及び矢羽根マーク等路面標示 辻戸室線 戸室2丁目ほか L=2.1km	22,000	交通混雑対策課
263		道路整備用地取得事業費	市民の安全で快適な日常生活や効率的な経済活動を支える一般生活道路及び幹線市道である1、2級市道の新設や拡幅などに必要な用地の取得及び支障物件の移転補償を行います。	475,566	道路整備課
264		橋りょう長寿命化事業費	橋りょうの安全と機能維持を継続していくため、予防保全を前提とした計画的な維持管理を実践し、維持管理コストの縮減と予算の平準化を図り、橋りょうの長寿命化を推進します。	227,100	道路維持課

事業名			事業内容	事業費	課等名
265		歩道整備事業費	1、2級市道に係る通学路や公共施設へのアクセス道路等における歩行者の安全性の確保に配慮し、計画的に歩道整備を実施します。特に交通バリアフリーの視点から安全かつ円滑で人にやさしい歩行空間を確保します。 [工事] 愛甲高坪線 温水西 L=130m 水引小野線 温水 L=60m 松蓮寺千頭線 及川2丁目 L=130m 簀谷上古沢線 上古沢 L=80m 横須賀水道路線 金田 一式 [委託] 簀谷上古沢線測量 上古沢 L=130m 昭和用水線交通量調査 中町3丁目 一式 妻田中荻野線 測量 予備設計 L=300m	152,000	交通混雑対策課
266	(新)	歩道整備事業費(継続費)	1級市道に係る通学路や公共施設へのアクセス道路等における歩行者の安全性の確保に配慮し、計画的に歩道整備を実施します。特に交通バリアフリーの視点から安全かつ円滑で人にやさしい歩行空間を確保します。 [工事] 温水愛名線 温水西 L=250m	50,000	交通混雑対策課
267		道路附属施設長寿命化事業費	道路附属施設の安全と機能維持を継続していくため、予防保全を前提とした計画的な維持管理を実践し、維持管理コストの縮減と予算の平準化を図り、施設の長寿命化を推進します。	84,500	道路維持課
268	(新)	都市計画基本図作成事業費	本市の都市計画のベースとなる都市計画基本図について、おおむね5年ごとに実施する更新を行います。	62,400	都市計画課
269		厚木中央公園地下駐車場改修事業費(長寿命化)	厚木中央公園地下駐車場を良好な状態で維持するための長寿命化個別計画の策定及び防災設備の更新を行います。	43,400	市街地整備課
270	(新)	都市空間情報デジタル基盤活用事業費	発災時の被害想定が困難な大規模火災や林野火災に対応するため、新たに火災の3D延焼シミュレーションシステムを整備します。	34,000	都市計画課

事業名			事業内容	事業費	課等名
271		居住誘導区域(がけ地近接等危険住宅)移転事業補助金	災害リスクの高いハザードエリアからの移転を希望する市民に対し、除却費用や移転費用の一部を補助します。 [対象者]土砂災害特別警戒区域、家屋倒壊等氾濫想定区域等の区域内にある住宅の移転を行う方	8,925	都市計画課
272		生活利便施設立地促進事業補助金	生活利便施設が不足している地域において、スーパーマーケットや診療所などの立地を促進するため、事業者に対し施設整備等に係る費用の一部を5年間補助します。 また、カーボンニュートラルの推進のため、当該立地に合わせて太陽光発電施設を設置した場合に、その設置費用の一部を補助します。 [対象者] 生活利便施設の新規出店又は開設等をする事業者 [補助金額] 施設整備費の1/2及び5年間分の賃借料 [上限額] スーパーマーケット 1億円 ドラッグストア 5,000万円 コンビニ、診療所 2,000万円 (診療所に調剤室整備の場合 2,100万円) 自家消費型太陽光発電設備 420万円 蓄電システムの設置等 15万円	28,400	都市計画課
273		公共交通利便性向上事業費	中心市街地において、駐車目的の車両との錯綜や接触事故の回避及び道路混雑に与える影響を把握するため、駐車場の利用状況並びに路上駐車等の現状調査を行います。	10,000	都市計画課
274		ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業補助金	ユニバーサルデザインタクシーの導入を促進するため、タクシー事業者に対し購入費用の一部を補助します。	1,400	都市計画課
275		モビリティ・マネジメント事業費	市民一人一人の公共交通に関する意識や大切さを醸成し、幅広い年代への公共交通利用を促進するため、モビリティ・マネジメントの取組として、パンフレット等により公共交通利用の重要性をアピールします。	400	都市計画課
276	(新)	連節バス運行システム導入事業補助金	大量輸送を行うことが可能な連節バスの環境配慮型先進連節バスへの更新費用の一部を補助します。	12,500	都市計画課

事業名			事業内容	事業費	課等名
277		コミュニティ交通運行事業費	日常生活の移動に不便を感じている方の移動手段を確保するため、コミュニティ交通の運行を実施します。 [実施地区] 鳶尾地区、まつかげ台・みはる野地区	12,654	都市計画課
278		コミュニティ交通運行管理事業補助金	コミュニティ交通について、地域が主体となった運行とするため、運行管理を行う団体に対して必要な経費を補助します。 [対象者] 鳶尾地区、まつかげ台・みはる野地区及び森の里地区の運行管理団体(地区運営協議会)	4,500	都市計画課
279	(拡)	コミュニティ交通導入検討事業費	コミュニティ交通の導入検討地域において、地域特性に適合した運行について検討します。	5,653	都市計画課
280	(拡)	モビリティサービス共創事業費	市内での「人」や「もの」の移動に際し生じる諸課題について、民間事業者と共創・協働し、地域の移動や手段の維持・確保に向けて、新たなモビリティサービスについて共同研究を行います。	20,000	都市計画課
281		複合施設整備推進事務事業費	複合施設「あつめき」の整備を進めるために必要な業務を実施します。	25,308	市街地整備課
282		複合施設建設事業費(継続費)	複合施設「あつめき」の建設工事を進めます。 (継続費) 令和5年度～9年度 総額 315億7,971万1,000円 実施設計完了時 建物概要 [複合施設] 鉄骨造 免震構造 地下1階、地上9階建て 延床面積約47,800㎡ [駐輪・受水槽棟] 鉄筋コンクリート造 地上2階建て [新立体駐車場] 鉄骨造 地上8階建て 延床面積約8,400㎡	17,715,793	市街地整備課
283	(新)	複合施設周辺整備事業費(その2)(継続費)	複合施設「あつめき」北側道路電線共同溝及び周辺交差点右左折レーン改良等の工事を進めます。 (継続費) 令和8年度～9年度 総額 9,000万円	45,000	市街地整備課

事業名			事業内容	事業費	課等名
284		愛甲石田駅周辺整備事業費	愛甲石田駅周辺まちづくり基本構想の実現に向け、都市機能の集積や交通結節機能の向上など、都市拠点としてふさわしいまちづくりを推進します。	5,030	市街地整備課
285		本厚木駅北口周辺整備事業費	市民の誇りとなる玄関口を目指し、多様な都市機能の集積や交通結節機能の充実した駅前広場など、一体的かつデザイン・機能性に優れた街並みの実現に向けて事業を推進します。	50,400	市街地整備課
286		本厚木駅北口地区市街地再開発組合設立促進事業補助金	市街地再開発事業の主体となる本厚木駅北口地区市街地再開発組合の設立に向け、再開発準備組合が実施する組合設立促進事業に要する経費に対し、補助金を交付します。	274	市街地整備課
287		土地区画整理推進事業費	産業用地の創出に向けた取組を推進するため、新市街地の一般保留フレームに位置付けた地区の新たな地権者組織(準備委員会等)に対して、土地区画整理事業の事業化に向けた支援を行います。	3,500	区画整理課
288		山際土地区画整理推進事業費	産業用地の創出に向けた取組を推進するため、山際地区の準備委員会に対して、土地区画整理事業の事業化に向けた助成を行います。	9,350	区画整理課
289		山際北部土地区画整理推進事業費	産業用地の創出に向けた取組を推進するため、山際北部地区の準備委員会に対して、土地区画整理事業の事業化に向けた助成を行います。	9,000	区画整理課
290		長谷南部土地区画整理推進事業費	産業用地の創出に向けた取組を推進するため、長谷南部地区の準備会に対して、土地区画整理事業の事業化に向けた助成を行います。	10,500	区画整理課
291	(新)	片平土地区画整理推進事業費	産業用地の創出に向けた取組を推進するため、片平地区の準備委員会に対して、土地区画整理事業の事業化に向けた助成を行います。	29,200	区画整理課
292		公園緑地整備事業費	公園遊具の長寿命化計画に基づき、国費を活用し、3公園の遊具更新工事や、下荻野地内の公園整備を行います。また、酒井地内の公園の整備を継続します。	231,120	公園緑地課
293		北部地区公園整備事業費	北部地区に地域の防災拠点としての機能を担う地区公園を整備するため、基本設計や用地取得等を行います。	1,153,828	公園緑地課

事業名			事業内容	事業費	課等名
294		厚木環状2号線街路整備事業費	国道246号バイパス「厚木秦野道路」を補完する機能を担う幹線市道である厚木環状2号線の整備を進めます。 [委託] 周辺道路概略設計 L=300m 予備設計 L=550m 測量 L=550m 土質調査 一式 [負担金] 国負担金 一式	53,000	交通混雑対策課
295		厚木環状3号線街路整備事業費	厚木秦野道路を軸とした広域道路ネットワーク形成による交通渋滞の解消と交通流動の円滑化を図るため、都市計画道路の整備を実施します。 [工事] 標識工事 愛名ほか N=3基 関連道路(その1) 下古沢 L=250m 関連道路(その2) 下古沢 L=150m 早期整備(その1) 愛名ほか 一式 早期整備(その2) 愛名ほか 一式 早期整備(その3) 下古沢ほか 一式 [測量委託] 測量 下古沢ほか L=300m 土質調査 下古沢ほか 一式 交通協議 愛名ほか 一式	173,100	交通混雑対策課
296		本厚木下津古久線街路整備事業費	地域幹線道路とのネットワーク形成による交通渋滞の解消と交通流動の円滑化に加え、広域的な交通動線の確保を図るため、道路整備を実施します。 [工事] 舗装 酒井ほか L=250m 付帯 酒井ほか L=250m 照明 酒井ほか 一式 標識 酒井ほか N=3基 早期整備(その1) 酒井ほか 一式 早期整備(その2) 酒井ほか 一式 早期整備(その3) 酒井ほか 一式 [委託] 予備設計 酒井ほか 一式 協議資料 酒井ほか 一式	371,000	交通混雑対策課
297		尼寺原幹線街路整備事業費	厚木秦野道路(仮称)森の里インターチェンジのアクセス道路整備を進め、広域道路ネットワーク形成による交通渋滞の解消と交通流動の円滑化を図るため、都市計画道路の整備を実施します。 [委託] 土質調査 飯山 N=5カ所 測量 飯山 L=550m	30,000	交通混雑対策課

事業名			事業内容	事業費	課等名
298		船子飯山線街路整備事業費	厚木秦野道路(仮称)森の里インターチェンジのアクセス道路整備を進め、広域道路ネットワーク形成による交通渋滞の解消と交通流動の円滑化を図るため、都市計画道路の整備を実施します。 [委託] 土質調査 飯山 N=3カ所 測量 飯山 L=500m 予備設計 飯山 L=55m	45,000	交通混雑対策課
299		中町北停車場線街路整備事業費	中町第2-2地区へのアクセス道路として交通の円滑化のため道路整備を実施します。 [委託] 測量 厚木町 L=120m 設計 厚木町 L=120m	6,000	交通混雑対策課
300		上今泉岡津古久線街路整備事業費	道路ネットワーク形成による交通渋滞の解消と交通流動の円滑化を図るため、都市計画道路の整備を実施します。 [委託] 予備設計 飯山ほか L=600m	15,000	交通混雑対策課
301		街路用地取得事業費	既存の道路の走行性向上や交通混雑緩和を図る都市計画道路の新設に必要な用地の取得及び支障物件の移転補償を行います。	100,278	道路整備課

事業名			事業内容	事業費	課等名
302	(拡)	木造住宅耐震改修促進事業費補助金	平成12年5月31日以前に建築された市内の一戸建て木造住宅の所有者に対し、災害に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震診断、耐震改修及び除却工事に係る費用の一部を補助します。 ・耐震診断補助 [対象] 平成12年5月31日以前に建築された市内の一戸建て木造住宅の所有者 [補助額] 耐震診断に要する費用(上限額:9万円) ・耐震改修補助 [対象] 市で補助する耐震診断により補強を必要とする木造住宅を所有し、耐震改修工事を実施する方 [補助額] 耐震改修工事及び耐震改修設計・監理に係る費用の各2/3(上限額:耐震改修工事100万円、耐震改修設計・監理18万5,000円) 耐震改修工事(市民税非課税世帯)最大50万円加算 ・除却工事 [対象] 市で補助する耐震診断により補強を必要とする木造住宅を所有し、除却工事を実施する方 [補助額] 除却工事に要する費用の1/2(上限額:50万円)	21,027	建築指導課
303	(新)	沿道建築物耐震促進事業費補助金	大地震による倒壊によって防災上重要な道路を閉塞し、市民の避難や緊急車両等の通行の障害となる昭和56年以前の旧耐震基準で建築された沿道建築物の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に係る費用の一部を補助します。 ・耐震診断補助 [対象] 昭和56年以前の旧耐震基準で建築され、耐震診断を義務化する道路に接する建築物で法令の規定による高さを超える建築物の所有者 [補助額] 耐震診断に要する費用(上限額:面積1,000㎡以内の部分 4,580円/㎡、面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 2,350円/㎡、面積2,000㎡を超える部分 1,570円/㎡万円)(設計図書の復元、耐震判定委員会の評価に要する費用等として、235万円を限度に加算) ・耐震改修補助 [対象] 昭和56年以前の旧耐震基準で建築され、耐震診断を義務化する道路に接する建築物で法令の規定による高さを超える建築物の所有者 [補助額] 耐震改修設計に係る費用の5/6(上限額:500万円(補助対象建築物の延べ面積が5,000㎡以上の場合にあっては、1,000万円)) 耐震改修工事に係る費用の11/15(上限額:3,960万円(補助対象建築物の延べ面積が5,000㎡以上の場合にあっては、7,920万円))	9,224	建築指導課

事業名			事業内容	事業費	課等名
304		運動公園長寿命化事業費	施設竣工から30年が経過し、施設の経年による雨漏り、設備の破損等が多くなっているため、市民が今後施設を安心安全に利用し続けていくことができるよう長寿命化計画に基づき、計画的に改修を進めます。	39,019	公園緑地課
305	(新)	運動公園長寿命化事業費(継続費)	大規模災害時に、物資集積・供給拠点として防災上重要な役割を持つ荻野運動公園体育館棟の安全性を確保するため、メインアリーナ天井等の改修を進めます。	435,808	公園緑地課
306		市営住宅施設改修事業費(長寿命化)	市営住宅等長寿命化計画に基づき、施設の長寿命化(機能回復)を図るため、予防保全的な改修工事の設計委託を実施します。 [対象] 妻田東ハイツ(3棟)	28,510	住宅課
307		空き家等対策推進事業費	所有者不存在のため、管理不全により地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている空き家について、相続財産清算人を申し立て、空き家の管理及び処分を行います。	6,013	住宅課
308		空き家等対策推進事業費補助金	老朽化した空き家の解体費の一部を補助し、空き家の解消を促進します。 [対象者] 旧耐震基準の戸建て住宅で、老朽化している空き家 [補助率] 解体費の1/2 [上限額] 50万円	10,000	住宅課
309		賃貸住宅保証制度補助金	貸主の不安を解消し、高齢者等が住居を借りやすくする環境を整備するため、神奈川県居住支援協議会が提供する神奈川あんしんすまい保証制度「あんすまコンパクト」を利用する単身高齢者に対し、初回登録料を補助します。 [対象者] 65歳以上の単身高齢者 [補助額] 初回登録料1万1,000円	132	住宅課
310		あんしん賃貸住宅支援事業費	高齢者や障がい者等住宅確保要配慮者に対し、民間賃貸住宅への入居の円滑化と安心できる賃貸借関係を構築するため、市の関連部署、不動産関係団体、福祉関係の生活支援団体等と連携して、居住支援協議会を開催し、相談事業やセミナー、情報交換会などを実施します。	180	住宅課

事業名			事業内容	事業費	課等名
311		マンション管理推進事業費	管理運営に課題を抱えている分譲マンションに対し、マンション管理士等専門家の派遣などきめ細かな支援を実施します。あわせて、マンション管理セミナーや相談会を開催し、マンション居住者の意識の醸成を図ります。	618	住宅課
312		親元近居・同居住宅取得等支援事業補助金	市内に居住する親世帯と近居又は同居するために市外から転入する子世帯を対象に、住宅取得の費用や同居のための改修費用の一部を補助します。 ・住宅取得 [補助基本額] 同居60万円、近居40万円 ・住宅改修 [補助基本額] 補助対象経費の1/10(上限額20万円) 住宅取得及び住宅改修ともに、一定の要件を満たす場合加算あり	20,000	住宅課
313	(拡)	定住促進子育て世帯住宅取得支援事業補助金	市外から転入する子育て世帯又は市内に居住している子育て世帯が、新たに住宅を取得する場合に住宅取得費用の一部を補助します。 [対象者] 次の要件を全て満たす世帯 ①世帯に中学生以下の子がいる世帯 ②世帯主又はその配偶者が50歳未満の世帯(ひとり親世帯含む) ③補助対象住宅に3年以上居住予定の世帯 [補助基本額] 20万円 一定の要件を満たす場合加算あり	58,000	住宅課
314		消防資器材整備事業費	複雑多様化する災害や近い将来に発生が危惧されている都心南部直下地震などの自然災害等に的確に対応するため、消防活動に必要な不可欠な各種資器材を適正に整備し、災害対応力の強化を図ります。	20,711	管理課
315		火災予防啓発事業費	様々な広報媒体を活用した火災予防啓発活動を実施し、市民の防災意識の高揚に努めるとともに、事業所への立入検査を強化し、防火管理体制の充実強化を図ります。	1,627	予防課
316	(新)	少年消防クラブ運営事業費	小学生を対象に消防訓練等や防災体験を通して、消防・防災に関する正しい知識と技能を身に付け、地域や家庭における防火・防災意識の高揚を図るとともに、将来、地域を担う防災のリーダーを育成し、地域防災力の向上を目指します。	1,992	予防課

事業名			事業内容	事業費	課等名
317		消防活動用ドローン導入事業費	災害現場における状況把握や情報収集を迅速かつ効果的に行うため、最新の無人航空機を更新整備します。 [配備先] 消防署	724	警防課
318		応急手当普及啓発活動事業費	市民協働による応急救護体制の強化を図るため、小・中学生を含めた幅広い世代に救命講習会を開催し、市民救命力の向上を図るとともに、救急車の適正利用を始め、けがや事故を未然に防止する予防救急を推進します。	2,892	救急救命課
319		救急高度化事業費	高度化する救急業務に対応するため、地区メディカルコントロール協議会と連携した事後検証作業などの教育研修体制を充実させるとともに、引き続き派遣型救急ワークステーションを実施し、適切な救急医療サービスが提供できるよう救急体制の強化に取り組みます。	7,155	救急救命課
320	(新)	救急DX推進事業費	救急の現場で、傷病者情報を受入医療機関と共有するタブレット端末を用いたシステムを導入し、医療機関に伝える傷病者情報の精度の向上や受入照会の迅速化に取り組むとともに、救急業務のDXを推進し、業務の効率化及び救命効果の向上を図ります。 [対象] 傷病者情報共有システム 債務負担行為 令和9年度～令和10年度	29,540	救急救命課
321		消防団活性化事業費	近年の豪雨や台風などの大規模な自然災害を踏まえ、消防団員の活動環境の充実を図るため、機能性に優れた防火衣、活動服、雨衣を計画的に更新整備します。	18,423	消防総務課
322		消防団施設整備事業費	地域防災の拠点である消防団施設の機能強化を図るため、建て替えを行います。 [対象施設] 第2分団第8部 債務負担行為 令和9年度～令和18年度	44,637	消防総務課
323		小型動力ポンプ付積載車整備事業費	地域防災力の向上を図るため、消防団が使用する最新型の消防車両を更新整備します。 [配備先] 第5分団第1部 [配備車両] 小型動力ポンプ付積載車 債務負担行為 令和9年度～令和16年度	37,689	警防課

事業名			事業内容	事業費	課等名
324		広報車等整備事業費	複雑多様化する災害に、迅速かつ的確に対応するため、最新の装備を搭載した指令車を配備し、現場における指揮統制能力の向上を図ります。 [配備先] 厚木本署 [配備車両] 指令車 債務負担行為 令和9年度～令和17年度	3,900	警防課
325		消防ポンプ自動車整備事業費	複雑多様化する災害に、迅速かつ的確に対応するため、最新の装備を搭載した消防ポンプ自動車を配備し、消防力の充実強化を図ります。 [配備先] 北本署 [配備車両] 消防ポンプ自動車 債務負担行為 令和9年度～令和17年度	9,343	警防課
326		化学消防ポンプ自動車整備事業費	災害が複雑多様化、大規模化(工場火災及び産業廃棄物火災)する中、最新の装備を搭載した化学消防ポンプ自動車を配備し、迅速かつ有効に災害対応します。 [配備先] 相川分署 [配備車両] 化学消防ポンプ自動車 債務負担行為 令和9年度～令和17年度	7,746	警防課
327		高規格救急自動車整備事業費	増加する救急需要に迅速かつ的確に対応するため、高度な救命処置を行うことができる救急資機材を積載した最新鋭の高規格救急自動車を配備します。 [配備先] 睦合分署 [配備車両] 高規格救急自動車	60,961	警防課
328	(新)	厚木消防署本署庁舎整備事業費	厚木消防署本署庁舎について、新たな消防防災の拠点施設として機能を確保するため、現在地での建て替えに向け、敷地地盤調査及び解体・新築設計を実施します。	72,809	消防総務課
329	(新)	消防庁舎改修事業費(長寿命化)	消防庁舎の適正な維持管理を図るため、依知分署庁舎の外壁改修に向けた設計委託を実施します。	9,328	消防総務課
330		自主防災隊育成・強化事業費	自主防災組織の強化・育成を図るため、各種防災研修会、講習会等を通じて、地域防災力の更なる向上に努めます。	1,115	危機管理課

事業名			事業内容	事業費	課等名
331		自主防災隊連絡協議会補助金	厚木市自主防災隊連絡協議会が行う事業に要する経費に対し、補助金を交付します。	500	危機管理課
332		防災アドバイザー養成事業費	防災士の資格取得を希望する市民向けに防災士取得講座を開催し、防災士資格を取得してもらうことで、地域で活動する防災アドバイザーを養成します。	3,673	危機管理課
333		避難所運営委員会運営費交付金	各避難所運営委員会の充実・強化を図るため、交付金を交付します。	1,680	危機管理課
334	(拡)	避難所運営強化事業費	災害時における避難所生活の充実・強化を図るため、避難所設営訓練用消耗品を整備します。 また、市公式LINEを活用した避難所受付システムを新たに導入するため、避難所のインターネット環境の充実を図ることを目的に災害備蓄用モバイルルーターを整備します。	2,289	危機管理課
335		民間避難所開設補助金	災害時における避難所の確保対策として、民間事業所等の避難所開設に対し補助金を交付し、避難体制の強化・充実を図ります。 [助成額] 1事業所当たり5万円	50	危機管理課
336		要配慮者等宿泊施設利用補助金	災害時における避難所の確保対策として、要配慮者等の分散避難のための宿泊費を助成し、避難体制の強化・充実を図ります。 [助成額] 1泊につき宿泊費用の1/2 [上限額] 5,000円	10	危機管理課
337	(新)	防災井戸等整備事業費	指定避難所である小中学校に、生活用水を確保するための防災井戸及び災害用水洗式マンホールトイレを整備します。 [整備カ所] 戸室小、妻田小、上依知小、荻野中、森の里中	98,076	危機管理課
338		防災行政無線更新整備事業費	防災行政無線について、電波方式の変更や老朽化している放送設備を更新することにより、災害時の避難情報の伝達など、情報伝達手段の強化に努めます。	470,151	危機管理課

事業名			事業内容	事業費	課等名
339		急傾斜地安全対策工事補助金	急傾斜地等の崩壊から市民の生命、財産を守るため、崩壊防止対策工事費等の一部を助成します。 [助成額] 対象工事費の1/3(一部1/2) [上限額] 300万円(一部100万円)(県による急傾斜地崩壊対策工事の対象を除く)	4,000	危機管理課
340		感震ブレーカー整備事業費	大規模地震による停電が復旧した際に、電気機器への通電により起こりうる電気火災のリスクを軽減するため、感震ブレーカーの有償配布を行います。	3,017	危機管理課
341	(新)	地震被害想定調査事業費	地域防災計画の改定や今後の防災対策の基礎資料として活用するため、本市に影響を及ぼすことが想定される地震について調査を行います。	19,353	危機管理課
342	(新)	教育振興基本計画進行管理事業費	教育振興基本計画に位置付けられている事業について、教育振興基本計画審議会で点検評価を行い、計画の進行状況を管理します。	163	教育総務課
343		小中学校通学区域再編成委員会運営費	市立小・中学校の適正規模・適正配置を図るため、教育委員会の諮問に応じ、適正な通学区域の再編成に関する事項を審議する小中学校通学区域再編成委員会を運営します。	587	教育総務課
344		小中学校学校施設最適化推進事業費	施設整備を円滑に進めるため、工事積算業務の効率化を図ります。	400	学校施設課
345	(新)	小中学校働き方改革推進事業費	教職員の多忙化解消に向け、ICTを活用して学校業務の効率化を図ることができるシステムを導入・活用します。	4,275	教育総務課
346	(拡)	インクルーシブ教育推進事業費	共生社会の実現に向けて、すべてのこどもが同じ場で共に学び共に育つことを目指し、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場における支援を行います。	166	教育指導課
347		特別支援教育推進事業費	特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、丁寧な就学相談と適切な教育支援を行います。また、学びの場の見直しを柔軟に行います。	1,620	教育指導課

事業名			事業内容	事業費	課等名
348		英語教育推進事業費	国際理解の素地を培い、コミュニケーション活動を中心とした英語教育の推進を図るため、市立小・中学校に英語を母語とする外国語指導助手(ALT)を配置します。	54,770	教育指導課
349	(新)	AI英会話アプリ活用事業費	中学校2、3年生を対象にAI英会話アプリを導入し、実際のコミュニケーションを意識した言語活動の充実を図ります。	6,580	教育指導課
350		外国籍児童・生徒等支援事業費	日本語の指導が必要な外国籍児童・生徒及び帰国児童・生徒等が学校生活に適応できるよう、母語等を理解する日本語指導協力者や日本語指導教室支援員を派遣します。	25,914	教育指導課
351		日本語指導プレクラス運営事業費	日本語が全く分からない状態で転・編入する児童・生徒に対し「日本語指導プレクラス」を設置し、学校生活への早期適応と生活に必要な日本語の習得を図ります。	2,343	教育指導課
352		小中一貫教育推進事業費	小・中学校9年間を見通した教育課程編成及び指導方法の工夫改善の研究を通して、学力向上を始めとした小中一貫教育の効果を生み出す取組を推進します。	115	教育指導課
353		児童・生徒登下校等安全推進事業費	児童・生徒が安心して登下校できるようにするため、防犯ブザーの配布や学童通学誘導員の配置等を行います。	8,480	学務課
354		学校支援プロジェクト推進事業費	いじめ、暴力行為などの問題行動や学校を取り巻く課題に対し、適切に対応するためのプロジェクトチームを組織し、児童・生徒指導の在り方について、学校を支援します。	3	教育指導課
355		SEL教育基金事業費	厚木市SEL教育基金条例に基づき、確かな学力を身に付けた心豊かで健康な児童・生徒を育成するため、厚木こども科学賞等の事業を実施します。	1,386	教育指導課
356		教育調査研究部会運営費	教育の新たな動向や今日的な課題に対応するため、教職員等で構成する研究部会をテーマごとに設け、毎月1回程度部会を開き、課題解決に向けての調査研究や、教材・資料の作成を行います。また、各校の情報教育の担当者に対し、情報教育推進連絡会を開催します。	270	教育研究所

事業名			事業内容	事業費	課等名
357		教育資料提供事業費	学校・家庭・地域社会における教育を支援するため、児童・生徒用の教材や、研究の成果をまとめた研究紀要等を作成・提供します。また、教職員を始めとする教育関係者の実践をまとめた教育実践記録集の発行や、教育に関する資料の収集・提供を行います。	2,207	教育研究所
358		先生のための研修事業費	教育に関する国・県の動向や今日的課題を踏まえた希望制研修、各学校の担当者等の専門性の向上を図るための指定研修、初任者研修、新規臨時的任用教員研修、教育研究発表会・教育講演会を実施し、教職員の資質・指導力の向上を図ります。	1,055	教育研究所
359	(拡)	青少年教育相談事業費	児童・生徒とその保護者等が抱える課題の改善のため、来所相談や家庭訪問、小学校へのスクールカウンセラーの派遣、小・中学校へのこころスマイル支援員の配置等による相談活動を行います。また、複雑・多様化する課題の深刻化を防ぐために、関係機関等と連携し早期改善を目指します。	765	青少年教育相談センター
360	(拡)	登校支援推進事業費	不登校を未然に防ぐため、毎月実施する学校計画訪問を通して状況把握を行い、課題改善に向けた校内の教育相談体制の構築を支援し、学校と連携した様々な対策を実施します。 また、不登校児童・生徒が安心して落ち着ける居場所「校内教育支援センター フリールーム」における支援の充実に取り組み、不登校の改善や社会的自立を目指します。	1,178	青少年教育相談センター
361		教育支援教室運営事業費	不登校児童・生徒が、小集団での学習や体験活動を通して心の安定を図り、社会的自立を目指していけるように、個に応じた支援や学習指導を行います。また、保護者を対象にセミナーを行い、情報交換と保護者同士のネットワークづくりを推進します。	631	青少年教育相談センター
362		小学校特別教室冷暖房設備設置事業費	児童の安心・安全で快適な教育環境の確保を図るため、特別教室等に設置している冷暖房設備の賃借料を支払います。 [対象校] 21校	49,418	学校施設課
363		小学校体育館冷暖房設備設置事業費	児童の安心・安全で快適な教育環境の確保及び避難所としての機能強化を図るため、体育館に設置している冷暖房設備の賃借料を支払います。 [対象校] 23校	93,574	学校施設課

事業名			事業内容	事業費	課等名
364		小学校校舎・体育館改修事業費(長寿命化)	児童が快適な教育環境の中で安心して安全に学校生活を送ることができるよう、次年度以降の工事に向け、長寿命化(機能回復)改修設計委託を行います。 [設計委託] ・長寿命化(機能回復) 1校(相川小)	23,450	学校施設課
365		小学校校庭整備事業費	児童が快適な屋外施設環境の中で安心して安全に学校生活を送ることができるよう、次年度以降の工事に向け、グラウンド改修の設計委託等を行います。 [測量及び設計委託] 1校(戸室小)	9,141	学校施設課
366		小学校校舎等改修事業費	公共下水道整備に伴い、依知小学校の排水設備を公共下水道に接続します。	37,882	学校施設課
367		依知南小学校施設整備事業費(継続費)	老朽化が進んだ依知南小学校中央棟校舎及び西棟校舎の建て替え整備に係る新校舎建設等を行います。 (継続費) 令和7年度～令和10年度 総額 35億7,464万3000円 鉄筋コンクリート 地上3階建て 延床面積4,698㎡	559,483	学校施設課
368		緑ヶ丘小学校施設整備事業費(継続費)	老朽化が進んだ緑ヶ丘小学校東棟校舎及び西棟校舎の建て替え整備に係る新校舎建設等を行います。 (継続費) 令和7年度～令和10年度 総額 41億5,289万円 鉄筋コンクリート 地上3階建て 延床面積5,383㎡	999,168	学校施設課
369		北小学校施設整備事業費	老朽化が進んだ北小学校南棟校舎の建て替え整備に伴い、学校運営の継続に必要な仮設校舎の賃借料の支払い及び仮設校舎への移転業務等を行います。	357,898	学校施設課

事業名			事業内容	事業費	課等名
370	(新)	北小学校施設整備事業費(継続費)	老朽化が進んだ北小学校南棟校舎の施設整備に係る既存南棟校舎解体及び北棟校舎の改修工事を行います。 (継続費) 令和8年度～令和10年度 総額 40億8,150万7,000円 鉄筋コンクリート 地上3階建て 延床面積3,764㎡	180,969	学校施設課
371		学校給食施設改修事業費(長寿命化)	単独調理場の長寿命化(機能回復)を図るため、内装や空調設備等の改修工事を行います。 [改修工事] 厚木第二小学校単独調理場	260,381	学校給食課
372		小学校教材等支援事業費	教育活動に係る図工科、家庭科等を中心とした教材に必要な消耗品の購入費の一部を公費で負担し保護者の経済的負担の軽減を図ります。	27,327	教育総務課
373		特色ある学校づくり交付金(小学校)	特色ある学校づくりを目指す児童の学習活動及び教職員の教育活動や教育の質の向上を目指す活動に対して必要な経費を交付します。	18,488	教育指導課
374		要保護及び準要保護児童就学援助事業費	教育の機会均等を図るため、経済的な理由により就学が困難な児童の保護者に、学用品等の経費の一部を支給します。	66,068	学務課
375		小学校児童支援推進事業費	不登校やいじめ、問題行動などに対して、きめ細かな対応ができるように、小学校に非常勤講師を派遣し、落ち着いた学校生活や学力の向上を図ります。	72	教職員課
376		中学校特別教室冷暖房設備設置事業費	生徒の安心・安全で快適な教育環境の確保を図るため、特別教室等に設置している冷暖房設備の賃借料を支払います。 [対象校] 13校	63,881	学校施設課
377		中学校体育館冷暖房設備設置事業費	生徒の安心・安全で快適な教育環境の確保及び避難所としての機能強化を図るため、体育館に設置している冷暖房設備の賃借料の支払い等を行います。 [対象校] 13校	52,308	学校施設課

事業名			事業内容	事業費	課等名
378		中学校校舎・体育館改修事業費(長寿命化)	生徒が快適な教育環境の中で安心して安全に学校生活を送ることができるよう、学校体育館トイレの洋式化等修繕及び次年度以降の工事に向け、長寿命化(機能回復)改修設計委託を行います。 [修繕] 学校体育館トイレ 1校(玉川中) [工事] 受変電設備 1校(玉川中) [設計委託] 長寿命化(機能回復) 1校(玉川中)	196,753	学校施設課
379		中学校教材等支援事業費	教育活動に係る音楽科、美術科、技術・家庭科等を中心とした教材に必要な消耗品の購入費の一部を公費で負担し保護者の経済的負担の軽減を図ります。	16,263	教育総務課
380		特色ある学校づくり交付金(中学校)	特色ある学校づくりを目指す生徒の学習活動及び教職員の教育活動や教育の質の向上を目指す活動に対して必要な経費を交付します。	12,132	教育指導課
381		要保護及び準要保護生徒就学援助事業費	教育の機会均等を図るため、経済的な理由により就学が困難な生徒の保護者に、学用品等の経費の一部を支給します。	53,531	学務課
382	(新)	中学校部活動地域展開事業費	学校部活動の地域展開に向け、「市立中学校部活動地域展開推進計画」を策定するほか、休日における地域クラブ活動開始に向けた準備を進めます。	347	教育指導課
383	(新)	あつぎ未来塾事業費	質の高い探究的な学びを提供するため、市内の大学や企業と連携・協力し、中学生を対象にした「あつぎ未来塾」を実施します。	400	教育指導課
384		家庭教育情報提供事業費	家庭教育の必要性や重要性を啓発するとともに、家庭教育に必要な情報を提供するために、講演会等を実施します。	260	市民協働推進課
385		地域学校協働活動事業費	協働活動を推進するため、必要な情報の提供や、各地区等の実践事例紹介等を行う研修会を開催するとともに、全市で情報共有を目的としたフォーラムを開催します。	3,651	市民協働推進課

事業名			事業内容	事業費	課等名
386	(新)	公民館トイレ改修事業費	地域コミュニティの活動拠点の一つである公民館において、利便性の向上と災害時の避難所としての機能を充実させるため、現在52基ある和式トイレを2カ年で、全て洋式トイレに改修します。 ※ R8年度改修公民館(5館、29基) 睦合北公民館、睦合南公民館、南毛利公民館、依知北公民館、緑ヶ丘公民館	24,902	市民協働推進課
387	(拡)	図書館整備事業費	未来・図書館開館に向けた図書資料の購入を進めるほか、自動貸出、返却を可能にし、蔵書管理の効率化を図るため、所蔵資料へのICタグの貼付、エンコード作業を実施します。	68,759	中央図書館
388		あつぎ郷土博物館活動推進事業費	博物館活動を推進し、生涯学習の拠点として「ふるさと厚木」の歴史や文化、自然に触れることにより郷土愛を育むとともに、生涯にわたって学べる機会の充実を図ります。	2,920	文化魅力創造課
389		あつぎ郷土博物館特別展示事業費	郷土博物館が行ってきた歴史、民俗、生物分野に関する研究や調査で得られた成果を特別展や企画展として公開するとともに、講演会等を実施します。	13,683	文化魅力創造課
390		市史編さん事業費	「厚木市史」を発刊するための編集作業を実施するとともに、市史編さん事業を広く周知するため、「厚木市史たより」の発行及び歴史講座等を実施します。	10,179	文化魅力創造課
391		郷土芸能事業費	市内に伝承される郷土芸能を広く市民に周知するため、公演の場を提供するとともに、児童・生徒・学生のための郷土芸能普及公演等を開催します。	3,424	文化魅力創造課
392		無形民俗文化財総合調査事業費	国指定無形民俗文化財である相模人形芝居について、人形を始め、道具及び伝承に関する由来等について、県内の各座も含めた総合的な調査を行います。	324	文化魅力創造課
393		市民スポーツ活動推進事業費	多くの市民にスポーツに触れ合う機会を提供するため、ニュースポーツを体験するスポーツなじみDAYなどを開催します。 ・[一市民一スポーツ運動]の推進 ・スポーツなじみDAY(年3回)	388	スポーツ魅力創造課

事業名			事業内容	事業費	課等名
394		スポーツ推進事業補助金	生涯スポーツの普及・推進を図るため(公財)厚木市スポーツ協会が行うスポーツ推進事業に要する経費に対して補助金を交付します。 ・スポーツ大会開催事業 ・スポーツ教室開催事業 ・指導者養成事業ほか	17,467	スポーツ魅力創造課
395		あつぎスポーツアカデミー推進事業補助金	全国大会等に出場するトップアスリートの輩出を目的に(公財)厚木市スポーツ協会が行うアカデミー推進事業に要する経費に対して補助金を交付します。 ・ジュニア育成事業(運動能力開発、競技力向上) ・指導者養成事業	4,780	スポーツ魅力創造課
396		市民体力向上推進事業費	幼児から高齢者までの幅広い世代の体力向上や健康増進を図るために著名人による講演会等の実施や学校法人日本体育大学との連携を通じて、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツ人口の拡大とトップアスリートの輩出を図ります。	1,807	スポーツ魅力創造課
397		スポーツ推進計画改定事業費	本市のスポーツ政策の方針を示す第3次厚木市スポーツ推進計画策定を進めます。	3,300	スポーツ魅力創造課
398		全国大会等出場奨励事業費	スポーツの競技力向上及び社会体育の振興を図ることを目的に全国大会や国際大会に出場した団体、個人を支援するため奨励金を交付します。	1,800	スポーツ魅力創造課

事業名			事業内容	事業費	課等名
399	(拡)	全国スポーツ大会等開催補助金	スポーツ大会等の開催を促進することで、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツに親しむことができる環境づくりを推進するため、スポーツ大会等を開催する団体等に運営補助金を交付します。	800	スポーツ魅力創造課
400		スポーツ合宿誘致事業補助金	市民のスポーツに対する関心を高め、市内スポーツ団体等の更なる競技力の向上を図るとともに、スポーツ合宿等を通じた交流人口の拡大や地域経済の活性化等を推進するため、市内スポーツ施設等を使用し、かつ市内宿泊施設に宿泊し合宿等を行う市外のスポーツ団体及び個人を対象に補助金を交付します。	2,240	スポーツ魅力創造課
401	(新)	スポーツ全国リーグ等招致補助金	スポーツの全国リーグ等の開催を促進することで、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツに親しむことができる環境づくりを推進するため、全国リーグ等を招致した団体に運営補助金を交付します。	900	スポーツ魅力創造課
402	(新)	及川球技場維持補修事業費	安全で快適な施設を提供できるように、夜間照明施設の保守点検業務及び人工芝メンテナンス業務の委託を行います。	5,280	スポーツ魅力創造課
403	(新)	猿ヶ島スポーツセンター維持補修事業費	安全で快適な施設を提供できるように、歩道の舗装修繕を行います。	1,287	スポーツ魅力創造課
404	(新)	スポーツ環境整備推進事業費	ツユキ及川球技場の3X3バスケットコートの改修を行い、既存コートの有効利用を図ります。	10,780	スポーツ魅力創造課

特別会計

令和 8 年度特別会計予算

本市の特別会計は公営企業会計を含めた 7 会計で、法令に定めのあるもの、あるいは特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出予算と区別して経理を明確にするために設置されているもので、それぞれ設置の目的に応じて事業の推進を図ることとしています。

(単位：千円・%)

会 計 区 分		令和 8 年度	令和 7 年度	比較増減	対前年度 増減比	構 成 比	
						8 年度	7 年度
特 別 会 計	公共用地取得事業	351,564	553,419	▲ 201,855	▲ 36.5	0.2	0.3
	本 来 分	112,996	113,145	▲ 149	▲ 0.1	0.1	0.1
	用 地 国 債 分	238,568	440,274	▲ 201,706	▲ 45.8	0.1	0.2
	後期高齢者医療事業	5,030,000	4,488,000	542,000	12.1	2.5	2.5
	国民健康保険事業	21,694,000	20,953,000	741,000	3.5	10.9	11.7
	介護保険事業	20,040,000	19,372,000	668,000	3.4	10.1	10.8
	学 校 給 食 事 業	1,060,967	891,520	169,447	19.0	0.5	0.5
	計	48,176,531	46,257,939	1,918,592	4.1	24.2	25.8
公 営 企 業 会 計	病 院 事 業	15,233,000	14,011,000	1,222,000	8.7	7.6	7.8
	公共下水道事業	9,872,000	9,539,000	333,000	3.5	5.0	5.4
	計	25,105,000	23,550,000	1,555,000	6.6	12.6	13.2
合 計		73,281,531	69,807,939	3,473,592	5.0	36.8	39.0

※ 病院事業会計及び公共下水道事業会計は、支出予定額です。

※ 構成比は、一般会計を含めた全体の割合です。

公共用地取得事業特別会計予算

公共用地の先行取得を目的として設置されています。

担当課 市街地整備課 道路総務課 道路整備課 市民協働推進課

1 歳入

(単位：千円・%)

款 別	令和8年度	令和7年度	比較増減	対前年度 増減比	構 成 比	
					8年度	7年度
5 財 産 収 入	174,371	413,965	▲ 239,594	▲ 57.9	49.6	74.8
用地国債分	174,371	413,965	▲ 239,594	▲ 57.9	49.6	74.8
10 繰 入 金	156,193	118,454	37,739	31.9	44.4	21.4
本 来 分	91,996	92,145	▲ 149	▲ 0.2	26.2	16.7
用地国債分	64,197	26,309	37,888	144.0	18.2	4.8
15 市 債	21,000	21,000	0	0.0	6.0	3.8
本 来 分	21,000	21,000	0	0.0	6.0	3.8
用地国債分	0	0	0	0.0	—	—
合 計	351,564	553,419	▲ 201,855	▲ 36.5	100.0	100.0
本 来 分	112,996	113,145	▲ 149	▲ 0.1	32.1	20.4
用地国債分	238,568	440,274	▲ 201,706	▲ 45.8	67.9	79.6

2 歳出

(単位：千円・%)

款 別	令和8年度	令和7年度	比較増減	対前年度 増減比	構 成 比	
					8年度	7年度
5 公 債 費	328,090	529,945	▲ 201,855	▲ 38.1	93.3	95.8
本 来 分	89,522	89,671	▲ 149	▲ 0.2	25.5	16.2
用地国債分	238,568	440,274	▲ 201,706	▲ 45.8	67.8	79.6
10 公共用地先行 取得事業費	23,474	23,474	0	0.0	6.7	4.2
本 来 分	23,474	23,474	0	0.0	6.7	4.2
用地国債分	0	0	0	0.0	—	—
合 計	351,564	553,419	▲ 201,855	▲ 36.5	100.0	100.0
本 来 分	112,996	113,145	▲ 149	▲ 0.1	32.1	20.4
用地国債分	238,568	440,274	▲ 201,706	▲ 45.8	67.9	79.6

主要事業

1 公債費

(1) 厚木秦野道路用地取得事業債元金・利子	2 3 8, 5 6 8 千円 (道路総務課)
(2) 厚木環状2号線用地取得事業債元金・利子	3 9, 5 1 6 千円 (道路整備課)
(3) 中町第2-2地区周辺整備用地取得事業債元金・利子	1 5, 0 6 7 千円 (市街地整備課)
(4) 愛甲石田駅前北口広場再整備用地取得事業債元金・利子	2 2, 6 0 6 千円 (市街地整備課)
(5) 厚木北公民館拡張用地取得事業債元金・利子	1 2, 3 3 3 千円 (市民協働推進課)

2 公共用地先行取得事業費

(1) 厚木環状2号線用地取得事業費	2 3, 4 7 4 千円 (道路整備課)

後期高齢者医療事業特別会計予算

神奈川県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、75歳以上の高齢者への医療給付などに必要な保険料の徴収等を行うことを目的として設置されています。

担当課 国保年金課

1 歳 入

(単位：千円・%)

款 別	令和 8 年度	令和 7 年度	比較増減	対前年度 増減比	構 成 比	
					8 年度	7 年度
5 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	4,112,463	3,623,869	488,594	13.5	81.7	80.7
8 財 産 収 入	91	88	3	3.4	0.0	0.0
10 繰 入 金	903,449	851,750	51,699	6.1	18.0	19.0
15 繰 越 金	3,500	3,500	0	0.0	0.1	0.1
20 諸 収 入	10,497	8,793	1,704	19.4	0.2	0.2
合 計	5,030,000	4,488,000	542,000	12.1	100.0	100.0

2 歳 出

(単位：千円・%)

款 別	令和 8 年度	令和 7 年度	比較増減	対前年度 増減比	構 成 比	
					8 年度	7 年度
5 総 務 費	127,359	181,158	▲ 53,799	▲ 29.7	2.5	4.0
10 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	4,716,480	4,122,785	593,695	14.4	93.8	91.9
15 諸 支 出 金	9,650	8,150	1,500	18.4	0.2	0.2
20 保 健 事 業 費	173,011	172,407	604	0.4	3.4	3.8
25 予 備 費	3,500	3,500	0	0.0	0.1	0.1
合 計	5,030,000	4,488,000	542,000	12.1	100.0	100.0

被保険者数(見込み)

35,700人

国民健康保険事業特別会計予算

国民健康保険被保険者の保険料を主な財源とし、被保険者が病気やけがなどをした場合、適切な療養の給付等を行うことを目的として設置されています。

担当課 国保年金課

1 歳 入

(単位：千円・%)

款 別	令和 8 年度	令和 7 年度	比較増減	対前年度 増減比	構 成 比	
					8 年度	7 年度
5 国民健康保険料	4,523,411	4,430,254	93,157	2.1	20.8	21.1
15 国庫支出金	36,872	0	36,872	皆増	0.2	—
25 県支出金	14,637,708	14,227,266	410,442	2.9	67.5	67.9
35 財産収入	1,062	612	450	73.5	0.0	0.0
40 繰入金	2,331,758	2,111,562	220,196	10.4	10.7	10.1
45 繰越金	100,000	100,000	0	0.0	0.5	0.5
50 諸収入	63,189	83,306	▲ 20,117	▲ 24.1	0.3	0.4
合 計	21,694,000	20,953,000	741,000	3.5	100.0	100.0

2 歳 出

(単位：千円・%)

款 別	令和 8 年度	令和 7 年度	比較増減	対前年度 増減比	構 成 比	
					8 年度	7 年度
5 総務費	495,653	579,529	▲ 83,876	▲ 14.5	2.3	2.8
10 保険給付費	14,423,286	13,976,096	447,190	3.2	66.5	66.7
22 国民健康保険事業費 納付金	6,323,978	6,011,533	312,445	5.2	29.2	28.7
27 保健事業費	241,229	235,526	5,703	2.4	1.1	1.1
30 基金積立金	181,768	122,200	59,568	48.7	0.8	0.6
40 諸支出金	18,086	18,116	▲ 30	▲ 0.2	0.1	0.1
45 予備費	10,000	10,000	0	0.0	0.0	0.0
合 計	21,694,000	20,953,000	741,000	3.5	100.0	100.0

被保険者数(見込み)

39,000人

介護保険事業特別会計予算

介護保険被保険者の保険料を主な財源とし、被保険者が介護サービスを利用した場合、適切な介護の給付等を行うことを目的として設置されています。

担当課 介護福祉課 地域包括ケア推進課 福祉総合支援課

1 歳 入

(単位：千円・%)

款 別	令和8年度	令和7年度	比較増減	対前年度 増減比	構 成 比	
					8年度	7年度
5 保 険 料	4,878,049	4,783,722	94,327	2.0	24.3	24.7
15 国 庫 支 出 金	3,565,007	3,461,471	103,536	3.0	17.8	17.9
20 支 払 基 金 交 付 金	5,220,390	5,067,932	152,458	3.0	26.1	26.2
25 県 支 出 金	2,781,282	2,693,047	88,235	3.3	13.9	13.9
30 財 産 収 入	12,994	2,163	10,831	著増	0.1	0.0
40 繰 入 金	3,535,599	3,187,806	347,793	10.9	17.6	16.4
45 繰 越 金	42,968	173,719	▲ 130,751	▲ 75.3	0.2	0.9
50 諸 収 入	3,711	2,140	1,571	73.4	0.0	0.0
合 計	20,040,000	19,372,000	668,000	3.4	100.0	100.0

2 歳 出

(単位：千円・%)

款 別	令和8年度	令和7年度	比較増減	対前年度 増減比	構 成 比	
					8年度	7年度
5 総 務 費	509,558	427,744	81,814	19.1	2.5	2.2
10 保 険 給 付 費	18,803,079	18,250,859	552,220	3.0	93.8	94.2
18 地 域 支 援 事 業 費	601,739	577,727	24,012	4.2	3.0	3.0
25 基 金 積 立 金	15,663	7,886	7,777	98.6	0.1	0.0
30 諸 支 出 金	99,961	97,784	2,177	2.2	0.5	0.5
35 予 備 費	10,000	10,000	0	0.0	0.1	0.1
合 計	20,040,000	19,372,000	668,000	3.4	100.0	100.0

被保険者数（見込み）

第1号被保険者数

60,071人

学校給食事業特別会計予算

市立小・中学校の学校給食の実施に必要な給食材料費に関する経費を明確化することを目的として設置されています。

担当課 学校給食課

1 歳 入

(単位：千円・%)

款 別	令和 8 年度	令和 7 年度	比較増減	対前年度 増減比	構 成 比	
					8 年度	7 年度
5 学 校 給 食 費	114,208	93,206	21,002	22.5	10.8	10.5
10 県 支 出 金	543,114	0	543,114	皆増	51.2	—
11 繰 入 金	403,645	798,314	▲ 394,669	▲ 49.4	38.0	89.5
合 計	1,060,967	891,520	169,447	19.0	100.0	100.0

2 歳 出

(単位：千円・%)

款 別	令和 8 年度	令和 7 年度	比較増減	対前年度 増減比	構 成 比	
					8 年度	7 年度
5 給 食 事 業 費	1,060,967	891,520	169,447	19.0	100.0	100.0
合 計	1,060,967	891,520	169,447	19.0	100.0	100.0

対象者数（見込み）

16,855人

病院事業会計予算

市立病院の運営などを行うために設置されています。

担当課 経営管理課

1 業務の予定量 (単位：人・%)

区 分	令和 8 年度	令和 7 年度	比較増減	対前年度 増減比
入 院（人／年間）	104,025	104,025	0	0.0
入 院（人／ 日）	285	285	0	0.0
外 来（人／年間）	156,650	157,300	▲ 650	▲ 0.4
外 来（人／ 日）	650	650	0	0.0

2 収益的収支予定額 (単位：千円・%)

科 目	令和 8 年度	令和 7 年度	比較増減	対前年度 増減比
病 院 事 業 収 益	13,510,000	12,528,000	982,000	7.8
病 院 事 業 費 用	13,248,000	12,424,000	824,000	6.6
差 引	262,000	104,000	158,000	—

3 資本的収支予定額 (単位：千円・%)

科 目	令和 8 年度	令和 7 年度	比較増減	対前年度 増減比
資 本 的 収 入	1,282,000	823,000	459,000	55.8
資 本 的 支 出	1,985,000	1,587,000	398,000	25.1
差 引	▲ 703,000	▲ 764,000	61,000	—

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額703,000千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填するものとする。

資本的支出の内訳

1 建設改良費	984,044 千円
2 企業債償還金	886,659 千円
3 他会計借入金償還金	33,521 千円
4 投資	80,776 千円

公共下水道事業会計予算

公共下水道の建設や維持管理を行うことを目的として設置されています。

担当課 河川下水道総務課

1 業務の予定量

(単位：人・m³・%)

区 分	令和 8 年度	令和 7 年度	比較増減	対前年度 増減比
計 画 人 口	200,400	201,000	▲ 600	▲ 0.3
計 画 下 水 量 (m ³ / 年 間)	33,642,000	32,026,000	1,616,000	5.0
計 画 下 水 量 (m ³ / 日)	92,100	87,700	4,400	5.0

2 収益的収支予定額

(単位：千円・%)

科 目	令和 8 年度	令和 7 年度	比較増減	対前年度 増減比
下 水 道 事 業 収 益	6,588,000	6,433,000	155,000	2.4
下 水 道 事 業 費 用	6,965,000	6,406,000	559,000	8.7
差 引	▲ 377,000	27,000	▲ 404,000	—

3 資本的収支予定額

(単位：千円・%)

科 目	令和 8 年度	令和 7 年度	比較増減	対前年度 増減比
資 本 的 収 入	2,093,000	2,252,000	▲ 159,000	▲ 7.1
資 本 的 支 出	2,907,000	3,133,000	▲ 226,000	▲ 7.2
差 引	▲ 814,000	▲ 881,000	67,000	—

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額814,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。

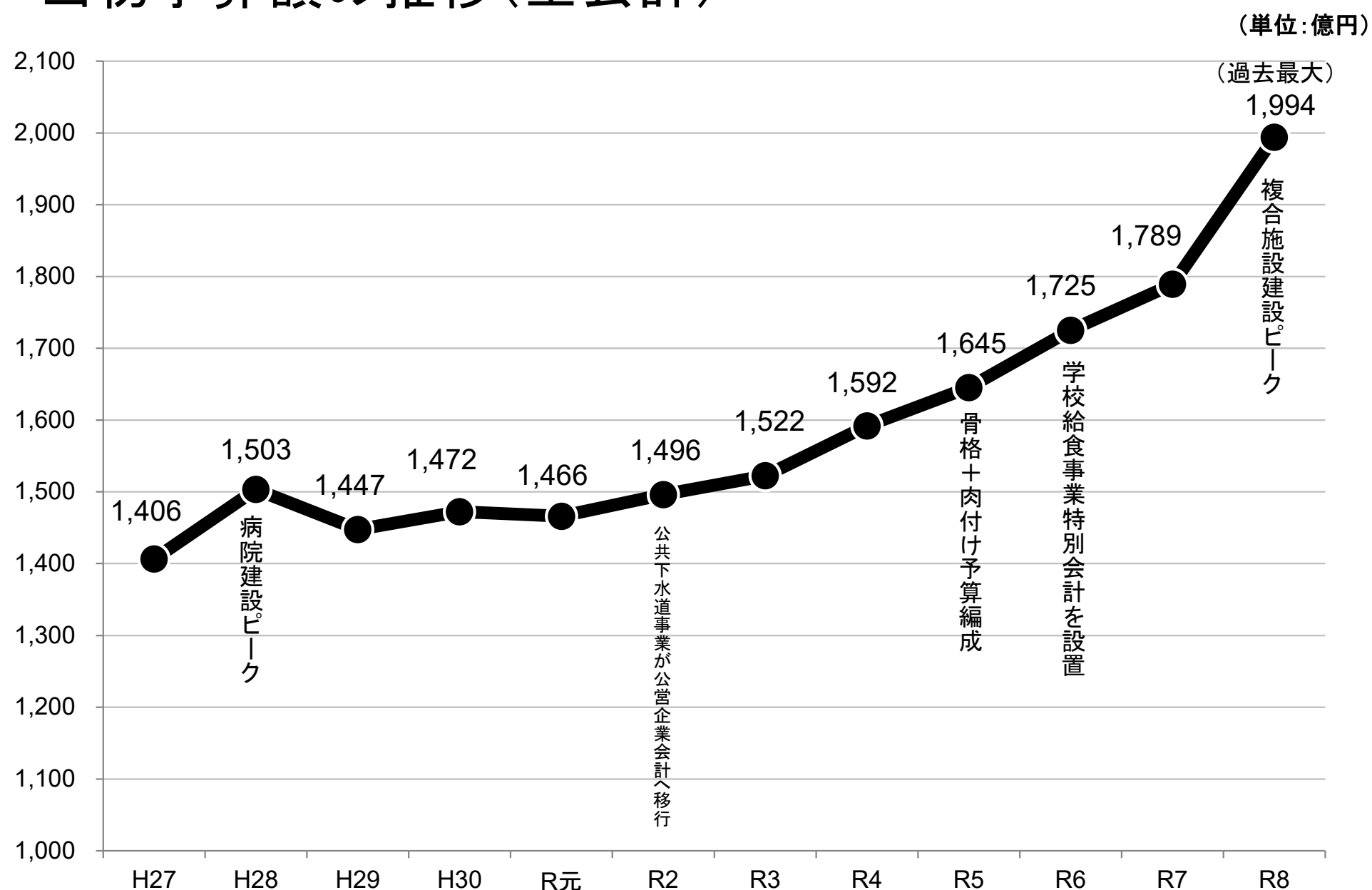
主要事業

(単位：千円)

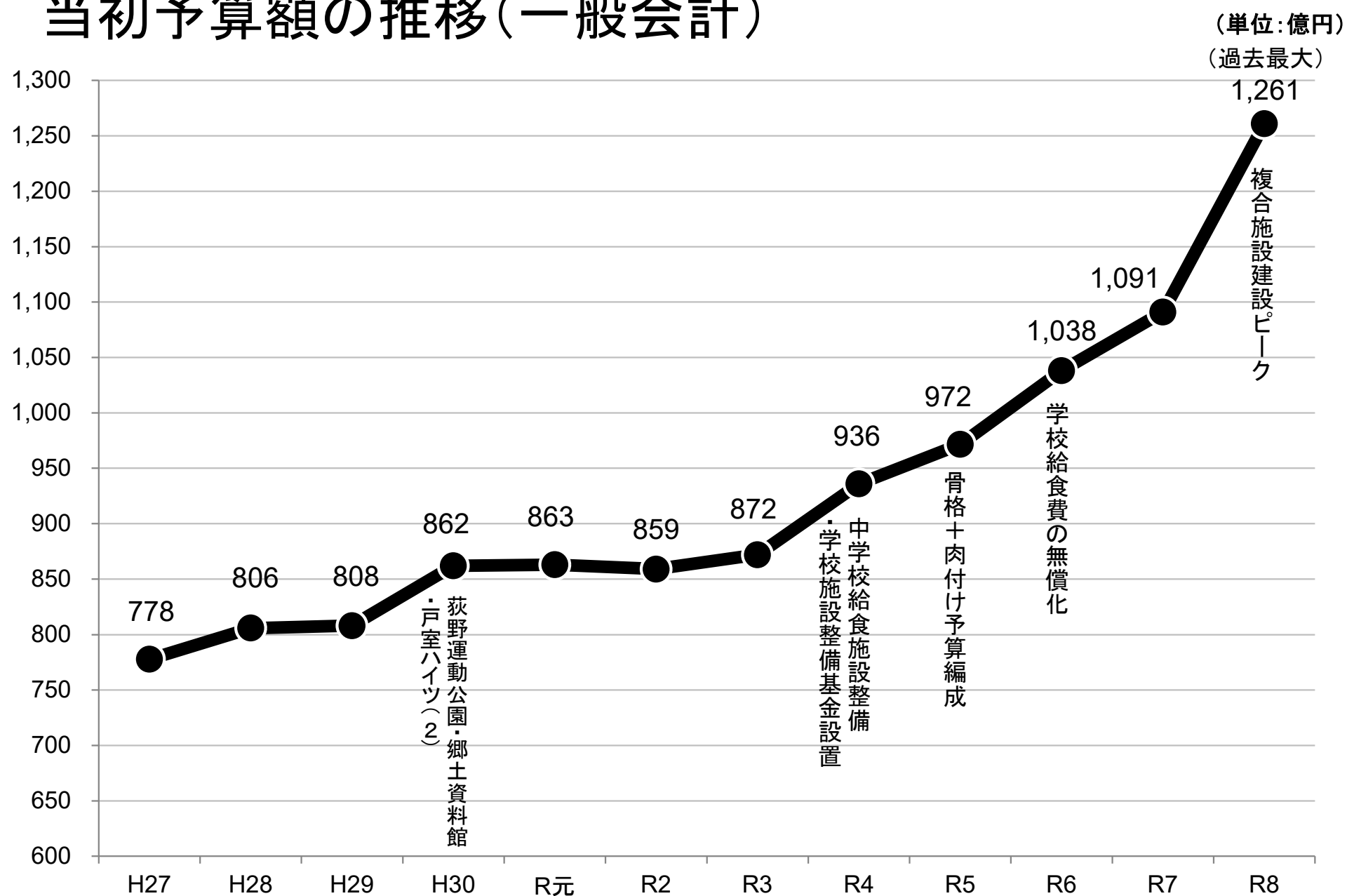
内 訳	予 算 額	課 等 名
公共下水道恩曾川左岸第6排水区浸水対策事業費（継続費）	600,000	河川下水道 施設課
公共下水道厚木排水区長寿命化改築事業費	255,000	
公共下水道中津川右岸第2排水区浸水対策事業費（継続費）	200,000	
中河原中継ポンプ場自家発電設備改築事業費	100,048	

資料編

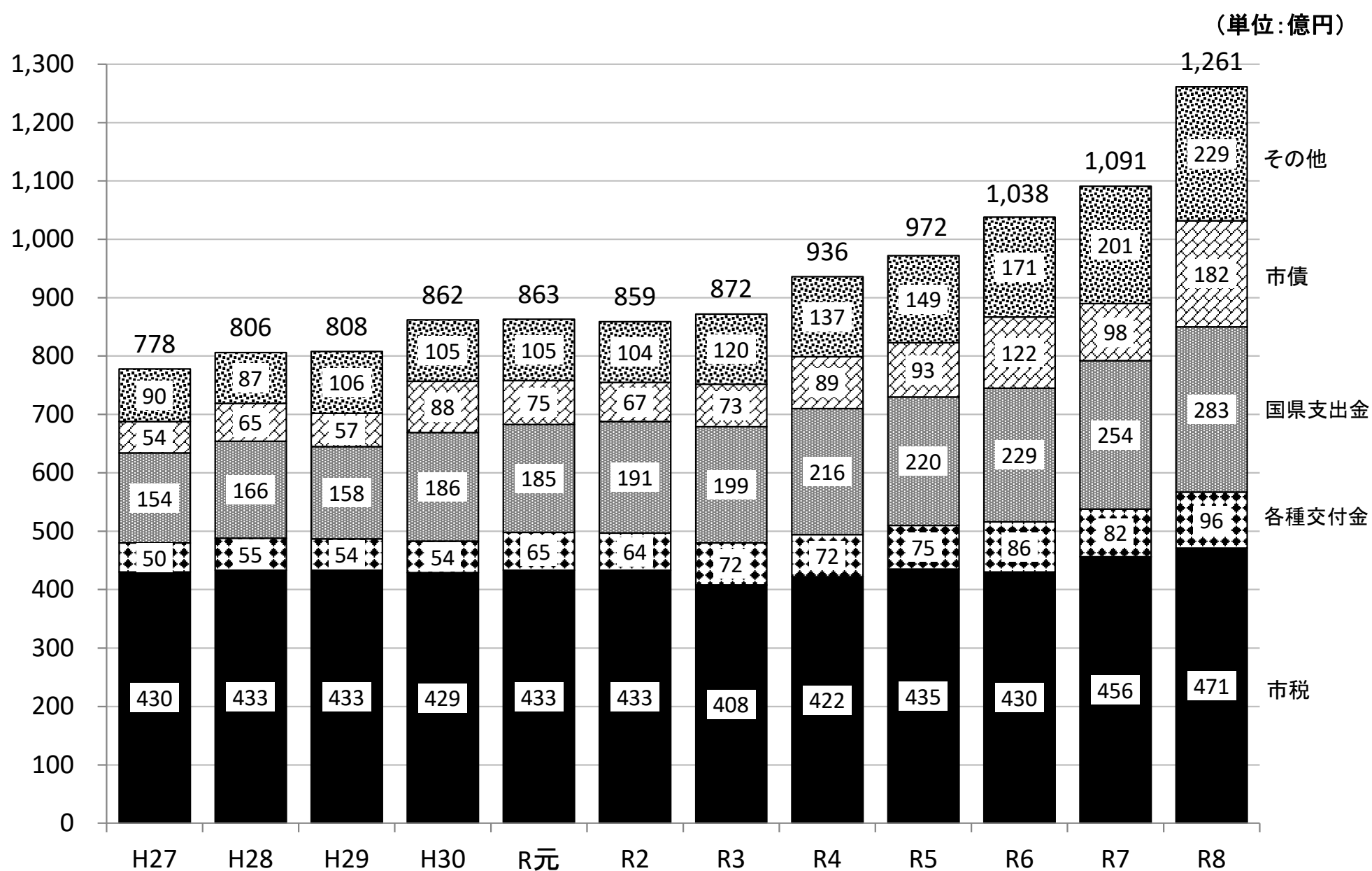
当初予算額の推移(全会計)



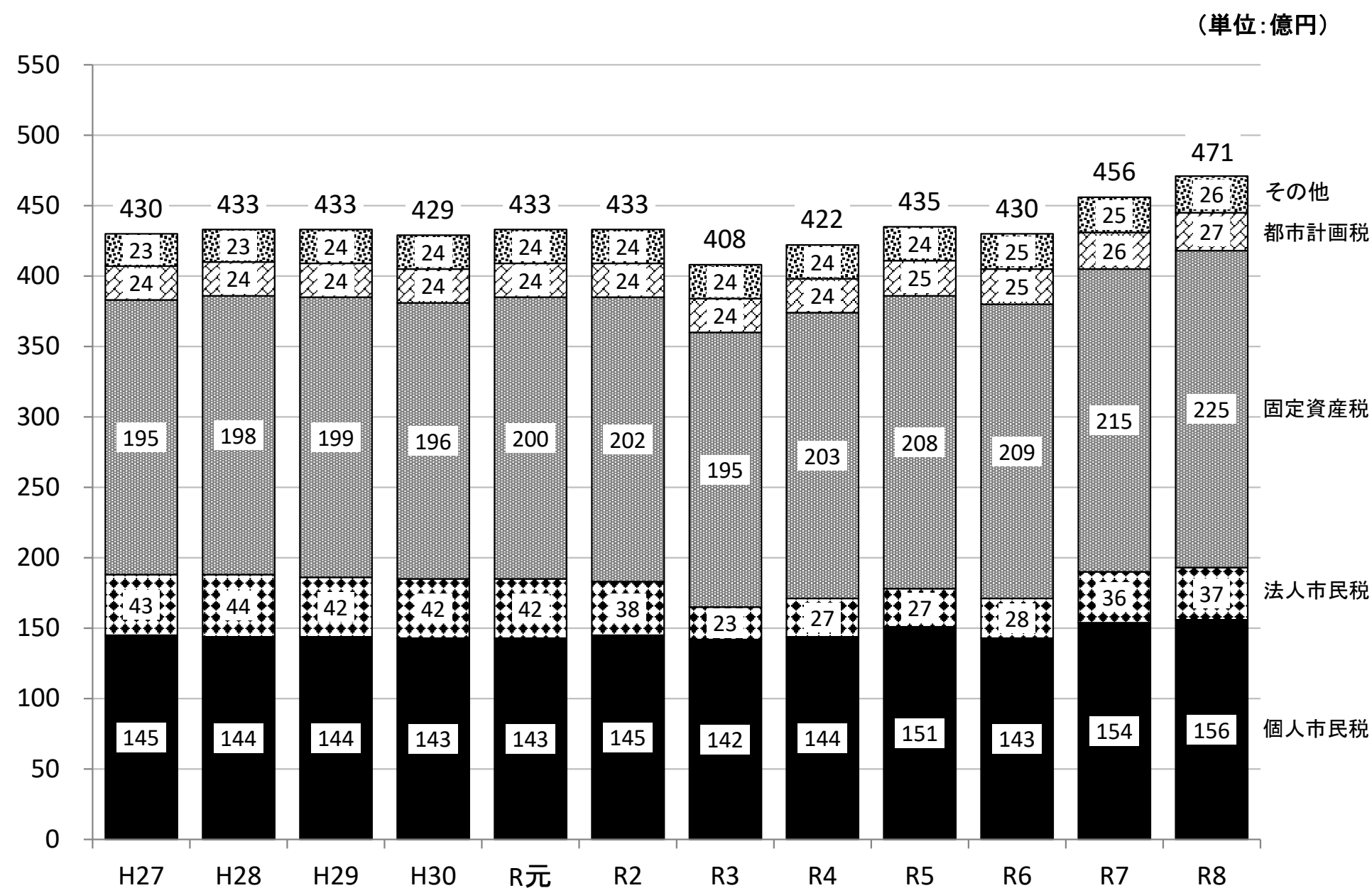
当初予算額の推移(一般会計)



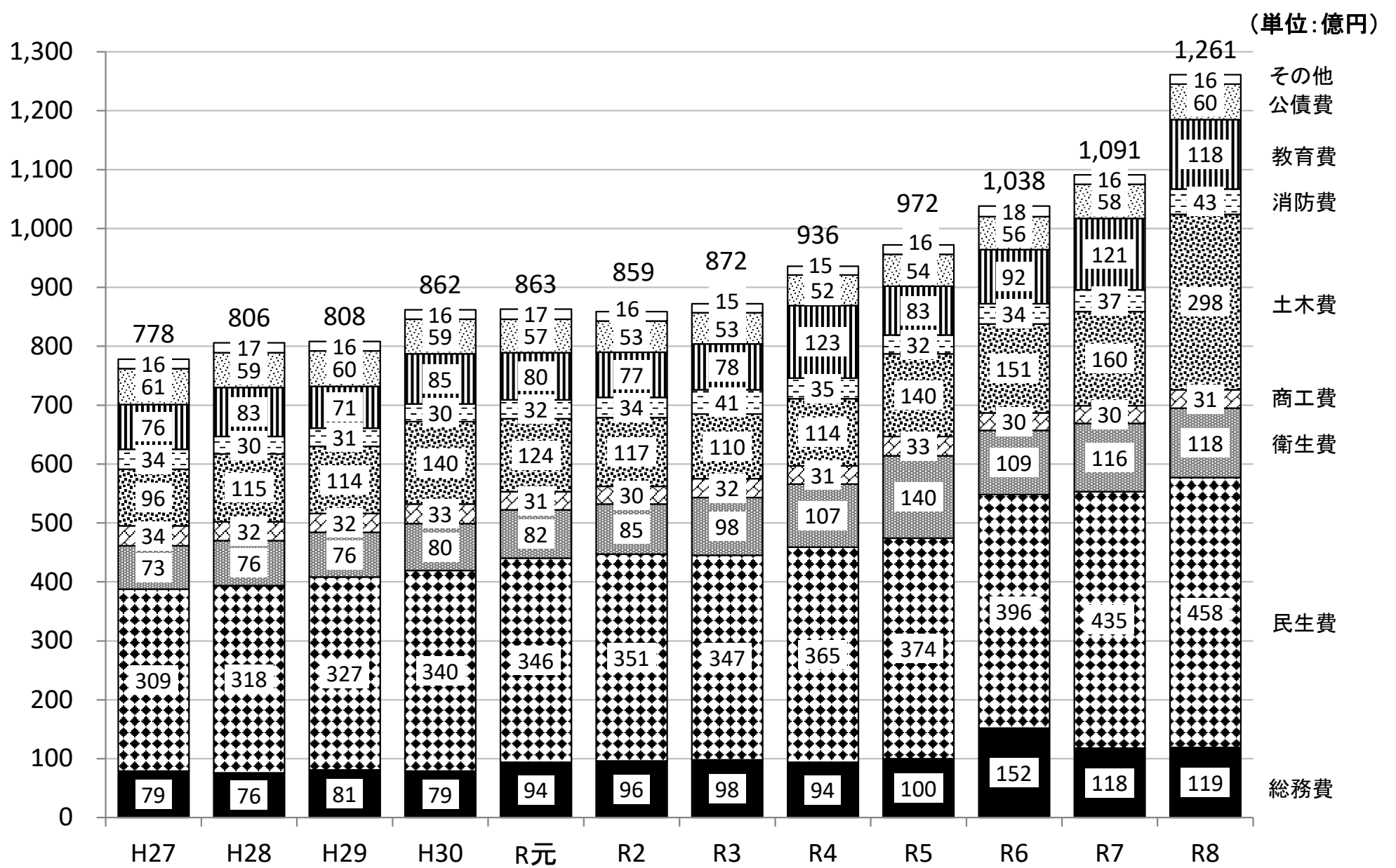
歳入内訳の推移



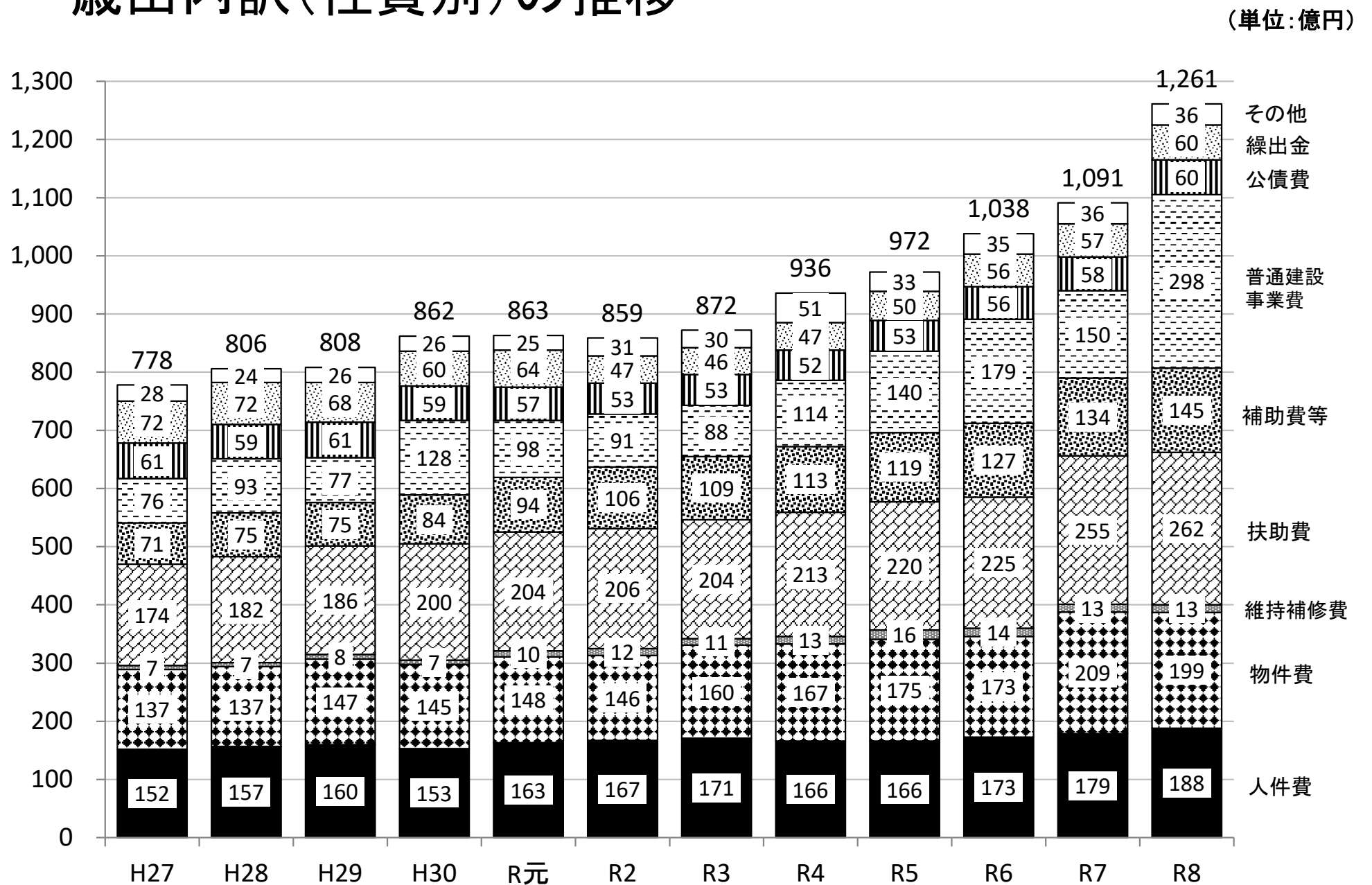
市税内訳の推移



歳出内訳(目的別)の推移



歳出内訳(性質別)の推移





「ふれあい」の大切さを共有し、市民自治のシンボルとするため、「市民ふれあい都市」を宣言しました。人と人とのつながりを深め、市民協働により、ふれあいあふれる厚木市をつくっていきましょう。

令和 8 年厚木市議会第 2 回会議（2 月定例会議）

令 和 8 年 度
厚木市一般会計・特別会計予算（当初）

参 考 資 料

【歳入歳出予算事項別明細書（ほか一覽）関係】

議案 第 2 7 号・第 2 8 号・第 3 1 号 関連

〔一般会計〕歳入

(単位：千円)

款 項 目	節	説 明 欄
50 使用料及び手数料		
5 使用料		
10 総務使用料	10 企画文化使用料	〔43ページ〕 行政財産使用料 【予算額】 生涯学習課 554 文化魅力創造課 461 93
15 民生使用料	5 社会福祉使用料	〔43ページ〕 行政財産使用料 【予算額】 障がい福祉課 4,168 健康医療課 3,587 福祉総合支援課 535 地域包括ケア推進課 39 7
	10 児童福祉使用料	〔43ページ〕 行政財産使用料 【予算額】 青少年課 44 保育課 32 12
20 衛生使用料	5 保健衛生使用料	〔45ページ〕 行政財産使用料 【予算額】 市民課 438 環境政策課 426 12
	10 清掃使用料	〔45ページ〕 行政財産使用料 【予算額】 環境事業課 96 生活環境課 64 32
40 土木使用料	20 都市計画使用料	〔47ページ〕 行政財産使用料 【予算額】 公園緑地課 546 市街地整備課 442 104
45 消防使用料	5 消防使用料	〔47ページ〕 行政財産使用料 【予算額】 消防総務課 196 警防課 106 90
50 教育使用料	10 小学校使用料	〔47ページ〕 行政財産使用料 【予算額】 学校施設課 351 学校給食課 348 3
	15 中学校使用料	〔47ページ〕 行政財産使用料 【予算額】 学校施設課 205 学校給食課 183 22
	20 社会教育使用料	〔47ページ〕 行政財産使用料 【予算額】 市民協働推進課 143 文化魅力創造課 134 9
10 手数料		
30 農林手数料	5 農業手数料	〔51ページ〕 諸証明手数料 【予算額】 農業委員会事務局 109 農業政策課 104 5
55 国庫支出金		
10 国庫補助金		
15 民生費国庫補助金	5 社会福祉費補助金	〔55ページ〕 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 【予算額】 福祉総合支援課 5,569 生活福祉課 5,438 131

款 項 目		節	説 明	欄			
	40 土木費国庫補助金	10 道路橋りょう費補助金	[59ページ] 社会資本整備総合交付金（道路事業） 道路維持課 交通混雑対策課	【予算額】 142,240 133,000 9,240			
			[61ページ] 無電柱化推進計画事業補助金 市街地整備課 交通混雑対策課	【予算額】 29,150 14,850 14,300			
		25 住宅費補助金	[61ページ] 社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業） 建築指導課 都市計画課	【予算額】 13,781 9,319 4,462			
		60 県支出金					
	10 県補助金	10 総務費県補助金	35 水源環境補助金	[67ページ] 水源環境保全・再生市町村補助金 河川下水道施設課 生活環境課 農業政策課	【予算額】 134,851 100,000 34,651 200		
				15 民生費県補助金	5 社会福祉費補助金	[69ページ] 外国籍高齢者・障害者等福祉給付金助成事業補助金 障がい福祉課 福祉総合支援課	【予算額】 288 228 60
			[69ページ] 高齢者在宅福祉事業費補助金 健康医療課 介護福祉課			【予算額】 2,109 1,900 209	
		45 消防費県補助金	5 消防費補助金	[77ページ] 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金 警防課 危機管理課 消防総務課 建築指導課 くらし交通安全課	【予算額】 61,978 21,578 18,837 16,704 4,309 550		
65 財産収入							
	5 財産運用収入	5 財産貸付収入	5 土地建物貸付収入	[79ページ] 土地貸付収入 財産管理課 市街地整備課 保育課 区画整理課	【予算額】 29,652 29,554 86 7 5		
				[79ページ] 建物貸付収入 財産管理課 健康医療課	【予算額】 14,915 14,009 906		
				85 諸収入			
				25 雑入	10 総務費雑入	[89ページ] 広告料収入 広報シティプロモーション課 青少年課 市民課 健康医療課 行政経営課 農業委員会事務局 障がい福祉課 生涯学習課	【予算額】 9,502 6,200 1,313 913 710 176 80 60 50

款 項 目		節	説 明 欄
	(雑入)		〔89ページ〕 【予算額】 その他雑入 8,810 職員課 4,203 財産管理課 2,035 D X 推進課 1,200 生涯学習課 574 くらし交通安全課 287 行政総務課 185 青少年課 111 市民課 94 市民協働推進課 72 市民税課 48 商業観光課 1
		15 民生費雑入	〔91ページ〕 【予算額】 広域連合後期高齢者保健事業補助金 8,889 国保年金課 4,542 福祉総合支援課 4,347
			〔91ページ〕 【予算額】 その他雑入 10,643 職員課 3,574 健康医療課 3,209 生活福祉課 2,720 障がい福祉課 550 こども育成課 441 こども家庭センター 104 保育課 40 介護福祉課 3 市民協働推進課 1 福祉総合支援課 1
		20 衛生費雑入	〔93ページ〕 【予算額】 その他雑入 2,734 生活環境課 930 職員課 639 健康医療課 432 環境政策課 430 環境事業課 241 市民課 62
		30 農林費雑入	〔93ページ〕 【予算額】 その他雑入 21 職員課 20 農業政策課 1
		35 商工費雑入	〔95ページ〕 【予算額】 アミューあつぎ電気ガス水道料受入金 78,087 商業観光課 76,440 生涯学習課 1,647
		40 土木費雑入	〔95ページ〕 【予算額】 その他雑入 9,877 区画整理課 7,250 住宅課 1,045 公園緑地課 1,024 建築指導課 172 道路総務課 167 職員課 128 都市計画課 85 開発指導課 5 河川下水道総務課 1
		45 消防費雑入	〔97ページ〕 【予算額】 その他雑入 1,615 消防総務課 872 危機管理課 724 職員課 17 警防課 1 管理課 1

款 項 目		節	説 明 欄	
	(雑入)	50 教育費雑入	[97ページ] その他雑入 【予算額】 6,162 教育総務課 1,620 市民協働推進課 1,418 学校給食課 984 職員課 870 文化魅力創造課 860 中央図書館 270 スポーツ魅力創造課 140	
90	市債			
	5 市債			
	40 土木債	10 道路橋りょう債	[99ページ] 道路新設改良事業債 【予算額】 2,872,400 交通混雑対策課 1,243,300 道路整備課 1,074,600 道路維持課 478,300 道路総務課 76,200	
	45 消防債	5 消防債	[99ページ] 消防施設整備事業債 【予算額】 137,100 消防総務課 76,900 警防課 60,200	
	50 教育債	25 保健体育債	[101ページ] 体育施設整備事業債 【予算額】 79,200 スポーツ魅力創造課 75,500 河川下水道施設課 3,700	

〔一般会計〕歳出

(単位：千円)

款 項 目		説 明 欄	
10 総務費			
5 総務管理費			
5 一般管理費	〔109ページ〕 共通物品調達費	行政総務課 財産管理課	【予算額】 6,544 5,446 1,098
	〔109ページ〕 一般管理事務経費	行政総務課 契約検査課	【予算額】 8,684 7,360 1,324
40 財産管理費	〔113ページ〕 財産維持管理事業費	財産管理課 健康医療課	【予算額】 21,420 19,843 1,577
	〔113ページ〕 庁舎資源再生事業費	財産管理課 行政総務課	【予算額】 8,757 5,460 3,297
10 企画文化費			
55 文化費	〔123ページ〕 文化事務経費	企画政策課 文化魅力創造課	【予算額】 110 100 10
15 民生費			
5 社会福祉費			
5 社会福祉総務費	〔139ページ〕 福祉政策事務経費	地域包括ケア推進課 介護福祉課	【予算額】 9,529 4,996 4,533
28 障害者福祉費	〔145ページ〕 障害者地域生活支援事業費 障害者相談支援事業費 障害者地域活動支援センター等事業費 障害者日中一時支援事業費 障害者福祉タクシー等助成事業費 障害者日常生活用具給付事業費 障害者移動支援事業費 障害者グループホーム家賃助成事業費 重度身体障害者入浴サービス事業費 障害者施設通所交通費助成事業費 障害者意思疎通支援事業費 成年後見等利用支援事業費 障がい者福祉計画策定事業費 障害者住宅設備等改善助成事業費 障害者理解促進事業費 重度障害者理髪サービス事業費 地域生活支援拠点機能強化補助金 重度障害者訪問看護支援事業費 身体障害者自動車改造等助成事業費 重度障害者緊急通報システム事業費 重度身体障害者寝具乾燥消毒事業費 重度身体障害者家具転倒防止器具設置事業費	障がい福祉課 障がい福祉課 障がい福祉課 障がい福祉課 障がい福祉課 障がい福祉課 障がい福祉課 障がい福祉課 障がい福祉課 障がい福祉課 福祉総合支援課 障がい福祉課 障がい福祉課 障がい福祉課 障がい福祉課 障がい福祉課 障がい福祉課 障がい福祉課 障がい福祉課 障がい福祉課 障がい福祉課 障がい福祉課 障がい福祉課	【予算額】 570,881 198,729 71,179 67,000 61,488 56,000 35,000 24,870 18,380 16,485 6,796 6,066 4,000 1,600 1,473 611 500 267 200 187 36 14

款 項 目		説 明 欄	
	45 高齢者生きがい対策費	〔151ページ〕 高齢者外出支援事業費 高齢者外出支援事業費 外出支援担い手育成事業費	【予算額】 287,508 286,826 682
	20 衛生費		
	5 保健衛生費		
	10 予防費	〔171ページ〕 予防接種事業費 成人保健予防接種事業費 母子保健予防接種事業費 予防接種健康被害救済事業費 予防接種健康被害救済事業費	【予算額】 1,047,150 543,000 496,848 7,020 282
	15 環境衛生費	〔175ページ〕 環境政策事務経費	【予算額】 1,274 1,050 224
	35 商工費		
	5 商工費		
	10 商工振興費	〔195ページ〕 アミューあつぎ運営管理事業費 アミューあつぎ維持管理事業費 アミューあつぎ運営事業費 アミューあつぎ維持補修事業費	【予算額】 433,510 400,490 30,020 3,000
	40 土木費		
	5 土木管理費		
	5 土木総務費	〔199ページ〕 土木総務事務経費	【予算額】 13,564 8,564 5,000
	10 道路橋りょう費		
	5 道路橋りょう総務費	〔199ページ〕 道路整備事務経費	【予算額】 1,704 1,325 379
	20 都市計画費		
	5 都市計画総務費	〔205ページ〕 公共用地取得事業特別会計繰出金	【予算額】 106,187 64,197 41,990
	45 消防費		
	5 消防費		
	10 非常備消防費	〔219ページ〕 消防団警防活動事業費	【予算額】 14,559 11,969 2,590
	50 教育費		
	5 教育総務費		
	10 事務局費	〔225ページ〕 事務局運営費	【予算額】 4,703 3,931 772
	15 中学校費		
	5 学校管理費	〔237ページ〕 中学校維持補修事業費	【予算額】 161,100 148,297 12,803

款 項 目		説 明 欄	
60 公債費			
5 公債費			
5 元金	〔251ページ〕 市債元金償還金	【予算額】 5,072,241	
		財政課 市民協働推進課	5,071,909 332
10 利子	〔251ページ〕 市債利子	【予算額】 875,176	
		財政課 市民協働推進課	875,164 12

〔公共用地取得事業特別会計〕歳入

(単位：千円)

款 項 目	節	説 明 欄
10 繰入金		
5 他会計繰入金		
5 一般会計繰入金	5 一般会計繰入金	〔297ページ〕 一般会計繰入金 【予算額】 156,193 道路総務課 64,197 道路整備課 41,990 市街地整備課 37,673 市民協働推進課 12,333

〔公共用地取得事業特別会計〕歳出

(単位：千円)

款 項 目	説 明 欄
5 公債費	
5 公債費	
5 元金	〔299ページ〕 市債元金償還金 【予算額】 326,669 道路総務課 237,692 道路整備課 39,236 市街地整備課 37,496 市民協働推進課 12,245
10 利子	〔299ページ〕 市債利子 【予算額】 1,421 道路総務課 876 道路整備課 280 市街地整備課 177 市民協働推進課 88

〔介護保険事業特別会計〕歳入

(単位：千円)

款 項 目	節	説 明	欄
40 繰入金			
5 一般会計繰入金			
10 その他一般会計繰入金	5 職員給与費等繰入金	〔387ページ〕 職員給与費等繰入金	【予算額】 297,057
		介護福祉課	289,318
		地域包括ケア推進課	7,739
50 諸収入			
20 雑入			
15 雑入	5 雑入	〔389ページ〕 雇用保険料受入金等	【予算額】 263
		介護福祉課	245
		地域包括ケア推進課	18

〔介護保険事業特別会計〕歳出

(単位：千円)

款 項 目	説 明	欄
18 地域支援事業費		
10 包括的支援事業・任意事業費		
5 包括的支援事業・任意事業費	〔399ページ〕 任意事業費	【予算額】 27,310
	任意事業費	福祉総合支援課 23,826
		介護福祉課 2,099
		地域包括ケア推進課 1,385

令和 8 年厚木市議会第 2 回会議（2 月定例会議）

令 和 8 年 度
厚木市一般会計・特別会計予算（当初）

参 考 資 料

【工事請負費関係】

〔一般会計〕

(単位：千円)

款	項	目	15節 工事請負費	概要
10	総務費		218,082	
10	企画文化費		218,082	
	50	文化会館費	69,120	〔121ページ〕 文化会館維持管理事業費 文化会館維持管理事業費 【文化魅力創造課】 〔内容〕設備機器の更新、施設劣化部分の改修 〔箇所〕文化会館
	58	学習支援センター費	143,297	〔125ページ〕 学習支援センター施設改修事業費（長寿命化） 学習支援センター施設改修事業費（長寿命化） 【生涯学習課】 〔内容〕外壁塗装及び屋上防水の改修 〔箇所〕学習支援センター
	60	防犯対策費	5,665	〔127ページ〕 防犯灯設置事業費 防犯灯設置事業費 【くらし交通安全課】 〔内容〕ＬＥＤ防犯灯の設置 〔箇所〕市内全域
15	民生費		464,274	
	5	社会福祉費	28,030	
	45	高齢者生きがい対策費	28,030	〔151ページ〕 老人憩の家改修事業費（長寿命化） 老人憩の家改修事業費（長寿命化） 【福祉総合支援課】 〔内容〕外壁及び空調機器等の改修 〔箇所〕毛利台老人憩の家・毛利台児童館
10	児童福祉費		436,244	
	5	児童福祉総務費	39,352	〔155ページ〕 放課後児童対策事業費 三田放課後児童クラブ施設整備事業費 【こども育成課】 〔内容〕三田小学校プール解体工事 〔箇所〕三田小学校
	20	保育所費	68,981	〔161ページ〕 保育所改修事業費（長寿命化） 保育所改修事業費（長寿命化） 【保育課】 〔内容〕屋根、換気設備改修、照明器具ＬＥＤ化 〔箇所〕相川保育所

(単位：千円)

款 項 目			15節 工事請負費	概要
	30	児童館費	67,383	[163ページ] 児童館整備事業費 (仮称) 三田児童館等複合施設整備事業費 【青少年課】 [内容] 三田小学校プール解体工事 [箇所] 三田小学校 児童館改修事業費 (長寿命化) 児童館改修事業費 (長寿命化) 【青少年課】 [内容] 外壁・屋根、設備機器の改修 [箇所] 毛利台児童館
	65	青少年施設費	260,528	[165ページ] (仮称) 未来館整備事業費 (仮称) 未来館整備事業費 (継続費) 【中央図書館】 [内容] プラネタリウム兼多目的ホール外殻築造工事 [箇所] 複合施設
30	農林水産業費		138,500	
	5	農業費	131,000	
	35	土地改良事業費	131,000	[189ページ] 道水路等維持補修事業費 道水路等維持補修事業費 【農業政策課】 [内容] 農業施設構造物損傷箇所補修 [箇所] 市内全域 農業基盤整備事業費 農業基盤整備事業費 【農業政策課】 [内容] 農業用圧送管整備、かんがい排水路改修 [箇所] 温水地内ほか
	10	林業費	7,500	
	5	林業振興費	7,500	[191ページ] 林道維持管理事業費 林道維持管理事業費 【農業政策課】 [内容] 林道施設構造物損傷箇所補修 [箇所] 七沢及び上古沢地内
40	土木費		20,914,192	
	5	土木管理費	60,000	
	5	土木総務費	60,000	[199ページ] 道路施設維持管理事業費 道路施設維持管理事業費 【道路維持課】 [内容] 街路樹伐採、根上り処理及び更新 [箇所] 南毛利地区ほか

(単位：千円)

款 項 目		15節 工事請負費	概要
10	道路橋りょう費	1,916,000	
	10 道路新設改良費	651,000	[201ページ] 道路交通環境整備事業費 道路交通環境整備事業費 【交通混雑対策課】 [内容]交差点改良、道路交通環境整備 [箇所]森の里病院前交差点 (森の里3丁目) N=1箇所 中依知上依知線ほか (山際) L=130m バスセンター歩道舗装改修 (中町1丁目) 一式 早期整備【ベンチ設置等】 (市内全域) 一式 道路交通環境整備事業費 (継続費) 【交通混雑対策課】 [内容]電線共同溝整備 [箇所]中町2丁目 L=100m 幹線市道新設改良事業費 金田妻田線道路改良事業費 【交通混雑対策課】 [内容]道路改良 [箇所]金田妻田線 (金田) L=70m 生活道路整備事業費 生活道路整備事業費 【道路整備課】 [内容]道路改良、側溝整備、舗装 [箇所]市内全域 交通混雑対策推進事業費 【交通混雑対策課】 交通混雑対策推進事業費 [内容]道路改良 [箇所]辻戸室線 (緑ヶ丘入口) L=60m 自転車走行空間整備事業費 自転車走行空間整備事業費 【交通混雑対策課】 [内容]自転車及び矢羽根マーク等路面標示 [箇所]辻戸室線 (戸室2丁目ほか) L=2.1km
	15 道路維持費	722,000	[201ページ] 道路維持補修事業費 道路維持補修事業費 【道路維持課】 [内容]舗装補修、舗装損傷箇所復旧、 道路構造物損傷箇所復旧及び道路後退部舗装 [箇所]市内全域

(単位：千円)

款 項 目		15節 工事請負費	概要
	25 橋りょう維持費	150,000	[201ページ] 橋りょう長寿命化事業費 橋りょう長寿命化事業費 【道路維持課】 [内容]橋りょう補修、橋りょう損傷箇所復旧 [箇所]鮎津橋歩道橋ほか
	30 交通安全施設整備費	393,000	[203ページ] 歩道整備事業費 歩道整備事業費 【交通混雑対策課】 [内容]歩道整備 [箇所]愛甲高坪線 (温水西) L=130m 水引小野線 (温水) L=60m 松蓮寺千頭線 (及川2丁目) L=130m 簾谷上古沢線 (上古沢) L=80m 横須賀水道路線 (金田) 一式 歩道整備事業費(継続費) 【交通混雑対策課】 [内容]歩道整備 [箇所]温水愛名線(温水西) L=250m 交通安全施設事業費 交通安全施設事業費 【道路維持課】 [内容]路面カラー化(路肩部、交差点部)、 道路反射鏡、路面標示、街路灯等の新設・補修、 及び交通安全施設の設置・補修 [箇所]市内全域 道路付属施設長寿命化事業費 道路付属施設長寿命化事業費 【道路維持課】 [内容]街路灯補修、道路付属施設損傷箇所復旧 [箇所]市内全域 通学路安全対策事業費 通学路安全対策事業費 【道路維持課】 [内容]路面カラー化(路肩部、交差点部)、 防護柵・車止めの設置等 [箇所]市内全域(通学路)

(単位：千円)

款 項 目		15節 工事請負費	概要
15	河川費	43,000	
	10 河川事業費	43,000	[203ページ] 普通河川改修事業費 普通河川改修事業費 【河川下水道施設課】 [内容]河川用地整備 [箇所]普通河川恩曾川（上古沢） 河川維持補修事業費 河川維持補修事業費 【河川下水道施設課】 [内容]河川維持補修 [箇所]市内全域
20	都市計画費	18,895,192	
	10 市街地再開発事業費	17,661,460	[207ページ] 複合施設整備事業費 複合施設建設事業費（継続費） 【市街地整備課】 [内容]複合施設建設工事 [箇所]複合施設 複合施設周辺整備事業費（その2）（継続費） 【市街地整備課】 [内容]電線共同溝整備、路面標示改修等 [箇所]市道A358号線、複合施設周辺交差点
	15 土地区画整理費	10,000	[209ページ] 酒井土地区画整理推進事業費 酒井土地区画整理関連道水路整備事業費 【区画整理課】 [内容]道水路付帯工事 [箇所]酒井地内ほか
	20 都市下水路費	64,000	[209ページ] 排水路整備事業費 排水路整備事業費 【河川下水道施設課】 [内容]排水路整備 [箇所]妻田西1丁目地内ほか 排水路維持補修事業費 排水路維持補修事業費 【河川下水道施設課】 [内容]排水路維持補修 [箇所]市内全域

(単位：千円)

款 項 目		15節 工事請負費	概要
	25 公園緑地費	230,000	[209ページ] 公園緑地整備事業費 公園緑地整備事業費 【公園緑地課】 [内容]公園整備及び改修 [箇所]酒井地内ほか
	30 街路事業費	495,000	[211ページ] 街路整備事業費 厚木環状3号線街路整備事業費 【交通混雑対策課】 [内容]街路整備 [箇所]標識工事 (愛名ほか) N=3基 関連道路(その1) (下古沢) L=250m 関連道路(その2) (下古沢) L=150m 早期整備(その1) (愛名ほか) 一式 早期整備(その2) (愛名ほか) 一式 早期整備(その3) (下古沢ほか) 一式 本厚木下津古久線街路整備事業費 【交通混雑対策課】 [内容]街路整備 [箇所]舗装工事 (酒井ほか) L=250m 付帯工事 (酒井ほか) L=250m 照明設置 (酒井ほか) 一式 標識工事 (酒井ほか) N=3基 早期整備(その1) (酒井ほか) 一式 早期整備(その2) (酒井ほか) 一式 早期整備(その3) (酒井ほか) 一式
	45 運動公園費	434,732	[213ページ] 運動公園長寿命化事業費 運動公園長寿命化事業費(継続費) 【公園緑地課】 [内容]体育館棟改修 [箇所]荻野運動公園
45	消防費	109,076	
	5 消防費	109,076	
	25 災害対策費	109,076	[223ページ] 避難所機能強化事業費 防災井戸等整備事業費 【危機管理課】 [内容]防災井戸及びマンホールトイレ整備 [箇所]妻田小学校、戸室小学校、上依知小学校、 荻野中学校、森の里中学校 [225ページ] 特殊地下壕対策事業費 特殊地下壕対策事業費 【危機管理課】 [内容]特殊地下壕埋戻し工事 [箇所]七沢及び金田地内

(単位：千円)

款 項 目		15節 工事請負費	概要
50	教育費	2,240,206	
10	小学校費	1,979,975	
	5 学校管理費	1,719,594	[233ページ] 校舎等整備事業費（小学校） 依知南小学校施設整備事業費（継続費） 【学校施設課】 [内容]新校舎建設工事 [箇所]依知南小学校 緑ヶ丘小学校施設整備事業費（継続費） 【学校施設課】 [内容]新校舎建設工事 [箇所]緑ヶ丘小学校 北小学校施設整備事業費（継続費） 【学校施設課】 [内容]既存校舎解体工事 [箇所]北小学校
	10 学校保健給食費	260,381	[235ページ] 学校給食施設改修事業費（長寿命化） 学校給食施設改修事業費（長寿命化） 【学校給食課】 [内容]厚木第二小学校給食調理場改修(機能回復)工事 [箇所]厚木第二小学校
15	中学校費	146,165	
	5 学校管理費	146,165	[237ページ] 中学校校舎・体育館改修事業費（長寿命化） 中学校校舎・体育館改修事業費（長寿命化） 【学校施設課】 [内容]受変電設備改修工事 [箇所]玉川中学校
20	社会教育費	39,666	
	20 公民館費	39,666	[243ページ] 公民館維持管理事業費 公民館維持管理事業費 【市民協働推進課】 [内容]愛甲公民館駐車場新設工事 [箇所]愛甲公民館

(単位：千円)

款 項 目		15節 工事請負費	概要
25	保健体育費	74,400	
	10 体育施設費	74,400	[249ページ] 南毛利スポーツセンター改修事業費 南毛利スポーツセンター改修事業費 【スポーツ魅力創造課】 (継続費) [内容]南毛利スポーツセンター付帯設備改修工事 [箇所]南毛利スポーツセンター [251ページ] 猿ヶ島汚泥貯留地上部利用施設関連維持管理事業費 猿ヶ島汚泥貯留地上部利用施設関連維持 【河川下水道施設課】 管理事業費 [内容]日除け設置工事 [箇所]猿ヶ島野球場

〔公共下水道事業会計〕

【収益的支出】

(単位：千円)

款 項 目	23節 工事請負費	概 要
1 下水道事業費用	167,000	
1 営業費用	167,000	
1 管渠費	167,000	〔513ページ〕 管渠維持管理経費 管渠維持管理経費 【河川下水道施設課】 〔内容〕耐震化工事、維持補修、防臭対策 〔箇所〕耐震化工事（旭町4丁目地内） 維持補修（市内全域） 防臭対策（旭町1丁目ほか）

【資本的支出】

(単位：千円)

款 項 目	23節 工事請負費	概 要
1 資本的支出	1,301,000	
1 建設改良費	1,301,000	
1 管渠建設費	854,000	〔523ページ〕 管渠建設費 公共下水道整備事業費 【河川下水道施設課】 〔内容〕汚水管整備等 〔箇所〕汚水管整備（市内全域） 汚水樹設置工事（市内全域） 公共下水道整備事業費（継続費） 【河川下水道施設課】 〔内容〕雨水管整備 〔箇所〕中津川右岸第2排水区 （下荻野・三田） R8～9 L=417m 恩曾川左岸第6排水区 （恩名2丁目・恩名3丁目） R7～9 L=493m
2 管渠改良費	347,000	〔523ページ〕 公共下水道長寿命化改築事業費 公共下水道長寿命化改築事業費 【河川下水道施設課】 〔内容〕管路施設改築、自動流量計改築、樋門樋管改築 〔箇所〕管渠改築（旭町3丁目） 管更生 L=496m 管渠改築（旭町5丁目ほか） 管更生 L=387m マンホール蓋改築（旭町2丁目ほか） N=105箇所 自動流量計改築（戸田） N=2箇所 樋門樋管改築（上荻野・下荻野） N=2箇所
4 ポンプ場改良費	100,000	〔523ページ〕 ポンプ場改良事業費 ポンプ場改良事業費（継続費） 【河川下水道施設課】 〔内容〕ポンプ場自家発電設備改築 〔箇所〕妻田ポンプ場（妻田南1丁目） R6～8

令和 8 年厚木市議会第 2 回会議（2 月定例会議）

令 和 8 年 度
厚木市一般会計予算（当初）

参 考 資 料

【債務負担行為（施設清掃・警備等、廃棄物処理等）関係】

議案 第 2 7 号 関連

債務負担行為（一般会計）の概要〔予算書20ページ〕

事 項	期 間	限度額（単位：千円）
施設清掃・警備等業務委託経費（令和8年度分）	令和9年度	97,911

施設清掃・警備等業務委託経費（令和8年度分）の内訳52件

No.	件 名	担当課等名
1	庁内LAN保守業務委託	DX推進課
2	ファイルサーバー保守業務委託	DX推進課
3	セキュリティ・ネットワーク監視等システム保守管理業務委託	DX推進課
4	総合行政情報システムサーバ等機器保守業務委託	DX推進課
5	総合行政情報システム運用支援業務委託	DX推進課
6	市民課サーバールーム空調機器保守点検委託	DX推進課
7	キャッシュレス決済端末等保守業務委託	財政課
8	庁舎管理業務委託	財産管理課
9	庁舎警備業務委託	財産管理課
10	第二庁舎清掃業務委託	財産管理課
11	七沢自然ふれあいセンター警備宿日直業務委託	生涯学習課
12	七沢自然ふれあいセンター清掃業務委託	生涯学習課
13	七沢自然ふれあいセンター污水处理施設保守点検業務委託	生涯学習課
14	七沢自然ふれあいセンター空調設備機器保守点検業務委託	生涯学習課
15	七沢自然ふれあいセンター給水及び給湯設備保守点検業務委託	生涯学習課
16	開票所等警備業務委託	選挙管理委員会事務局
17	期日前投票所等警備業務委託	選挙管理委員会事務局
18	投票所警備業務委託	選挙管理委員会事務局
19	保健福祉センター警備・受付業務委託	健康医療課
20	保健福祉センター清掃業務委託	健康医療課
21	保健福祉センター共用部清掃業務委託（その1）	健康医療課
22	保健福祉センター共用部清掃業務委託（その2）	健康医療課
23	保健福祉センター給湯用ボイラー等保守点検業務委託	健康医療課
24	メジカルセンター清掃業務委託	健康医療課
25	斎場清掃宿直等業務委託	市民課
26	環境センター清掃業務委託	環境事業課
27	衛生プラント清掃業務委託	生活環境課
28	公衆トイレ等清掃業務委託	生活環境課
29	公園緑地内公衆便所清掃業務委託	公園緑地課
30	厚木シティプラザ及び周辺警備等業務委託	道路維持課
31	地下道・バスセンター・サンデッキ清掃業務委託	道路維持課
32	愛甲石田駅前広場清掃業務委託	道路維持課
33	本厚木駅前清掃業務委託	道路維持課
34	本厚木駅周辺清掃業務委託	道路維持課
35	道路補修事務所清掃業務委託	道路維持課
36	地下道設備保守点検業務委託	道路維持課
37	厚木公園外12公園清掃業務委託	公園緑地課
38	厚木中央公園清掃業務委託	公園緑地課
39	若宮公園清掃業務委託	公園緑地課
40	公園緑地内ゴミ集積処分業務委託	公園緑地課

No.	件 名	担当課等名
41	妻田ひびき公園自動扉保守点検業務委託	住宅課
42	市営住宅宮の里ハイツ自動扉保守点検業務委託	住宅課
43	市営住宅宮の里ハイツ立体駐車装置保守点検業務委託	住宅課
44	妻田ひびき公園・戸室ハイツトイレ及び集会所清掃業務委託	住宅課
45	消防庁舎清掃業務委託	消防総務課
46	汚水処理装置保守点検業務委託	学校施設課
47	厚木シティプラザ設備保守業務委託	青少年課
48	厚木シティプラザ及び周辺警備等業務委託	青少年課
49	厚木シティプラザ清掃業務委託	青少年課
50	山中陣屋跡史跡公園トイレ清掃業務委託	文化魅力創造課
51	あつぎ郷土博物館清掃業務委託	文化魅力創造課
52	玉川野球場清掃業務委託	スポーツ魅力創造課

事 項	期 間	限度額（単位：千円）
廃棄物処理業務委託経費（令和８年度分）	令和９年度	8,619

廃棄物処理業務委託経費（令和８年度分）の内訳24件

No.	件 名	課 等 名
1	一般廃棄物処理業務委託	財産管理課
2	産業廃棄物処理業務委託	財産管理課
3	ごみ等処分業務委託	選挙管理委員会事務局
4	保健福祉センター一般廃棄物運搬処理業務委託	健康医療課
5	一般廃棄物処理業務委託	保育課
6	産業廃棄物処理業務委託	保育課
7	児童館一般廃棄物処理業務委託	青少年課
8	児童館産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託	青少年課
9	アミューあつぎ廃棄物処理業務委託	生涯学習課
10	特別管理産業廃棄物収集運搬委託	管理課
11	特別管理産業廃棄物処分委託	管理課
12	消防庁舎一般廃棄物処理業務委託	消防総務課
13	小学校可燃物収集運搬業務委託	教育総務課
14	小学校産業廃棄物収集運搬業務委託	教育総務課
15	南部学校給食センター可燃ごみ回収業務委託	学校給食課
16	南部学校給食センター資源物回収業務委託	学校給食課
17	中学校可燃物収集運搬業務委託	教育総務課
18	中学校産業廃棄物収集運搬業務委託	教育総務課
19	厚木市立公民館一般廃棄物（可燃物）収集運搬業務委託	市民協働推進課
20	厚木市立公民館産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託	市民協働推進課
21	厚木シティプラザ一般廃棄物処理業務委託	青少年課
22	厚木シティプラザ産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託	青少年課
23	あつぎ郷土博物館廃棄物運搬業務委託（一般廃棄物）	文化魅力創造課
24	あつぎ郷土博物館廃棄物運搬業務委託（産業廃棄物）	文化魅力創造課

事 項	期 間	限度額（単位：千円）
自家用電気工作物保安業務委託経費（令和８年度分）	令和９年度～ 令和10年度	1,690

自家用電気工作物保安業務委託経費（令和８年度分）の内訳４件

No.	件 名	課 等 名
1	小鮎保育所自家用電気工作物保安管理業務委託	保育課
2	自家用電気工作物保安業務委託	学校施設課
3	自家用電気工作物保安業務委託	学校施設課
4	自家用電気工作物保安業務委託	学校施設課

事 項	期 間	限度額（単位：千円）
広報あつぎ等作成業務委託経費（令和８年度分）	令和９年度	7,535

広報あつぎ等作成業務委託経費（令和８年度分）の内訳７件

No.	件 名	課 等 名
1	広報あつぎ等作成業務委託（市議会だより）	議会総務課
2	広報あつぎ作成業務委託	広報シティ°プロモーション課
3	広報あつぎ等作成業務委託（輝き厚木塾）	生涯学習課
4	広報あつぎ等作成業務委託（あつぎ協働大学）	生涯学習課
5	広報あつぎ作成委託	市民税課
6	広報あつぎ作成業務委託（農委だより）	農業委員会事務局
7	広報あつぎ等作成業務委託	健康医療課

事 項	期 間	限度額（単位：千円）
納税通知書作成等業務委託経費（令和８年度分）	令和９年度	21,338

納税通知書作成等業務委託経費（令和８年度分）の内訳３件

No.	件 名	課 等 名
1	軽自動車税納税通知書等作成・印字、封入封かん業務委託	市民税課
2	市・県民税納税通知書等の作成・印字・封入・封かん業務委託	市民税課
3	納税通知書等作成、印字及び封入封かん業務委託	資産税課

事 項	期 間	限度額（単位：千円）
公共施設における食品廃棄物収集・運搬等業務委託経費（令和８年度分）	令和９年度	7,092

公共施設における食品廃棄物収集・運搬等業務委託経費（令和８年度分）の内訳３件

No.	件 名	課 等 名
1	公共施設における食品廃棄物収集・運搬業務委託	保育課
2	小学校における食品廃棄物収集・運搬業務委託	学校給食課
3	中学校における食品廃棄物収集・運搬業務委託	学校給食課

事 項	期 間	限度額（単位：千円）
事業系食品廃棄物資源化業務委託経費（令和８年度分）	令和９年度	15,766

事業系食品廃棄物資源化業務委託経費（令和８年度分）の内訳２件

No.	件 名	課 等 名
1	事業系食品廃棄物の資源化処理業務委託	環境事業課
2	事業系食品廃棄物の収集運搬業務委託	環境事業課

事 項	期 間	限度額（単位：千円）
学校給食従事職員細菌培養検査業務経費（令和８年度分）	令和９年度	139

学校給食従事職員細菌培養検査業務経費（令和８年度分）の内訳３件

No.	件 名	課 等 名
1	学校給食従事職員等細菌培養検査業務（単独調理場）	学校給食課
2	南部学校給食センター学校給食従事職員等細菌培養検査業務	学校給食課
3	学校給食従事職員等細菌培養検査業務（北部）	学校給食課

事 項	期 間	限度額（単位：千円）
小中学校牛乳パック収集・運搬業務委託経費（令和８年度分）	令和９年度	873

小中学校牛乳パック収集・運搬業務委託経費（令和８年度分）の内訳２件

No.	件 名	課 等 名
1	小学校牛乳パック収集・運搬業務委託	学校給食課
2	中学校牛乳パック収集・運搬業務委託	学校給食課

事 項	期 間	限度額（単位：千円）
栄養管理システム運用保守業務委託経費（令和８年度分）	令和９年度～令和13年度	6,530

栄養管理システム運用保守業務委託経費（令和８年度分）の内訳２件

No.	件 名	課 等 名
1	栄養管理システム運用保守業務委託（南部）	学校給食課
2	栄養管理システム運用保守業務委託（北部）	学校給食課

議案第35号

公平委員会委員の選任について

厚木市公平委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住 所 秦野市春日町
氏 名 府 川 浩 明 様
 昭和35年生まれ

令和8年2月18日提出

厚木市長 山 口 貴 裕

提案理由

地方公務員法第9条の2第2項の規定により、同意を求める。

参考資料

府川 浩明 様 略歴

本 籍 地	秦野市
住 所	秦野市春日町
生 年	昭和35年
最終学歴	神奈川大学経済学部卒業
職 業	団体役員
経 歴	厚木市職員 現 厚木市シルバー人材センター常務理事兼事務局長